

# 保健事業の概要

(令和5年度版)

～生涯にわたる健康づくり～



西宮市食育・健康づくり  
マスコット  
「みやちゃん」

西宮市保健所



## 目次

### I 章 総論

<b>1 西宮市の概要</b>	<b>1</b>
(1) 位置及び地勢	1
(2) 沿革及び特性	1
(3) 人口・世帯数の推移	2
<b>2 保健所の概要</b>	<b>2</b>
(1) 沿革	2
(2) 管内略図	6
(3) 組織・職種別職員体制	7
(4) 各課別・事務分掌	8
(5) 予算・決算	11
(6) 施設の概要	22
ア 西宮市保健所	22
イ 西宮市中央保健福祉センター	24
ウ 西宮市北口保健福祉センター	26
エ 西宮市山口保健福祉センター	27
オ 西宮市鳴尾保健福祉センター	28
カ 西宮市塩瀬保健福祉センター	29
キ 西宮市動物管理センター	30
ク 西宮市食肉衛生検査所	31
ケ 西宮市応急診療所	31
(7) 附属機関等	32
ア 西宮市地域保健推進協議会	32
イ 西宮市医療安全推進協議会	32
ウ 西宮市災害医療救護連絡協議会	32
エ 西宮市協愛奨学基金運営委員会【附属機関】	32
オ 西宮市救急急患医療事故調査委員会	32
カ 西宮市乳幼児健康診査検討会	32
キ 西宮市がん検診精度管理検討会	32
ク 西宮市応急診療所運営協議会	33
ケ 西宮市感染症の診査に関する協議会【附属機関】	33
コ 西宮市予防接種健康被害調査委員会【附属機関】	33
サ 西宮市予防接種協議会	33
シ 西宮市予防接種事故調査委員会	33
ス 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議【附属機関】	33
セ 西宮市小児慢性特定疾病審査会【附属機関】	34
ソ 西宮市保健医療計画策定委員会【附属機関】	34
タ 西宮市胃内視鏡検診運営協議会	34

## II章 事業概要編

<b>1 地域医療</b>	<b>35</b>
(1) 医事	35
ア 医療施設状況	35
イ 医療関係施設許認可事務	36
ウ 医療従事者等の免許申請事務	37
エ 病院等監視指導事業	38
オ 医療安全支援センター（医療安全相談窓口）	40
(2) 薬事	41
ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等 関係施設許認可事務	41
イ 医薬品医療機器等法関係監視指導	41
ウ 医薬品医療機器等法に係る販売従事登録申請等受付事務	42
エ 毒物及び劇物取締法関係監視指導	43
オ 薬剤師法に係る薬剤師免許申請等受付事務	43
カ 麻薬等免許・登録申請等受付事務	43
キ 薬物乱用防止事業	44
ク 骨髄バンクドナー登録事業	44
(3) 献血推進	45
ア 市役所献血と地域や職域などにおける献血	45
イ にしきた献血ルーム	45
<b>2 救急医療</b>	<b>47</b>
(1) 救急医療体制	47
(2) 第1次救急医療	50
ア 在宅当番医制	50
イ 西宮市応急診療所	51
ウ 阪神北広域こども急病センター	53
エ 特殊救急医療（耳鼻咽喉科、眼科～休日夜間急病診療所（尼崎）～）	54
オ 休日歯科診療 ～西宮歯科総合福祉センター～	54
(3) 第2次救急医療	55
ア 病院群輪番制病院	55
イ 小児病院群輪番制病院	56
(4) 第3次救急医療	56
ア 兵庫県立西宮病院救命救急センター	57
イ 兵庫医科大学病院救命救急センター	57
(5) ドクターカーシステム	57
(6) 救急医療情報システム	57
ア 兵庫県広域災害・救急医療情報システム <兵庫県の事業>	57
イ 阪神医療福祉情報ネットワーク（h-Anshinむこねっと）	57

(7)	救急医療電話相談・救急医療体制の市民へのPR	58
ア	健康医療相談ハローにしのみや	58
イ	小児救急医療電話相談	58
ウ	西宮市政ニュース、日刊新聞	58
<b>3</b>	<b>健康づくり推進事業</b>	<b>59</b>
(1)	「新・にしのみや健康づくり 21（第2次）西宮市健康増進計画」の策定・推進	59
ア	西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議	60
(2)	健康づくり事業の取り組み	60
ア	出前健康講座	60
イ	にしのみや健康づくり推進員	60
ウ	にしのみや食育・健康づくり応援団	61
エ	普及啓発	61
オ	分野別の取り組み	62
(3)	健康ポイント事業	64
(4)	受動喫煙防止対策	64
<b>4</b>	<b>母子保健事業</b>	<b>65</b>
(1)	母子健康手帳の交付	67
(2)	伴走型相談支援・出産子育て応援給付金一体実施事業	67
(3)	健康教育	68
ア	マザークラス（母親学級）	68
イ	育児セミナー（両親学級）	68
ウ	双子・三つ子の親になる人のつどい	69
エ	プレママ料理教室	69
オ	離乳食に関する各種講座	69
カ	家族で学ぼう離乳食講座	70
キ	幼児食講座	70
ク	育児支援事業（よちよち広場）	70
(4)	訪問指導	71
ア	妊産婦・乳幼児訪問指導	71
イ	産後ケア事業	72
(5)	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の推進	72
(6)	特定不妊治療費助成事業	73
(7)	不育症治療支援事業	73
(8)	不妊治療ペア検査助成事業	73
(9)	健康診査	74
ア	妊婦健康診査	74
イ	産婦健康診査	74
ウ	妊婦歯科検診	74

エ	乳幼児健康診査	74
オ	精密健康診査	81
(10)	健康相談	81
ア	乳幼児健康相談	81
イ	乳幼児発達相談（すくすく相談会）	82
ウ	育児発達相談	82
エ	精神発達相談	83
オ	電話健康相談	83
カ	妊産婦オンライン相談	83
(11)	医療等の援護	83
ア	未熟児養育医療の給付	83
イ	自立支援医療（育成医療）の給付	84
ウ	結核児童療育給付	84
(12)	思春期保健事業	84
(13)	児童虐待防止に関する研修会・会議	85
<b>5</b>	<b>成人・高齢者保健事業</b>	<b>87</b>
(1)	健康手帳	88
(2)	健康教育	88
(3)	健康相談	89
(4)	健康診査・がん検診等	90
ア	西宮市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	93
イ	基本健康診査	94
ウ	長寿（後期高齢者）健康診査	94
エ	すこやか健康診査	95
オ	北口健康ドック	95
カ	骨粗しょう症検診	96
キ	歯周疾患検診	96
ク	長寿歯科健康診査	96
ケ	肝炎ウイルス検診	97
コ	胃がん（バリウム・内視鏡）検診	98
サ	肺がん・結核検診	99
シ	大腸がん検診	100
ス	乳がん検診	101
セ	子宮頸がん検診	102
ソ	前立腺がん検診	103
(5)	西宮市がん検診精度管理検討会	103
(6)	西宮市胃内視鏡検診運営協議会	103
(7)	訪問指導	104
(8)	在宅療養に関する情報提供（訪問看護の情報提供書）	104

(9)	二十歳の歯科健診事業	104
(10)	がん患者アピアランスサポート事業	104
(11)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（フレイル対策事業）	105
ア	個別的支援（ハイリスクアプローチ）	105
イ	通いの場への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）	105
(12)	介護予防事業	105
ア	西宮いきいき体操	105
イ	みみより広場事業	105
<b>6</b>	<b>感染症対策・予防接種事業</b>	<b>107</b>
(1)	結核対策事業	108
ア	結核患者の登録及び発生の動向	108
イ	実施主体別結核健康診断実施状況	109
ウ	家庭訪問、接触者の健康診断及び管理検診	109
エ	結核医療費公費負担	110
オ	結核対策特別促進事業	111
カ	結核まん延防止対策等	111
キ	結核予防費補助金	112
(2)	感染症対策事業	112
ア	感染症発生動向調査事業	112
イ	感染症予防対策事業	113
ウ	新型インフルエンザ等対策事業	114
エ	肝炎ウイルス検査（重症化予防推進事業）	114
オ	HIV 検査及びエイズに関する相談事業	115
カ	エイズ対策促進事業	115
キ	結核・感染症健康相談	115
(3)	予防接種	116
ア	ロタウイルス	117
イ	B型肝炎予防接種	117
ウ	ヒブ予防接種	117
エ	小児用肺炎球菌予防接種	118
オ	四種混合予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）	119
カ	ポリオ予防接種	119
キ	三種混合予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風）	119
ク	二種混合予防接種（ジフテリア、破傷風）	120
ケ	BCG予防接種	120
コ	麻しん風しん混合・麻しん・風しん予防接種	120
サ	水痘予防接種	121
シ	日本脳炎予防接種	121
ス	HPV（子宮頸がん予防）予防接種	122

セ	高齢者インフルエンザ予防接種	122
ソ	成人用肺炎球菌予防接種	123
タ	定期予防接種費用助成事業	123
チ	風しん抗体検査事業	123
ツ	風しんの追加的対策事業	123
テ	予防接種健康被害救済事業	124
ト	骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業	124
(4)	新型コロナウイルス感染症関連業務	125
ア	妊産婦への新型コロナウイルス感染症対策事業	126
イ	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業	126
<b>7</b>	<b>歯科保健</b>	<b>127</b>
(1)	親子の歯の教室・親子でむし歯 ZERO 教室	128
(2)	歯科健康教育・健康相談	128
(3)	地域歯科保健推進連絡会議	128
<b>8</b>	<b>難病対策事業</b>	<b>129</b>
(1)	医療費等の助成	130
ア	小児慢性特定疾病	130
イ	兵庫県が実施する医療費助成の申請受理及び進達事務	130
(2)	難病保健指導事業	132
ア	訪問等相談・指導事業	132
イ	サービス調整会議、在宅療養支援計画策定・評価事業	132
ウ	訪問相談員支援事業（支援者向け講習会）	133
エ	医療相談会等（委託事業）	133
オ	難病患者交流会	134
カ	小児慢性特定疾病児童自立支援事業（委託事業）	134
(3)	その他の兵庫県が実施する医療費助成の申請受理及び進達事務	134
ア	兵庫県肝炎治療特別推進事業（肝炎治療にかかる医療費の助成）	134
イ	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	134
ウ	若年者のターミナル支援事業	135
エ	原子爆弾被爆者対策事業	135
<b>9</b>	<b>精神保健福祉事業</b>	<b>137</b>
(1)	基盤整備	139
ア	地域精神保健福祉連絡会	139
イ	西宮市地域自立支援協議会との連携	139
ウ	精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業の推進	139
エ	退院後支援事業（精神保健医療体制の構築事業）	140
(2)	予防対策	141
ア	心の健康づくり	141
イ	自殺対策	143



(3)	医療対策	145
ア	医療保護対策	145
(4)	地域精神保健福祉活動	146
ア	普及啓発	146
イ	相談・訪問指導	147
ウ	社会参加・復帰支援	149
エ	組織育成・支援	150
<b>10</b>	<b>健康被害予防事業</b>	<b>151</b>
(1)	ぜん息アレルギー相談	151
(2)	アレルギー栄養相談	151
(3)	子どものアレルギー講座	151
(4)	アレルギー幼児食講座	152
(5)	ぜん息呼吸器相談	152
(6)	COPD講演会	152
(7)	乳幼児健康診査により把握されたリスク児への指導事業	153
<b>11</b>	<b>アスベスト対策事業</b>	<b>155</b>
(1)	石綿（アスベスト）健康管理支援事業	155
(2)	石綿読影の精度に係る調査事業	155
(3)	健康被害救済制度の申請・請求受付業務	155
<b>12</b>	<b>栄養改善事業</b>	<b>157</b>
(1)	食育の推進	158
ア	西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議	158
イ	企業・大学・団体等との食育の協働事業	159
ウ	西宮市食育学生ボランティア	159
エ	食育に関する普及・啓発	159
(2)	国民健康・栄養調査	159
(3)	栄養指導	160
ア	個別指導	160
イ	集団指導	160
(4)	給食施設指導	160
ア	給食施設数	160
イ	給食施設への指導状況	161
(5)	特別用途食品表示許可・食品表示基準に関する相談及び該当食品の収去	161
(6)	食生活改善地区組織育成	161
ア	活動支援状況	162
イ	西宮市食生活改善地区組織活動事業	162
(7)	表彰関係	162
<b>13</b>	<b>地域保健活動</b>	<b>163</b>
(1)	家庭訪問指導の状況	163

(2)	実習生指導	163
(3)	医師臨床研修（地域保健研修）	163
(4)	看護功労者表彰	164
(5)	看護学生奨学事業	164
<b>14</b>	<b>生活衛生</b>	<b>165</b>
(1)	食品衛生	165
ア	旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視指導状況	166
イ	改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視指導状況	167
ウ	改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設の監視指導状況	168
エ	食品等の検査件数	169
オ	食中毒発生状況	169
カ	食品に関する相談状況	170
キ	食品衛生普及啓発	171
ク	その他	171
(2)	衛生検査	172
ア	依頼検査	172
イ	行政検査	172
(3)	生活環境	173
ア	旅館業監視指導	173
イ	興行場監視指導	174
ウ	公衆浴場監視指導	174
エ	理容所・美容所監視指導	174
オ	クリーニング所監視指導	174
カ	温泉利用許可及び監視指導	174
キ	化製場等の許可及び監視指導	175
ク	専用水道・特設水道・簡易専用水道の監視指導	175
ケ	遊泳用プールの監視指導	175
コ	特定建築物の監視指導	176
サ	その他の事業	176
(4)	動物愛護	177
ア	動物の管理業務	178
イ	動物の愛護業務	179
(5)	食肉衛生検査	181
ア	と畜検査	181
イ	食鳥処理業の規制及び食鳥検査	183
ウ	衛生監視指導等	183

### III章 統計編

1	保健衛生関係主要統計調査	185
2	人口動態	187
(1)	統計凡例	187
(2)	出生・死亡等の状況	187
(3)	母の年齢階級別出生数	188
(4)	母の出産順位別出生数	188
(5)	合計特殊出生率（外国人住民を含まない人口で算出）	188
(6)	体重別出生数	188
(7)	主要死因別死亡数と死亡率	189
ア	西宮市における主要死因の比率	189
イ	西宮市における主な死因の死亡数と死亡率	189
(8)	悪性新生物（主要部位）による死亡数と死亡率	190
(9)	自殺による死亡数	191
(10)	妊娠周期別死産数	191
(11)	母の年齢階級別死産数	191
(12)	婚姻	191
(13)	離婚	191

### IV章 調査・研究活動編

1	調査・研究活動	193
---	---------	-----



# I 章 総 論



## 1 西宮市の概要

### (1) 位置及び地勢

西宮市は兵庫県の東南部にあり、大阪・神戸両市の間位置している。市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山北部で神戸市に、仁川及び武庫川中流で宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。

市域の面積は 100.18 k m<sup>2</sup>で、南北 19.1 km、東西 14.3 km にわたり、ひょうたん型に展開しており、その中央部を東六甲山系に属する山地が東西に横断している。

全体として、海拔-0.6m から 898.6m に至る起伏と変化に富んだ地形を生み、自然の緑とあいまって美しい景観をつくり出している。

東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を含む豊かな自然に恵まれた地域である。

### (2) 沿革及び特性

古くは西宮神社の門前町として、さらには西国街道と中国街道が交差する宿場町として栄えた。江戸時代の天保 11 年 (1840 年) に「宮水」の発見により、酒造業が盛んになり、「灘の生一本」の生産地として全国的に知られるようになった。

明治以降、良好な自然環境に加え、JR、阪神、阪急などの鉄軌道の整備を契機として、香櫨園・甲子園をはじめとするレクリエーション施設や住宅地の開発が進み、市街地は拡大してきた。さらに昭和以降、良好な教育環境を求めて関西学院や神戸女学院など伝統を誇る私学が相次いで移転してくるなど、文教住宅都市としての性格を特徴づける基礎がつけられた。

南部の平野部は、相次ぐ人口増によりそのほとんどが市街地となっているが、大阪・神戸の 2 大都市を結ぶ交通機関の発達によって、いわゆる市の中心となる大規模な繁華街がない状態が続いてきたが、近年は、平成 20 年 11 月に「西宮ガーデンズ」が開業するなど大型店舗が増加してきた。

産業面では、臨海部から内陸部の一帯には、伝統的な地場産業である酒造業に加え、食品関連工業等の軽工業が立地しており、サービス産業を中心とした第 3 次産業の比重が増大してきている。第 1 次産業では農業が都市化の進展により減少しつつある。

また、北部地域には中国自動車道西宮北インターチェンジに隣接して流通業務団地が、臨海部の鳴尾地区及び西宮浜埋立地には産業団地が形成されている。

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災により、想像を絶する被害に見舞われた。このため、平成 7 年 6 月に、まちづくりを安全・安心面から見直し、総合計画を補完する「震災復興計画」を策定し、市民生活の再建とまちの復興に取り組んできた。

平成 15 年 12 月には、全国初の「環境学習都市宣言」を行い、「環境学習を通じた持続可能な安全で快適なまちづくり」、「安心して暮らせる、心かようまちづくり」に取り組んでいる。また、中核市制度創設以来、「中核市」を視野に置いた市政運営を進めてきたが、地方自治法の改正により面積要件が廃止され、国・県等との協議を経て、平成 20 年 4 月 1 日「中核市」に移行した。

令和元年度からは、10 年間の長期的なまちづくりの基本目標を「未来を拓く 文教住宅都市・西宮 憩い、学び、つながりのある美しいまち」と定めた「第 5 次西宮市総合計画」を推進している。

## (3) 人口・世帯数の推移

区分		R2年	R3年	R4年	
人口（人）	総数	485,587	484,737	484,488	
	男	226,105	225,331	225,150	
	女	259,482	259,406	259,338	
世帯数		215,651	217,006	218,967	
出生数		3,677	3,448	3,332	
就学前人口 0～5歳	人口（人）	24,310	23,413	22,670	
	比率（％）	5.0	4.8	4.7	
老年人口	65歳以上	人口（人）	116,830	117,563	117,939
		比率（％）	24.1	24.3	24.4
	70歳以上	人口（人）	90,817	92,601	93,896
		比率（％）	18.8	19.2	19.4
	75歳以上	人口（人）	59,588	60,130	63,274
		比率（％）	12.3	12.4	13.1

注：人口、世帯数は各年10月1日現在の推計値。

年齢別人口は各年9月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）。

出生数は暦年（令和4年出生数は概数）。

## 2 保健所の概要

## (1) 沿革

兵庫県西宮保健所	
昭和19年 2月 1日	西宮市産所町33番地の旧西宮市健康相談所を活用して、当時の保健所法施行規則（昭和12年省令第29号）に基づく内務大臣の認可を受け、兵庫県西宮保健所（管轄区域は西宮市と武庫郡良元村、鳴尾村）として発足した。
昭和20年 8月 6日	空襲により、庁舎が焼失し、西宮市役所（六湛寺町）内の仮庁舎に移転した。
昭和20年12月10日	西宮市役所瓦木支所（瓦木町136）2階に移転した。
昭和22年11月15日	西宮市役所別館（六湛寺町）に移転した。
昭和23年 7月 1日	新築された庁舎（六湛寺町101の1）に移転した。
昭和30年 6月 1日	西宮市江上町25-1に移転した。
昭和41年 4月 1日	宝塚保健所の開設により、宝塚市の全域が管轄外となった。
昭和46年 4月 1日	環境衛生課、食品衛生課、公害課、センター検査室が設置された。
昭和48年 4月 1日	食肉衛生検査室が設置された。
昭和49年 4月 1日	予防課、保健指導課が設置された。
昭和50年 4月 1日	食肉衛生検査室が阪神食肉衛生検査所に名称変更された。
昭和52年 1月21日	新築庁舎（現地建替＝江上町3番26号）にて業務を開始した。
昭和55年 3月31日	阪神食肉衛生検査所が新築された。
昭和57年 4月 1日	予防課が健康課に名称変更された。
昭和63年 3月 5日	阪神食肉衛生検査所が新築、移転（西宮浜2丁目32の5）した。
昭和63年 4月 1日	阪神食肉衛生検査所が兵庫県食肉衛生検査センターに統合された。



平成 10 年 4 月 1 日	動物愛護センターが新設され、狂犬病予防業務が移された。
平成 12 年 4 月 1 日	西宮市の保健所政令市移行に伴い、西宮市内の保健所業務は西宮市に移譲された。
<b>西宮市保健所</b>	
平成 10 年 4 月 1 日	保健所設置市移行に向けての準備組織として、福祉局福祉保健部に「保健所設置担当課長」を設置した。
平成 11 年 4 月 1 日	健康福祉局に部組織の「保健所設置準備室」を設置した。
平成 11 年 6 月 25 日	平成 12 年 4 月に西宮市が保健所設置市となる旨の地域保健法施行令の一部改正政令が公布された。
平成 11 年 7 月 1 日	保健所ほか関係部署への市職員派遣研修を開始した。
平成 11 年 12 月 24 日	「西宮市保健所設置条例」、「西宮市化製場等に関する条例」を制定した。
平成 12 年 3 月 30 日	「西宮市旅館業法の施行等に関する条例」、「西宮市興行場法の施行等に関する条例」、「西宮市簡易専用水道条例」、「西宮市食品衛生法の施行等に関する条例」を制定した。 保健所関係手数料を含む「西宮市手数料条例」の全部改正、西宮市結核診査協議会、西宮市感染症診査協議会の設置を含む「西宮市附属機関条例」を制定した。
平成 12 年 3 月 31 日	西宮市保健所設置に伴う県から市への事務引継ぎを行った。また、食肉衛生検査所用地（240 m <sup>2</sup> ）を取得した。
平成 12 年 4 月 1 日	地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく保健所設置市に移行し、西宮市保健所を開設した。 保健所用地の無償使用貸借契約、保健所及び食肉衛生検査所建物設備の無償譲渡契約を交わした。 従来の対人保健サービス担当課である健康管理課と保健事業課を統合して「保健サービス課」を、また新たに「保健総務課」、「生活衛生課」、「健康増進課」、「食肉衛生検査所」を設置した。
平成 13 年 4 月 23 日	中央保健福祉センター及び北口保健福祉センターを開設した。
平成 13 年 6 月 4 日	保健所ホームページを開設した。 (平成 26 年 2 月に西宮市ホームページへ移行した)
平成 13 年 7 月	乳がんマンモグラフィ併用検診を開始した。
平成 14 年 3 月	「健康日本 21」の地方計画である「にしのみや健康づくり 21」を策定した。
平成 14 年 4 月	西宮市応急診療所において土曜日午後の診療を開始した。
平成 15 年 4 月 1 日	衛生検査設備を整備し、検査業務を開始した。
平成 15 年 6 月	歯周疾患検診を開始した。
平成 16 年 4 月 1 日	西宮市動物管理センター（環境局所管）を開設した。
平成 18 年 4 月 1 日	環境局所管の西宮市動物管理センターを保健所生活衛生課に組織変更し、動物管理業務を開始した。

平成 20 年 4 月 1 日	西宮市は「中核市」に移行した。 生活衛生課を「生活環境グループ」に改編し、食の安全安心の保持・充実のため「食品衛生グループ」を新設した。
平成 21 年 4 月 1 日	山口保健福祉センターを開設した。
平成 22 年 3 月 31 日	平成 21 年度末に無償貸借期間が満了する保健所用地（江上町 25 番 1 [2,594.94 m <sup>2</sup> ]) を、兵庫県より購入した。
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年度組織改正により対人 3 課（「保健総務課」、「保健サービス課」、「健康増進課」）がより連携して事業を実施するため連携型グループ制へ移行した。それに伴い「保健総務グループ」、「地域保健グループ」、「健康増進グループ」と名称変更された。
平成 22 年 6 月 1 日	鳴尾保健福祉センターを開設した。
平成 23 年 4 月 1 日	塩瀬センター健康相談室を塩瀬保健福祉センターとして開設した。
平成 24 年 4 月 1 日	平成 24 年度組織改正により、「グループ」から「課」に名称を統一した。 西宮市役所本庁舎 1 階に健康増進課精神保健福祉窓口を設置した。
平成 25 年 3 月	健康増進法第 7 条に基づく基本方針の改正により「新・にしのみや健康づくり 21（第 2 次）西宮市健康増進計画」を策定、また「西宮市食育・食の安全安心推進計画」を策定した。
平成 26 年 3 月	新型インフルエンザ等特別措置法が平成 25 年 4 月に施行されたことにより、県行動計画等を踏まえ「西宮市新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、「西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。
平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年度組織改正により、西宮市役所本庁舎 1 階の健康増進課精神保健福祉窓口を「障害福祉課」「生活支援課」へ移行した。
平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年度組織改正により、「保健予防課」を新設した。
平成 28 年 4 月 1 日	本庁 10 番窓口（母子健康手帳交付窓口）に保健師 1 名を配置した。
平成 30 年 1 月	西宮市医師会、西宮市歯科医師会、西宮市薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する協定を締結した。
令和 2 年 4 月 13 日	健康福祉局長を室長として、新型コロナウイルス感染症対策室を保健所内に設置した。
令和 2 年 8 月 18 日	新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するため、「西宮市 PCR 検査センター」を設置した。
令和 3 年 2 月 1 日	新型コロナウイルスワクチン接種体制強化のため、「新型コロナウイルスワクチン接種課」を新設した。
令和 4 年 4 月 1 日	福祉総括室から介護予防事業（西宮いきいき体操）、福祉部から健康ポイント事業が保健所へ移管された。

令和 4 年 10 月 24 日	保健総務課・健康増進課・保健予防課が池田庁舎（池田町 8 番 11 号）に移転し、業務を開始した。
令和 5 年 1 月 23 日	生活環境課・食品衛生課が西宮市役所西館（六湛寺町 10 番 3 号）に移転し、業務を開始した。

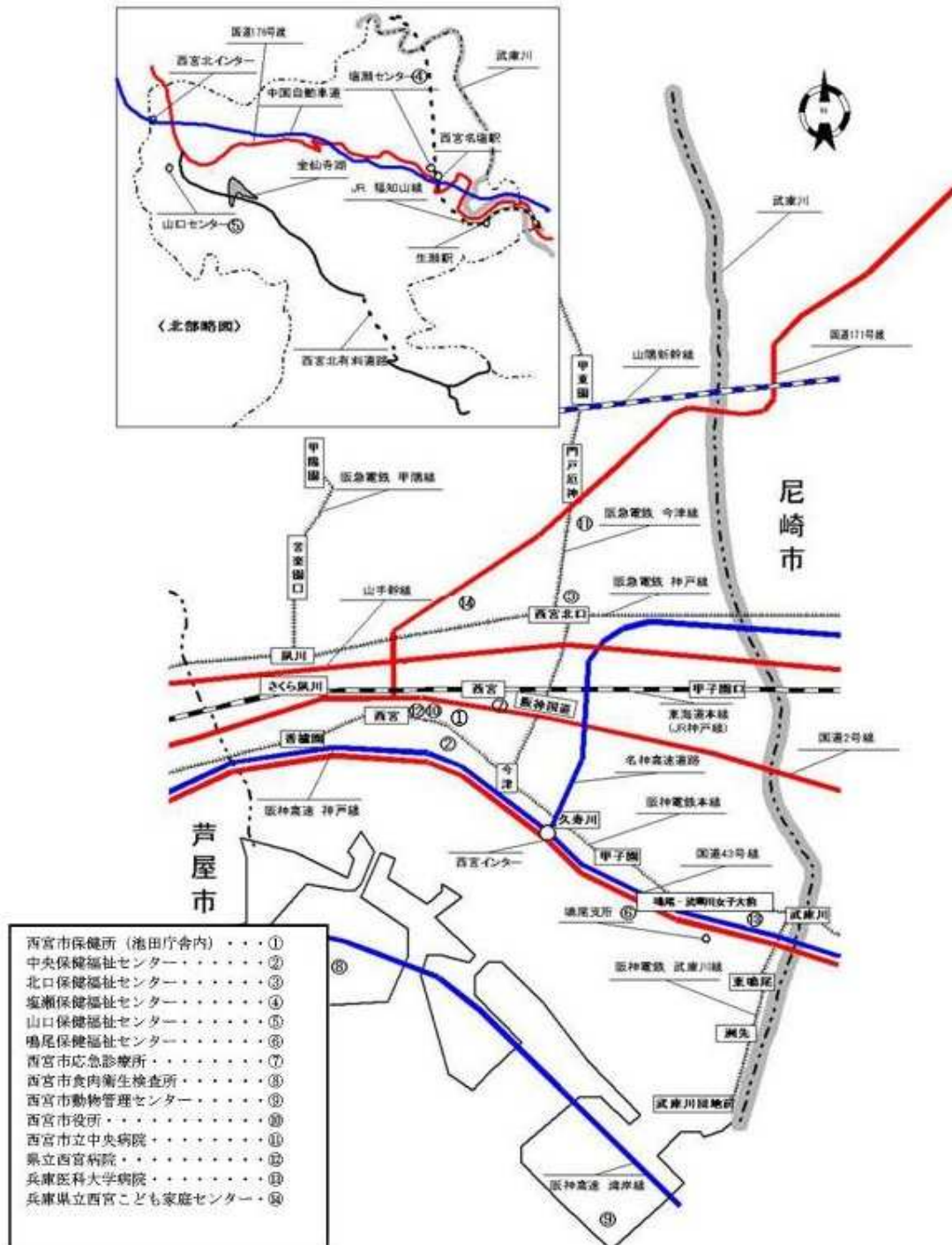
西宮市ホームページURL <https://www.nishi.or.jp/>  
 （西宮市ホームページの「健康・福祉 > 健康・保健所情報」からアクセス）

### 西宮市緊急サイト（新型コロナウイルス感染症関連情報）

（西宮市ホームページの「暮らし・手続き > 安心・安全 > 最新の緊急情報 > 新型コロナウイルス感染症関連情報」からアクセス）

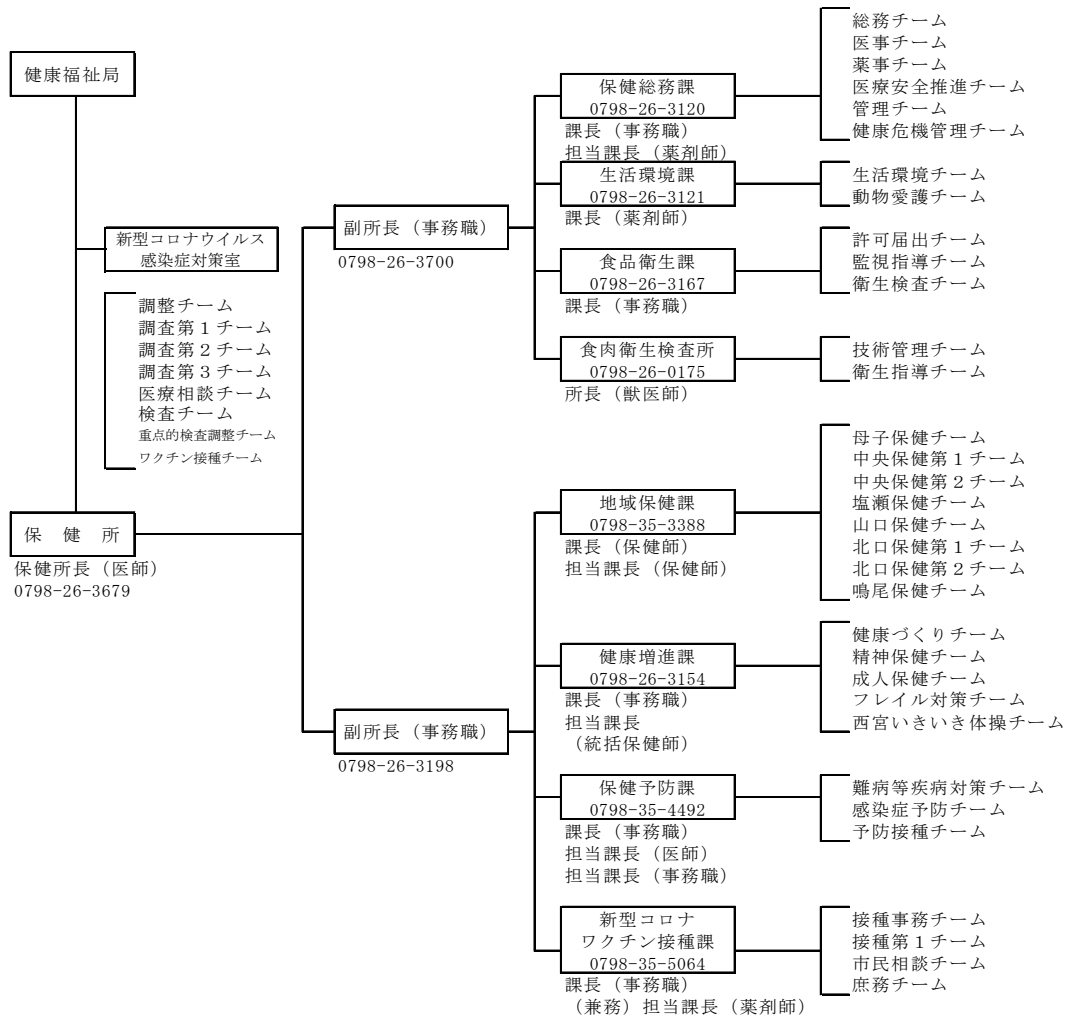
(2) 管内略図

西宮市保健所管内の略図



(3) 組織・職種別職員体制

(令和5年4月1日現在)



項目	保健所組織(180名)										職員数合計
	保健所長	副所長	保健総務課	生活環境課	食品衛生課	食肉衛生検査所	地域保健課	健康増進課	保健予防課	新型コロナワクチン接種課	
医師	1								1		2
事務職		2	10	1	1		8	7	10	9	48
技術職					1						1
保健師			1				46	15	11		73
獣医師				5	4	10					19
薬剤師			5	5	6						16
管理栄養士					2		5	3			10
診療放射線技師			1						1		2
臨床検査技師											0
歯科衛生士								2			2
看護師											0
理学療法士								2			2
作業療法士								1			1
福祉員								1			1
運転手				1			1		1		3
合計	1	2	17	12	14	10	60	31	24	9	180

※会計年度任用職員は除く

#### (4) 各課別・事務分掌

##### 保健総務課

- (1) 保健所の予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 地域保健対策の企画及び調整に関する事。
- (3) 保健所業務の情報システム化に関する事。
- (4) 衛生上の統計に関する事。
- (5) 医事及び薬事に関する事。
- (6) 健康危機管理に関する事。
- (7) 医療政策に係る事務事業の総合調整及び進行管理に関する事。
- (8) 西宮市保健医療計画の策定及び進行管理に関する事。
- (9) 応急診療所その他の救急医療に関する事（指定管理者が行うものを除く。）。
- (10) 西宮医療連盟その他関係団体に関する事。
- (11) 寄附金及び協愛奨学基金に関する事。
- (12) 献血推進事業に関する事。

##### 生活環境課

- (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業及びクリーニング業の許可及び指導監督に関する事。
- (2) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）に関する事。
- (3) 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に関する事。
- (4) 飲料水の衛生に関する事。
- (5) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に関する事。
- (6) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に関する事。
- (7) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に関する事。
- (8) 動物管理センターの管理及び運営に関する事。
- (9) 寄附金及び動物愛護基金に関する事。
- (10) その他生活環境に関する事。

##### 食品衛生課

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の許可及び届出並びに一般食品衛生に係る指導監督に関する事。
- (2) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に関する事（他課に属するものを除く。）。
- (3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に関する事。
- (4) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
- (5) 食中毒の疫学調査及び発生防止に関する事。
- (6) 食品の収去検査に関する事。
- (7) 微生物の試験及び検査に関する事。
- (8) 臨床検査に関する事。
- (9) 理化学の試験及び検査に関する事。
- (10) その他食品衛生に関する事。

**食肉衛生検査所**

- (1) と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)に関すること。
- (3) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)に関すること。
- (4) 検査手数料の収納に関すること。

**地域保健課**

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 成人保健に関すること(特定保健指導を含む。)
- (3) 健康づくり及び食育に関すること。
- (4) 環境保健事業に関すること(石綿健康被害に関するものを除く。)
- (5) 保健福祉センターに関すること(指定管理者が行うものを除く。)
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に係る個別支援に関すること。
- (7) 難病対策に係る個別支援に関すること(乳幼児に限る。)
- (8) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療に限る。)及び指定難病等の申請及び変更の受付に関すること。
- (9) その他地域保健に関すること。

**健康増進課**

- (1) 保健事業全般の企画調整に関すること。
- (2) 保健師活動の総合調整に関すること。
- (3) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく健康増進事業に関すること。
- (4) 健康診査(特定健康診査及び後期高齢者健康診査を含む。)の実施及び検診事務の調整に関すること。
- (5) 結核検診に関すること。
- (6) 環境保健事業に関すること(石綿健康被害に関することに限る。)
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に関すること(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関することに限る。)
- (9) 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に関すること。
- (10) 歯科保健に関すること。
- (11) 栄養改善及び国民健康・栄養調査に関すること。
- (12) 健康づくり及び食育の計画策定及び推進に関すること。
- (13) 健康ポイント事業に関すること。
- (14) 食品表示及び特定給食施設の指導に関すること。
- (15) 受動喫煙防止対策に関すること。
- (16) 保健医療福祉データの調査、分析及び活用に関すること(成人保健事業及びフレイル対策事業に係るものに限る。)
- (17) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。

- (18) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業としての介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に関する事（西宮いきいき体操等に関する事に限る。）。
- (19) その他健康増進に関する事。

**保健予防課**

- (1) 結核及び感染症の予防に関する事。
- (2) 予防接種に関する事。
- (3) 難病対策に関する事
- (4) 自立支援医療（育成医療に限る。）に関する事。
- (5) その他保健予防に関する事。

**新型コロナワクチン接種課**

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事。

**新型コロナウイルス感染症対策室**

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する事。



(5) 予算・決算

当初予算額年度別推移 (目別)

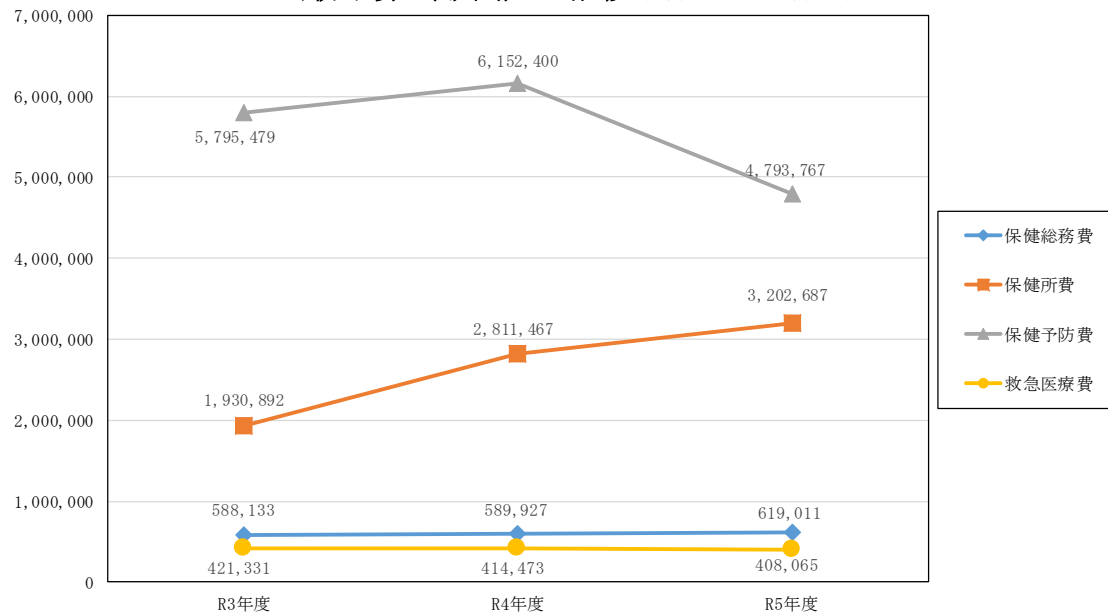
(単位:千円)

区分					R3年度	R4年度	R5年度		
会計	款	項	目	内訳	当初予算	当初予算	当初予算	前年度比 増減額	増減率 (%)
一般会計	民生費	老人福祉費	老人福祉総務費(※)	歳出	239,176	132,934	0	▲ 132,934	▲ 100.0
				特定財源	0	0	0	0	0.0
				一般財源	239,176	132,934	0	▲ 132,934	▲ 100.0
	衛生費	保健費	保健総務費	歳出	588,133	589,927	619,011	29,084	4.9
				特定財源	6,316	6,640	7,988	1,348	20.3
				一般財源	581,817	583,287	611,023	27,736	4.8
			保健所費	歳出	1,930,892	2,811,467	3,202,687	391,220	13.9
				特定財源	552,257	991,359	1,353,332	361,973	36.5
				一般財源	1,378,635	1,820,108	1,849,355	29,247	1.6
			保健予防費	歳出	5,795,479	6,152,400	4,793,767	▲ 1,358,633	▲ 22.1
				特定財源	3,088,819	3,431,909	1,942,489	▲ 1,489,420	▲ 43.4
				一般財源	2,706,660	2,720,491	2,851,278	130,787	4.8
			救急医療費	歳出	421,331	414,473	408,065	▲ 6,408	▲ 1.5
				特定財源	174,920	111,459	103,735	▲ 7,724	▲ 6.9
				一般財源	246,411	303,014	304,330	1,316	0.4
保健衛生施設整備費	歳出	213,399	194,644	177,895	▲ 16,749	▲ 8.6			
	特定財源	118,825	27,100	56,898	29,798	110.0			
	一般財源	94,574	167,544	120,997	▲ 46,547	▲ 27.8			
介護保険特別会計	地域支援事業費	地域支援事業費	一般介護予防事業費(※)	歳出	73,664	84,236	82,989	▲ 1,247	▲ 1.5
				特定財源	64,456	73,707	72,616	▲ 1,091	▲ 1.5
				一般財源	9,208	10,529	10,373	▲ 156	▲ 1.5
合計				歳出	9,262,074	10,380,081	9,284,414	▲ 1,095,667	▲ 10.6
				特定財源	4,005,593	4,642,174	3,537,058	▲ 1,105,116	▲ 23.8
				一般財源	5,256,481	5,737,907	5,747,356	9,449	0.2

※令和4年度より福祉総括室・福祉部から移管

(単位:千円)

当初予算 (歳出) の推移 (消費的事業・保健費のみ)



I 章 総論

当初予算歳入資料（保健所が所管するもの）

(単位:千円)

会計 款 項 目 節 細節 説明	R5年度	歳入課	充当予算事業
01 一般会計	3,373,045		
40 使用料及び手数料	239,295		
05 使用料	169,539		
10 総務使用料	70		
20 庁舎敷等使用料	70		
07 行政財産目的外使用料	70		
09 行政財産目的外使用料・・・応急診療所	46	保健総務課	救急医療対策事業経費
11 行政財産目的外使用料・・・動物管理センター	24	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
20 衛生使用料	169,469		
19 保健使用料	70,734		
05 01 北口検診施設使用料	70,734	健康増進課	健康診査・保健事業経費
20 応急診療所使用料	98,735		
05 01 応急診療所使用料	98,735	保健総務課	救急医療対策事業経費
10 手数料	69,756		
20 衛生手数料	69,756		
03 保健手数料	69,756		
20 01 営業許可等手数料(生活環境課)	1,520	生活環境課	生活衛生関係事業経費
22 01 営業許可等手数料(食品衛生課)	16,147	食品衛生課	食品衛生関係事業経費
25 01 衛生検査等手数料(食品衛生課)	1,470	食品衛生課	衛生検査関係事業経費
27 01 衛生検査等手数料(保健予防課)	16	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
30 01 診療所開設許可等手数料	2,421	保健総務課	医事関係事務経費 薬事関係事務経費
45 01 と畜検査等手数料	9,909	食肉衛生検査所	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費
55 01 健康診査手数料	22,532	健康増進課	健康診査・保健事業経費
58 01 北口検診施設証明手数料	6	健康増進課	健康診査・保健事業経費
60 01 応急診療所証明手数料	48	保健総務課	救急医療対策事業経費
65 01 狂犬病予防手数料	14,635	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
70 01 動物取扱業登録手数料	1,042	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
75 01 特定動物飼養許可手数料	10	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
45 国庫支出金	2,070,856		
05 国庫負担金	870,082		
20 衛生費国庫負担金	870,082		
03 保健費負担金	870,082		
25 01 結核医療費	6,896	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
30 01 感染症事業費	218,294	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費 衛生検査関係事業経費
33 01 感染症発生動向調査事業費	263,725	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費 衛生検査関係事業経費 一般事務経費(保健所費)
35 01 養育医療費	10,568	保健予防課	児童医療等給付事業経費
75 01 自立支援医療費	3,083	保健予防課	児童医療等給付事業経費
78 01 結核児童療育費	10	保健予防課	児童医療等給付事業経費
80 01 小児慢性特定疾病事業費	81,486	保健予防課	難病保健事業経費
85 01 新型コロナウイルスワクチン接種対策費	286,020	新型コロナウイルス接種課	予防接種事業経費

(単位:千円)

会計	款	項目	節	細節	説明	R5年度	歳入課	充当予算事業
01	45	10			国庫補助金	1,194,438		
			20		衛生費国庫補助金	1,194,438		
				03	保健費補助金	1,194,438		
				10	01 妊娠・出産包括支援事業費	11,339	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				15	01 伴走型支援・出産子育て応援交付金一体実施事業費	617,430	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				30	01 エイズ対策促進事業費	275	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
				34	01 特定感染症検査等事業費	21,973	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費 予防接種事業経費
				35	01 結核医療費	634	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
				40	01 結核対策特別促進事業費	9,115	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
				56	01 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費	3,186	健康増進課	健康診査・保健事業経費
				68	01 産婦健康診査事業費	15,000	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				69	01 母子保健対策強化事業費	1,398	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				70	01 難病特別対策推進事業費	1,412	保健予防課	難病保健事業経費
				72	01 小児慢性特定疾病事業費	1,214	保健予防課	難病保健事業経費
				80	01 食肉衛生検査設備整備費	227	食肉衛生検査所	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費
				83	01 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業費	300	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				84	01 低所得妊婦初回産科受診料支援事業費	500	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				90	01 牛海綿状脳症検査事業費	264	食肉衛生検査所	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費
				92	01 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業費	225	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				95	01 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	509,946	新型コロナワクチン接種課	予防接種事業経費 職員の給与費(保健所費)
		15			国庫委託金	6,336		
			20		衛生費国庫委託金	6,336		
				03	保健費委託金	6,336		
				20	01 国民健康・栄養調査事業費	960	健康増進課	健康づくり推進事業経費
				50	01 石綿誌影の制度確保等調査事業費	3,022	健康増進課	健康診査・保健事業経費
				60	01 環境保健サーベイランス事業費	2,354	地域保健課	母子・成人保健事業経費
		50			県支出金	874,361		
			05		県負担金	6,825		
				20	衛生費県負担金	6,825		
				03	保健費負担金	6,825		
				05	01 養育医療費	5,284	保健予防課	児童医療等給付事業経費
				10	01 自立支援医療費	1,541	保健予防課	児童医療等給付事業経費
			10		県補助金	859,211		
				20	衛生費県補助金	859,211		
				03	保健費補助金	859,211		
				16	01 伴走型支援・出産子育て応援交付金一体実施事業費	155,545	地域保健課	母子・成人保健事業経費
				30	01 不育症治療支援事業費	375	健康増進課	健康づくり推進事業経費
				40	01 がん患者アピアランスサポート事業費	2,725	健康増進課	健康診査・保健事業経費
				45	01 不妊治療ペア検査助成事業費	375	健康増進課	健康づくり推進事業経費
				55	01 若年者の在宅ターミナルケア支援事業費	810	保健予防課	難病保健事業経費
				68	01 骨髄等移植ドナー助成事業費	1,000	保健総務課	薬事関係事務経費
				75	01 予防接種健康被害処理費	425	保健予防課	予防接種事業経費

I 章 総論

(単位:千円)

会計	款	目	節	細	節	説明	R5年度	歳入課	充当予算事業
01	50	10	20	03	80	01 特定不妊治療費(拡充)	28,724	健康増進課	健康づくり推進事業経費
					82	01 新型コロナウイルス感染症対策事業費	547,072	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
					86	01 健康増進事業費	72,648	健康増進課	健康診査・保健事業経費 母子・成人保健事業経費 健康づくり推進事業経費
					87	01 DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業費	16,015	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
					88	01 石綿健康管理支援事業費	75	健康増進課	健康診査・保健事業経費
					90	01 第2次救急小児病院群輪番制事業費	4,767	保健総務課	救急医療対策事業経費
					92	01 自殺対策事業費	3,387	健康増進課	精神保健福祉事業経費
					94	01 骨髄移植後の予防接種再接種費用助成事業費	180	保健予防課	予防接種事業経費
					96	01 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業費	24,788	保健総務課	一般事務経費(保健所費)
					97	01 感染症対策専門家派遣等事業費	300	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
			15			県委託金	8,325		
			20			衛生費県委託金	8,325		
				03		保健費委託金	8,325		
				20	01	保健衛生統計調査費	8,324	保健総務課	職員の給与費(保健所費) 保健衛生統計調査事務経費
				27	01	受胎調節実地指導員指定証取扱事務費	1	保健総務課	医事関係事務経費
	55					財産収入	129		
		05				財産運用収入	129		
			05			財産貸付収入	88		
				05		土地建物貸付収入	88		
				43	01	行政財産貸付収入	88	保健総務課	救急医療対策事業経費
			10			利子及び配当金	41		
				05		利子及び配当金	41		
				57	01	協愛奨学基金利子	39	保健総務課	看護学生奨学事業経費
				59	01	動物愛護基金利子	2	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
	60					寄附金	2		
		05				寄附金	2		
			20			衛生費寄附金	2		
				03		保健費寄附金	2		
				05	01	協愛奨学基金に充当	1	保健総務課	看護学生奨学事業経費
				15	01	動物愛護基金に充当	1	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
	65					繰入金	8,538		
		05				繰入金	8,538		
			05			基金繰入金	8,538		
				05		基金繰入金	8,538		
				31	01	協愛奨学基金繰入金	4,200	保健総務課	看護学生奨学事業経費
				60	01	動物愛護基金繰入金	4,338	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
	75					諸収入	179,864		
		15				貸付金元金収入	1		
			20			衛生貸付金収入	1		
				05		衛生貸付金収入	1		
				12	01	協愛奨学基金貸付元金	1	保健総務課	看護学生奨学事業経費

(単位:千円)

会計	款	項目	節	細節	説明	R5年度	歳入課	充当予算事業
01	75	90			雑入	179,863		
		90			雑入	179,863		
		10			他会計等負担金収入	18,781		
		85	01		健康診査等一体実施保険者負担金収入	18,781	健康増進課	健康診査・保健事業経費 母子・成人保健事業経費
		30			保険金及び配分金	1		
		70	01		予防接種事故賠償保険金	1	保健予防課	予防接種事業経費
		45			実費等徴収金	115,201		
		07			実費等徴収金	115,201		
		10			動物飼育費	60	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
		16			複写機使用負担金収入	19	保健総務課	一般事務経費(保健所費)
		20			高齢者インフルエンザ予防接種実費徴収金	95,842	保健予防課	予防接種事業経費
		23			動物飼育料	3	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
		25			安否確認システム運用費負担金収入	518	保健総務課	一般事務経費(保健所費)
		30			成人用肺炎球菌予防接種実費徴収金	13,768	保健予防課	予防接種事業経費
		31			講座受講者負担金収入(地域保健課)	38	地域保健課	母子・成人保健事業経費
		33			産後ケア利用者負担金収入	4,947	地域保健課	母子・成人保健事業経費
		34			講座受講者負担金収入(健康増進課)	6	健康増進課	健康づくり推進事業経費
		50			光熱水費使用者負担金収入	35		
		07			光熱水費使用者負担金収入	35		
		09			光熱水費使用者負担金収入(保健総務課)	35	保健総務課	救急医療対策事業経費
		90			雑入	45,845		
		07			雑入	7,128		
		16			自動販売機取扱収入(保健総務課)	16	保健総務課	救急医療対策事業経費
		42			石綿健康被害救済給付業務委託金収入	4	保健総務課	一般事務経費(保健所費)
		43			健康被害予防事業助成金	6,126	地域保健課	環境保健事業経費
		47			余剰電力供給収入	1	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
		48			動物返還料	14	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
		49			と畜場調査協力金	16	食肉衛生検査所	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費
		67			妊婦健診封筒広告料	60	地域保健課	母子・成人保健事業経費
		82			実習生受入収入(保健総務課)	117	保健総務課	一般事務経費(保健所費)
		83			実習生受入収入(健康増進課)	774	健康増進課	薬事関係事務経費 健康づくり推進事業経費 精神保健福祉事業経費
		57			雑入	38,717		
		21			高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費	37,119	健康増進課	フレイル対策事業経費 職員の給与費(保健所費)
		25			アスファルト舗装改修等工事費負担金収入	1,598	地域保健課	西宮健康開発センター改修事業費

I 章 総論

当初予算歳出資料（保健所が所管するもの）

（単位：千円）

会計款項目	事業			説明	R5年度 当初予算額	R4年度 当初予算額	増減額	増減率 (%)
	大	中	小					
01	一般会計				9,201,425	10,295,845	▲ 1,094,420	▲ 10.6
15	民生費				0	132,934	▲ 132,934	▲ 100.0
10	老人福祉費				0	132,934	▲ 132,934	▲ 100.0
05	老人福祉総務費				0	132,934	▲ 132,934	▲ 100.0
32 01 10	健康ポイント事業経費				0	132,934	▲ 132,934	▲ 100.0
20	衛生費				9,201,425	10,162,911	▲ 961,486	▲ 9.5
03	保健費				9,201,425	10,162,911	▲ 961,486	▲ 9.5
05	保健総務費				619,011	589,927	29,084	4.9
07 10 01	職員の給与費				449,896	437,825	12,071	2.8
36 02 03	看護学生奨学事業経費				4,392	3,791	601	15.9
02 04	看護専門学校運営費補助事業経費				26,064	26,064	0	0.0
02 05	西宮医療連盟補助事業経費				5,184	5,184	0	0.0
02 06	西宮市献血推進協議会運営補助事業経費				1,938	1,938	0	0.0
02 07	障害者歯科診療補助事業経費				8,797	8,797	0	0.0
37 06 03	保健福祉センター維持管理事業経費				120,942	104,309	16,633	15.9
71 06 05	一般事務経費				1,798	2,019	▲ 221	▲ 10.9
10	保健所費				3,202,687	2,811,467	391,220	13.9
07 11 01	職員の給与費				1,144,767	1,072,425	72,342	6.7
30 02 01	医事関係事務経費				563	570	▲ 7	▲ 1.2
02 02	薬事関係事務経費				3,158	2,843	315	11.1
37 01 02	結核感染症予防対策事業経費				1,428,735	963,431	465,304	48.3
01 03	動物管理センター管理運営事業経費				41,245	40,917	328	0.8
01 04	生活衛生関係事業経費				1,204	1,055	149	14.1
01 05	衛生検査関係事業経費				16,023	23,639	▲ 7,616	▲ 32.2
01 06	食品衛生関係事業経費				11,012	9,131	1,881	20.6
01 07	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費				17,835	11,217	6,618	59.0
02 01	健康づくり推進事業経費				211,744	321,413	▲ 109,669	▲ 34.1
02 03	フレイル対策事業経費				22,079	23,771	▲ 1,692	▲ 7.1
04 01	精神保健福祉事業経費				29,975	28,892	1,083	3.7
05 01	難病保健事業経費				179,728	180,371	▲ 643	▲ 0.4
05 02	児童医療等給付事業経費				37,110	39,484	▲ 2,374	▲ 6.0
06 01	保健所施設維持管理事業経費				0	44,504	▲ 44,504	▲ 100.0
06 02	保健衛生統計調査事務経費				2,764	2,451	313	12.8
71 06 06	一般事務経費				54,745	45,353	9,392	20.7
15	保健予防費				4,793,767	6,152,400	▲ 1,358,633	▲ 22.1
37 01 01	予防接種事業経費				2,764,238	5,120,841	▲ 2,356,603	▲ 46.0
02 02	健康診査・保健事業経費				503,045	480,534	22,511	4.7
03 01	母子・成人保健事業経費				1,520,354	544,122	976,232	179.4
03 02	環境保健事業経費				6,130	6,903	▲ 773	▲ 11.2
20	救急医療費				408,065	414,473	▲ 6,408	▲ 1.5
36 01 02	救急医療対策事業経費				408,065	414,473	▲ 6,408	▲ 1.5
25	保健衛生施設整備費				177,895	194,644	▲ 16,749	▲ 8.6
37 06 04	保健福祉センター改修事業費				0	935	▲ 935	▲ 100.0
06 05	保健所施設整備事業費				62,587	97,121	▲ 34,534	▲ 35.6
06 06	西宮健康開発センター改修事業費				27,067	6,782	20,285	299.1
71 06 07	北口保健福祉センター整備事業費				88,241	89,806	▲ 1,565	▲ 1.7
16	介護保険特別会計				82,989	84,236	▲ 1,247	▲ 1.5
17	地域支援事業費				82,989	84,236	▲ 1,247	▲ 1.5
05	地域支援事業費				82,989	84,236	▲ 1,247	▲ 1.5
05	一般介護予防事業費				82,989	84,236	▲ 1,247	▲ 1.5
32 01 03	介護予防健康講座事業経費				3,969	4,448	▲ 479	▲ 10.8
01 05	介護予防事業経費				79,020	79,788	▲ 768	▲ 1.0

決算年度別推移（目別）

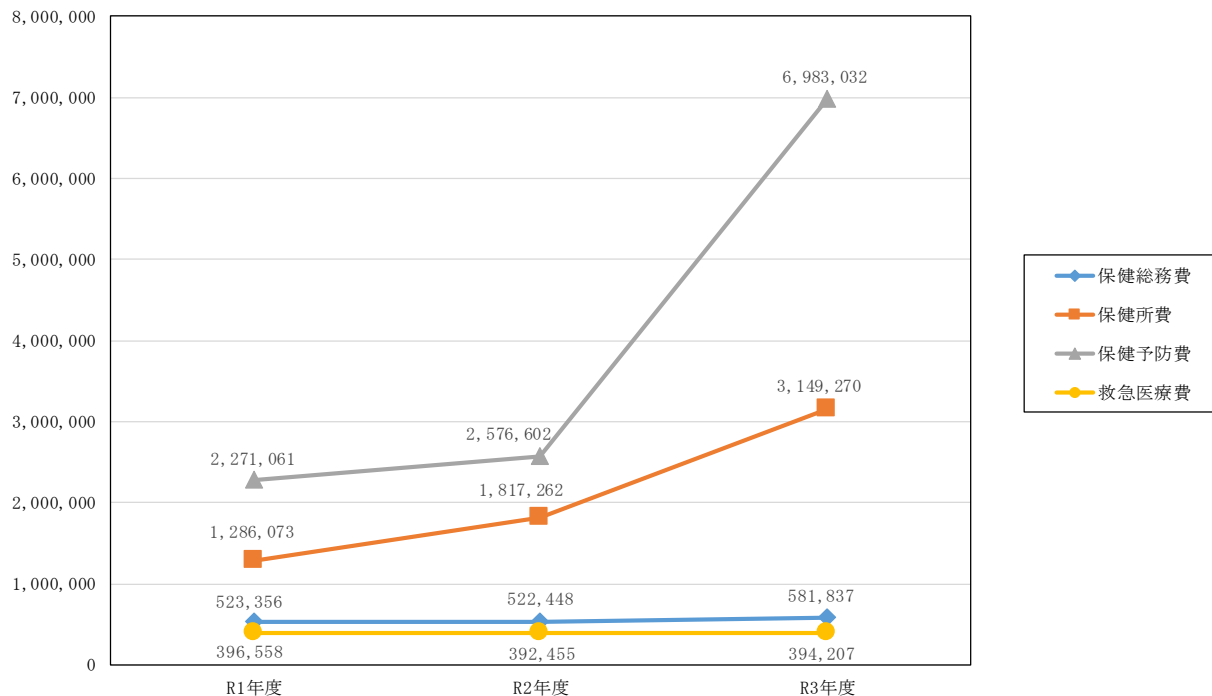
(単位:円)

区分					R2年度	R3年度	R4年度		
会計	款	項	目	内訳	決算	決算	決算	前年度比 増減額	増減率 (%)
一般会計	民生費	老人福祉費	老人福祉総務費(※)	歳出	-	201,474,037	132,085,421	▲ 69,388,616	▲ 34.4
				特定財源	-	21,416,000	0	▲ 21,416,000	▲ 100.0
				一般財源	-	180,058,037	132,085,421	▲ 47,972,616	▲ 26.6
	衛生費	保健費	保健総務費	歳出	522,447,200	581,836,206	595,103,360	13,267,154	2.3
				特定財源	11,905,685	13,466,049	14,184,801	718,752	5.3
				一般財源	510,541,515	568,370,157	580,918,559	12,548,402	2.2
			保健所費	歳出	1,817,261,899	3,149,269,688	5,084,612,244	1,935,342,556	61.5
				特定財源	556,052,809	1,501,101,806	2,301,575,030	800,473,224	53.3
				一般財源	1,261,209,090	1,648,167,882	2,783,037,214	1,134,869,332	68.9
			保健予防費	歳出	2,576,601,271	6,983,031,971	5,405,806,954	▲ 1,577,225,017	▲ 22.6
				特定財源	576,007,465	5,974,365,822	3,851,904,809	▲ 2,122,461,013	▲ 35.5
				一般財源	2,000,593,806	1,008,666,149	1,553,902,145	545,235,996	54.1
			救急医療費	歳出	392,454,646	394,206,452	389,923,686	▲ 4,282,766	▲ 1.1
				特定財源	71,626,570	69,075,140	90,253,714	21,178,574	30.7
一般財源	320,828,076	325,131,312		299,669,972	▲ 25,461,340	▲ 7.8			
保健衛生施設整備費	歳出	153,090,271	174,183,162	205,309,925	31,126,763	17.9			
	特定財源	37,300,000	80,918,700	42,382,000	▲ 38,536,700	▲ 47.6			
	一般財源	115,790,271	93,264,462	162,927,925	69,663,463	74.7			
介護保険特別会計	地域支援事業費	一般介護予防事業費(※)	歳出	-	44,856,233	65,010,982	20,154,749	44.9	
			特定財源	-	39,249,204	56,884,609	17,635,405	44.9	
			一般財源	-	5,607,029	8,126,373	2,519,344	44.9	
合計				歳出	5,461,855,287	11,528,857,749	11,877,852,572	348,994,823	3.0
				特定財源	1,252,892,529	7,699,592,721	6,357,184,963	▲ 1,342,407,758	▲ 17.4
				一般財源	4,208,962,758	3,829,265,028	5,520,667,609	1,691,402,581	44.2

※特定財源については他局からの充当額を含む  
※一般財源化した歳入は除く

(単位:千円)

決算（歳出）の推移（消費的事業・保健費のみ）



I 章 総論

歳入決算額（保健所が所管するもの）

(単位:円)

会計 款 項 目 節 細節 説明	収入済額	歳入課 (※1)	充当予算事業
01 一般会計	6,408,575,036		
40 使用料及び手数料	196,746,433		
05 使用料	131,880,758		
10 総務使用料	242,102		
20 庁舎敷等使用料	242,102		
07 行政財産目的外使用料	242,102		
08 行政財産目的外使用料・・・保健所	172,046	保健総務課	保健所施設維持管理事業経費
09 行政財産目的外使用料・・・応急診療所	46,056	保健予防課	救急医療対策事業経費
11 行政財産目的外使用料・・・動物管理センター	24,000	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
20 衛生使用料	131,638,656		
19 保健使用料	58,443,345		
05 01 北口検診施設使用料	58,443,345	健康増進課	健康診査・保健事業経費
20 応急診療所使用料	73,195,311		
05 01 応急診療所使用料	73,195,311	保健予防課	救急医療対策事業経費
10 手数料	64,865,675		
20 衛生手数料	64,865,675		
03 保健手数料	64,865,675		
20 01 営業許可等手数料(生活環境課)	1,696,000	生活環境課	生活衛生関係事業経費
22 01 営業許可等手数料(食品衛生課)	16,819,410	食品衛生課	食品衛生関係事業経費
25 01 衛生検査等手数料(食品衛生課)	1,525,920	食品衛生課	衛生検査関係事業経費
30 01 診療所開設許可等手数料	2,539,000	保健総務課	医事関係事務経費 薬事関係事務経費
45 01 と畜検査等手数料	8,958,685	食肉衛生検査所	食肉・食鳥衛生検査事業経費
55 01 健康診査手数料	19,065,900	健康増進課	健康診査・保健事業経費
58 01 北口検診施設証明手数料	4,000	健康増進課	健康診査・保健事業経費
60 01 応急診療所証明手数料	12,000	保健予防課	救急医療対策事業経費
65 01 狂犬病予防手数料	13,077,760	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
70 01 動物取扱業登録手数料	1,157,000	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
75 01 特定動物飼養許可手数料	10,000	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費
45 国庫支出金	4,744,823,741		
05 国庫負担金	2,929,643,541		
20 衛生費国庫負担金	2,929,643,541		
03 保健費負担金	2,929,643,541		
25 01 結核医療費	8,948,385	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
30 01 感染症事業費	544,775,304	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
33 01 感染症発生動向調査事業費	576,587,764	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費 衛生検査関係事業経費 保健所施設維持管理事業経費 一般事務経費(保健所費)
35 01 養育医療費	7,758,672	保健予防課	児童医療等給付事業経費
75 01 自立支援医療費	3,351,602	保健予防課	児童医療等給付事業経費
80 01 小児慢性特定疾病事業費	82,923,487	保健予防課	難病保健事業経費
85 01 新型コロナウイルスワクチン接種対策費	1,704,477,797	新型コロナワクチン接種課	予防接種事業経費
90 01 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費	820,530	新型コロナワクチン接種課	予防接種事業経費
10 国庫補助金	1,810,310,000		
20 衛生費国庫補助金	1,810,310,000		
03 保健費補助金	1,810,310,000		
10 01 妊娠・出産包括支援事業費	4,055,000	地域保健課	母子・成人保健事業経費
15 01 伴走型支援・出産子育て応援交付金一体実施事業費	205,862,000	地域保健課	母子・成人保健事業経費
30 01 エイズ対策促進事業費	253,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
34 01 特定感染症検査等事業費	18,144,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費 予防接種事業経費
35 01 結核医療費	660,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
40 01 結核対策特別促進事業費	4,801,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
56 01 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費	2,761,000	健康増進課	健康診査・保健事業経費
65 01 生涯を通じた女性の健康支援事業費	0	地域保健課	母子・成人保健事業経費
68 01 産婦健康診査事業費	13,090,500	地域保健課	母子・成人保健事業経費
69 01 母子保健対策強化事業費	3,021,500	地域保健課	母子・成人保健事業経費
70 01 難病特別対策推進事業費	1,412,000	保健予防課	難病保健事業経費
72 01 小児慢性特定疾病事業費	1,061,000	保健予防課	難病保健事業経費

※1 令和4年度組織における所管を記載



(単位:円)

会計	款	項目	節	細目	説明	収入	歳入課(※1)	充当予算事業				
01	45	10	20	03	80 01	食肉衛生検査設備整備費	199,000	食肉衛生検査所	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費			
					83 01	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業費	750,000	地域保健課	母子・成人保健事業経費			
					87 01	オンライン資格確認導入補助金	0	保健予防課	救急医療対策事業経費			
					90 01	牛海綿状脳症検査事業費	264,000	食肉衛生検査所	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費			
					92 01	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業費 ※2	4,180,000	地域保健課	母子・成人保健事業経費			
					95 01	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 ※2	1,549,671,000	新型コロナウイルス接種課	予防接種事業経費			
					96 01	不育症検査費用助成事業費	125,000	健康増進課	健康づくり推進事業経費			
					15				国庫委託金	4,870,200		
					20				衛生費国庫委託金	4,870,200		
					03				保健費委託金	4,870,200		
					20	01			国民健康・栄養調査事業費	480,000	健康増進課	健康づくり推進事業経費
					40	01			歯科疾患実態調査事業費	141,480	健康増進課	健康づくり推進事業経費
					50	01			石綿読影の精度確保等調査事業費	1,790,758	健康増進課	健康診査・保健事業経費
					60	01			環境保健サーベイランス事業費	2,457,962	地域保健課	母子・成人保健事業経費
					50				県支出金	1,008,690,739		
					05				県負担金	6,392,009		
					20				衛生費県負担金	6,392,009		
					03				保健費負担金	6,392,009		
					05	01			養育医療費	4,716,208	保健予防課	児童医療等給付事業経費
					10	01			自立支援医療費	1,675,801	保健予防課	児童医療等給付事業経費
					10				県補助金	995,170,200		
					20				衛生費県補助金	995,170,200		
					03				保健費補助金	995,170,200		
					16	01			伴走型支援・出産子育て応援交付金一体実施事業費	25,995,000	地域保健課	母子・成人保健事業経費
					17	01			年末年始中の体制確保事業費	90,000	保健予防課	救急医療対策事業経費
					30	01			不育症治療支援事業費	0	健康増進課	健康づくり推進事業経費
					40	01			がん患者アピアランスサポート事業費	2,157,000	健康増進課	健康診査・保健事業経費
					45	01			不妊治療ペア検査助成事業費	6,000	健康増進課	健康づくり推進事業経費
					50	01			時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業費	4,430,000	新型コロナウイルス接種課	予防接種事業経費
					55	01			若年者の在宅ターミナルケア支援事業費	0	保健予防課	難病保健事業経費
					68	01			骨髄等移植ドナー助成事業費	180,000	保健総務課	薬事関係事務経費
					75	01			予防接種健康被害処理費	0	保健予防課	予防接種事業経費
					76	01			新型コロナウイルス感染症夜間救急対応医療機関支援事業費	3,780,000	保健予防課	救急医療対策事業経費
					80	01			特定不妊治療費(拡充)	32,012,000	健康増進課	健康づくり推進事業経費
					82	01			新型コロナウイルス感染症対策事業費	790,264,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
					86	01			健康増進事業費	60,105,000	健康増進課	健康診査・保健事業経費
												健康づくり推進事業経費
												母子・成人保健事業経費
					87	01			DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業費	10,825,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
					88	01			石綿健康管理支援事業費	27,000	健康増進課	健康診査・保健事業経費
					89	01			ゴールデンウィーク中の体制確保事業費	105,000	保健予防課	救急医療対策事業経費
					90	01			第2次救急小児病院群輪審事事業費	4,770,000	保健予防課	救急医療対策事業経費
					91	01			抗原定性検査キット配布支援事業費	19,630,000	保健予防課	結核感染症予防対策事業経費
					92	01			自殺対策事業費	1,998,000	健康増進課	精神保健福祉事業経費
					94	01			骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成事業費	15,200	保健予防課	予防接種事業経費
					96	01			新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業費	38,781,000	保健総務課	保健所施設維持管理事業経費
												一般事務経費(保健所費)
					15				県委託金	7,128,530		
					20				衛生費県委託金	7,128,530		
					03				保健費委託金	7,128,530		
					20	01			保健衛生統計調査費	7,124,000	保健総務課	職員の給与費(保健所費)
					27	01			受胎調節実地指導員指定証取扱事務費	4,530	保健総務課	保健衛生統計調査事務経費
												医事関係事務経費
					55				財産収入	98,672		
					05				財産運用収入	98,672		
					05				土地建物貸付収入	88,764		
					05				行政財産貸付収入	88,764		
					43	01			行政財産貸付収入(保健予防課)	88,764	保健予防課	救急医療対策事業経費
					10				利息及び配当金	9,908		
					05				利息及び配当金	9,908		
					57	01			協愛奨学基金利子	9,358	保健予防課	看護学生奨学事業経費
					59	01			動物愛護基金利子	550	生活環境課	動物管理センター管理運営事業経費

※1 令和4年度組織における所管を記載  
 ※2 他局への充当額も含む

I 章 総論

(単位:円)

会計	款	項目	節	細節	説明	収入	済額	歳入課(※1)	充当	予算	事業
01	60				寄附金		14,489,400				
		05			寄附金		14,489,400				
			20		衛生費寄附金		14,489,400				
				03	保健費寄附金		14,489,400				
				05	01	協愛奨学基金に充当	4,430,400	保健予防課			看護学生奨学事業経費
				15	01	動物愛護基金に充当	10,059,000	生活環境課			動物管理センター管理運営事業経費
	65				繰入金		4,500,199				
		05			繰入金		4,500,199				
			05		基金繰入金		4,500,199				
				05	基金繰入金		4,500,199				
				31	01	協愛奨学基金繰入金	3,600,000	保健予防課			看護学生奨学事業経費
				60	01	動物愛護基金繰入金	900,199	生活環境課			動物管理センター管理運営事業経費
75	90	90			雑入		439,225,852				
			10		他会計等負担金収入		17,243,870				
				85	01	健康診査等一体実施保険者負担金収入	17,243,870	健康増進課			健康診査・保健事業経費 母子・成人保健事業経費
			45		実費等徴収金		103,137,000				
				07	実費等徴収金		103,137,000				
				16		複写機使用負担金収入	16,400	保健総務課			一般事務経費(保健所費)
				20		高齢者インフルエンザ予防接種実費徴収金	90,132,000	保健予防課			予防接種事業経費
				23		動物飼育料	1,200	生活環境課			動物管理センター管理運営事業経費
				25		安否確認システム運用費負担金収入	158,400	保健総務課			一般事務経費(保健所費)
				30		成人用肺炎球菌予防接種実費徴収金	11,700,000	保健予防課			予防接種事業経費
				33		産後ケア利用者負担金収入	1,129,000	地域保健課			母子・成人保健事業経費
			50		光熱水費使用者負担金収入		102,065				
				07		光熱水費使用者負担金収入		102,065			
				06		光熱水費使用者負担金収入(保健総務課)	57,285	保健総務課			保健所施設維持管理事業経費
				09		光熱水費使用者負担金収入(保健予防課)	44,780	保健予防課			救急医療対策事業経費
			90		雑入		318,742,917				
				07		雑入		22,571,674			
				16		自動販売機取扱収入(保健予防課)	12,605	保健予防課			救急医療対策事業経費
				41		自動販売機取扱収入(保健総務課)	67,623	保健総務課			保健所施設維持管理事業経費
				42		石綿健康被害救済給付業務委託金収入	3,120	保健総務課			一般事務経費(保健所費)
				43		健康被害予防事業助成金	5,632,000	地域保健課			環境保健事業経費
				44		阪神7市1町予防接種負担金収入	16,122,954	保健予防課			予防接種事業経費
				47		余剰電力供給収入	72	生活環境課			動物管理センター管理運営事業経費
				48		動物返還料	7,000	生活環境課			動物管理センター管理運営事業経費
				49		と畜場調査協力金	12,600	食肉衛生検査所			食肉・食鳥肉衛生検査事業経費
				67		妊婦健診封筒広告料	70,000	地域保健課			母子・成人保健事業経費
				82		実習生受入収入(保健総務課)	139,800	保健総務課			一般事務経費(保健所費)
				83		実習生受入収入(健康増進課)	503,900	健康増進課			健康づくり推進事業経費 精神保健福祉事業経費
			57		雑入		296,171,243				
				10		過年度阪神北広域こども急病センター負担金返還金	8,109,198	保健予防課			救急医療対策事業経費
				14		過年度西宮医療連盟補助金返還金	559,043	保健予防課			西宮医療連盟補助事業経費
				18		住所地外ワクチン接種費用(集団接種)	3,594,063	新型コロナワクチン接種課			予防接種事業経費
				21		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費	28,773,775	健康増進課			フレイル対策事業経費 職員の給与費(保健所費)
				22		新型コロナワクチン接種費用返還金	6,831	新型コロナワクチン接種課			予防接種事業経費
				23		過年度新型コロナワクチン接種費用返還金	9,108	新型コロナワクチン接種課			予防接種事業経費
				26		過年度新型コロナワクチン接種電話相談業務返還金	255,119,225	新型コロナワクチン接種課			一般財源化

※1 令和4年度組織における所管を記載

## 歳出決算額

(単位：円)

会計 款 項 目	事 業			説明	予算現額	決算額	不用額	執行率 (%)	所管 (※)
	大	中	小						
01	一般会計				14,705,204,000	11,812,841,590	2,892,362,410	80.3	
15	民生費				132,934,000	132,085,421	848,579	99.4	
03	老人福祉費				132,934,000	132,085,421	848,579	99.4	
05	老人福祉総務費				132,934,000	132,085,421	848,579	99.4	
32 01 10	健康ポイント事業経費				132,934,000	132,085,421	848,579	99.4	健康増進課
20	衛生費				14,572,270,000	11,680,756,169	2,891,513,831	80.2	
03	保健費				14,572,270,000	11,680,756,169	2,891,513,831	80.2	
05	保健総務費				603,878,000	595,103,360	8,774,640	98.5	
07 10 01	職員の給与費				445,483,000	443,919,943	1,563,057	99.6	地域保健課
36 02 03	看護学生奨学事業経費				8,179,000	8,114,158	64,842	99.2	保健予防課
02 04	看護専門学校運営費補助事業経費				26,064,000	25,554,000	510,000	98.0	保健予防課
02 05	西宮医療連盟補助事業経費				5,184,000	5,184,000	0	100.0	保健予防課
02 06	西宮市献血推進協議会運営補助事業経費				1,938,000	899,078	1,038,922	46.4	保健予防課
02 07	障害者歯科診療補助事業経費				8,797,000	8,797,000	0	100.0	保健予防課
37 06 03	保健福祉センター維持管理事業経費				106,214,000	101,231,983	4,982,017	95.3	地域保健課
71 06 05	一般事務経費				2,019,000	1,403,198	615,802	69.5	地域保健課
10	保健所費				5,803,129,000	5,084,612,244	718,516,756	87.6	
07 11 01	職員の給与費				1,120,588,000	1,099,847,525	20,740,475	98.1	保健総務課
30 02 01	医事関係事務経費				478,000	310,625	167,375	65.0	保健総務課
02 02	薬事関係事務経費				2,843,000	1,003,032	1,839,968	35.3	保健総務課
37 01 02	結核感染症予防対策事業経費				2,901,959,000	2,276,823,890	625,135,110	78.5	保健予防課
01 03	動物管理センター管理運営事業経費				51,053,000	46,212,004	4,840,996	90.5	生活環境課
01 04	生活衛生関係事業経費				697,000	486,207	210,793	69.8	生活環境課
01 05	衛生検査関係事業経費				21,470,000	13,091,784	8,378,216	61.0	食品衛生課
01 06	食品衛生関係事業経費				8,766,000	6,641,148	2,124,852	75.8	食品衛生課
01 07	食肉・食鳥肉衛生検査事業経費				10,636,000	9,417,930	1,218,070	88.5	食肉衛生検査所
02 01	健康づくり推進事業経費				90,759,000	76,234,680	14,524,320	84.0	健康増進課
02 03	フレイル対策事業経費				18,854,000	16,401,306	2,452,694	87.0	健康増進課
04 01	精神保健福祉事業経費				28,478,000	27,668,125	809,875	97.2	健康増進課
05 01	難病保健事業経費				182,096,000	172,154,043	9,941,957	94.5	保健予防課
05 02	児童医療等給付事業経費				39,484,000	30,697,977	8,786,023	77.7	保健予防課
06 01	保健所施設維持管理事業経費				41,322,000	36,038,917	5,283,083	87.2	保健総務課
06 02	保健衛生統計調査事務経費				1,477,000	1,448,490	28,510	98.1	保健総務課
71 06 06	一般事務経費				1,282,169,000	1,270,134,561	12,034,439	99.1	保健総務課
15	保健予防費				7,524,303,000	5,405,806,954	2,118,496,046	71.8	
37 01 01	予防接種事業経費				6,157,177,000	4,301,093,680	1,856,083,320	69.9	保健予防課
02 02	健康診査・保健事業経費				480,333,000	442,172,364	38,160,636	92.1	健康増進課
03 01	母子・成人保健事業経費				879,890,000	656,907,338	222,982,662	74.7	地域保健課
03 02	環境保健事業経費				6,903,000	5,633,572	1,269,428	81.6	地域保健課
20	救急医療費				416,344,000	389,923,686	26,420,314	93.7	
36 01 02	救急医療対策事業経費				416,344,000	389,923,686	26,420,314	93.7	保健予防課
25	保健衛生施設整備費				224,616,000	205,309,925	19,306,075	91.4	
37 06 04	保健福祉センター改修事業費				935,000	663,093	271,907	70.9	地域保健課
06 05	保健所施設整備事業費				127,093,000	108,138,849	18,954,151	85.1	保健総務課
06 06	西宮健康開発センター改修事業費				6,782,000	6,702,080	79,920	98.8	地域保健課
71 06 07	北口保健福祉センター整備事業費				89,806,000	89,805,903	97	100.0	地域保健課
16	介護保険特別会計				84,252,000	65,010,982	19,241,018	77.2	
17	地域支援事業費				84,252,000	65,010,982	19,241,018	77.2	
05	地域支援事業費				84,252,000	65,010,982	19,241,018	77.2	
05	一般介護予防事業費				84,252,000	65,010,982	19,241,018	77.2	
32 01 03	介護予防健康講座事業経費				4,448,000	2,562,556	1,885,444	57.6	健康増進課
32 01 05	介護予防事業経費				79,804,000	62,448,426	17,355,574	78.3	健康増進課

※令和4年度組織における所管を記載

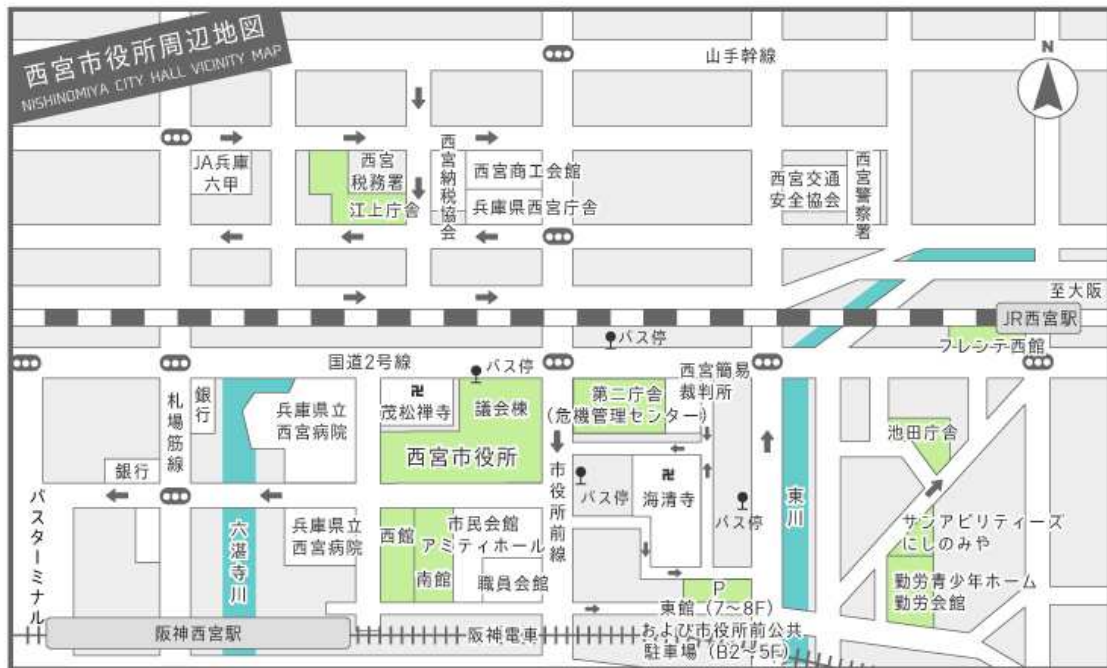
(6) 施設の概要

ア 西宮市保健所

平成12年4月、兵庫県から保健所業務の移管を受け、江上町3番26号に「西宮市保健所」を開設した。

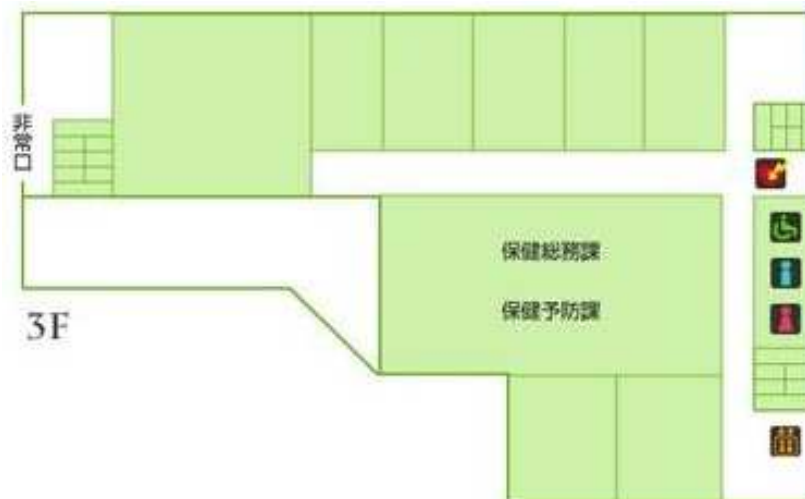
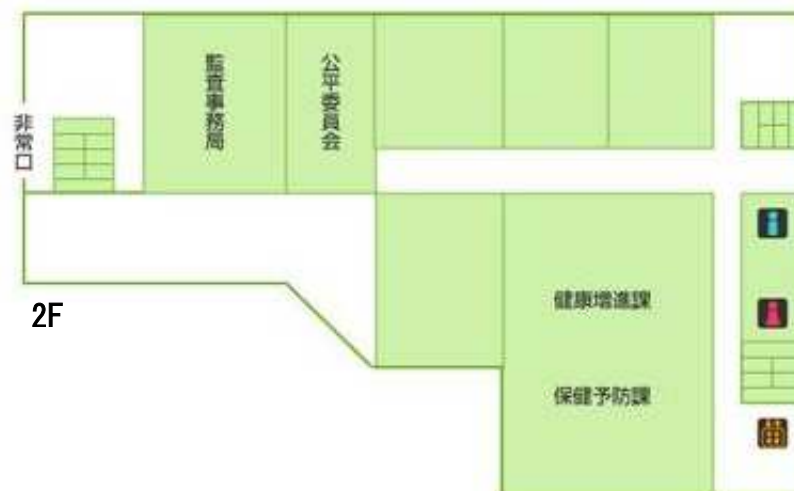
令和4年11月に池田庁舎2～3階（食品衛生課と生活環境課は西館）へ移転した。

	池田庁舎	西館
所在地	西宮市池田町8番11号	西宮市六湛寺町10番3号
土地	1,712.12㎡	15,744.62㎡
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上4階 延床面積4,960.15㎡	鉄骨造地上3階 延床面積749.22㎡
開設	平成12年4月	平成12年4月

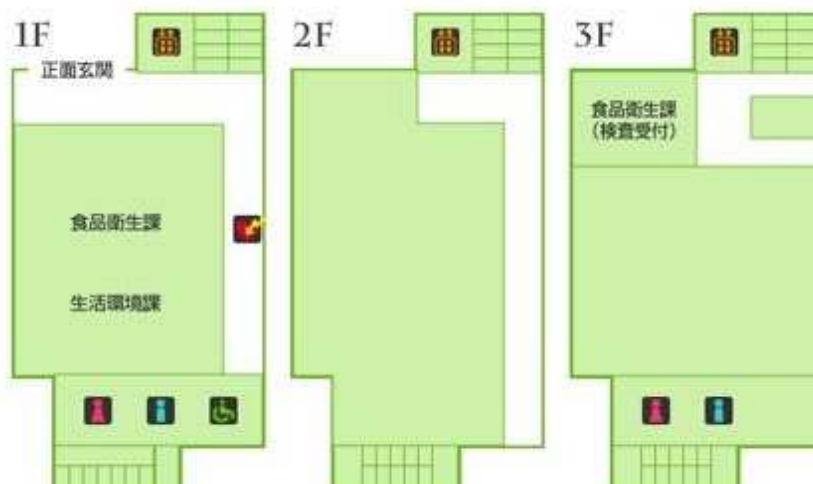


## 池田庁舎

-  女性用トイレ
-  AED設置場所
-  男性用トイレ
-  エレベーター
-  多目的トイレ



## 西館



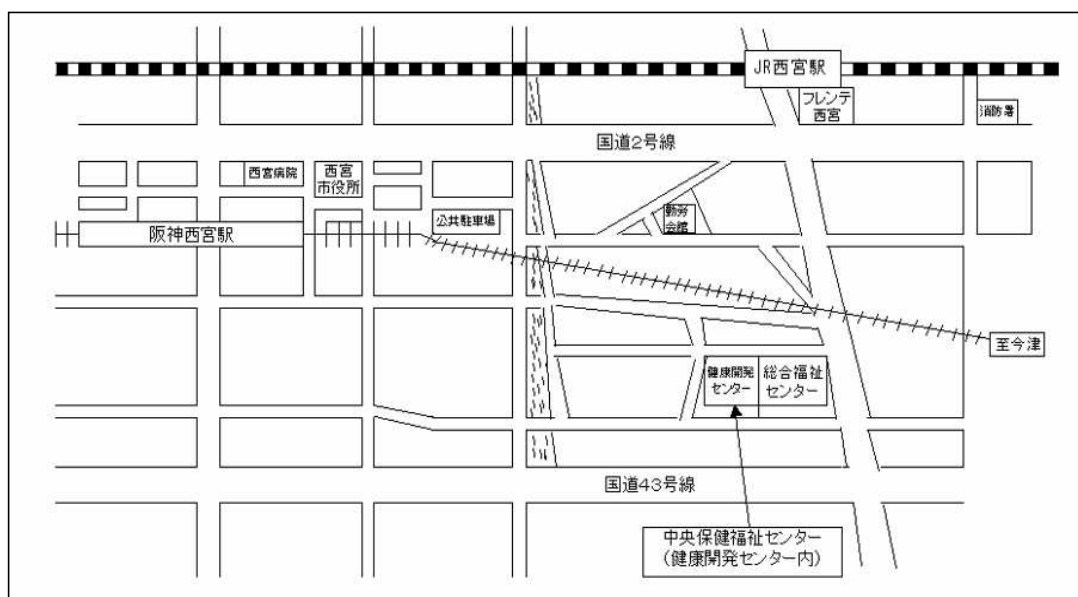
イ 西宮市中央保健福祉センター

昭和 60 年に「西宮健康開発センター」内に保健センター類似施設として開館。  
平成 13 年 4 月に「西宮市中央保健福祉センター」と名称を変更した。

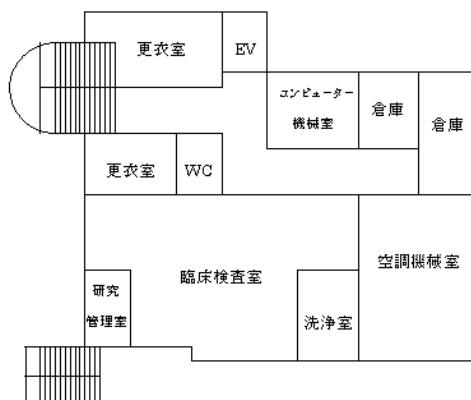
所在地	西宮市染殿町 8 番 3 号	
施設面積	延床面積約 2,234.27㎡	西宮健康開発センターの主に地階及び 1 階の一部と 2 階を使用。
開設	昭和60年12月15日	平成13年4月23日「西宮市中央保健福祉センター」と名称変更。

※西宮健康開発センター（西宮市医師会設置）

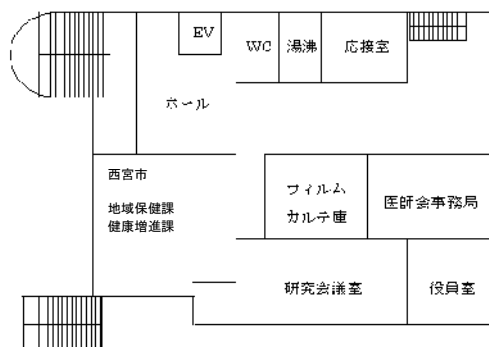
- ・ 土地 1,523.55㎡
- ・ 建物 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建  
延床面積 3,117.04㎡



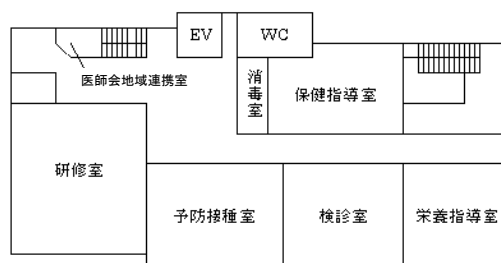
地階



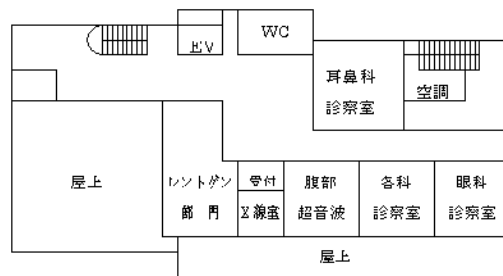
1 階



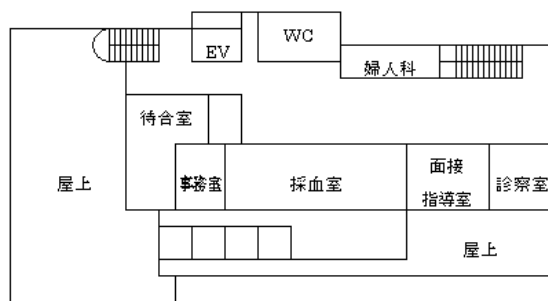
2 階



3 階



4 階



ウ 西宮市北口保健福祉センター

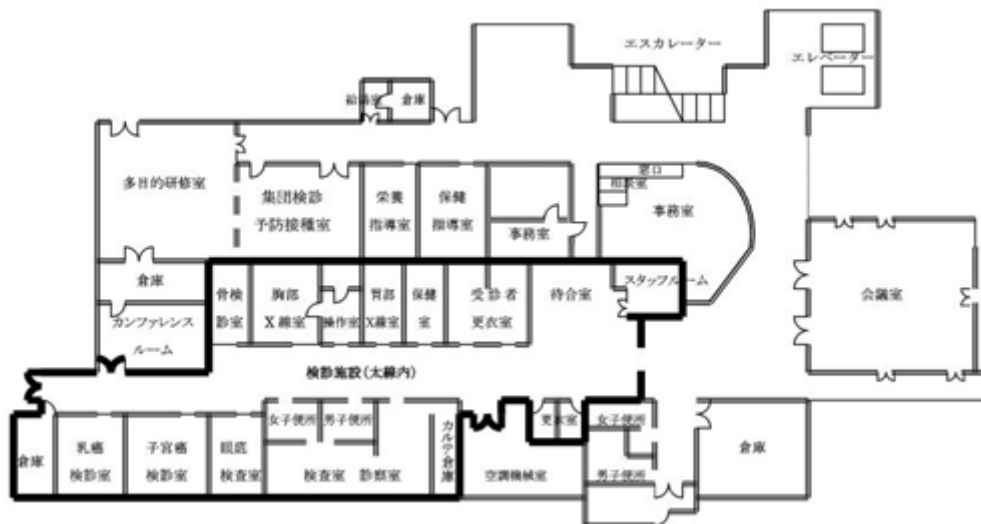
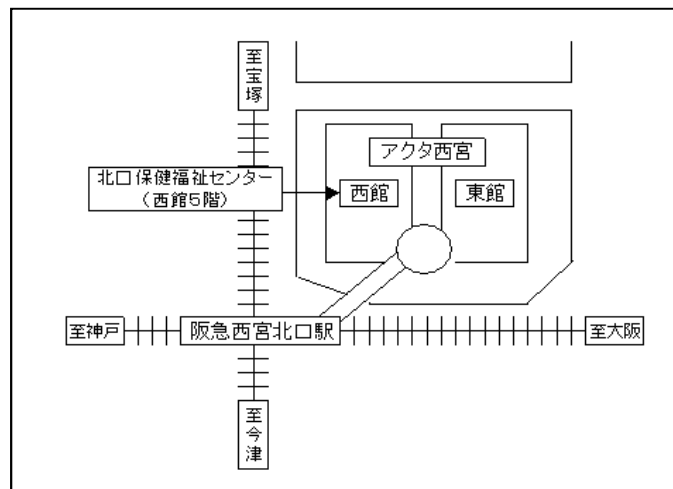
「西宮市北口保健福祉センター」は平成13年4月に阪急西宮北口駅「アクタ西宮」西館5階に開設した。市民を対象に、母子保健事業、健康増進事業など各種事業を実施している。

平成20年4月に、北口保健福祉センターの一部(646.34㎡)を検診施設とし、西宮市医師会を指定管理者として、管理運営に関する指定管理協定を締結した。

所在地	西宮市北口町1番1号		
施設面積	延床面積約 1,918.77㎡	アクタ西宮	西館5階の一部
開設	平成13年4月23日		

※アクタ西宮 西館

- ・土地 約 7,700㎡
- ・建物 鉄筋コンクリート造地下2階地上19階建  
延床面積 52,700㎡





## エ 西宮市山口保健福祉センター

平成 21 年 4 月、山口保健福祉センターを開設した。

市民を対象に、母子保健事業、健康増進事業など各種事業を実施している。

所在地	西宮市山口町下山口 4 丁目 1 番 8 号		
施設面積	延床面積	550.20㎡	山口センター 2 階
開設	平成21年 4 月 1 日		



山口保健福祉センター

### 2階

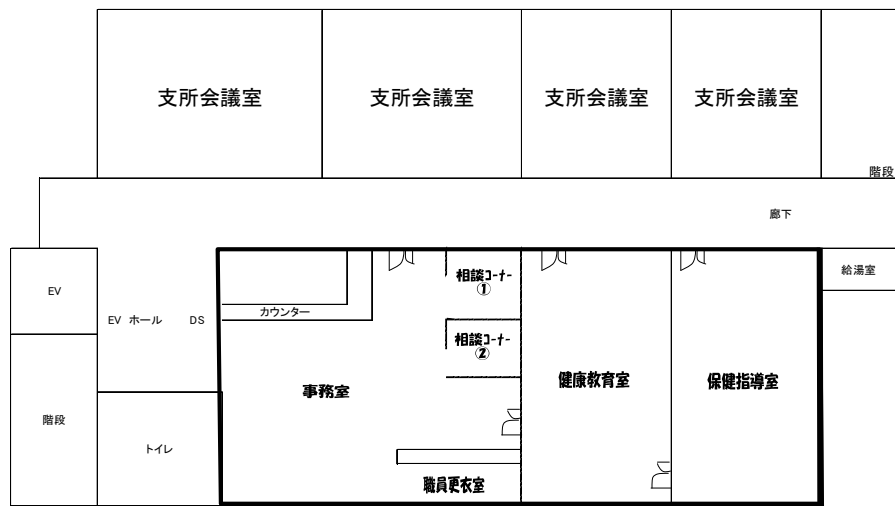
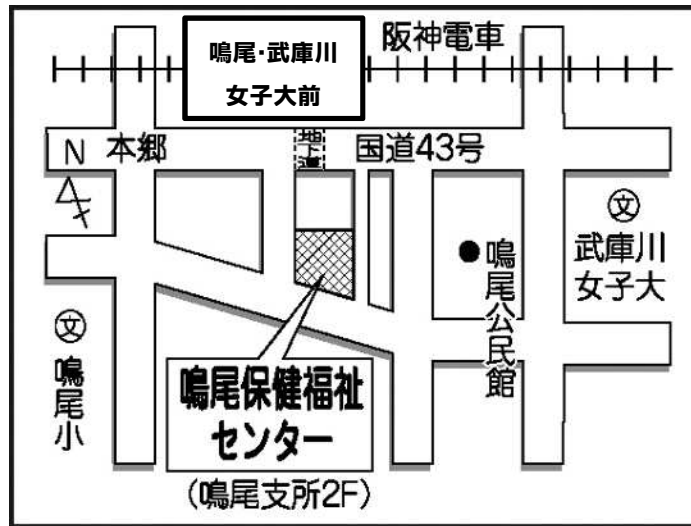


オ 西宮市鳴尾保健福祉センター

平成 22 年 6 月、鳴尾保健福祉センターを開設した。

市民を対象に、母子保健事業、健康増進事業など各種事業を実施している。

所在地	西宮市鳴尾町 3 丁目 5 番 14 号		
施設面積	延床面積	207.31㎡	鳴尾支所 2 階
開設	平成 22 年 6 月 1 日		

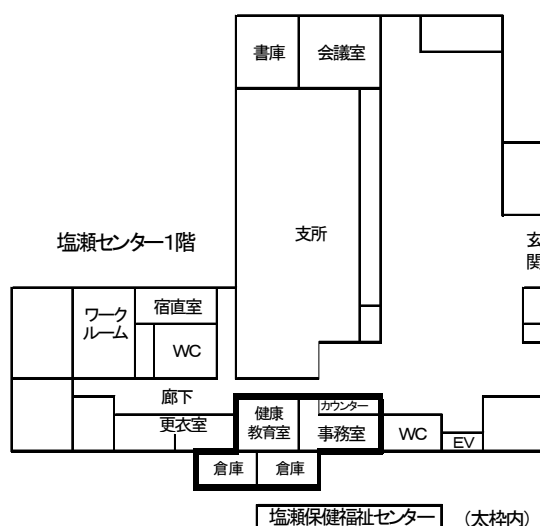
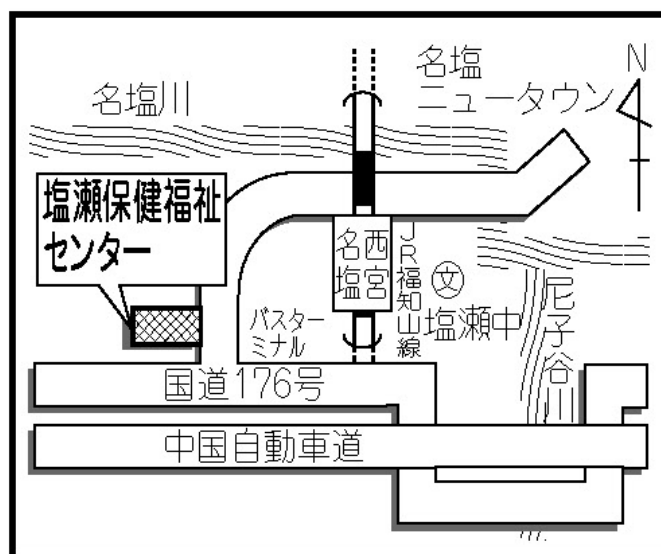


鳴尾保健福祉センター (太枠内)

## カ 西宮市塩瀬保健福祉センター

平成20年4月、塩瀬センター内（水道局北部出張所跡地）に塩瀬センター健康相談室を開設した。平成23年4月より、同場所に新たに西宮市塩瀬保健福祉センターとして開設し、市民を対象に、母子保健事業、健康増進事業など各種事業を実施している。

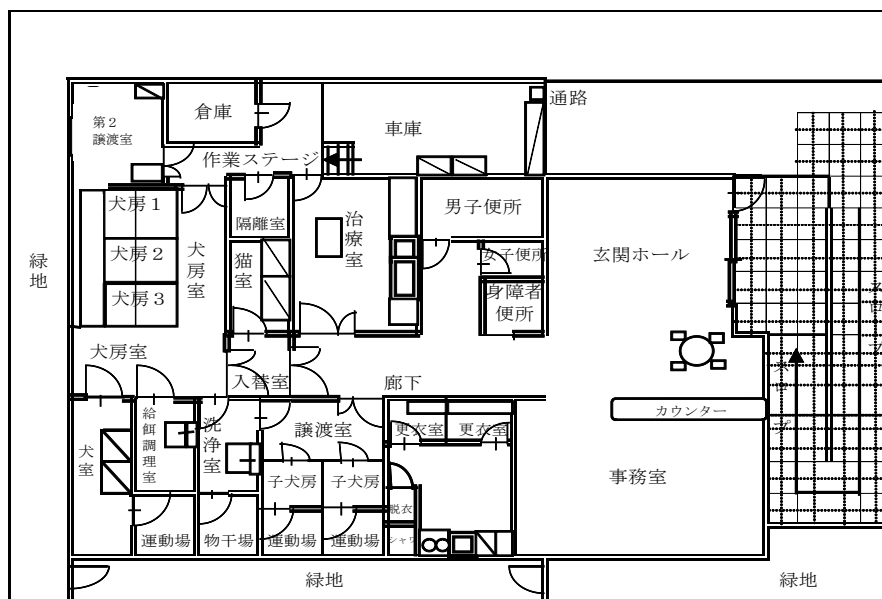
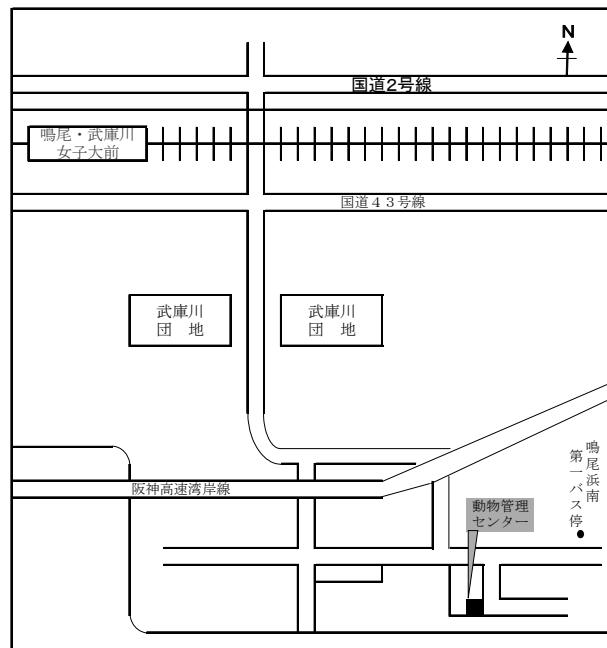
所在地	西宮市名塩新町1番地	
施設面積	延床面積 140.49㎡	塩瀬センター1階
開設	平成20年4月15日	平成23年4月1日「塩瀬センター健康相談室」を「塩瀬保健福祉センター」として開設



キ 西宮市動物管理センター

平成12年4月、兵庫県から狂犬病予防及び動物の愛護・管理業務の移管を受け、平成16年4月に動物管理センターを開設した。

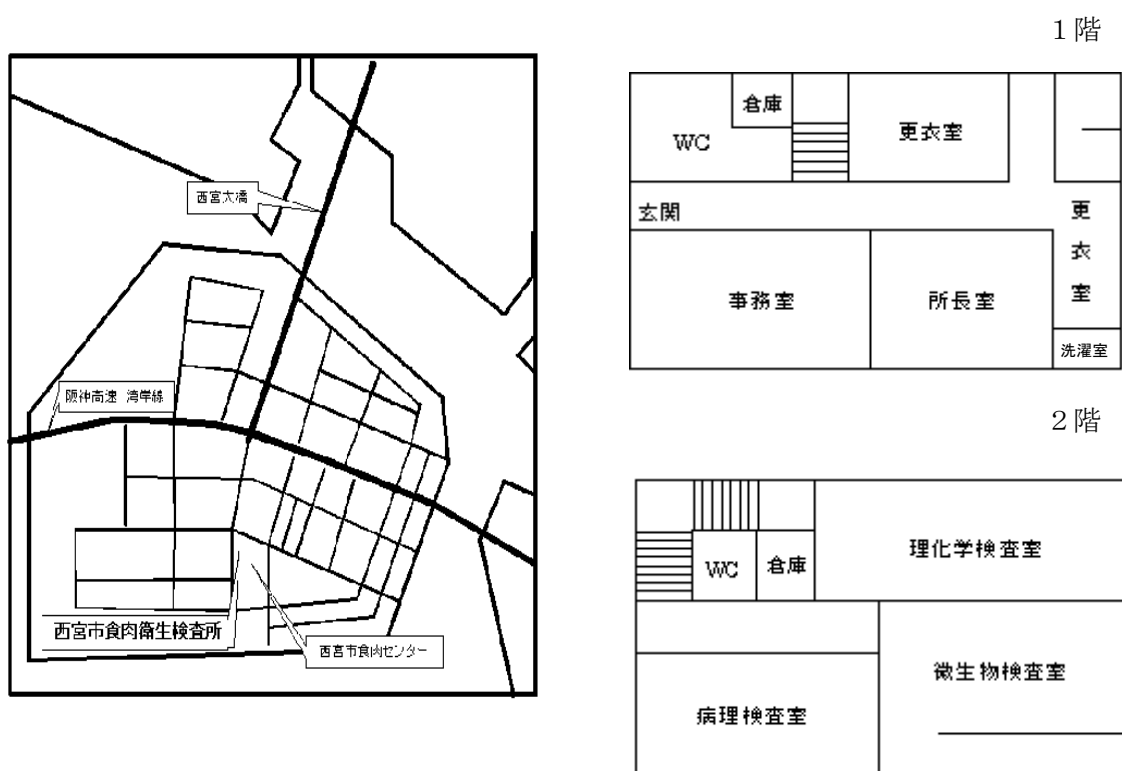
所在地	西宮市鳴尾浜2丁目1番地4（東部総合処理センター南東角敷地）
土地	敷地面積 480㎡
建物	鉄骨造平屋建 延床面積 273.65㎡
開設	平成16年4月1日



### ク 西宮市食肉衛生検査所

平成12年4月、兵庫県から食肉衛生検査業務の移管を受け、「西宮市食肉衛生検査所」を開設した。

所在地	西宮市西宮浜2丁目32番地5
土地	240.00㎡
建物	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 220.00㎡
開設	平成12年4月1日



### ケ 西宮市応急診療所

昭和54年に開設した西宮市立休日応急診療所（戸崎町）は、平成8年4月28日に池田町に移転。名称も「西宮市応急診療所」に変更した。また、平成8年10月1日からは、平日準夜の診療を開始し、管理運営を西宮市医師会に委託。平成18年4月1日より西宮市医師会を指定管理者としている。

所在地	西宮市池田町13番3号
土地	2,513.70㎡
建物	鉄筋コンクリート造6階建のうち1階部分 延床面積 407.12㎡
開設	平成8年4月28日

(7) 附属機関等

ア 西宮市地域保健推進協議会 (保健総務課 26-3681)

本市における地域保健対策の総合的な推進に関する事項などを協議することを目的として設置(平成12年6月)。協議会は、医療関係団体、医療機関、保健衛生関係団体、社会福祉関係団体、学識経験者、関係行政機関及び一般公募から選任された20名の委員で構成している。

イ 西宮市医療安全推進協議会 (保健総務課 26-3682)

医療安全相談窓口の質の向上を図るとともに、医療安全推進の方策等の検討を行うことを目的として、西宮市医療安全支援センター内に設置(平成19年4月)。協議会は、医療関係団体、医療関係以外の学識経験者、医療サービスを利用する者など計6名の委員で構成している。

ウ 西宮市災害医療救護連絡協議会 (保健総務課 26-3120)

医療機関・医療関係団体等と連携して、災害医療及び公衆衛生対策を実施するため、「初動医療体制の整備」及び「医療救護活動本部の設置」などについて協議することを目的として設置(平成28年8月)。協議会は、医療関係団体、市内災害拠点病院、本市関係部局など、19名の委員で構成している。

エ 西宮市協愛奨学基金運営委員会【附属機関】 (保健総務課 35-3301)

看護職に従事する優れた人材を育成するため、市内の看護専門学校等に在学する者に対して、奨学金を貸し付けることなどを目的として設置(平成7年4月)。委員会は、西宮市医師会、看護学校等の代表者、学識経験者など6名の委員で構成している。

オ 西宮市救急急患医療事故調査委員会 (保健総務課 35-3301)

西宮市内における救急急患医療業務によって発生した事故について、その原因と責任の所在を明らかにするとともに、適正な事故処理を行い、医療業務の円滑な推進を図ることを目的として設置(昭和54年6月)。委員会は、西宮市医師会、引受保険会社など9名の委員で構成している。

カ 西宮市乳幼児健康診査検討会 (地域保健課 35-3310)

乳幼児健康診査の円滑な運営と健康診査の向上について協議することを目的として設置(平成10年3月)。検討会は、西宮市医師会、西宮市歯科医師会、学識経験者など10名の会員で構成している。

キ 西宮市がん検診精度管理検討会 (健康増進課 35-3127)

西宮市が実施するがん検診について、円滑な運営と検診精度の向上について協議することを目的として設置(平成21年10月)。検討会は、西宮市医師会、検診実施機関などの委員で構成している。

**ク 西宮市応急診療所運営協議会**（保健総務課 35-3301）

西宮市応急診療所における診療業務等の円滑な運営を図ることを目的として設置（昭和 54 年 10 月）。委員会は、西宮市医師会、後送病院代表、西宮市薬剤師会など 15 名の委員で構成している。

**ケ 西宮市感染症の診査に関する協議会【附属機関】**（保健予防課 26-3675）

保健所長の諮問に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による就業制限通知、入院勧告及び入院期間の延長、並びに結核医療費の公費負担に関する必要な事項を審議することを目的として設置（平成 19 年 4 月）。協議会は、感染症指定医療機関の医師、医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療及び法律以外の学識経験者計 10 名の委員で構成され、結核に関する事項を審議する結核部会と結核以外の感染症に関する事項を審議する感染症部会の部会制で構成している。

**コ 西宮市予防接種健康被害調査委員会【附属機関】**（保健予防課 35-3308）

定期予防接種及び行政措置予防接種に起因して発生したとみなされる健康被害について、必要な調査及び審議等を行うことを目的として設置（昭和 52 年 4 月）。委員会は、西宮市医師会、兵庫医科大学、兵庫県推薦の専門医師、保健所長の 6 名の委員で構成している。

**サ 西宮市予防接種協議会**（保健予防課 35-3308）

市民に対する定期予防接種を、安全かつ円滑に実施することを目的として設置（昭和 50 年 4 月）。協議会は、西宮市医師会、兵庫医科大学、健康福祉局、教育委員会の 12 名の委員で構成している。また、協議会に専門部会（公衆衛生部会、学校保健部会）を設置している。

**シ 西宮市予防接種事故調査委員会**（保健予防課 35-3308）

定期予防接種に起因、又は定期予防接種の業務上発生したとみなされる事故等について、調査及び審議等により適切な措置を講じることを目的として設置（昭和 46 年 2 月）。委員会は、西宮市医師会、兵庫医科大学、健康福祉局の 5 名の委員で構成している。

**ス 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議【附属機関】**（健康増進課 26-3667）

健康増進法に基づく「新・にしのみや健康づくり 21（第 2 次）西宮市健康増進計画」及び食育基本法に基づく「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の策定、評価及び進捗管理を行うとともに、健康の増進及び食育の推進に関する基本的事項について検討することを目的として設置（令和 3 年 4 月）。

会議は、学識経験者、医療関係、栄養食生活関係、学校関係の各団体からの推薦者と公募委員を含む 13 名の委員で構成している。

**セ 西宮市小児慢性特定疾病審査会【附属機関】**（保健予防課 26-3669）

小児慢性特定疾病医療費助成事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として設置（平成 27 年 1 月）。審査会は、学識経験者 5 名の委員で構成している。

**ソ 西宮市保健医療計画策定委員会【附属機関】**（保健総務課 26-3682）

本市における医療分野の基本的な指針として平成 28 年 3 月に策定された「西宮市保健医療計画」に関する必要な事項の調査や審議を目的として設置（平成 27 年 7 月）。委員会は医療・福祉関係団体及び機関の 18 名の委員で構成している。

**タ 西宮市胃内視鏡検診運営協議会**（健康増進課 35-3127）

西宮市が実施する胃がん（内視鏡）検診について、胃内視鏡検診の円滑な運営と検診精度の向上について外部の有識者の意見を聴取し、協議することを目的として設置。協議会は、学識経験者、西宮市医師会などの会員で構成している。



## Ⅱ章 事業概要編



## 1 地域医療

### (1) 医事 (保健総務課 26-3682)

#### ア 医療施設状況

病院・診療所等 (施設・病床数は各年3月31日現在、人口は各年4月1日現在)

区分		R3年	R4年	R5年	
病院	施設数	25	25	25	
	人口10万対 (西宮市)	5.2	5.2	5.2	
	病床数	5,198	5,156	5,174	
	人口10万対 (西宮市)	1,071.5	1,066.3	1,070.0	
	一般	3,344	3,352	3,370	
	人口10万対 (西宮市)	689.4	693.2	696.9	
	療養	1,102	1,062	1,062	
	人口10万対 (西宮市)	227.2	219.6	219.6	
	結核	28	28	28	
	人口10万対 (西宮市)	5.8	5.8	5.8	
一般診療所	精神	724	714	714	
	人口10万対 (西宮市)	149.3	147.7	147.7	
	施設数	有床	12	12	12
		無床	540	551	546
		552	563	558	
	人口10万対 (西宮市)	113.8	116.4	115.4	
病床数		137	137	137	
	人口10万対 (西宮市)	28.2	28.3	28.3	
歯科診療所	施設数	281	281	279	
	人口10万対 (西宮市)	57.9	58.1	57.7	
助産所	施設数	6	6	6	
施術所	施設数	525	539	487	
歯科技工所	施設数	61	61	60	
衛生検査所	施設数	1	1	2	

イ 医療関係施設許認可事務

各種の医療関係施設の開設等に伴う許可申請や届出に係る業務を行っている。

区分		取扱件数		
		R2年度	R3年度	R4年度
病院	開設届	0	0	1
	廃止届	0	0	1
	許可申請	100	88	73
	届・その他	31	22	31
一般診療所	開設届	82	81	36
	廃止届	75	69	41
	許可申請	78	77	38
	届・その他	288	201	177
歯科診療所	開設届	11	12	9
	廃止届	14	14	9
	許可申請	11	4	12
	届・その他	80	37	31
助産所	開設届	7	0	0
	廃止届	2	0	0
	許可申請	0	0	0
	届・その他	0	0	0
施術所	開設届	60	35	26
	廃止届	43	20	24
	届・その他	80	70	90
施術者出張業務	開始届	23	12	18
	廃止届	7	5	5
	届・その他	0	0	0
歯科技工所	開設届	3	1	1
	廃止届	1	0	1
	届・その他	3	0	1
衛生検査所	登録申請	0	0	1
	廃止届	0	0	0
	届・その他	0	2	1
医療法人	認可等申請	36	28	49
	決算届	195	209	225
	届・その他	221	214	242
合計		1,451	1,201	1,143

ウ 医療従事者等の免許申請事務

国及び県が発行する医療従事者等に係る免許等の受付業務を行っている。なお、管理栄養士及び栄養士については、令和元年度に県より移譲され受付業務を行っている。

免許事務取扱件数

区分		取扱件数		
		R2年度	R3年度	R4年度
医師	免許申請	57	51	71
	書換交付申請	31	43	30
	再交付申請	7	4	4
	登録抹消申請他	11	15	8
歯科医師	免許申請	19	11	9
	書換交付申請	5	2	5
	再交付申請	0	0	3
	登録抹消申請他	5	2	3
看護師	免許申請	163	185	168
	書換交付申請	169	195	179
	再交付申請	9	14	14
	登録抹消申請他	1	1	1
保健師	免許申請	33	35	26
	書換交付申請	48	43	45
	再交付申請	2	1	2
	登録抹消申請他	0	0	0
助産師	免許申請	3	6	9
	書換交付申請	9	6	9
	再交付申請	1	1	1
	登録抹消申請他	0	0	0
臨床検査技師	免許申請	9	16	11
	書換交付申請	12	11	11
	再交付申請	2	0	0
	登録抹消申請他	0	0	0
衛生検査技師	免許申請	0	0	0
	書換交付申請	1	1	0
	再交付申請	0	0	0
	登録抹消申請他	0	0	1
診療放射線技師	免許申請	6	12	12
	書換交付申請	2	4	2
	再交付申請	0	1	0
	登録抹消申請他	0	0	1
理学療法士	免許申請	38	43	40
	書換交付申請	16	14	20
	再交付申請	3	2	1
	登録抹消申請他	0	0	0
作業療法士	免許申請	17	24	26
	書換交付申請	8	6	5
	再交付申請	0	1	2
	登録抹消申請他	0	0	0
視能訓練士	免許申請	5	4	4
	書換交付申請	2	3	1
	再交付申請	0	0	0
	登録抹消申請他	0	0	0
小計		694	757	724

区分		取扱件数		
		R2年度	R3年度	R4年度
死体解剖資格認定	免許申請	0	0	1
	書換交付申請	0	0	0
	再交付申請	0	0	0
	登録抹消申請他	0	0	0
受胎調節実地指導員	指定申請	4	1	3
	標識交付申請	0	0	1
	指定証訂正申請	0	0	0
	指定証・標識再交付申請	0	0	0
	指定取消申請	0	0	0
	住所変更届他	0	0	0
管理栄養士	免許申請	46	18	29
	書換交付申請	28	35	24
	再交付申請	3	2	0
	登録抹消申請他	0	0	0
栄養士	免許申請	3	5	3
	書換交付申請	25	24	23
	再交付申請	3	2	3
	登録抹消申請他	0	0	0
小計		112	87	87
合計		806	844	811

## エ 病院等監視指導事業

### (ア) 目的

立入検査とは、医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づく病院・診療所等の医療機関への立入検査をいう。具体的には「立入検査要綱」(平成13年6月14日、医薬発第637号・医政発第638号医薬局長、医政局長連名通知)に基づき、病院等が医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院等を科学的かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として行うものである。

### (イ) 内容

医療監視員(医師、薬剤師、保健師、診療放射線技師、栄養士、事務職等)が各施設に赴き、立入検査要綱に基づき、医療従事者の人員及び施設の構造設備の該当する点検項目について検査、判定する。また、施術所等の医療類似施設に対しても同様の立入検査を、それぞれの根拠法に基づき実施している。

(ウ) 対象医療施設数及び立入検査実施回数

区分	施設数			立入検査実施回数		
	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
病院	25	25	25	0	2	26
一般診療所	有床	12	12	0	0	0
	無床	540	551	546	20	20
歯科診療所	281	281	279	5	11	0
助産所	6	6	6	0	0	2
施術所	525	539	487	8	3	12
歯科技工所	61	61	60	2	0	3
衛生検査所	1	1	2	0	1	0
合計	1,451	1,476	1,417	35	37	62

(エ) 病院許可病床数

(令和5年3月31日現在)

病院名	開設主体	救急告示	2次輪番		病床数				
			一般	小児	一般	療養	精神	結核	合計
兵庫県立西宮病院	県	○	○	○	400				400
明和病院	医療法人	○	○	○	357				357
三好病院	医療法人	○	○		60	44			104
谷向病院	医療法人	○	○		92	60		28	180
西宮回生病院	医療法人	○	○	○	79	43			122
坂上田病院	医療法人					53			53
熊野病院	個人					20			20
西宮渡辺病院	医療法人	○	○		144	40			184
西宮すなご医療福祉センター	社会福祉法人				182				182
有馬病院	医療法人						360		360
兵庫医科大学病院	学校法人	○		○	919		44		963
西宮市立中央病院	市	○	○	○	257				257
布谷整形外科病院	医療法人				33	53			86
上ヶ原病院	医療法人		○		67	57			124
北摂中央病院	医療法人					190			190
アガペ甲山病院	医療法人				48	151			199
西宮協立脳神経外科病院	医療法人	○	○		167				167
笹生病院	医療法人	○	○		195				195
仁明会病院	一般財団法人						310		310
高田上谷病院	医療法人		○		88				88
協和マリナホスピタル	医療法人				140				140
西宮協立リハビリテーション病院	医療法人					120			120
西宮渡辺心臓脳・血管センター	医療法人	○	○		108				108
西宮敬愛会病院	医療法人					231			231
西宮渡辺脳卒中・心臓リハビリテーション病院	医療法人				34				34
合計		11病院	12病院	5病院	3,370	1,062	714	28	5,174

オ 医療安全支援センター（医療安全相談窓口）

平成19年4月1日、医療法の改正に伴い、西宮市医療安全支援センターを設置。その中に西宮市医療安全相談窓口が含まれる。

(ア) 医療相談対象施設

施設名	R2年度	R3年度	R4年度
病院	152	117	124
一般診療所	172	139	160
歯科診療所	33	41	35
助産所	0	0	0
施術所	4	4	2
薬局・薬店	3	0	9
その他	27	23	17
合計	391	324	347

(イ) 医療相談内容

相談内容		R2年度	R3年度	R4年度
【1】	(1)苦情	139	103	141
	(2)相談	252	221	206
	合計	391	324	347
【2】	(1)医療行為・医療内容	75	58	79
	(2)コミュニケーションに関すること	93	117	114
	(3)医療機関等の施設	5	7	9
	(4)医療情報の取扱	8	3	10
	①カルテ開示	6	1	5
	②セカンドオピニオン	2	2	0
	(5)医療機関等の紹介、案内	55	42	35
	(6)医療費（診療報酬等）	24	18	24
	(7)医療知識を問うもの	20	12	9
	① 健康や病気に関すること	16	10	2
	② 薬（品）に関すること	4	2	1
(8)その他	111	67	67	
合計	391	324	347	

(ウ) 医療安全研修会

【令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止】

実施日	講師	内容	対象	参加人数	会場
—	—	—	—	—	—



(2) 薬事 (保健総務課 26-3775)

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)等関係施設許認可事務

医薬品医療機器等法関係施設における許可申請や届出に係る業務を行っている。

区分		取扱件数			
		R2年度	R3年度	R4年度	
薬局	許可	15	13	16	
	更新	30	35	26	
	廃止	15	10	13	
	届・その他	883	778	880	
薬局製造 販売医薬品	製造 販売業	許可	0	0	0
		更新	0	4	1
		廃止	2	4	3
		届・その他	6	7	10
	製造業	許可	0	0	0
		更新	0	4	1
		廃止	2	4	3
		届・その他	5	9	1
店舗販売業	許可	5	7	5	
	更新	4	18	5	
	廃止	3	5	3	
	届・その他	211	231	207	
高度管理 医療機器等 販売業貸与業	許可	13	34	22	
	更新	17	18	48	
	廃止	14	17	10	
	届・その他	93	97	108	
管理医療機器 販売業貸与業	届(販売業・貸与業) ※	29	29	43	
	廃止	14	24	29	
	届・その他 (※を除く)	16	29	22	
毒物劇物 販売業	登録	3	2	4	
	更新	8	13	21	
	廃止	5	5	4	
	届・その他	12	15	7	
合計		1,405	1,412	1,492	

イ 医薬品医療機器等法関係監視指導

薬事監視とは、医薬品医療機器等法第69条第2項の規定に基づく、薬局開設者等への立入検査をいう。具体的には、薬事監視員が「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」(令和3年7月30日付薬生発0730第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)に沿って、薬局等への立入検査を行うことにより、医薬品医療機器等法やその他の法令で定められた規定を遵守させ、保健衛生上の観点から医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性、安全性が確保されているかを確認することで保健衛生上の向上を図っている。

医薬品医療機器等法関係施設数

区分		施設数			
		R2年度	R3年度	R4年度	
薬局		216	219	222	
薬局製造販売 医薬品	製造販売業	18	14	11	
	製造業	18	14	11	
店舗販売業		70	72	74	
高度管理 医療機器等	販売業	121	129	137	
	販売業貸与業	82	90	94	
	貸与業	0	1	1	
管理医療機器	販売業	1,188	1,201	1,218	
	販売業貸与業	44	44	47	
	貸与業	2	2	2	
医薬品業務上 取扱施設	病院	25	25	25	
	診療所	有床	12	12	12
		無床	821	832	825
合計		2,617	2,655	2,679	

立入検査実施回数

区分		立入検査実施回数			
		R2年度	R3年度	R4年度	
薬局		79	84	70	
薬局製造販売 医薬品	製造販売業	1	8	2	
	製造業	1	8	2	
店舗販売業		21	35	21	
高度管理 医療機器等	販売業	29	41	47	
	販売業貸与業	22	30	30	
	貸与業	0	1	0	
管理医療機器	販売業	75	106	79	
	販売業貸与業	15	16	14	
	貸与業	0	0	0	
医薬品業務上 取扱施設	病院	0	0	0	
	診療所	有床	0	0	0
		無床	22	22	18
合計		265	351	283	

ウ 医薬品医療機器等法に係る販売従事登録申請等受付事務

医薬品医療機器等法に係る販売従事登録申請等の受付事務を行っている。

区分	受付件数		
	R2年度	R3年度	R4年度
販売従事登録申請	27	48	32
登録販売者名簿登録事項変更	4	4	7
販売従事登録証書換え	4	4	8
販売従事登録証再交付	0	2	0
合計	35	58	47

エ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係監視指導

毒物劇物監視指導とは、毒物及び劇物取締法第 18 条第 1 項に基づく立入検査をいう。具体的には、市民への保健衛生上の危害防止を目的に毒物劇物監視員が「毒物劇物監視指導指針」（令和 2 年 2 月 17 日付薬生発 0217 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に沿って、毒物劇物販売業者等への立入検査を行うことにより、毒物及び劇物取締法で定められた規定を遵守させるよう監視指導している。

毒物及び劇物取締法関係施設数

区分		施設数		
		R2年度	R3年度	R4年度
毒物劇物 販売業	一般	80	79	79
	農薬用品目	5	3	3
	特定品目	1	1	1
毒物劇物業務上取扱者		-	-	-
合計		86	83	83

立入検査実施回数

区分		立入検査実施回数		
		R2年度	R3年度	R4年度
毒物劇物 販売業	一般	16	20	25
	農薬用品目	5	2	2
	特定品目	0	1	1
毒物劇物業務上取扱者		8	4	8
合計		29	27	36

オ 薬剤師法に係る薬剤師免許申請等受付事務

薬剤師法に係る薬剤師免許申請等の受付事務を行っている。

区分	受付件数		
	R2年度	R3年度	R4年度
薬剤師免許申請	58	55	68
薬剤師名簿訂正	62	42	48
薬剤師免許証書換	62	40	45
薬剤師免許証再交付	7	5	7
薬剤師名簿登録消除	1	2	4
合計	190	144	172

カ 麻薬等免許・登録申請等受付事務

麻薬、向精神薬、覚醒剤等が医療や学術研究以外で不正使用されることを防止するために、麻薬等免許・登録制度が定められており、これらに係る県知事への申請・届出の受付事務を行っている。

区分		受付件数		
		R2年度	R3年度	R4年度
麻薬及び向精神薬 取締法関係	免許登録申請等	1,277	974	1,495
	その他届出等	1,428	1,087	1,631
	小計	2,705	2,061	3,126
覚醒剤取締法関係	指定申請等	3	2	2
	その他届出等	111	79	97
	小計	114	81	99
合計		2,819	2,142	3,225

### キ 薬物乱用防止事業

覚醒剤等の薬物乱用は、青少年層等の一般市民層にまで浸透し、深刻な社会問題となっている。このため、西宮地区薬物乱用防止指導員協議会では、覚醒剤等の薬物乱用が極めて恐ろしいことを広く市民に普及啓発し、薬物乱用問題に対する認識を高めることを目的とした事業を行っている。

市保健所は西宮地区薬物乱用防止指導員協議会（7団体、42名構成）の事務局として、以下の事業を実施している。

- ・「6・26 ヤング街頭キャンペーン」、「にしのみや市民祭り」などにおける街頭啓発活動
- ・市政ニュース、市ホームページ、さくら FM、ツイッター、フェイスブックなどを利用した広報啓発活動
- ・講習会による薬物乱用防止教育

### ク 骨髄バンクドナー登録事業

- ・献血併行型骨髄バンクドナー登録会  
開催回数 3回  
登録者数 17名
- ・市政ニュース、市ホームページ、さくら FM、ツイッター、フェイスブックなどを利用した啓発活動等

(3) 献血推進 (保健総務課 35-3301)

一人でも多くの市民の献血に対する意識を高め、また、計画的な献血を推進することを目的として、昭和40年7月に「西宮市献血推進協議会」が発足した。

また、昭和45年10月には、献血推進の連絡会組織として「西宮市献血会連絡協議会」が発足し、令和5年4月1日現在、A組織(地域組織)29団体、B組織(職域・学生組織)32団体、合計61団体が計画献血等の推進に積極的に取り組んでいる。

ア 市役所献血と地域や職域などにおける献血

年末年始を除く毎日「にしきた献血ルーム」(兵庫県赤十字血液センター西宮出張所)で献血を実施しているほか、偶数月第2水曜日に市役所本庁舎周辺で市民献血を実施している。

また、兵庫県赤十字血液センターの採血車は、市内の学校及び企業などを巡回し、各献血会やボランティアの協力により献血を行っている。

[令和4年度の実績]	参加団体数	地域組織	6団体
		職域・学生組織	20団体

献血人数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度
参加人数※	24,688	24,510	25,464
採血人数	22,306	22,301	22,967

※採血人数と否採血人数の合計

イ にしきた献血ルーム

平成25年4月、兵庫県赤十字血液センターによりアクタ西宮西館2階に「にしきた献血ルーム」が開設された。

[所在地]

西宮市北口町1番1号アクタ西宮西館2階  
電話 0798-56-7901

[受付時間] (12月29日～1月3日を除く毎日)

全血献血

10:00～13:00 14:00～17:30

成分献血

10:00～13:00 14:00～17:00

献血方法別の採血基準

採血の種類	全血献血		成分献血	
	200mL	400mL	血漿	血小板
1回採血量	200mL	400mL	600mL以下（循環血液量の12%以内）	
年齢	16歳～69歳	男性：17歳～69歳 女性：18歳～69歳	18歳～69歳	男性：18歳～69歳 女性：18歳～54歳
	ただし、65～69歳の方については、60歳に達した日から65歳に達した日の前日までの間に採血が行われた方に限る。			
体重	男性：45kg以上 女性：40kg以上	男女：50kg以上	男性：45kg以上 女性：40kg以上	
最高血圧	90mmHg以上180mmHg未満			
最低血圧	50mmHg以上110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上100回/分以下			
体温	37.5℃未満			
血色素量	男性： 12.5g/dL以上 女性： 12.0g/dL以上	男性： 13.0g/dL以上 女性： 12.5g/dL以上	12.0g/dL以上 （赤血球指数が 標準域にある女 性は11.5g/dL以 上） *標準域 MCV：81～100(fL) MCH：26～35(pg) MCHC：31～36(%)	12.0g/dL以上
血小板数	—	—	—	15万/μL以上 60万/μL以下
採血 間隔	[前回採血]			
	200mL全血	男女とも4週間後の同じ曜日から		
	400mL全血	男性は12週間後 女性は16週間後の同じ曜日から	男女とも8週間後の同じ曜日から	
	血漿成分 血小板成分	男女とも2週間後の同じ曜日から なお、血小板成分採血では、血漿を含まない場合1週間後に血小板成分採血が可能。 ただし、4週間に4回実施した場合には次回までに4週間あける。		
年間総採血量 （1年は52週として換算）	200mL・400mL全血を合わせて 男性：1,200mL以内 女性：800mL以内		—	—
年間採血回数 （1年は52週として換算）	男性：6回以内 女性：4回以内	男性：3回以内 女性：2回以内	血小板成分献血1回を2回分に換算して血漿成分献血と合計で24回以内	
共通事項	次の方からは採血しない。 ①妊娠していると認められる方、又は過去6ヵ月以内に妊娠していたと認められる方 ②採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる方 ③有熱者その他健康状態が不良であると認められる方			

※期間の計算は直近の採血を行った日から起算します。

2 救急医療 (保健総務課 35-3301)

(1) 救急医療体制

西宮市の救急医療体制

(令和5年5月1日現在)

対象	利用	事業名	診療科目	受付時間	所在地等
第1次救急医療	比較的軽症な救急患者	在宅当番医制	外科 内科 産婦人科 小児科	平日 18:00～翌朝08:00 土曜 12:00～翌朝08:00 休日 08:00～翌朝08:00	(一社)西宮市医師会ホームページから本日の在宅当番医を検索いただけます。
			日刊紙の阪神版でも本日の当番医院をご案内しております。		
		西宮市応急診療所	内科 小児科	平日 20:30～23:15 土曜 17:00～23:15 休日 09:00～13:45、 17:00～23:15	西宮市池田町13-3 電話 0798-32-0021
		阪神北広域こども急病センター	小児科	毎日 深夜00:00～翌朝06:30	伊丹市昆陽池2丁目10 電話 072-770-9988
		特殊救急医療(尼崎健康医療財団休日夜間急病診療所)	耳鼻咽喉科 眼科	土曜 18:00～20:30(耳鼻咽喉科のみ) 日曜・祝日 09:00～16:00 年末年始 09:00～翌朝05:30	尼崎市水堂町3丁目15-20 電話 06-6436-8701
	休日歯科診療(西宮歯科総合福祉センター)	歯科	日曜・祝日 09:30～12:00 年末(12/29～12/31) 09:30～11:30、13:00～14:30 年始(1/1～1/3) 09:30～11:30	西宮市甲子園洲島町3-8 電話 0798-41-2031	
	電話相談	健康医療相談ハローにしのみや(西宮市在住の方が対象)	医療・健康 育児・介護等	毎日24時間体制	0120-86-2438
		阪神北広域こども急病センター小児救急医療電話相談(西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町在住の方が対象)	小児科	毎日 深夜00:00～翌朝06:30	072-770-9981
		兵庫県子ども医療電話相談(兵庫県在住の方が対象)	小児科	月～土曜 18:00～翌朝08:00 休日 08:00～翌朝08:00	#8000(市外局番が06、072以外のプッシュホン回線、携帯電話、公衆電話) 078-304-8899(市外局番が06、072、ダイヤル回線、IP電話)
		この事業は急な病気・けがなどでお悩みの方に対し、電話にて看護師(必要に応じて医師等)がご相談に応じるものです。			
第2次救急医療	入院治療の必要な救急患者	病院群輪番制	1日 1～3病院が待機	平日・土曜 18:00～翌朝08:00 休日 08:00～18:00、 18:00～翌朝08:00	阪神南圏域事業として実施
		小児救急病院群輪番制	1日 1～3病院が待機	平日 18:00～翌朝09:00 土曜 13:00～18:00、 18:00～翌朝09:00 休日 09:00～18:00、 18:00～翌朝09:00	阪神南圏域事業として実施
第3次救急医療	救命救急患者	救命救急センター(県立西宮病院) 救命救急センター(兵庫医科大学病院)	毎日24時間体制		重篤患者を対象とした救命救急医療を提供

注1) 休日とは、「日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)」を指します。(ゴールデンウィーク、お盆期間につきましてもカレンダー通りの運用となります。)

注2) 阪神南圏域小児救急医療電話相談は令和4年度末で事業終了

西宮市の救急医療は、交通事故などによる外科系の疾患に対応するため、昭和37年から西宮市医師会の自主在宅当番医制としてスタートした。

その後、国・県の救急医療対策事業要綱に基づいて、関係機関の協力を得ながら第1次救急・第2次救急・第3次救急それぞれの医療体制の整備を進め、現在の体制に発展してきた。

沿革

昭和37年	交通外傷など外科系の疾患に対応するため、西宮市医師会が自主的に休日の在宅当番医制を発足
44年	西宮市医師会が、在宅当番医制に内科と産婦人科を拡充
45年	兵庫県立西宮病院に交通災害救急センターが開所（のちに救急医療センターと改名）
54年	戸崎町に西宮市立休日応急診療所（内科、小児科）が開所
	市内13病院による第2次救急（病院群輪番制病院）が発足
	西宮市消防局が、ドクターカーシステムを開始
55年	兵庫医科大学病院に救命救急センターが開所
56年	阪神間の各市町の協力により、休日夜間急病診療所（尼崎）で耳鼻咽喉科の休日急病診療スタート
	兵庫県救急医療情報システムが始まる
	西宮歯科総合福祉センター（甲子園洲島町）の歯科休日応急診療が始まる
60年	在宅当番医制が西宮市医師会への委託事業となる
63年	西宮市消防局の救急医療情報システムがスタート（平成28年3月末で終了）
	阪神間の各市町の協力により、休日夜間急病診療所（尼崎）で眼科の休日急病診療が始まる
平成3年	休日夜間急病診療所（尼崎）の眼科休日急病診療の時間を延長、耳鼻咽喉科と同じ日曜・祝日の09:00～16:00に
	西宮市消防局のドクターカーシステムが24時間体制になる
4年	病院群輪番制病院に1病院参加。14病院での実施体制になる
6年	兵庫県の外国人救急医療システムの一環として9月から阪神医療圏域で外国人病院群輪番制がスタート。西宮市からは5病院が参加
	11月から西阪神救急医療圏域で脳外科・循環器科病院群輪番制がスタート。参加病院は西宮市の3病院と宝塚市の2病院（平成9年7月より、参加病院は西宮市3病院、宝塚市3病院）
7年	病院群輪番制病院に山口地区の病院が参加し、15病院での実施体制になる
8年	4月28日、西宮市立休日応急診療所が戸崎町からJR西宮駅南側の池田町に移転し、名称を「西宮市応急診療所」に変更する
	応急診療所で休日の診療に加え10月1日から平日の準夜（20:30～23:30）診療を開始し、運営を西宮市医師会と西宮市薬剤師会に委託
	兵庫県救急医療情報システムの更新・拡充



9年	1月、平成6年度に開始した脳外科・循環器科病院群輪番制の基本事業に加え、阪神救急医療圏域で救急救命士に指示を与える加算事業がスタート。参加病院は西宮市の3病院と宝塚市の1病院
11年	病院群輪番制病院が2病院減、13病院での実施となる
12年	病院群輪番制病院が1病院増、14病院での実施となる
13年	保健医療圏域の変更に伴い、2次救急医療圏域が、東西から南北に変更となる。本市は、尼崎市、芦屋市とともに、阪神南圏域に属する
	小児救急輪番制がスタート。参加病院は、西宮市の2病院、尼崎市の1病院、芦屋市の1病院
	病院群輪番制病院が5病院減、9病院での実施となる
14年	応急診療所で土曜日午後(14:00～18:00)診療を4月から開始
15年	病院群輪番制病院が1病院増、10病院での実施となる
18年	応急診療所の管理運営を行う西宮市医師会を指定管理者とする
20年	第2次救急小児病院群輪番制がスタート
	阪神南圏域小児救急医療電話相談が3市(西宮市、尼崎市、芦屋市)共同事業としてスタート
	特殊救急医療(休日夜間急病診療所(尼崎))で土曜日(18:00～20:30)診療(耳鼻咽喉科のみ)を10月から開始
23年	兵庫県立西宮病院に救命救急センターが開所(救急医療センターより拡充)
27年	深夜帯(深夜00:00～翌朝06:30)の小児科診療・電話相談について阪神北広域こども急病センター(伊丹)との連携を開始
	「h-Anshinむこねっと」の管理運営を担う阪神医療福祉情報ネットワーク協議会設立。三田市を除く阪神6市1町で2次救急システムの経費負担開始
	24時間電話医療相談「健康医療相談ハローにしのみや」7月から開始
	応急診療所の土曜日の午後の診療時間を10月から17:00～23:30に変更
令和2年	応急診療所で発熱患者について予約制を導入
3年	応急診療所に感染症室を新設
4年	令和4年度末で阪神南圏域小児救急医療電話相談事業の終了

(2) 第1次救急医療

第1次救急医療は、比較的軽症な救急患者に対応するもので、西宮市では、在宅当番医制（外科、産婦人科、内科、小児科）、西宮市応急診療所（内科、小児科）がある。

また、深夜0時以降の小児科については、阪神北広域こども急病センターで、耳鼻咽喉科と眼科は、阪神間の各市町の協力により尼崎健康医療財団の休日夜間急病診療所で、歯科は、西宮市歯科医師会への補助事業として、西宮歯科総合福祉センターで行っている。

ア 在宅当番医制

昭和37年に西宮市医師会が自主在宅当番医制として開始。昭和60年からは、西宮市による西宮市医師会への委託事業として実施している。現在、おおむね25の医療機関が参加している。当番医の案内は、日刊新聞の阪神版に掲載するほか、西宮市医師会のホームページで行っている。

診療時間	平日	18:00～翌朝08:00
	土曜日	12:00～翌朝08:00
	日曜・祝日 年末年始(12/29～1/3)	08:00～翌朝08:00
	診療科目	外科、産婦人科、内科、小児科
運営方法	西宮市が西宮市医師会に委託	

[令和4年度の実績] 患者数 11,288人

年齢別患者数 (単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
0歳～5歳	1,871	2,469	2,055
6歳～15歳	1,041	1,089	1,648
16歳～64歳	2,618	4,167	5,027
65歳以上	1,175	2,156	2,558
合計	6,705	9,881	11,288

昼夜別患者数 (単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
08:00～18:00	2,789	4,184	4,915
18:00～翌朝08:00	3,916	5,697	6,373
合計	6,705	9,881	11,288

科目別患者数 (単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
内科	894	3,774	4,308
外科	4,101	3,528	4,127
小児科	1,253	1,787	2,082
産婦人科	213	178	199
その他	244	614	572
合計	6,705	9,881	11,288

イ 西宮市応急診療所

昭和54年に開設した西宮市立休日応急診療所（戸崎町）は、平成8年4月28日に池田町に移転。名称も「西宮市応急診療所」に変更した。また、平成8年10月1日からは、平日準夜の診療を開始し、管理運営などを西宮市医師会と西宮市薬剤師会に委託。平成18年4月1日より西宮市医師会を指定管理者として、その運営の一部を指定管理協定している。

設立主体	西宮市	
運営主体	西宮市医師会 薬剤に関する部分は西宮市薬剤師会	
所在地	西宮市池田町13番3号 電話 0798-32-0021	
受付時間	平日	20:30～23:15
	日曜・祝日	09:00～13:45
	年末年始(12/29～1/3)	17:00～23:15
	土曜日	17:00～23:15
診療科目	内科、小児科	
出務者	医師…西宮市医師会の会員 薬剤師…西宮市薬剤師会の会員 看護師…西宮市医師会の職員 事務員…西宮市医師会の職員	
運営費	西宮市が経費及び委託料を西宮市医師会と西宮市薬剤師会に支出	
後送病院	第2次救急医療の病院群輪番制病院などで対応	
協議機関	診療所の円滑な運営のため、西宮市応急診療所運営協議会を設置し、臨時の診療日の設定、医療機器や医薬品の改廃などを協議している	
構成員	西宮市医師会6人、後送病院代表1人 西宮市薬剤師会3人、西宮市5人	

出務者数 (単位：人)

区分	時間帯	医師	薬剤師	看護師	事務員
日曜・祝日	09:00～14:00	2	2	3	2
	17:00～20:30	1	1	2	2
	20:30～23:30	1	1	2	2
平日	20:30～23:30	1	1	2	2
年末年始	09:00～14:00	2	2	3	3
	17:00～20:30	2	2	3	3
	20:30～23:30	2	2	3	3
土曜日	17:00～20:30	1	1	2	2
	20:30～23:30	1	1	2	2

建 物

鉄筋コンクリート造6階建のうちの1階

敷地面積 2,513.70 m<sup>2</sup> 床面積 407.12 m<sup>2</sup>

面積の内訳 (単位：m<sup>2</sup>)

区分	面積	区分	面積
診察室1	15.73	身体障害者用便所	5.75
診察室2	15.02	風除室	11.45
診察室3	15.07	医局控室	19.20
処置室	15.86	男子更衣室	4.36
看護師控室	15.60	女子更衣室	5.61
薬局	7.05	男子便所(職員用)	4.86
受付・会計	43.30	女子便所(職員用)	4.86
待合室	90.40	湯沸室	5.13
感染症患者待合室	11.56	薬品カルテ室	10.02
中待合	19.06	倉庫	2.04
男子便所	10.54	感染症診察室1	31.74
女子便所	11.17	感染症診察室2	31.74
		合 計	407.12

月別患者数 (単位：人、%) (令和4年度)

区分	患者数 合計	時間帯別			休日・平日別		開所日数			1日平均患者数	
		昼	夕	夜	休日	平日	休日	平日	合計	休日	平日
4月	235	68	69	98	122	113	5	25	30	24.4	4.6
5月	344	124	101	119	257	87	8	23	31	32.2	3.8
6月	218	66	56	96	122	96	4	26	30	30.5	3.7
7月	432	137	128	167	266	166	6	25	31	44.4	6.7
8月	312	103	98	111	185	127	5	26	31	37.0	4.9
9月	243	110	79	54	175	68	6	24	30	29.2	2.9
10月	297	125	78	94	204	93	6	25	31	34.0	3.8
11月	387	148	98	141	249	138	6	24	30	41.5	5.8
12月	570	180	188	202	421	149	7	24	31	60.2	6.3
1月	703	238	211	254	500	203	8	23	31	62.5	8.9
2月	583	195	189	199	410	173	6	22	28	68.4	7.9
3月	425	130	151	144	253	172	5	26	31	50.6	6.7
合計	4,749	1,624	1,446	1,679	3,164	1,585	72	293	365	44.0	5.5
割合	100.0	34.2	30.4	35.4	66.6	33.4					

年齢別患者数

(単位：人、%)

区分	R2年度				R3年度				R4年度			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
1歳未満	108	87	195	4.8	164	122	286	6.2	153	139	292	6.1
1歳～6歳未満	469	420	889	21.8	775	648	1,423	30.6	667	541	1,208	25.4
6歳～15歳未満	314	211	525	12.9	381	284	665	14.1	566	464	1,030	21.7
15歳～65歳未満	1,011	991	2,002	49.1	1,001	966	1,967	42.3	962	993	1,955	41.2
65歳以上	170	294	464	11.4	139	178	317	6.8	107	157	264	5.6
合計	2,072	2,003	4,075	100.0	2,460	2,198	4,658	100.0	2,455	2,294	4,749	100.0

疾病別患者数

(単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
感染症及び寄生虫症	815	1,104	594
循環系の疾患	67	51	30
呼吸系の疾患	1,986	2,383	3,359
消化系の疾患	256	217	140
その他の疾患	951	903	626
合計	4,075	4,658	4,749

第2次救急病院等への転送の状況 (単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
内科	306	485	109
小児科	85	132	96
合計	391	617	205

### ウ 阪神北広域こども急病センター

阪神北圏域3市1町（伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）における、休日夜間の子供の急病に対応する施設として平成20年7月に開設。西宮市では平成27年4月から連携を開始。本市救急医療体制において、深夜帯の小児科診療が毎日対応可能となった。

所在地	伊丹市昆陽池2丁目10番地 電話 072-770-9988
受付時間	毎日 深夜00:00～翌朝06:30
診療科目	小児科
運営方法	阪神北圏域3市1町と西宮市が経費を負担 (西宮市は深夜0時以降の経費のみ)

[令和4年度の実績] 深夜0時以降の患者数 1,855人(うち西宮市 276人)

### エ 特殊救急医療(耳鼻咽喉科、眼科 ～休日夜間急病診療所(尼崎)～)

昭和56年10月1日に、阪神間の6市1町(尼崎市、西宮市、宝塚市、伊丹市、川西市、芦屋市、猪名川町)の広域事業として、耳鼻咽喉科の診療をスタート。

昭和63年には眼科も加わり、現在の体制が整った。尼崎健康医療財団の休日夜間急病診療所で診療を実施し、各市は分担金を同財団に支払っている。

所在地	尼崎市水堂町3丁目15番20号 電話 06-6436-8701	
受付時間	土曜日	18:00～20:30(耳鼻咽喉科のみ)
	日曜・祝日	09:00～16:00
	年末年始(12/29～1/3)	09:00～翌朝05:30
出務医師	各市町の医師会の会員	
運営方法	阪神間の6市1町が経費を負担	

[令和4年度の実績] 耳鼻咽喉科 122日間 眼科 72日間  
患者数 3,259人(うち西宮市 706人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
耳鼻咽喉科	362	513	535
眼科	198	218	171
合計	560	731	706

### オ 休日歯科診療 ～西宮歯科総合福祉センター～

休日の歯科急病患者の診療を確保するため、昭和56年に開始。診療所となっている西宮歯科総合福祉センターは、西宮市が建設補助をして、西宮市歯科医師会が開設した。

なお、西宮歯科総合福祉センターでは、心身障害児(者)の歯科診療なども行っている。

所在地	西宮市甲子園洲島町3番8号 電話 0798-41-2031	
受付時間	日曜・祝日	09:30～12:00
	年末(12/29～12/31)	09:30～11:30、13:00～14:30
	年始(1/1～1/3)	09:30～11:30
出務医師	西宮市歯科医師会の会員	
運営方法	西宮市が西宮市歯科医師会に運営費を補助	

[令和4年度の実績] 休日歯科診療 72日開所 患者数312人  
 障害者歯科診療 96日開所 患者数970人

都市別患者数 (単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度
尼崎市	3	4	2
西宮市	330	295	285
宝塚市	2	1	2
芦屋市	2	4	2
伊丹市	0	0	1
川西市	0	0	0
神戸市	5	2	3
その他の 兵庫県内	0	0	2
他の府県	8	8	15
合計	350	314	312

### (3) 第2次救急医療

第2次救急医療は、主に第1次救急を担当する医療機関から転送される入院・手術などの必要な救急患者を対象にしている。

#### ア 病院群輪番制病院

西宮市、尼崎市、芦屋市の阪神南圏域事業として実施し、当番日の割り当てなどを協議し、休日の昼間と夜間、平日の夜間に常に1～3病院が当番にあたっている。

診療時間	平日・土曜	18:00～翌朝08:00
	日曜・祝日	08:00～18:00、18:00～翌朝08:00
	年末年始(12/29～1/3)	
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科など	
参加病院	西宮市は12病院、尼崎市は12病院、芦屋市は2病院	
運営方法	西宮市が西宮市医師会に委託	

[令和4年度の実績] 患者数 9,312人 (西宮市内の病院のみ)

科目別患者数 (単位：人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
内科	3,263	4,487	4,446
小児科	23	103	54
外科	2,106	2,025	2,110
脳外科	600	672	662
整形外科	1,010	1,241	1,300
その他	526	798	740
合計	7,528	9,326	9,312

患者の来院方法 (単位：人)

区分			R2年度	R3年度	R4年度	
患者の来院方法別の内訳	初期からの救急転送医療施設	救急車	入院	91	79	92
			外来	28	29	23
			小計	119	108	115
		その他	入院	64	52	47
			外来	88	100	89
			小計	152	152	136
		合計	入院	155	131	139
			外来	116	129	112
			小計	271	260	251
	その他	救急車	入院	1,402	1,478	1,409
			外来	2,083	2,639	3,026
			小計	3,485	4,117	4,435
		その他	入院	352	442	395
			外来	3,420	4,507	4,231
			小計	3,772	4,949	4,626
合計		入院	1,754	1,920	1,804	
		外来	5,503	7,146	7,257	
		小計	7,257	9,066	9,061	
総計			入院	1,909	2,051	1,943
			外来	5,619	7,275	7,369
			小計	7,528	9,326	9,312

イ 小児病院群輪番制病院

小児救急医療については、在宅当番医（第1次救急）等を支援し、小児科における第2次救急医療体制を一層充実させるため、兵庫県が小児科救急対応病院群輪番制病院を平成13年4月からスタートさせたが、平成20年4月からは阪神南圏域として初期救急医療（第1次救急）を支援する第2次救急小児病院群輪番制を休日の昼間と夜間、平日の夜間に常に1～3病院が当番にあたっている。

診療時間	平日	18:00～翌朝09:00
	土曜日	13:00～18:00、18:00～翌朝09:00
	日曜・祝日	09:00～18:00、18:00～翌朝09:00
	年未年始(12/29～1/3)	09:00～18:00、18:00～翌朝09:00
参加病院	西宮市は5病院、尼崎市は1病院、芦屋市は1病院	
運営方法	西宮市・尼崎市・芦屋市の3市で西宮市医師会に委託	

[令和4年度の実績] 患者数 1,035人  
(県立病院を除く西宮市内病院のみ 743人)

(4) 第3次救急医療

第3次救急医療機関は、脳卒中や心筋こうそく、頭部損傷などの重篤な救急患者を対象とするもので、救命救急センターが高度の診療機能を備え、24時間受け入れ可能な体制を取っている。



**ア 兵庫県立西宮病院救命救急センター**

従来から、重度外傷、脳血管障害、急性中毒や心肺危機にある内因性疾患患者などを対象に救命救急医療を行っているが、平成 23 年 4 月から、救命救急センターの指定を受けて、第 3 次救急医療のさらなる充実を図っている。

**イ 兵庫医科大学病院救命救急センター**

阪神間の 6 市 1 町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）の第 3 次救急医療を担当するために、昭和 55 年 4 月 21 日に診察を開始。24 時間体制で診察処置室、検査室、CT・レントゲン検査室、手術室、ICU など高度な診察機能を持っている。

事業主体は大学病院であるが、運営方針などについては、行政、医師会、大学などで構成する救命救急センター運営協議会で決定している。

**(5) ドクターカーシステム（消防局 救急課 32-7318）**

ドクターカーは、緊急性の高い外傷や疾患事例、集団災害や救出に時間がかかり、その間に治療の必要がある場合などに救急車 2 台を同時に出動させ、1 台は直接現場に、もう 1 台は提携医療機関で医師と医療資器材を搭載して現場に急行し、現場から治療を行うシステムである。

昭和 54 年 12 月から全国に先駆けて運用を開始し、現在、西宮市医師会に所属する 4 病院 3 診療所及び市内の第 3 次救急医療機関が参画している。

**(6) 救急医療情報システム****ア 兵庫県広域災害・救急医療情報システム <兵庫県の事業>**

県下の医療機関、消防局、血液センターをオンラインで結び、救急患者の受け入れに関する情報を端末機で表示するシステムで、兵庫県が兵庫県救急医療情報システムとして昭和 56 年に運用を開始。平成 8 年 11 月の災害モードなどの追加を経て、平成 15 年 4 月からシステムをインターネット化した兵庫県広域災害・救急医療情報システムに更新した。

西宮市では 17 医療機関が参加。消防局、保健所に端末機を設置し、重症患者の搬送や転送、各種診療科目の医療機関の照会などに利用している。この情報システムの運営費は、国、県、市町が負担している。

**イ 阪神医療福祉情報ネットワーク（h-Anshin むこねっと）**

このシステムは、阪神地域における救急搬送体制の広域化・迅速化を目的とした二次救急システムで、平成 27 年度から阪神 6 市 1 町（三田市を除く）と運営主体となる「一般社団法人阪神医療福祉情報ネットワーク協議会」との間で協定を締結し、参加医療機関の負担分を除く経費について各市町で負担して運営している。

病院側がシステムに救急患者の受け入れの可否を入力し、救急隊員が急患の受け入れを要請する際にタブレット端末でデータを共有することにより、受け入れの照会回数に低減に資するものである。

平成 31 年 4 月からは神戸医療圏域のシステムと連携し、一体的に運用している。

(7) 救急医療電話相談・救急医療体制の市民への PR

ア 健康医療相談ハローにしのみや（電話 0120-86-2438 “ハローにしのみや”）

西宮市在住の方が対象。

平成 27 年 7 月から 24 時間年中無休で、看護師や医師等が健康・医療・育児・介護等の相談に応じ、医療機関の情報提供等も行っている。

相談件数

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	17,157	14,465	23,786

イ 小児救急医療電話相談

子供の急な病気やけがなどでお悩みの方に対し、看護師がその相談に応じるもの。相談対象とする科目は小児科のみ。

－阪神南圏域小児救急医療電話相談－（電話 06-6436-9988）

<令和 4 年度末で事業終了>

－阪神北広域こども急病センター電話相談－（電話 072-770-9981）

西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町在住の方が対象。

受付・・・毎日午前 0 時から午前 6 時 30 分まで。

－兵庫県子ども医療電話相談－（電話 #8000（市外局番が 06、072 以外のプッシュホン回線、携帯電話、公衆電話）。市外局番が 06、072、ダイヤル回線、IP 電話からは、078-304-8899）<兵庫県の事業>

兵庫県在住の方が対象。

受付・・・月曜～土曜の午後 6 時から翌日午前 8 時までと、日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の午前 8 時から翌日午前 8 時まで。

ウ 西宮市政ニュース、日刊新聞

西宮市政ニュースの毎号 1 面、もしくは最終面欄外に「健康医療相談ハローにしのみや」の電話番号を掲載している。また、毎月 25 日号の西宮市政ニュースでは、西宮市応急診療所（内科・小児科）、阪神北広域こども急病センター（小児科）、西宮歯科総合福祉センター（歯科）、尼崎健康医療財団休日夜間急病診療所（耳鼻咽喉科・眼科）の所在地・受付時間等を紹介している。

日刊新聞の阪神版では、その日の在宅当番医を掲載している。

### 3 健康づくり推進事業 (健康増進課 26-3667)

#### (1) 「新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画」の策定・推進

西宮市は、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」の地方計画として、平成22年3月に「新・にしのみや健康づくり21 西宮市健康増進計画」を策定し、市民の健康づくりに取り組んできた。

国は、「健康日本21」に続く「健康日本21(第2次)」を平成24年度に策定した。本市においても、国の「健康日本21(第2次)」やこれまでの進捗状況等を踏まえ、平成25年度から令和4年度を計画期間とする「新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画」を平成25年3月に策定した。平成29年度は中間評価を実施し、計画の見直しを行った。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、計画期間を1年延長し、令和5年度までの11年間とした。

本計画は、「健康増進法に基づく市町村健康増進計画」および「自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画」を包含する計画として位置づける。また、生涯にわたる健康づくりを、同時期に策定した「西宮市食育・食の安全安心推進計画」とあわせ推進していく。

#### 【新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画の基本理念と基本目標】

新・にしのみや健康づくり21の基本理念を継承し、「すべての市民が健康でいきいきと生活する」ことを目指し、「健康寿命の延伸」と「早世(早死)予防」を基本目標とする。

#### 【計画の基本方針】

- ① 生活習慣病の発症と重症化の予防
- ② がんに関する普及啓発と早期発見
- ③ 自殺対策の推進

#### 【計画期間】

平成25年度～令和5年度

#### 【施策の展開における健康づくり7分野】

1. 栄養・食生活
2. 身体活動・運動
3. こころの健康
4. タバコ
5. アルコール
6. 歯・口腔の健康
7. 健康診査と健康管理

#### 【健康づくり推進の考え方】

- ① 市民が主体の健康づくり
- ② ライフステージにあわせた健康づくり
- ③ 地域の状況にあわせた健康づくり
- ④ 健康づくりを支援する環境づくり



市民を主体として、食育・健康づくりを推進！



西宮市食育・健康づくり  
マスコット  
「みやちゃん」

ア 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議

健康増進法及び食育基本法に基づき、本市において総合的かつ効果的に健康づくりの推進及び食育の推進を図ることを目的に設置した。学識経験者や関係団体の代表者、市民の代表者と西宮市健康増進計画及び西宮市食育・食の安全安心推進計画の策定や進捗状況の点検・評価を行い、健康の増進及び食育の推進に関する基本的事項について検討している。

開催状況

開催日	協議内容
令和4年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市健康増進計画・食育推進計画の策定趣旨について</li> <li>・アンケート調査票について</li> <li>・西宮市健康増進計画・食育推進計画策定のスケジュールについて</li> </ul>
令和5年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西宮市健康増進計画〈中間見直し版〉」に基づく今年度の取り組み報告について</li> <li>・「西宮市食育・食の安全安心推進計画〈中間見直し版〉」に基づく今年度の取り組み報告について</li> <li>・西宮市健康増進計画・食育推進計画の最終評価および次期計画策定のスケジュールについて</li> <li>・アンケート調査の結果概要報告について</li> </ul>

(2) 健康づくり事業の取り組み (健康増進課 26-3667・地域保健課 35-3310)

ア 出前健康講座

市民の健康づくり支援を目的に、市民自らが各々の健康を見つめなおし、正しい知識を習得することで、よりよい生活習慣を身に付けることができるよう、医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の講師が地域に出向き、身近なところで気軽に健康についての学習ができる機会を提供している。また、講師を派遣できない場合でも市民の健康づくりを支援することを目的に、健康教育媒体(DVD等)の貸出を行っている。

出前健康講座の実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
実施回数	4	13	16
参加人数	86	331	633

イ にしのみや健康づくり推進員

にしのみや健康づくり推進員養成講座は、平成16年度までは、いずみ会(食生活改善推進員)リーダー養成講座として実施していたが、平成17年度から地域における健康づくりを広く推進するために、健康づくり活動の様々な分野で活動できるボランティアの育成を図っている。講座修了者には、にしのみや健康づくり推進員として市長の委嘱状を交付している。修了者は、栄養・食生活、運動、タバコ、健康管理等の分野に分かれ活動している。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、養成講座を中止した。

にしのみや健康づくり推進員養成講座

	R2年度※	R3年度※	R4年度※
実施回数	—	—	—
受講者数	—	—	—
修了者数	—	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

令和4年度の活動は体操教室等を33回企画し、407人の参加があった。

また、平成28年度から、活動期間が10年以上のにしのみや健康づくり推進員に、感謝状を贈呈している。

### ウ にしのみや食育・健康づくり応援団

食育・健康づくりを推進するための地域の社会環境の整備として、西宮市民の食育・健康づくりを応援する企業やお店、施設等を「にしのみや食育・健康づくり応援団」として認定し、ステッカーの交付、ホームページでの公開を行っている。

食育・健康づくりに関する健康情報・チラシを設置する「情報提供」、食育・健康づくりに関する活動を主体的に実施する「食育・健康づくりサポーター」、栄養成分表示・地産地消・ヘルシーサービス等を実施する「食育推進協力店」、受動喫煙防止のため完全禁煙を実施している「空気もおいしい店」のいずれか1つ以上を実施している企業やお店、施設等を対象としている。

※平成25年10月から、これまで実施していた「食育応援団」を「食育・健康づくりサポーター」と名称を変更し、「食育推進協力店」「空気もおいしい店」も含め、「にしのみや食育・健康づくり応援団」とした。

にしのみや食育・健康づくり応援団 登録施設数

		R2年度	R3年度	R4年度
登録施設実数		228	235	242
内 訳 延 数	情報提供	118	120	124
	食育・健康づくりサポーター	38	43	44
	食育推進協力店	85	85	85
	空気もおいしい店	160	162	168



### エ 普及啓発

#### (ア) 啓発リーフレット配布等

平成25年3月に策定した「新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画」を推進するため、啓発リーフレット(計画概要版)の配布等を行った。中間評価実施後の平成30年度からは普及版リーフレットを作成し、市民がより身近に健康づくりに目を向け考えるきっかけとしている。

その他、ホームページでの簡単メタボチェック紹介等を行っている。

(単位：枚)

主な内容	R2年度	R3年度	R4年度
啓発リーフレット等の配布	12,690	22,744	15,065

#### (イ) 健康情報の提供(さくらFM健康番組の放送)

平成24年度より、FMラジオ(さくらFM)放送で、市民への健康情報提供番組として「ほけんしょ情報広場」を週1回放送している。健康増進課、地域保健課、保健予防課、食品衛生課、保健総務課、生活環境課等で担当し、健康づくり、生活習慣病予防、予防接種、食中毒予防、薬物乱用防止、生活環境についてなど、令和4年度は年間51回の放送を行った。

(ウ) 健康づくりに関する講演会

平成 25 年 3 月に策定した「新・にしのみや健康づくり 21(第 2 次)西宮市健康増進計画」を普及啓発・推進するために、健康づくりに関する講演会を開催している。

	R2年度	R3年度	R4年度
開催日			令和 4 年 11 月 16 日
参加人数			155
テーマ等	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	生活習慣病予防講演会（脂質異常症予防）

オ 分野別の取り組み

(ア) 栄養・食生活

食生活は生活習慣病との関連が深く、予防のためには、適正な栄養素（食物）の摂取や食習慣の見直し等食生活の改善が必要であり、それを支援する環境の整備が求められている。

「市民一人ひとりが食を通じて正しい知識と行動力を身につけ、健康で豊かな人間性を育む」ことをめざし策定した西宮市食育・食の安全安心推進計画に基づき、普及啓発事業や食環境整備事業等を行っている。

食環境整備事業については、平成 21 年度までは外食栄養成分表示の普及・推進を図ってきたが、平成 22 年度から外食栄養成分表示に加え、ヘルシーサービス、地元農産物の使用、健康づくりの情報提供など食育・健康づくりの取り組みを進める協力店を募集、「にしのみや食育推進協力店」として登録を行ってきた。平成 25 年 10 月より「にしのみや食育・健康づくり応援団」として統合した。

(イ) 身体活動・運動

平成 15 年度に、にしのみや健康づくり 21 の市民行動指標の一つである“毎日歩こう、もっと歩こう”を一層推進するため、21 名の市民参画を得て、「にしのみや わがまち発見 健康ウォーキングマップ」（5 地区 13 コース）を作成し、市民に配布している。

健康ウォーキングマップ配布数 (単位：枚)

	R2年度	R3年度	R4年度
配布数	7,242	10,831	3,315

(ウ) こころの健康づくり

ストレス等市民の精神的な悩みに対して、保健所等で電話相談や面接相談を実施している。

平成 17 年度からは、4 か月児健康診査において、子育て中のストレス対策及びこころの健康づくりを目的として、養育者を対象としたストレスチェックを行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、4 か月児健康診査が医療機関での個別健診となったことを受け、ストレスチェック事業は令和 2 年度で終了となった。

また、市民対象にストレス解消に関する講座等の講演会を実施している。

平成 29 年度の中間見直しにおいて「自殺対策基本法」に基づく「市町村自殺対策計画」を包含する計画として位置づけ、令和 5 年までに自殺者を 50 人以下にすることを

目標に、1. こころの健康に関する普及啓発の推進、2. 相談支援体制の充実、3. 自殺対策の充実の3つの施策を推進していくこととした。

(エ) タバコ

喫煙者の禁煙支援や受動喫煙対策、未成年者への喫煙防止教育を実施し、スモークフリーにしのみやへの取り組みを推進している。未成年者への喫煙防止教育として、出前健康講座を実施している。

また、平成20年度に飲食店向けに禁煙ステッカーを作成し、平成21年度から完全禁煙が確認できた民間施設にステッカーを交付している。平成25年10月より「にしのみや食育・健康づくり応援団」に統合した。

出前健康講座における喫煙防止教育

	R2年度	R3年度	R4年度
実施回数	0	0	0
参加人数	0	0	0

(オ) アルコール

アルコールが身体に与える影響について、市民を対象に講座やアルコール体質チェックを実施し、アルコールに対する正しい知識の普及を行っている。また、未成年者の飲酒をなくす取組みを推進するために小学生向けのリーフレットを作成し、配布している。

市民健康フェア等におけるパッチテストの実施

	R2年度※	R3年度※	R4年度
実施回数	—	—	3
参加人数	—	—	598

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。

アルコール関連問題の研修

	R2年度	R3年度※	R4年度
回数	1	—	1
参加人数（延べ）	49	—	21

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。

リーフレット配布状況

	R2年度	R3年度	R4年度
配布枚数	5,000	5,000	6,020

(カ) 歯・口腔の健康

平成15年度から歯周疾患の早期発見・予防を目的に、歯周疾患検診を開始し、平成25年度からは妊婦歯科検診も開始し、歯周疾患予防の取り組みの拡充を図っている。また、平成27年度からは長寿歯科健診も開始し、口腔機能に対しての取り組みも行っている。

(キ) 健康診査と健康管理

「生活習慣病に関する普及啓発と健（検）診等の受診促進」、「がんに関する普及啓発と検診の受診促進」、「女性の健康づくり体制の充実」の3つを施策の柱とし、各種健康診査、がん検診等を実施している。また、生活習慣病やがん予防、女性の健康づくりに関して、広報や講演会を通じて普及啓発を行っている。

(3) 健康ポイント事業 (健康増進課 26-3667)

令和3年10月から、高齢者の健康増進、介護予防及び健康寿命の延伸のため、70歳以上の方を対象に（令和5年10月からは65歳以上の方が対象）、活動量計、歩数計等及びスマートフォンアプリを使用して計測した歩数や各種イベント参加等に応じてポイントを付与している。獲得したポイントは、商品券などの賞品に交換することができる。事業運営は民間事業者へ委託。

[令和4年度の実績] 令和5年3月末の参加者数 6,283人

[事業期間] 第2期（令和4年10月1日～令和5年9月30日）

[実施内容]

- ・スマートフォン専用アプリ「西宮市健康ポイントアプリ」を開発。歩数データの記録、16コースのウォーキングマップなど様々なコンテンツが利用できる。
- ・活動量計の歩数データの記録ができる「ヘルスケアステーション」を市内15箇所に設置。
- ・バーチャル歩数イベントの実施  
 期間：令和4年6月・7月（パリ編）、令和4年10月・11月（徳島編）  
 内容：コースを完歩できた参加者から抽選で賞品を発送。  
 実績：参加人数 各5,400人
- ・獲得したポイント（上限3,000ポイント）に応じて、賞品（商品券、QUOカード、健康器具、G-Point、青い鳥福祉基金への寄附）と交換（令和5年12月発送予定）

(4) 受動喫煙防止対策 (健康増進課 26-3667)

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法及び兵庫県受動喫煙防止等に関する条例が改正された（令和元年7月1日一部施行、令和2年4月1日全部施行）。

令和元年度から兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例に基づく指導及び助言等の事務移譲に伴い、既存小規模飲食店の一部または全部を喫煙可能とする場合の喫煙可能室設置施設の届出受付及び、受動喫煙や条例に関する相談、対象施設等への助言、指導等を行っている。

喫煙可能室設置施設

	R2年度	R3年度	R4年度
届出数	144	6	8

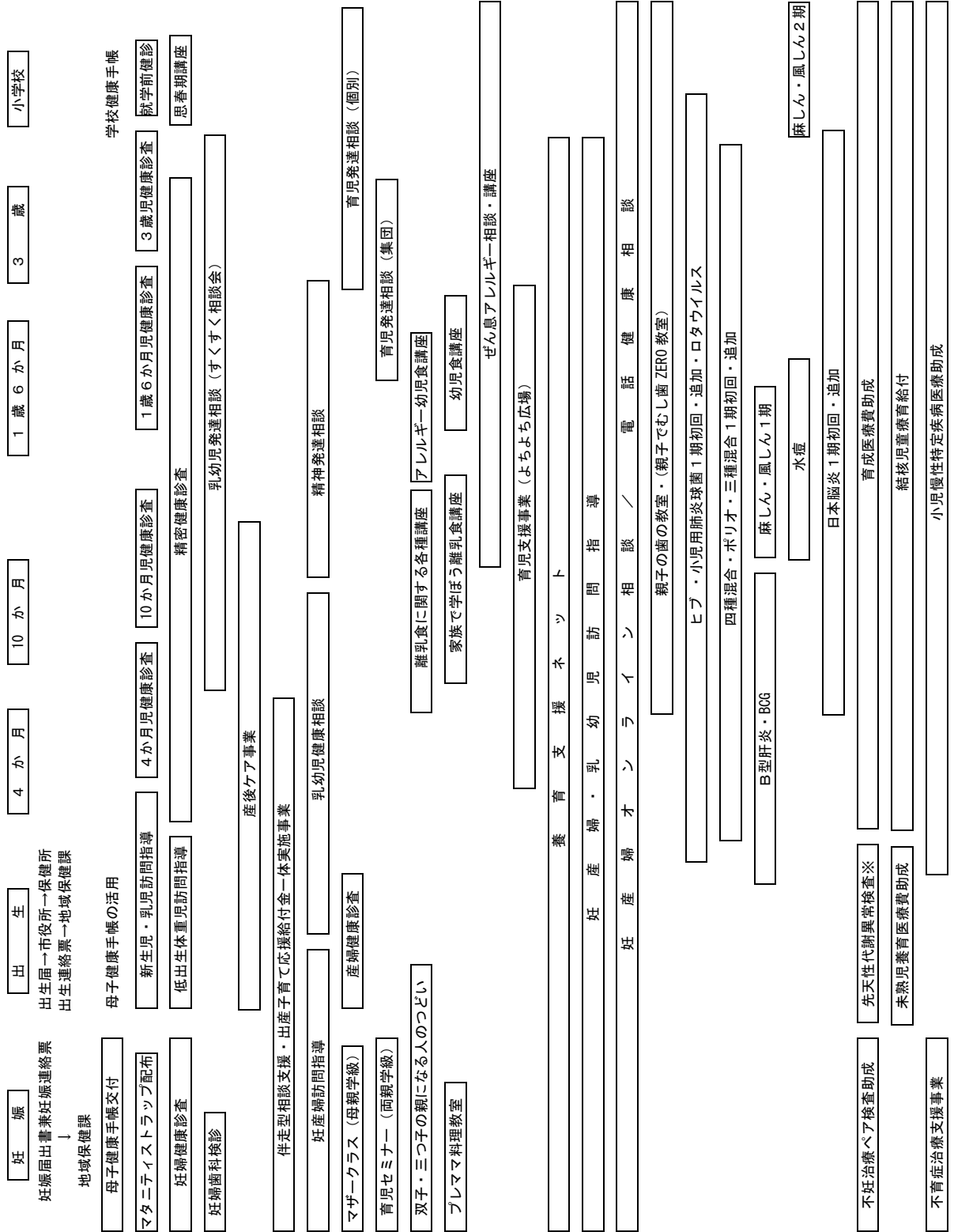
受動喫煙に関する相談、対象施設等への助言指導

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	296	156	147

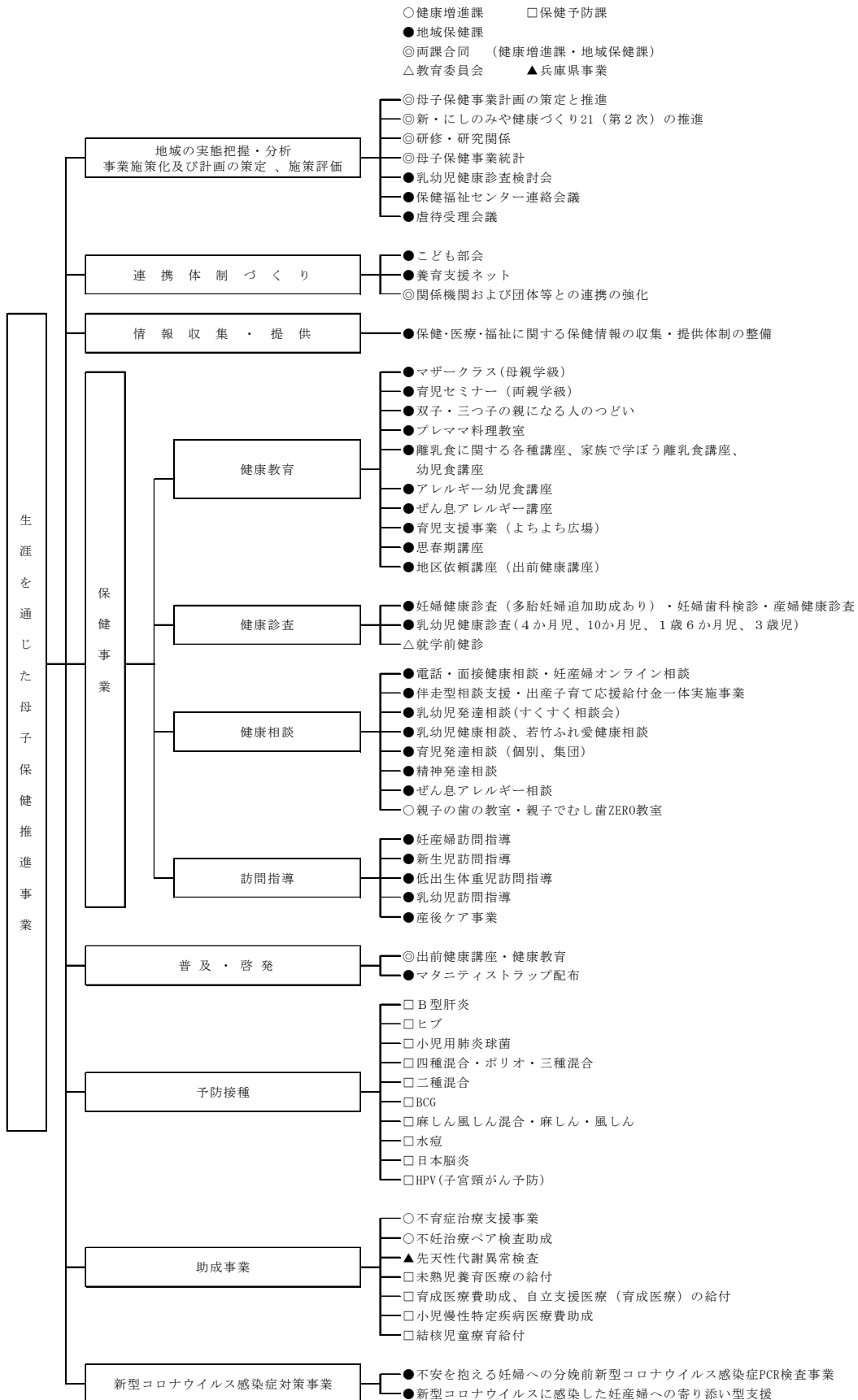


4 母子保健事業

令和5年度ライフステージ別母子保健事業体系図



令和5年度西宮市における母子保健事業体系図



母子保健施策は、妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、思春期を通じて、一貫した体系のもとに総合的に進められることが望ましく、西宮市では、西宮市医師会等の関係機関との連携を密にしながらそれぞれの時期に必要なサービスを提供している。

近年は、出生率の低下、核家族化の進行、女性の社会進出、ライフスタイルの多様化等が進み、加えて、母性、乳幼児を取り巻く社会環境も大きく変化しており、子供の虐待、養育者の育児負担感の増加などが問題となっている。

**(1) 母子健康手帳の交付** (地域保健課 35-3310)

母子健康手帳は、妊娠、出産、育児を通じて母と子の健康と成長を記録する手帳である。妊婦と乳幼児対象の保健事業や各種制度紹介、栄養や事故防止など子育てについての手引き書にもなっている。また、予防接種の記録としても使用する。

母子健康手帳は、各保健福祉センター、本庁（1階10番窓口）で妊娠届により交付している。各保健福祉センターでは保健師による妊婦面接を平成26年度から実施しており、本庁舎でも平成28年度から保健師を1名配置し、妊婦面接を実施している。交付時は、子育て総合センター作成の「にしのみや子育てガイド」「父子手帳」も配布している。子育て総合センターと共同で作成した「あなたの妊娠・出産・子育てサポートガイド」のリーフレットを、母子健康手帳交付時面接や相談支援の際に配付している。

平成19年度から、妊婦に優しい環境づくりを推進するため、妊婦へマタニティマーク付ストラップを母子健康手帳交付時に配付するとともに、市民へのマタニティマークの普及啓発に取り組んでいる。

母子健康手帳(再交付等含む)

	R2年度	R3年度	R4年度
交付件数	3,768	3,620	3,631

妊娠届出数及びマタニティマーク付ストラップ配付数

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	3,660	3,532	3,507

**(2) 伴走型相談支援・出産子育て応援給付金一体実施事業** (地域保健課 35-3310)

令和5年2月より、すべての妊婦や子育て家庭に寄り添って相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用における負担を減らす「経済的支援(出産・子育て応援給付金)」を一体的に実施している。

給付額は、妊娠時50,000円。出産後、出生した子一人につき50,000円。

出産・子育て応援給付金支給件数

	R4年度
支給件数	1,259

(3) 健康教育 (地域保健課 35-3310)

ア マザークラス (母親学級)

妊娠中期の初妊婦を対象に、栄養・口腔、産後の育児などの講義を行っている。

中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センターでは年4クールずつ、北口保健福祉センターでは年6クール開催している。また、北部地区の妊婦を対象に、塩瀬公民館と山口保健福祉センターで年3クール開催している。

平成24年度からは1クール2回シリーズで実施している。

マザークラス実施状況

		R2年度 <sup>※1</sup>	R3年度 <sup>※2</sup>	R4年度					
開催回数		32	27	34			R2年度	R3年度	R4年度
参加 実人数	中央	68	89	83	参加 延人数	中央	135	165	159
	鳴尾	67	32	55		鳴尾	124	54	104
	北口	114	134	122		北口	220	200	232
	塩瀬	3	8	10		塩瀬	6	12	18
	山口	5	3	4		山口	10	6	7
	合計	257	266	274		合計	495	437	520

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため4回中止したが、後日振り替えて実施

※2 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため7回中止、5回オンライン(参加実人数36、参加延人数40)にて開催

イ 育児セミナー (両親学級)

母親だけでなく、父親にも子育ての知識を広め、夫婦が協力して妊娠、出産、育児に関わり、すこやかに児が育つことを目的に兵庫県健康財団、母子衛生研究会との共催で行っている。

初妊婦とそのパートナーを対象に西宮市子育てサービスの紹介や妊娠・出産・育児についての話、赤ちゃん人形抱っこ体験、ビデオ上映などを、なるお文化ホールで実施している。令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためプログラムや時間を変更して実施している。平成20年度から回数を1回増やし年4回開催している。

育児セミナー実施状況

	R2年度 <sup>※</sup>	R3年度 <sup>※</sup>	R4年度
開催回数	-	1	4
参加組数	-	73	545

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は4回、令和3年度は3回中止

### ウ 双子・三つ子の親になる人のつどい

多胎児の母親は妊娠中から不安を感じている者が多く、出産、育児を通して多くの問題を抱えている。多胎妊娠や育児に関する適切な情報提供と仲間づくりを目的に、多胎妊娠中の妊婦とそのパートナーを対象につどいを開催している。

双子・三つ子の親になる人のつどい実施状況

	R2年度	R3年度*	R4年度
開催回数	4	4	4
参加人数	39	19	46

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回オンライン開催（参加人数6）

### エ プレママ料理教室

妊娠中及び出産後の望ましい食生活の啓発を目的に、概ね妊娠中期の初妊婦を対象に、妊娠期における食生活についての講話と調理実習等を西宮いずみ会の協力を得ながら若竹公民館で実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により、教室の開催が困難であるため、市のホームページによる情報提供の充実をはかっている。

[令和4年度の実績] アクセス数

「妊娠中の食事のポイント」 19,258件

プレママ料理教室実施状況

	R2年度*	R3年度*	R4年度*
開催回数	-	-	-
参加人数	-	-	-

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2～4年度は6回すべて中止

### オ 離乳食に関する各種講座

離乳食を進めるにあたっての不安を解消し、乳幼児期からの健全な食生活を実践するための知識の普及を目的に、月齢や地域に応じた講座を開催している。

- ・ はじめての離乳食講座（対象：概ね5か月から6か月児）  
 内容：離乳食初期の進め方の講話、調理の実演等  
 会場：中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾公民館
- ・ 離乳食講座（対象：概ね9か月から13か月児）  
 内容：離乳食後期の進め方の講話、試食等（試食の調理は西宮いずみ会に委託）  
 会場：中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾公民館
- ・ 山口・塩瀬離乳食講習会（対象：概ね5か月から13か月児）  
 内容：離乳食初期から完了期の進め方の講話、調理の実演等  
 会場：山口公民館、塩瀬公民館

離乳食に関する各種講座実施状況

	R2年度*	R3年度*	R4年度
開催回数	21	13	27
参加組数	321	205	384

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年度は6回、令和3年度は15回中止

市のホームページによる情報提供

[令和4年度の実績] アクセス数

「離乳食の進め方について」 8,650件

#### カ 家族で学ぼう離乳食講座

父親の育児参加のきっかけづくりを目的に、令和2年度から対象を概ね8か月から13か月の第一子とし、離乳後期から完了期の進め方について、調理説明を交えながら中央保健福祉センター・北口保健福祉センターで実施している。また、若い世代である両親自身の健康や食生活についての講話も実施している。

家族で学ぼう離乳食講座実施状況

	R2年度	R3年度※	R4年度
開催回数	2	1	2
参加組数	12	10	26

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回中止

#### キ 幼児食講座

幼児期の望ましい食生活の啓発と少食・偏食等の食事の不安解消を目的に、概ね1歳7か月から3歳0か月児を対象に幼児期の食生活の講話と試食等を、西宮いずみ会の協力を得ながら実施している。

幼児食講座実施状況

	R2年度※	R3年度※	R4年度
開催回数	3	1	4
参加組数	25	5	19

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は1回、令和3年度は3回中止

市のホームページによる情報提供

[令和4年度の実績] 各コンテンツのアクセス数

「幼児期の食事ポイント」 46,695件

「食育博士になろう！」 2,448件

「食育だより」 2,489件

#### ク 育児支援事業（よちよち広場）

親の交流の場を提供するとともに、子供の発達を踏まえた育児への理解を深めるなど育児の支援を目的に児童館・児童センターなどの11か所と移動児童館の4か所で子育て総合センターと共催で実施している。保健師、栄養士、歯科衛生士の講話を1会場9～10回のうち、5～6回実施している。平成29年度より子育て総合センターでも実施している。

会場別参加人数

	R2年度※1	R3年度※1	R4年度
回数	11	20	61
浜脇児童館	1	17	50
子育て総合センター	35	0	32
津門児童館	9	19	86
大社児童センター	13	19	128
鳴尾児童館	7	8	29
高須児童センター	12	27	56
塩瀬児童センター	4	18	56
生瀬市民館	14	14	48
むつみ児童館	17	25	86
段上児童館	18	24	59
甲東公民館	0	0※2	0※2
山口児童センター	9	8	39※3
合計	139	179	669

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため

令和2年度は57回、令和3年度は42回中止

※2 開催場所を準備できず中止

※3 雪のため1回中止

移動児童館

	R2年度※4	R3年度※4	R4年度
回数	3	8	20
南甲子園	6	22	69
高木	15	50	104
越木岩	0※5	37	63
西宮浜	10	10	40
合計	31	119	276

※4 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は16回、令和3年度は12回中止

※5 暴風雪警報のため1回中止

#### (4) 訪問指導 (地域保健課 35-3310)

##### ア 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦及び乳幼児・低出生体重児等に対して保健師等による訪問指導を実施し、安心して出産・育児に臨めるよう支援している。また、平成22年7月より、助産師による妊産婦家庭訪問事業を開始、乳房管理や授乳について具体的な指導を行っている。

令和2年2月より、電話またはオンラインで相談も行っている。

年度別保健師・助産師家庭訪問指導の実施状況(延人数)

		R2年度	R3年度	R4年度
訪問総数(延べ)※1		2,022	2,337	2,407
妊産婦		675	825	1,017
乳児	新生児	160	152	135
	低出生体重児	109	103	151
	その他の乳児	670	881	740
	総数	939	1,136	1,026
幼児		344	309	275
長期療養児		28	23	30
心身障害児		5	6	4
その他の母子		31	38	55
虐待※2		200	140	111

※1 産後ケア事業による訪問を除く

※2 乳児、幼児、長期療養児、心身障害児、及びその他の母子の訪問指導のうち、虐待のものを計上

助産師(外部)による訪問件数(令和4年度) 464件※

※ 上表の訪問総数には含めていない。

イ 産後ケア事業

平成30年12月に、育児不安などの支援を必要とする産後4か月までの母子を対象に、助産師による訪問型サービスを開始。令和4年12月からは宿泊型・通所型サービスを追加し、対象も産後1年未満に拡充。乳房ケア等の育児・休息のサポートを行い、身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援している。

利用日数は、宿泊型・通所型が合わせて7日以内、訪問型が原則4回以内。利用料金は次のとおり。

利用料金

	利用時間	利用料金	
		課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯
宿泊型 (1泊あたり)	24時間 (3食付き)	6,000円	1,500円
通所型 (1日あたり)	日中4時間程度 (昼食付き)	3,000円	750円
訪問型 (1回あたり)	日中2時間程度	2,000円	0円

実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	66	100	189
宿泊日数(延べ)	—	—	23
通所日数(延べ)	—	—	101
訪問回数(延べ)	171	284	352

(5) 医療と保健が連携した「養育支援ネット」の推進 (地域保健課 35-3310)

未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていくために、医療機関等と地域保健が連携し、早期から子育てを支援する母子保健医療情報提供システム「養育支援ネット」を整備・推進している。平成27年度から「西宮市養育支援ネット連絡会議」を実施し、市内の産婦人科等に参加を呼びかけて情報交換を行っている。

年度別受理件数

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	522	535	573

西宮市養育支援ネット連絡会議実績

		R2年度※	R3年度※	R4年度
回数		1	1	1
参加人数	他課・医療機関等	30	29	38
	保健所	—	—	23

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面開催とし、参加人数は参加機関数を計上



(6) 特定不妊治療費助成事業 (健康増進課 26-3667)

平成 16 年度から、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため医療保険が適用されない治療費の一部を助成してきた(所得制限あり)。

国の制度改正に伴い、助成回数について平成 19 年度から 1 年度 2 回まで通算 5 年度 10 回以内、平成 23 年度からは初年度 3 回までで通算 5 年度 10 回以内、平成 26 年度からは新規申請者のみ 40 歳未満は 43 歳になるまでに通算 6 回、40 歳以上は初年度 3 回、2 年目 2 回までで実施し、平成 28 年度より 40 歳未満は通算 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満は通算 3 回まで、43 歳以上は助成対象外と変更した。

平成 28 年 1 月 20 日から初回申請の助成額の増額(一部治療内容除く)、特定不妊治療のうち男性不妊治療を行った場合への追加助成(一部治療内容除く)、令和元年度から男性不妊治療の初回申請助成額の増額(一部治療内容除く)を実施した。

令和 3 年 1 月から国の制度改正に伴い、所得制限の撤廃や助成額の増額等、助成内容を拡充した。

令和 4 年度は保険適用に伴い、円滑な移行に向けて、1 回限り(治療内容等条件あり)助成し、本事業を終了した。

年度別受理件数

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	735	1,374	292

(7) 不育症治療支援事業 (健康増進課 26-3667)

平成 28 年 10 月から、不育症の検査及び治療を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成している(回数制限等あり)。

兵庫県保健医療部補助金交付の対象事業となっており、兵庫県 1 / 2、市 1 / 2 での負担となっている。

年度別受理件数

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	2	3	0

(8) 不妊治療ペア検査助成事業 (健康増進課 26-3667)

令和 3 年 10 月から、不妊症の検査を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない検査費の一部を助成している(回数制限等あり)。

兵庫県保健医療部補助金交付の対象事業となっており、兵庫県 1 / 2、市 1 / 2 での負担となっている。

年度別受理件数

	R3年度	R4年度
件数	3	1

(9) 健康診査 (地域保健課 35-3310)

ア 妊婦健康診査

平成 18 年 7 月から妊娠 22 週以降に医療機関で受診した妊婦健康診査について 1 回のみ助成を開始した。平成 20 年度には妊娠 22 週未満に 1 回、出産までに 5 回の助成となり、平成 21 年以降は所得制限を撤廃し、妊娠期間中全 14 回の助成となった。平成 23 年度から助成項目に HTLV-1 抗体検査費用が加わった (上限額計 72,290 円)。平成 27 年度からは、助成金額を増額し、全 14 回中、2 回は 11,000 円、12 回は 5,000 円 (計 82,000 円) を上限に助成。令和 3 年度より多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常の 14 回の助成に加え、1 回上限 5,000 円の助成を最大 5 回まで追加。

また、令和 5 年 4 月より、全 14 回中、3 回は 15,000 円、11 回は 5,000 円 (計 100,000 円) を上限に拡充して助成を行っている。

	R2年度	R3年度	R4年度
申請者数	3,946	3,815	3,846
助成回数 (延数)	44,858	43,966	43,206

イ 産婦健康診査

令和 2 年 10 月から出産後に医療機関で受診した産婦健康診査について助成を開始した。1 回上限 5,000 円の助成を最大 2 回 (2 週間健診と 1 か月健診) まで行っている。

	R2年度(10月～)	R3年度	R4年度
助成者数	1,503	3,208	3,105
助成回数 (延数)	2,352	5,429	5,353

ウ 妊婦歯科検診

平成 25 年度から妊婦健康診査費用助成申請をした妊婦に対し、市内委託医療機関にて 1 回、無料で口腔内診察、歯周疾患予防の保健指導等を実施している。

	R2年度	R3年度	R4年度
受診者数	1,396	1,480	1,527
受診率 (%)	35.4	38.8	39.7

エ 乳幼児健康診査

乳幼児を対象に疾病や発達障害の早期発見や養育者への育児支援、虐待の早期発見・予防を目的として 4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を中央・鳴尾・北口保健福祉センター、北部地区 (塩瀬公民館、山口保健福祉センター) で毎月実施している。平成 25 年度より市内の委託医療機関で 10 か月児健康診査 (個別健診) を開始した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、4 か月児健康診査は令和 2 年 5 月から令和 5 年 3 月まで市内の委託医療機関で実施した。令和 5 年 4 月より各保健福祉センター等にて予約制で再開している。

1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査は令和 2 年 6 月より密を避けるために回数を増やし、受診人数を調整して予約制で実施 (新型コロナウイルス感染拡大に伴い、

令和4年2月8日から2月22日まで中止)していたが、令和5年4月から従来の回数で実施している。

年度別乳幼児健康診査実施状況

区分	4か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診			
	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度 <sup>※1</sup>	R3年度	R4年度	R2年度 <sup>※1</sup>	R3年度 <sup>※3</sup>	R4年度	
実施回数	中央	個別健診 で実施	個別健診 で実施	個別健診 で実施	29 <sup>※2</sup>	36	36	30	36	36
	鳴尾				31	24	24	30 <sup>※2</sup>	24	24
	北口				44	48	48	44 <sup>※2</sup>	47	49
	北部				12	12	12	11	12	12
	合計				116	120	120	115	119	121

※1 令和2年度の1歳6か月児・3歳児健康診査は、感染予防対策で回数を増やして実施

※2 暴風雪警報のため各1回中止

※3 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回中止し、令和4年度に振替実施

(単位：人、%)

区分		4か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
受診人数	対象者	3,906	3,527	3,397	3,955	3,807	3,510	4,319	3,985	3,694
	受診数	3,734	3,462	3,382	3,689	3,719	3,339	3,954	3,787	3,479
	受診率	95.6	98.2	99.6	93.3	97.7	95.1	91.5	95.0	94.2
中央	受診数	個別健診 で実施	個別健診 で実施	個別健診 で実施	959	963	891	1,029	1,005	873
	受診率				93.6	102.6	102.5	95.0	105.9	96.1
鳴尾	受診数				828	799	759	812	807	778
	受診率				94.7	93.3	93.1	91.4	87.1	98.6
北口	受診数				1,701	1,730	1,514	1,838	1,754	1,620
	受診率				92.7	97.4	93.2	90.1	93.2	91.6
北部	受診数				201	227	175	275	221	208
	受診率				91.0	96.6	86.6	89.3	96.9	91.2

(単位：人、%)

区分	10か月児健診		
	R2年度	R3年度	R4年度
対象者	3,803	3,506	3,525
受診人数	3,729	3,439	3,445
受診率	98.1	98.1	97.7

(ア) 4か月児健康診査

身体的発育及び神経学的発達の節目となる月齢に健康診査を実施し、疾病の早期発見や発育発達の確認、育児や栄養の相談・助言を行い、必要時には適切な支援につなげている。平成17年度から養育者を対象にストレスチェックを行っており、フォローとして臨床心理士による相談事業を令和2年度まで行ったが、令和3年度からは保健師でフォローを行っている。

[令和4年度の実績]

受診者数 3,382人

小児科/整形外科診察結果

対象者数	受診者数 (受診率)	診察科目	異常なし	要指導	要指導の内訳			
					要精査	要観察	要医療	既医療
3,397	3,382 (99.6%)	小児科	2,627	755	29	466	29	231
		整形外科	3,275	107	71	16	3	17

小児科診察要指導の内訳別所見（延件数）

身体面	要精査 29		要観察 538		要医療 30		既医療 286	
		心雑音	6	未定頰	135	湿疹	11	湿疹
	母斑	5	湿疹	103	母斑	5	血管腫	28
	小頭	3	体重増加不良	58	血管腫	2	心室中隔欠損	18
	体重増加不良	3	うつぶせ不安定	40	包茎	2	臍ヘルニア	8
	血管腫	2	母斑	36	仙骨部の腫瘤	1	心雑音	8
	その他	10	その他	166	その他	9	その他	131

整形外科要指導の内訳別所見（延件数）

身体面	要精査 71		要観察 17		要医療 3		既医療 19	
		開排制限	30	開排制限	3			開排制限
	内反足	4	側弯	1			内反足	4
	股関節脱臼	1					斜頸	3
	その他	36	その他	13	その他	3	股関節脱臼	2
							その他	6

要精査の受診結果(延件数 令和5年5月末現在)

区分	対象件数	受診件数	精密検査受診結果			未受診	転出
			異常なし	経過観察	要治療		
小児科	29	21	3	14	4	7	1
整形外科	71	62	41	20	1	9	0

保健師の要フォロー人数 1,614人（受診者のうち47.7%）

フォロー内容別延件数 1,792件

（育児相談1,425、未定頰159、体重増加不良63、うつぶせ不安定45、医療機関精密検査100）

(イ) 10か月児健康診査

運動面、精神面の発達の著しい時期に健康診査を行い、発達の遅れや身体の異常の早期発見及び養育者への育児支援を行う。継続支援が必要な場合は医療機関や保健師、市の事業等でフォローしている。

平成21年度から平成24年度まではアンケート形式による10か月児アンケート健康診査を実施していたが、平成25年度より市内の委託医療機関（令和5年4月現在55か所）にて実施している。

[令和4年度の実績]

受診者数 3,445人

小児科診察結果

対象者数	受診者数 (受診率)	異常なし	要指導	要指導の内訳				
				要精査	要観察市	要観察主	要医療	既医療
3,525	3,445 (97.7%)	2,532	913	57	55	550	26	225

内訳	異常なし	要指導	要指導の内訳				
			要精査	要観察市	要観察主	要医療	既医療
身体	2,862	583	49	9	275	24	226
発達	3,008	437	12	39	343	3	40
育児	3,417	28	-	17	-	-	11

「要観察市」のうち、乳幼児発達相談へ42人案内した。

小児科要指導の内訳別所見（延件数）

要精査	67	要観察(市)	84	要観察(主)	843	要医療	35	既医療	329
体重増加不良	9	ハイハイ不可	20	伝い歩き不可	147	湿疹	6	湿疹	37
ハイハイ不可	5	つかまり立ち不可	12	つかまり立ち不可	124	つかまり立ち不可	3	血管腫	13
斜視	5	育児相談	12	体重増加不良	78	血管腫	3	未熟児発達	12
停留嚥丸	4	体重増加不良	9	ハイハイ不可	70	ハイハイ不可	2	未熟児発育	10
座位不安定	3	座位不安定	8	ハイハイの仕方	57	臍ヘルニア	2	体重増加不良	9
心雑音	3	伝い歩き不可	4	対人関心の遅れ	43	停留嚥丸	2	食物アレルギー	9
				一人立ち不可	27			水腎症	9
				母斑	22			心室中隔欠損	9
				座位不安定	21			停留嚥丸	8
				湿疹	19				
その他	38	その他	19	その他	235	その他	17	その他	213

要精査の受診結果（延件数 令和5年5月末現在）

区分	対象件数	受診件数	精密検査受診結果			未受診	転出
			異常なし	経過観察	要治療		
身体面	67	44	13	25	6	23	0
精神面	0	0	0	0	0	0	0

(ウ) 1歳6か月児健康診査（1歳7か月児対象）

運動面及び精神面の発達の著しい時期に健康診査を実施し、疾病の早期発見や発育発達の確認を行い、適切な支援につなげている。また、育児や栄養、むし歯の予防の相談・助言を行い、養育者への育児支援の機会としている。児の発達に遅れがある場合や育児不安が強い養育者等のために心理相談を併設している。

[令和4年度の実績]

実施回数 120回(中央 36回 鳴尾 24回 北口 48回 塩瀬・山口 12回)

受診者数 3,339人(中央 891人 鳴尾 759人 北口 1,514人 塩瀬・山口 175人)

小児科診察結果

対象者数	受診者数 (受診率)	異常なし	要指導	指導区分の内訳（身体面・精神面の重複あり）					
				区分	計	要精査	要観察	要医療	既医療
				3,510	3,339 (95.1%)	2,553	806	身体面	545
				精神面	322	18	294	0	10

II章 事業概要編／4 母子保健事業

小児科要指導の内訳別所見（延件数）

		要精査	53	要観察	290	要医療	26	既医療	271
身体面	斜視	5	身長増加不良	55	湿疹	2	アトピー性皮膚炎	25	
	陰嚢（精索）水腫	5	体重増加不良	22	臍ヘルニア	2	湿疹	15	
	未歩行	4	大頭（水頭症含む）	15	あざ	2	血管腫	13	
	身長増加不良	4	母斑	12	未歩行	2	食物アレルギー	11	
	〇脚	3	やせ	10	包茎	2	心室中隔欠損	10	
	内反足	3	肥満	10	耳介異常	2	未歩行	9	
	停留辜丸	3	湿疹	9			母斑	8	
	その他	26	その他	157	その他	14	その他	180	
			要精査	19	要観察	305	要医療	0	既医療
精神面	言語表出・理解の遅れ	12	言語表出・理解の遅れ	234			言語表出・理解の遅れ	6	
	軽度発達障害（疑い含む）	4	言語表出の遅れ	55			言語表出の遅れ	2	
	自閉傾向	1	多動	11			自閉傾向	1	
	対人関心の遅れ	1	対人関心の遅れ	2			癩が強い	1	
	その他	1	その他	3					

要精査の受診結果（延件数 令和5年5月末現在）

区分	対象件数	受診件数	精密検査受診結果			未受診	転出
			異常なし	経過観察	要治療		
身体面	53	44	14	23	7	9	0
精神面	19	9	1	4	4	9	1

歯科診察結果

受診者数	異常なし	要精査	要観察	要医療	既医療	受診不可
3,339	1,727	0	1,605	6	1	0

う歯り患状況

受診者数	う歯保有者数 （り患率）	う歯総数	保有者1人当りの う歯本数	う歯り患型				
				O <sub>1</sub>	O <sub>2</sub>	A	B	C
3,339	6 (0.2%)	13	2.2	O <sub>1</sub>	O <sub>2</sub>	A	B	C
				2,189	1,144	6	0	0

O<sub>1</sub>：う蝕がなく、かつ口腔環境もよいと認められるもの

O<sub>2</sub>：う蝕はないが、口腔環境が悪く近い将来においてう蝕罹患の可能性が高いもの

A：上顎前歯部のみ、または臼歯部にのみう蝕のあるもの

B：臼歯部及び上顎前歯部にう蝕のあるもの

C：下顎前歯部を含む他の部位にう蝕があるもの（下顎前歯部のみにう蝕のある場合はこれに含む）

軟組織の異常の内訳（延件数）

上唇小帯異常	歯肉炎	舌小帯異常	口内炎	その他
379	15	15	0	1

咬合の異常の内訳（延件数）

反対咬合	交叉咬合	上顎前突	過蓋咬合	開咬	正中離開	そう生	切端咬合	その他
94	14	27	17	9	0	82	4	4

その他の異常の内訳（延件数）

癒合歯	形成不全	欠損	着色	変色	外傷
106	11	7	9	0	3

栄養相談数 個別相談 831人（助言831人 継続0人）

保健師の要フォロー人数 1,059人（受診者のうち31.7%）

フォロー内容別延件数 1,385件

(言語表出・理解の遅れ 734、多動・多動傾向 177、言語表出の遅れ 161、育児相談 76、医療機関精密検査 72、未歩行 17、癩が強い 16、育児不安 14、養育者の育児姿勢 12、養育者の精神面 17、その他 89)

(エ) 3歳児健康診査(3歳5か月児対象)

運動面及び精神面の発達の著しい時期に健康診査を実施し、疾病の早期発見や発育発達の確認を行い、適切な支援につなげている。また、育児や栄養、むし歯の予防の相談・助言を行い、養育者への育児支援の機会としている。児の発達に遅れがある場合や育児不安が強い養育者等のために心理相談を併設している。

耳鼻科眼科診察は令和2年8月以降中止している。令和4年11月より屈折検査を導入しており、小児科診察にて相談を行い、必要に応じて精密検査が受けられるよう紹介状を発行している。

[令和4年度の実績]

実施回数 121回 (中央 36回 鳴尾 24回 北口 49回 塩瀬・山口 12回)

受診者数 3,479人 (中央 873人 鳴尾 778人 北口 1,620人 塩瀬・山口 208人)

小児科診察結果

対象者数	受診者数 (受診率)	異常なし	要指導	指導区分の内訳(身体面・精神面の重複あり)					
				区分	計	要精査	要観察	要医療	既医療
3,694	3,479 (94.2%)	2,385	1,094	身体面	949	471	214	15	249
				精神面	221	29	98	1	93

小児科要指導の内訳別所見(延件数)

	要精査	555	要観察	266	要医療	20	既医療	326
身体面	視力障害(屈折異常)	164	低身長	35	喘息	2	アトピー性皮膚炎	42
	斜視	80	やせ	14	包茎	1	喘息	26
	難聴疑い	71	母斑	12	湿疹	1	斜視	16
	視力測定不能	26	肥満	10	便秘	1	湿疹	14
	言語発達遅延	15	体重増加不良	10	臍ヘルニア	1	低身長	14
	構音障害	14	大頭(水頭症含む)	10	難聴疑い	1	食物アレルギー	14
	心雑音	7	身長増加不良	8			川崎病	11
	その他	178	その他	167	その他	13	その他	189
精神面	要精査	37	要観察	123	要医療	1	既医療	115
	軽度発達障害(疑い含む)	10	言葉の遅れ	36	軽度発達障害(疑い含む)	1	軽度発達障害(疑い含む)	33
	言葉の遅れ	9	多動	28			言葉の遅れ	25
	多動	5	認知の遅れ	9			自閉傾向	18
	言語(発音)不明瞭	3	対人関心の遅れ	9			多動	10
	会話不成立	2	社会性の遅れ	7			対人関心の遅れ	8
	吃音	2	言語(発音)不明瞭	6			社会性遅れ	5
	対人関心の遅れ	2	人見知り	4				
	社会性の遅れ	2	会話不成立	4				
			自閉傾向	4				
	その他	2	その他	16			その他	16

II章 事業概要編／4 母子保健事業

耳鼻科・眼科診察結果（実件数）※

区分	異常なし	要精査	要観察	要医療	既医療
眼科	3,077	373	6	5	28
耳鼻科	3,348	100	19	1	11

※ 令和2年8月以降は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため診察を中止。

令和4年11月より屈折検査を導入。スクリーニング結果と視聴覚検査票を基に必要者には小児科医師による診察にて紹介状を発行している。

屈折検査結果

3歳児健診受診者数	屈折検査受診者数 R4年11月～	異常なし	異常あり	検査不可
3,479	1,439	1,302	114	23

尿検査結果（尿蛋白）

3歳児健診受診者数	尿検査受検数	検査結果		未検査
		－・±	＋以上	
3,479	3,064	3,042	22	415

要精査の受診結果（延件数 令和5年5月末現在）

区分	対象件数	受診件数	精密検査受診結果			未受診	転出
			異常なし	経過観察	要治療		
身体面	43	28	15	10	3	15	0
精神面	37	12	0	8	4	28	3
眼科	393	267	103	127	37	125	1
耳鼻科	119	56	27	9	20	59	1

※耳鼻科で要精査となり、結果が精神面であったケースが3件あり。

歯科診察結果

受診者数	異常なし	要精査	要観察	要医療	既医療	受診不可
3,473	2,392	0	877	177	27	6

う歯り患状況

受診者数	う歯保有者数 (り患率)	う歯総数	保有者1人当りの う歯本数	う蝕り患型					
				O	A	B	C1	C2	不詳
3,473	195 (5.6%)	518	2.7	3,271	171	29	0	2	0

O：う蝕のないもの

A：上顎前歯部のみまたは臼歯部のみう蝕のあるもの B：臼歯部及び上顎前歯部にう蝕のあるもの

C1：下顎前歯部のみう蝕のあるもの C2：下顎前歯部を含む他の部位にう蝕のあるもの

軟組織の異常の内訳（延人数）

上唇小帯異常	歯肉炎	舌小帯異常	口内炎	その他
132	3	15	1	3

咬合の異常の内訳（延人数）

反対咬合	交叉咬合	上顎前突	過蓋咬合	開咬	正中離開	そう生	切端咬合	その他
162	45	61	69	51	0	85	22	7

その他の異常の内訳（延人数）

癒合歯	形成不全	欠損	着色	変色	外傷
152	20	67	21	6	12

栄養相談数 個別相談 420人（助言420人、継続0人）

心理相談数 381人（助言98人、継続283人）



保健師による要フォロー人数 991人（受診者のうち28.5%）  
 フォロー内容別延件数 1,637件  
 （言葉の遅れ199、多動・多動傾向148、認知の遅れ96、育児相談95、その他精神面71、発達障害（疑い含む）62、社会性の遅れ60、言語（発音）不明瞭42、自閉傾向39、対人関心の遅れ33、養育者の育児姿勢32、医療機関精密検査592、その他168）

**オ 精密健康診査**

乳幼児健康診査の結果精密検査が必要な場合、紹介状を発行し受診を勧めている。  
 医療機関での精密検査は保険診療となるため1歳6か月児、3歳児健康診査については自己負担分の公費負担制度を設け、受診票を発行している。

令和4年度精密健康診査実施状況（実人数）

区分	精密検査対象人数
4か月児	100
10か月児	57
1歳6か月児	61
3歳児	487

**(10) 健康相談（地域保健課 35-3310）**

**ア 乳幼児健康相談**

乳幼児をもつ母親等の育児不安の軽減や乳幼児の健全な成長を促すために、保健師、栄養士等が個別に相談、助言を行っている。令和元年度より保健福祉センター、児童館や公民館等での相談を子育てひろば等に出向いての相談に切り替えている。令和2年度からはさらに民間の子育てひろばにも会場を広げ、相談場所の充実を図っている。

乳幼児健康相談の年齢別相談状況（延人数）

	R2年度 <sup>※1</sup>	R3年度 <sup>※1</sup>	R4年度
相談実施回数	21	25	22
相談者数合計	75	130	113
相談者内訳			
乳児	70	123	106
幼児	5	7	7

子育てひろば相談対応状況（延人数）

	R2年度 <sup>※2</sup>	R3年度 <sup>※2</sup>	R4年度
ひろば訪問回数	43	46	76
相談者数合計（乳幼児数）	88	106	362

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は3回、令和3年度は1回中止

※2 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は35回、令和3年度は32回中止

イ 乳幼児発達相談（すくすく相談会）

健康診査や健康相談などで発見された発達の遅れを疑う乳幼児や支援の必要な養育者を対象に相談、助言を行っている。平成25年度から10か月児アンケート健康診査フォロー事業と統合し、各保健福祉センターで実施している。医師、理学（作業）療法士、言語聴覚士、保健師、栄養士、心理士、歯科衛生士、保育士が従事している。

乳幼児発達相談実施状況

		R2年度 <sup>※</sup>	R3年度 <sup>※</sup>	R4年度
実施回数		33	41	48
相談実人数		114	194	204
相談延人数		146	239	251
他機関 紹介数	未来センター紹介	11	60	57
	医療機関紹介	13	16	12

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は4回、令和3年度は2回中止

ウ 育児発達相談

健康診査結果等で精神発達に経過観察を要するとされた概ね1歳6か月児から就学までの幼児、育児不安や支援が必要な養育者に対して心理相談員や保健師等が個別もしくは集団で相談・助言を行っている。

(ア) 個別相談

子供の発達や関わり方について心理相談員が個別に相談を行っている。

育児発達相談の実施状況

	R2年度 <sup>※1</sup>	R3年度 <sup>※2</sup>	R4年度
実施回数	224	229	236
相談人数	378	399	391
相談延人数	486	535	532

※1 暴風警報のため2回中止

※2 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため4回中止、  
集団指導（親子あそびの教室）中止分を置き換えて5回実施

(イ) 集団指導（親子あそびの教室）

言語発達等で経過観察を要すると判断された概ね2～3歳児や、育児不安や児との関わり方に支援が必要と判断された保護者を対象に、小集団で遊びを通して親子の関わりを深め、幼児の発達を促せるよう具体的な育児助言を行っている。令和2年度からは「ぐんぐん広場」から「親子あそびの教室」に名称を変更し実施している。

令和3年度6月より再開し、新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため個別対応で実施している。

親子あそびの教室実施状況

	R2年度 <sup>※1</sup>	R3年度 <sup>※2</sup>	R4年度
実施回数	-	37	56
組数	-	52	73
延組数	-	80	102

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施せず

※2 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため11回中止、  
うち5回育児発達相談の個別相談に置き換えて実施

## エ 精神発達相談

健康診査結果等で言語や精神発達に遅れの疑いがみられる幼児について、臨床心理士による発達検査、小児精神科医等による診察・相談を行い、必要に応じて相談機関や療育施設などを紹介している。

精神発達相談の実施状況

	R2年度	R3年度※	R4年度
実施回数	24	25	29
相談延人数	59	64	69

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため2回中止

## オ 電話健康相談

保健師等による妊婦、産婦、乳幼児の発育・発達等育児全般に関する電話相談を随時実施している。

令和4年度電話健康相談実施状況（延件数）（単位：件）

	総数	母性（妊産婦等）	乳幼児
保健師からの継続支援電話	16,655	5,060	11,595
市民からの電話相談	1,043	222	821
合計	17,698	5,282	12,416

## カ 妊産婦オンライン相談

令和2年10月より、妊娠中や産後の育児、授乳、体調等に関する相談をオンラインで開始した。中央・鳴尾・北口保健福祉センターで月1回ずつ、助産師・保健師・管理栄養士によるオンライン相談を実施している。

妊産婦オンライン相談実施状況

	R2年度（10月～）	R3年度	R4年度
実施回数	2	4	3
相談件数	2	6	5

### (11) 医療等の援護（保健予防課 26-3669）

#### ア 未熟児養育医療の給付

入院による養育を必要とする身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）を対象に、その養育に必要な医療費（保険診療分と食事療養費）の給付を行う。

〔母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条〕

出生体重別給付新規認定数（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度
総数	113	82	130
1,000g以下	7	8	9
1,001g～1,500g	21	9	19
1,501g～2,000g	40	29	38
2,001g～2,500g	21	10	24
2,501g以上	24	26	40

イ 自立支援医療（育成医療）の給付

手術等によって確実な治療効果の期待できる身体に障害のある18歳未満（18歳の誕生日の前々日まで）の児童を対象に、指定医療機関で受診した医療費の給付を行う。所得制限あり。給付内容は、医療費の自己負担割合が原則1割負担となるよう超過分を公費負担。さらに、世帯の市民税課税状況に応じて月額自己負担上限額が設定され、超過分を公費負担する。

〔障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項〕

年度別給付認定者数		(単位：人)		
	R2年度	R3年度	R4年度	
総数	33	39	27	
肢体不自由によるもの	8	15	7	
視覚障害によるもの	0	0	0	
聴覚・平衡機能障害によるもの	0	0	0	
音声・言語・咀嚼（そしゃく）機能障害によるもの	22	22	19	
心臓機能障害によるもの	2	1	0	
腎臓機能障害によるもの	0	0	0	
小腸機能障害によるもの	0	0	0	
その他の内臓障害によるもの	1	1	1	
免疫の機能障害によるもの	0	0	0	

ウ 結核児童療育給付

結核治療のため指定療育医療機関に入院している18歳未満の児童に対し、療育の給付及び学習の援助を行う。〔児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第1項〕

〔令和4年度〕 給付実績なし

(12) 思春期保健事業（地域保健課 35-3310）

ライフサイクルの中で、性的発達の面で特に重要な時期である思春期を迎える小学4年生の児童とその保護者を対象に、夏休み期間中に思春期講座「家族で学ぼう性のこと」を実施している。

プレコンセプションケアの観点からも、身体・心理・社会の各側面から性や妊娠、出産に関する正しい知識を獲得し、家族で“性”を話し合うきっかけづくりとなり、“性”から“生”への気づきや、性に対する理解を深めることを目的としている。

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、思春期講座及び出前健康講座を中止した。中止に伴い思春期講座のDVDを作成し、小学校等へDVD及び思春期講座の物品の貸出を行っている。令和4年度は、思春期講座をオンラインで実施した。

思春期講座実施状況

	R2年度※	R3年度※	R4年度
開催回数	-	-	1
参加人数	-	-	16

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施せず

出前健康講座実施状況

	R2年度※	R3年度※	R4年度※
開催回数	-	-	-
参加人数	-	-	-

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施せず

物品貸出状況

	R2年度	R3年度	R4年度
貸出回数	2	6	1

(13) 児童虐待防止に関する研修会・会議 (地域保健課 35-3310)

平成 16 年度から、虐待状況を把握し事例検討をとおして関係者の資質向上を図るとともに、関係者間の共通理解・連携を深めることで、虐待の予防・早期発見・支援につなげることを目的に開催している。

平成 18 年度から、西宮市要保護児童対策協議会と共催又は必要に応じて協同で研修会を開催している。

平成 27 年度は「西宮市の児童虐待防止における保健師活動の手引き」を作成した。

研修会実施状況

	R2年度※	R3年度※	R4年度※
開催回数	-	-	-
参加人数	-	-	-

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催せず

memo

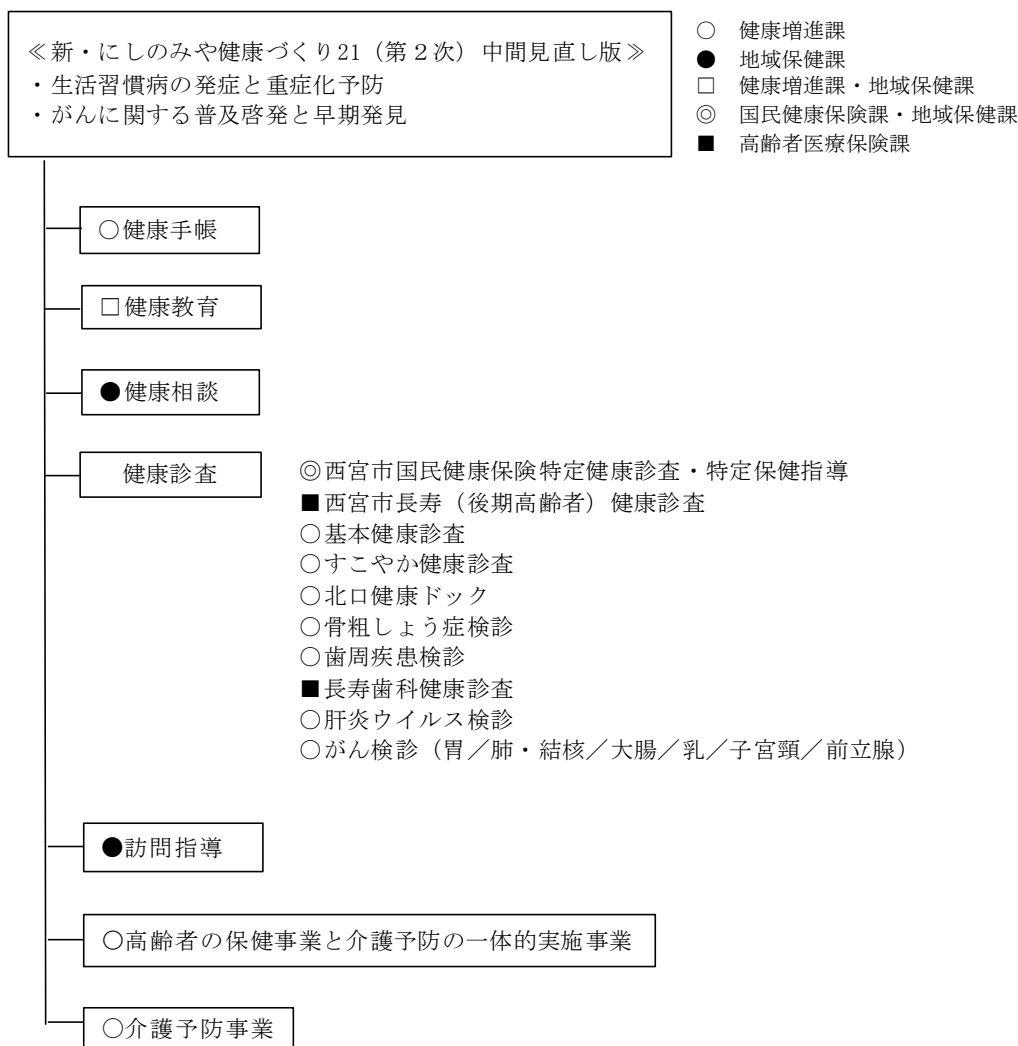


## 5 成人・高齢者保健事業

健康増進法や高齢者医療確保法及び関係法令に基づき、市民を対象に健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導の各種保健指導を実施している。

令和2年度の医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護保険法における地域支援事業と一体的に実施するように努めなければならないと規定され、令和4年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（フレイル対策事業）について、衛生部門を中心に実施している。

### 令和5年度西宮市における成人・高齢者保健事業体系図



(1) 健康手帳 (健康増進課 35-3127)

健康診査や各種健診等の記録、その他の健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的とした手帳。厚生労働省がホームページ上で公開している健康手帳のURLを市のホームページに掲載して利用を促している。

(2) 健康教育 (健康増進課 35-3127・地域保健課 35-3310)

生活習慣病の発症・重症化予防、及び健康増進を目的に各種の講座を開催している。

令和5年度 健康教育一覧

講座名		対象	内容	スタッフ
生活習慣病講演会		市民	糖尿病や慢性腎臓病 (CKD)、脂質異常症などを予防するための生活習慣づくり	医師、保健師、管理栄養士
地域別健康講座		市民	地域の健康課題に沿った講座	医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士
出前健康講座	成人・介護予防	市民	生活習慣病、認知症予防など	保健師、管理栄養士
	介護家族	市民	介護家族教室、介護者の集いなど	保健師
	女性健康講座	女性市民	更年期に起こりうる症状、骨粗しょう症、乳がん自己検診法など、運動実習 (ヨガ体験) またはバランス食について	助産師、保健師、運動指導士、管理栄養士
女性検診での健康講話		女性市民	乳がん自己検診法の集団指導	助産師、保健師
おやこ健康教室		市民 (小学生とその保護者)	家族の望ましい食生活と健康づくりに関する講話	管理栄養士、保健師
ラジオ体操の会		山口地区の住民	山口保健福祉センター地区のラジオ体操	保健師
若竹昼食会での健康教育		昼食会参加の高齢者	健康増進に関する時事・季節に応じた講話	保健師
その他		市民	いずみ会研修会	管理栄養士

健康教育の実施状況

講座名	R2年度※		R3年度※		R4年度※	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
生活習慣病講演会 (脂質異常症予防)	-	-	-	-	1	155
生活習慣病講演会 (CKD予防)	-	-	-	-	1	249
地域別健康講座	-	-	-	-	-	-
出前健康講座	成人・介護予防	-	-	-	-	-
	介護家族	-	-	-	-	-
	女性健康講座	-	-	-	-	-
女性検診での健康講話	41	1,178	47	1,387	52	1,670
おやこ健康教室	-	-	-	-	1	28
ラジオ体操の会	26	261	16	169	46	397
若竹昼食会での健康教育	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	67	1,439	63	1,556	101	2,499

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会や講座等が開催中止となったため、市のホームページに生活習慣病予防のための啓発コンテンツを作成し、情報提供の充実を図っている。



令和4年度 ホームページ各コンテンツへのアクセス件数

コンテンツ名	アクセス件数
改善しよう！食事編	3,632
生活習慣病予防	3,529
改善しよう！禁煙編	3,038
改善しよう！運動編	2,860
糖尿病を予防しよう	2,275
バランス食レシピ集	3,828
腎機能	2,507
血圧	2,119
肝機能	2,621
肥満	2,535
脂質(脂質異常症)	3,882

(3) 健康相談 (地域保健課 35-3310)

健康に関する個別の相談に対し、必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施している。

令和5年度 健康相談一覧

事業名	対象	内容	スタッフ
若竹ふれあい健康相談	市民	健康相談、血圧測定	保健師
歯科健康相談	市民	歯周疾患に関する相談やブラッシングの相談・指導など	歯科医師、 歯科衛生士
窓口総合相談	市民	各保健福祉センター窓口での育児や健康づくり・福祉に関する相談	保健師、管理 栄養士
電話健康相談	市民	育児から生活習慣病予防まで健康・福祉全般に関する相談	保健師
面接健康相談			
電話栄養相談 面接栄養相談		乳幼児から成人・高齢者の栄養・食生活に関する相談	管理栄養士
女性のための検診併設健康相談	20歳以上の女性市民	検診時、必要に応じて健康と栄養に関する相談	保健師、管理 栄養士
禁煙相談 (育児セミナー、COPD講演会)	市民	禁煙相談	保健師
その他催物併設健康相談	市民	参加者の必要に応じて健康と栄養に関する相談	保健師、管理 栄養士

健康相談の実施状況 (母子保健に関するものを含む。)

事業名	R2年度		R3年度		R4年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
若竹ふれあい健康相談	1	8	1	14	11	120
歯科健康相談	1	1	0	0	0	0
窓口総合相談	1,215	13,256	1,210	16,454	1,215	14,702
電話健康相談		19,136		20,987		23,102
面接健康相談		2,250		2,660		3,103
電話栄養相談	769	583	757	547	767	608
面接栄養相談		81		101		218
女性のための検診併設健康相談	84	595	88	512	103	610
禁煙相談 (育児セミナー、COPD講演会)	1	12	1	0	5	7
その他催物併設健康相談	0	0	0	0	0	0
合計	2,071	35,922	2,057	41,275	2,101	42,470

(4) 健康診査・がん検診等

がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、骨粗しょう症など生活習慣病の予防対策の一環としてこれら疾患の早期発見、早期治療、保健指導を目的に各種健康診査及びがん検診等を実施している。集団健診は、北口保健福祉センター検診施設及び西宮市医師会診療所、巡回健診（鳴尾地区、北部地区）で実施している。個別健診は委託医療機関で実施している。（対象年齢は、個別の説明がない場合は年度年齢。）

令和5年度各種健康診査一覧表

健康診査の名称	対象	検査内容	料金	実施担当課
ア 国民健康保険特定健康診査	令和5年4月1日から受診日まで継続して西宮市国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方（厚生労働大臣が定める者は除く）	【基本】問診、身体計測（腹囲含む）、血圧測定、身体診察、血液検査〔中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP、血糖、ヘモグロビンA1c、血清尿酸、血清クレアチニン及びeGFR、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）〕、尿検査（糖、蛋白、潜血）	無料	国民健康保険課
イ 基本健康診査	40歳以上で、実施年度中に医療保険が変わった方又は生活保護受給者  75歳以上で、医療保険に加入していない方（生活保護受給者等）	【心電図検査※】12誘導心電図検査 【眼底検査※】眼底検査（両眼） ※受診券に心電図・眼底の記載があり、一定の条件に該当した場合、かつ、医師が必要と認めた場合に実施。  アの健康診査の【基本】内容に加え、心電図検査、血液検査項目に白血球数・血小板数・MCV・MCH・MCHCを追加し、腹囲測定は行わない。また、医師が必要と認めた場合に、眼底検査を実施。		健康増進課
ウ 長寿（後期高齢者）健康診査	後期高齢者医療制度に加入している方			高齢者医療保険課
エ すこやか健康診査	20歳～39歳の市民	アの健康診査の【基本】内容に加え、心電図検査、胸部X線検査、血液検査項目に白血球数を追加で実施。	集団 1,500円	
オ 北口健康ドック	30歳以上の市民	アの健康診査の【基本】内容に加え、心電図検査、眼底検査、視力検査、簡易聴力検査、胃部X線検査、胸部X線検査、大腸がん便潜血反応検査を実施。また、尿検査項目にウロビリノーゲンを、血液検査項目に白血球数・血小板数・MCV・MCH・MCHC・ALP・LDH・総蛋白・ALB・ZTT（血清膠質反応）・総ビリルビン・尿素窒素・α-フェトプロテイン検査（肝がん検査）を追加で実施。	北口のみ 16,900円	健康増進課

令和5年度各種がん検診等

		対象	内容	料金	実施機関
カ	骨粗しょう症検診	30歳以上の女性市民	問診、踵の骨密度超音波測定	集団900円	集団健診
キ	歯周疾患検診	40・50・60・70歳の市民	問診、口腔内診察 歯周疾患予防の保健指導	個別500円	委託医療機関 (209施設)
ク	長寿歯科健康診査	令和5年4月1日時点で75歳又は80歳で、後期高齢者医療制度に加入している方 令和3年度長寿歯科健康診査受診券送付対象者で有効期限(令和4年3月31日)までに受診していない人	問診、口腔内診察(咀嚼・嚥下機能含む)、歯周疾患予防の保健指導	個別無料	委託医療機関 (206施設)
ケ	肝炎ウイルス検診	40歳以上で、過去に市の肝炎ウイルス検査を受けたことがない市民	問診、血液検査 B型肝炎(HBs抗原) C型肝炎(HCV抗体、HCV-RNA)	集団700円 個別1,200円	集団健診 委託医療機関 (240施設)
コ	胃がん検診(バリウム)	40歳以上の市民	問診、胃部X線撮影	集団1,000円	集団健診
	胃がん検診(内視鏡)	50歳以上で、年度中に偶数年齢になる市民	問診、胃内視鏡検査	個別3,800円	委託医療機関 (32施設)
サ	肺がん・結核検診 <sup>※1</sup>	40歳以上の市民	問診、胸部X線撮影、必要者に喀痰検査	集団300円(喀痰検査必要者は700円増)	集団健診
シ	大腸がん検診	40歳以上の市民	問診、便潜血反応検査	集団600円 個別1,200円	集団健診 委託医療機関 (220施設)
ス	乳がん検診 <sup>※2</sup>	40歳以上で、年度中に偶数年齢になる女性市民	問診、マンモグラフィ	集団1,500円 個別1,800円	集団健診 委託医療機関 (12施設)
セ	子宮頸がん検診	20歳以上で、年度中に偶数年齢になる女性市民	問診、内診(個別検診のみ) 頸部細胞診検査	集団1,000円 個別1,400円	集団健診 委託医療機関 (35施設)
ソ	前立腺がん検診	50歳以上の男性市民	問診、PSA検査	集団1,000円	集団健診

※1 令和元年度より、肺がん検診と結核検診を統合し、肺がん・結核検診として実施している。

※2 令和3年度より、乳がん検診は視触診を廃止した。

令和5年度受診勧奨の実施状況

検診種別	無料クーポン券 配布	受診勧奨はがき送付
胃がん検診 (バリウム・ 内視鏡)	—	60歳 <sup>※1</sup>
大腸がん検診	56歳 <sup>※2</sup>	—
乳がん検診	41歳 <sup>※1</sup>	①44、48、52歳の女性全員 <sup>※1</sup> ②46、50、54、56、58、60歳の女性のうち、過去6年の 間に1回受診した人 <sup>※1</sup>
子宮頸がん検 診	21歳 <sup>※1</sup>	①26、30、34、38歳の女性全員 <sup>※1</sup> ②28、32、36、40、42歳の女性のうち、過去6年の間に 1回受診した人 <sup>※1</sup>
肝炎ウイルス 検診	41・46・51・56・61・ 66歳で過去に市 の肝炎ウイルス 検診未受診者 <sup>※3</sup>	—

※1 新たなステージに入ったがん検診総合支援事業として実施

※2 西宮市大腸がん検診のクーポン券交付事業として実施

※3 肝炎ウイルス検診個別勧奨事業として実施

集団健（検）診の実施会場・日程 (令和4年度)

会場		実施日 《午前》	同時に受けられる健診項目					
			西宮市 各種健 康診査	がん検診				肝炎 ウィル ス検診
				肺	胃	大腸	前立腺	
健 診 施 設	北口保健福祉セ ンター検診施設	月～金曜日 奇数月は月1回日曜も実施	○	○	○	○	○	○
	西宮市医師会診 療所	月曜日(不定期)	○	○	○	○	○	○
地 区 巡 回 健 ( 検 ) 診	なるお文化ホー ル	令和4年9月30日(金)	○	○	○	○	○	○
	山口保健福祉セ ンター	令和4年7月12日(火)	○	○	○	○	○	○
		9月15日(木)						
10月23日(日)								
12月1日(木)								
塩瀬公民館	令和4年6月29日(水)	○	○	○	○	○	○	
	9月2日(金)							
	10月5日(水)							
	11月8日(火)							
	12月18日(日)							
令和5年1月31日(火)								
会場		実施日	同時に受けられる検診項目					
			がん検診			骨粗しょう症		
			乳	子宮	大腸			
健 診 施 設	北口保健福祉セ ンター検診施設	水・木曜日	○	○	-	○		
	地 区 巡 回 健 ( 検 ) 診	山口保健福祉セ ンター	令和4年7月28日(木)午後	○	○	○	○	
11月15日(火)午前								
令和5年1月24日(火)午後								
塩瀬公民館	令和4年7月28日(木)午前	○	○	○	○	○		
							11月15日(火)午後	
							令和5年1月24日(火)午前	

ア 西宮市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導

(国民健康保険課 35-3115・地域保健課 35-3310)

健診実施年度4月1日から受診日まで継続して西宮市国民健康保険加入者で、当該年度40歳から75歳未満までの方を対象(厚生労働大臣が定める者は除く)に、検診施設や公民館等で実施する集団健診、市内委託医療機関で実施する個別健診を実施。

積極的支援及び集団健診で動機付け支援に選定された方は、地域保健課の保健師・管理栄養士が特定保健指導を実施し、個別健診で動機付け支援に選定された方は医療機関において初回面接及び支援計画策定・最終評価を実施している。平成23年度から集団健診の動機づけ支援の一部を健診機関に委託している。

国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告）

		R2年度	R3年度	R4年度 <sup>※1</sup>
対象者数		59,084	57,657	54,404
特定健診 受診人数	北口保健福祉 センター検診施設	2,430	2,399	2,396
	医師会診療所	591	559	514
	地区巡回	754	1,093	1,118
	人間ドック	2,242	2,320	2,316
	個別 <sup>※2</sup>	14,453	14,034	13,041
	合計	20,470	20,405	19,385
	受診率	34.6%	35.4%	35.6%
健診結果 (特定保健指導 対象者数)	情報提供	18,430	18,326	17,548
	動機付支援	1,655	1,684	1,451
	積極的支援	385	395	386
実施率 <sup>※3</sup>		37.1%	46.3%	-

※1：令和4年度は令和5年5月末現在の見込み数。令和5年10月末の法定報告時に確定する。

※2：職場健診等（特定健診検査項目該当）の受診者含む

※3：特定保健指導対象者（動機付支援及び積極的支援）のうち、終了者の割合

令和4年度特定保健指導(地域保健課実施分)：75件

(積極的支援33件、動機付け支援42件)

※令和4年4月～令和5年3月の初回面接終了者

#### イ 基本健康診査（健康増進課 35-3127）

40歳以上の生活保護受給者および年度内に健康保険が変わった方を対象に、生活習慣病予防を目的とした健診を集団検診（検診施設や公民館等）と個別検診（市内委託医療機関）で実施。

基本健康診査の実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数	北口保健福祉 センター検診施設	87	82	96
	医師会診療所	27	12	20
	地区巡回	3	11	20
	個別	272	258	349
	合計	389	363	485
	健診結果	異常なし	10	8
	要指導	50	61	64
	要医療	329	294	414

#### ウ 長寿（後期高齢者）健康診査（高齢者医療保険課 35-3994）

75歳以上の方など後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、検診施設や公民館等で実施する集団健診、市内委託医療機関で実施する個別健診を実施。

平成25年度から、一定条件を満たした被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部助成を開始した。

長寿（後期高齢者）健康診査の実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
対象者数		54,118	54,622	56,416
受診人数	北口保健福祉 センター検診施設	836	890	1,144
	医師会診療所	323	372	393
	地区巡回	175	283	394
	人間ドック	787	862	1,038
	個別	18,509	18,003	19,134
	合計	20,630	20,410	22,103
受診率		38.1%	37.4%	39.2%
健診結果	異常なし	430	495	519
	要指導	16,496	16,226	17,490
	要医療	3,704	3,689	4,094

### エ すこやか健康診査（健康増進課 35-3127）

20～39歳の西宮市民を対象に、生活習慣病予防を目的とした健診を集団検診（検診施設や公民館等）で実施。健康増進法の対象外。他に健診受診機会がなく、おおむね過去1年間健診（健康診査・健康診断）の受診歴がない方で、かつ生活習慣病の治療中でない人を対象に実施している。令和3年度から対象年齢を20～39歳に拡充（令和2年度までは35～39歳が対象）。

すこやか健康診査の実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数	北口保健福祉 センター検診施設	83	227	279
	医師会診療所	15	35	41
	地区巡回	9	30	32
	合計	107	292	352
健診結果	異常なし	24	75	112
	要指導	26	62	109
	要医療	57	155	131

### オ 北口健康ドック（健康増進課 35-3127）

平成20年度から、30歳以上の西宮市民を対象に北口保健福祉センター検診施設で総合健診を実施。

北口健康ドックの実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数	一般	206	276	264
	西宮市国民健康保険人間ドック	576	548	569
	西宮市高齢者医療保険人間ドック	119	135	158
合計		901	959	991
再掲	胃部X線検査（30～39歳）	46	84	93
	胸部X線検査（30～39歳）	155	95	102
	便潜血検査（2日法）（30～39歳）	48	90	98

カ 骨粗しょう症検診（健康増進課 35-3127）

骨粗しょう症の早期発見及び骨折予防を目的として、30歳以上の女性を対象に集団検診（北口保健福祉センター検診施設、北部地区巡回検診）で実施。

[令和4年度の実績]	北口保健福祉センター検診施設	91回	1,682人
	北部地区	6回	125人

骨粗しょう症検診結果

	R2年度	R3年度	R4年度
受診人数	1,393	1,589	1,807
正常	455	441	565
要指導	587	692	781
要精検者数	351	456	461
要精検率	25.2%	28.7%	25.5%

キ 歯周疾患検診（健康増進課 35-3127）

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見、適切な保健指導、口腔衛生に関する正しい知識の普及を行うことを目的として、初年度（平成15年度）は、40・50歳を対象に西宮歯科総合福祉センターで9か月間実施。平成16年度から、対象年齢を40・50・60・70歳に拡充し、委託医療機関で通年実施。

令和4年度歯周疾患検診の実施状況

年齢	対象者数	受診人数	受診率 (%)	検診結果			R3年度 受診人数
				異常なし	要指導	要精密検査・医療	
40歳	6,112	401	6.6%	47	28	326	462
50歳	8,898	446	5.0%	68	27	351	505
60歳	6,017	340	5.7%	46	20	274	414
70歳	5,148	542	10.5%	76	33	433	612
計	26,175	1,729	6.6%	237	108	1,384	1,993

ク 長寿歯科健康診査（高齢者医療保険課 35-3994）

平成27年度から、後期高齢者医療制度に加入されている75歳と80歳の方を対象に、長寿歯科健康診査を実施。令和4年度は、令和2年度長寿歯科健康診査受診券送付対象者で有効期限（令和3年3月31日）までに受診していない人も対象としている。

長寿歯科健康診査の実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数		909	1,018	1,777
検診結果	異常なし	189	222	314
	要指導	52	63	104
	要精密検査・医療	668	733	1,359



ケ 肝炎ウイルス検診（健康増進課 35-3127）

平成19年度までは、老人保健法に基づく基本健康診査に併設して実施していた。平成20年度から健康増進法に基づく健康増進事業と位置づけられ、集団検診と個別検診で実施。

平成24年度からは肝炎ウイルス検診個別勧奨事業として、前年度40・45・50・55・60・65歳の同検診未受診者に無料クーポン券を送付している。

令和4年度肝炎ウイルス検診の実施状況

区分	受診人数	(内) クーポン数	B型			C型		
			陰性	陽性	陽性率	感染なし	感染あり	陽性率
集団	890	642	883	7	0.8%	889	1	0.1%
個別	3,702	2,938	3,684	18	0.5%	3,700	2	0.1%
合計	4,592	3,580	4,567	25	0.5%	4,589	3	0.1%

感染なし：C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて低いと判定されたもの

感染あり：C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高いと判定されたもの

コ 胃がん（バリウム・内視鏡）検診（健康増進課 35-3127）

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、胃がん（バリウム）検診を集団検診（北口保健福祉センター検診施設、西宮市医師会診療所、地区巡回検診）で実施。令和3年10月から、胃がん（内視鏡）検診を個別検診（市内委託医療機関）で実施。

令和3年度より「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」（国庫補助事業）として、当該年度60歳の市民に受診勧奨はがきを送付している。

胃がんバリウム検診実施状況（40歳以上）

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数	北口保健福祉センター検診施設	3,362	3,146	3,064
	医師会診療所	812	749	713
	地区巡回	446	557	616
	小計	4,620	4,452	4,393
受診率（50～69歳）※1		5.7%	6.6%	7.1%
検診結果	異常なし	1,298	1,366	1,251
	精密検査不要の所見	3,199	2,956	3,032
	要精密検査	123	130	110
	要精検率	2.7%	2.9%	2.5%
精密検査受診人数		103	109	
精検受診率		83.7%	83.8%	
精密検査結果	異常なし	11	14	
	がん	4	5	
	（再掲）早期がん	2	3	
	がん疑い	0	0	
	他の疾患	88	90	
がん発見率		0.09%	0.11%	

胃がん内視鏡検診実施状況（50歳以上）

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数（個別）			599	803
受診率（50～69歳）※1			6.6%	7.1%
検診結果	異常なし		542	711
	要精密検査		57	92
	【再掲】当日生検実施		52	91
	要精検率		9.5%	11.5%
精密検査受診人数			56	
精検受診率（%）			98.2%	
精密検査結果	異常なし		0	
	がん		4	
	（再掲）早期がん		3	
	がん疑い		0	
	他の疾患		52	
がん発見率			0.67%	

※1 バリウム検診と内視鏡検診を合わせた割合

サ 肺がん・結核検診（健康増進課 35-3127）

肺がん検診は国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、結核検診は感染症予防法にそれぞれ基づき、集団検診（北口保健福祉センター検診施設、医師会診療所、地区巡回検診）で実施。

平成23年度から、喀痰検査を喫煙歴や喫煙本数によるハイリスクの方に実施している。平成30年度までは肺がん検診として実施していたが、令和元年度より結核検診と統合した。

肺がん・結核検診実施状況（40歳以上）

		R2年度	R3年度	R4年度	
受診人数	北口保健福祉センター検診施設	4,809	4,884	5,160	
	医師会診療所	1,134	1,182	1,183	
	地区巡回	789	1,113	1,247	
	合計	6,732	7,179	7,590	
受診率（40～69歳）		4.5%	4.9%	5.0%	
検診結果	異常なし	4,435	4,476	4,627	
	精密検査不要の所見	2,303	2,510	2,792	
	要精密検査(肺がん疑い)	65	84	66	
	要精密検査(肺結核疑い)	8	7	9	
	要精密検査(その他)	76	102	96	
要精検率		1.0%	1.2%	0.9%	
精密検査受診人数		57	78		
精検受診率		87.7%	92.9%		
精密検査結果※	異常なし	14	18		
	肺がん	7	5		
	（再掲）肺がん（早期）	1	4		
	肺がん疑い	1	5		
	肺結核	放置可	0		0
		要観察	0		0
		要治療	0		0
その他	35	50			
がん発見率		0.10%	0.07%		

※ 肺がん・結核検診の精密検査受診人数と精密検査結果の数値は、国への報告に併せて「肺がん疑い」のみを計上し、それ以外の要精密検査は含まない。

肺がん・結核検診の喀痰検査結果（50歳以上）

		R2年度	R3年度	R4年度
受診人数		330	395	398
検診結果	異常なし	318	384	372
	精密検査不要の所見	4	1	7
	要精密検査	1	0	1
	検体不良	7	10	18
肺がんであった人		0	0	

シ 大腸がん検診（健康増進課 35-3127）

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、集団検診（北口保健福祉センター検診施設、西宮市医師会診療所、地区巡回検診）と個別検診（委託医療機関）で実施している。また、無料クーポン券による検診のみ郵送方式で実施。

（無料クーポン券対象者）

平成 23～27 年度 41・46・51・56・61 歳の者（国庫補助事業）

平成 28～30 年度 41 歳の者（市単独事業）

令和元年度～ 56 歳の者（市単独事業）

大腸がん検診実施状況（40歳以上）

		R2年度		R3年度		R4年度	
		受診 人数	(内) クーポン券	受診 人数	(内) クーポン券	受診 人数	(内) クーポン券
受診 人数	北口保健福祉 センター検診施設	4,691	130	4,770	127	4,963	91
	医師会診療所	1,073	23	1,104	24	1,092	11
	地区巡回	810	12	1,093	19	1,207	19
	個別	4,832	492	5,056	413	5,184	317
	予防医学協会	940	940	445	445	342	342
	合計	12,346	1,597	12,468	1,028	12,788	780
受診率（40～69歳）		7.3%		7.2%		7.0%	
無料クーポン 券	対象者数	6,856		6,915		6,428	
	利用率	23.3%		14.9%		12.1%	
検 診 結 果	異常なし	7,681		7,868		8,023	
	要経過観察	3,676		3,603		3,747	
	要再検査	195		212		265	
	要精密検査	794		785		753	
要精検率		6.4%		6.3%		5.9%	
精密検査受診人数		590		597			
精検受診率		74.3%		76.1%			
精密 検査 結果	異常なし	93		84			
	がん	36		58			
	（再掲）早期がん	17		28			
	がん疑い	0		1			
	他の疾患	461		454			
がん発見率		0.29%		0.47%			

ス 乳がん検診（健康増進課 35-3127）

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、女性のための検診として集団検診（北口保健福祉センター検診施設、北部地区巡回検診）と個別検診（委託医療機関）を実施。また、北部地区の受診機会拡大のため、平成28年度から神戸市の一部医療機関で個別検診を実施。令和3年度から視触診を廃止。

（無料クーポン券対象者）

平成21～25年度 41・46・51・56・61歳の女性（国庫補助事業）

平成26～27年度 41歳の女性と平成21～25年度無料クーポン券対象者のうち  
未受診者（国庫補助事業）

平成28年度～ 41歳の女性（国庫補助事業）

乳がん検診の実施状況（40歳以上）

	R2年度			R3年度			R4年度			
	実施回数	受診人数	(内)クーポン券	実施回数	受診人数	(内)クーポン券	実施回数	受診人数	(内)クーポン券	
北口保健福祉センター検診施設	84	1,681	91	91	1,745	71	91	1,861	74	
地区巡回	4	97	3	6	149	12	6	165	9	
個別		4,363	892		4,388	679		4,259	575	
合計		6,141	986		6,282	762		6,285	658	
受診率（40～69歳）	21.9%			23.6%			23.5%			
無料クーポン券	対象者数	3,325			3,255			3,161		
	利用率	29.7%			23.4%			20.8%		
受診勧奨はがき	対象者数	7,220			9,666			8,619		
検診結果	異常なし	5,517			5,679			5,714		
	精密検査不要	207			173			192		
	判定不能	0			0			0		
	要精密検査	417			430			379		
要精検率	6.8%			6.8%			6.0%			
精密検査受診人数	402			421						
精検受診率	96.4%			97.9%						
精密検査結果	異常なし	93			91					
	がん	15			24					
	（再掲） 早期がん	13			23					
	がん疑い	0			0					
他の疾患	294			306						
がん発見率	0.24%			0.38%						

セ 子宮頸がん検診 (健康増進課 35-3127)

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、女性のための検診として集団検診（北口保健福祉センター検診施設、北部地区巡回検診）と個別検診（委託医療機関）を実施。また、北部地区の受診機会拡大のため、平成28年度から神戸市と宝塚市の一部医療機関で個別検診を実施。

(無料クーポン券対象者)

平成21～25年度 21・26・31・36・41歳の女性（国庫補助事業）

平成26～27年度 21歳の女性と平成21～25年度無料クーポン券対象者のうち未受診者（国庫補助事業）

平成28年度～ 21歳の女性（国庫補助事業）

子宮頸がん検診実施状況（20歳以上）

		R2年度			R3年度			R4年度		
		実施回数	受診人数	(内)クーポン券	実施回数	受診人数	(内)クーポン券	実施回数	受診人数	(内)クーポン券
北口保健福祉センター検診施設		41	1,019	2	49	1,165	2	46	1,137	1
地区巡回		4	76	2	6	106	1	6	126	0
個別			4,524	468		5,033	288		5,395	192
合計			5,619	472		6,304	291		6,658	193
受診率（20～69歳）		14.2%			15.9%			17.4%		
無料クーポン券	対象者数	2,642			2,687			2,615		
	利用率	17.9%			10.8%			7.4%		
受診勧奨はがき	対象者数	2,749			7,337			7,077		
検診結果	異常なし	5,391			6,155			6,560		
	要精密検査	225			149			96		
	要再検査・経過観察	3			0			2		
	判定不能	0			0			0		
要精検率		4.0%			2.4%			1.4%		
精密検査受診人数		220			139			/		
精検受診率		97.8%			93.3%					
精密検査結果	異常なし	52			28					
	前がん病変（CIN3又はAIS）	12			12					
	（再掲）早期がん	0			0					
	がん疑い	0			0					
	他の疾患	156			99					
がん発見率		0.21%			0.19%					

ソ 前立腺がん検診 (健康増進課 35-3127)

平成26年度から市単独事業として集団検診(北口保健福祉センター検診施設、医師会診療所、北部地区巡回検診)で実施。健康増進法の対象外。

前立腺がん検診の結果(50歳以上)

		R2年度		R3年度		R4年度	
		実施回数	受診人数	実施回数	受診人数	実施回数	受診人数
北口保健福祉センター検診施設		208	1,355	232	1,421	234	1,564
医師会診療所		30	358	34	352	34	383
地区巡回		8	260	11	368	11	404
合計			1,973		2,141		2,351
受診率(50～69歳)			1.4%		1.4%		1.5%
検診結果	異常なし		1,825		1,996		2,185
	要精密検査		148		145		166
要精検率			7.5%		6.8%		7.1%
精密検査受診人数			78		82		
精検受診率			52.7%		56.6%		
精密検査結果	異常なし		5		12		
	がん		6		6		
	がん疑い		29		31		
	他の疾患		38		33		
がん発見率			0.30%		0.28%		

(5) 西宮市がん検診精度管理検討会 (健康増進課 35-3127)

がん検診の円滑な運営と検診精度の向上について協議することを目的に設置。

西宮市医師会、検診実施機関などの委員で構成され、がん検診の内容及び運営、検診技術の標準化及び向上、検診結果の集計・評価、検診の事後措置に関すること等について検討している。

令和4年度開催状況

内容	開催回数	参加機関(合計)
胃がん・大腸がん検診部会	(書面開催) 1回	5
肺がん検診部会	(書面開催) 1回	6
乳がん検診部会	1回	6
子宮頸がん検診部会	(書面開催) 1回	5

(6) 西宮市胃内視鏡検診運営協議会 (健康増進課 35-3127)

胃がん(内視鏡)検診の円滑な運営と検診精度向上のため外部の有識者の意見を聴取し、協議することを目的に令和3年10月の検診開始とともに設置。

学識経験者、西宮市医師会など8名の委員で構成され、胃がん(内視鏡)検診の内容及び運営、検診技術の標準化及び向上、検診結果の集計・評価、検診の事後措置に関すること等について検討している。

令和4年度 開催1回

(7) 訪問指導 (健康増進課 35-3127)

生活習慣病等、健康管理上訪問指導が必要な方に保健師等が訪問し、健康に関する相談等に応じている。

訪問指導実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
訪問延数	376	450	613
実人数	86	112	156

(8) 在宅療養に関する情報提供(訪問看護の情報提供書) (健康増進課 35-3127)

指定訪問看護ステーションと市の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者の在宅療養を推進することを目的として、指定訪問看護ステーションより必要な情報が提供される。地域保健課が受理窓口となり、適宜保健活動に活用している。

平成30年度診療報酬改定により、「訪問看護情報提供療養費Ⅰ」については、「市町村からの求めに応じて」という算定要件が追加され、また対象についても見直しが行われた。

令和4年度 訪問看護情報提供書受数 2,893件

(9) 二十歳の歯科健診事業 (健康増進課 35-3127)

令和元年度から、歯科健診を受ける機会が少なくなる20歳の方を対象に、歯科医師会が行う二十歳(はたち)の歯科健診の広報に協力し、協働事業として実施している。

(10) がん患者アピアランスサポート事業 (健康増進課 35-3127)

薬物療法・放射線治療による脱毛や手術療法による乳房切除等がん治療による外見の変化を受けた方に、心理的負担の軽減と就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上を図るために、医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の一部助成を実施。令和3年10月開始。(県費補助事業)

実施状況

	R3年度(10月～)	R4年度
助成件数	58	107
(再掲) 医療用ウィッグ	49	85
(再掲) 補正下着	9	18
(再掲) 人工乳房	0	4



(11) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（フレイル対策事業）

（健康増進課 26-3157）

令和4年度より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）の両方を一体的に実施している。

ア 個別的支援（ハイリスクアプローチ）

長寿健康診査の結果等により、生活習慣病の重症化や低栄養のリスクがある医療機関未受診の方を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士による保健指導を実施している。

保健指導実施状況

	R4年度
実施者数	132

イ 通いの場への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）

高齢者が集まる通いの場や市が主催するフレイル予防教室において、高齢者の質問票を用いてフレイルチェック、フレイル予防に関する健康教育、講座や健康相談を実施している。

	R4年度
実施箇所数	65
参加者数	1,367

(12) 介護予防事業（健康増進課 35-3294）

ア 西宮いきいき体操

介護予防に関する取組が地域で展開されるよう、西宮いきいき体操（運動・口腔・栄養）の普及啓発や自主的に活動するグループへの支援、活動を支援する人材の育成を実施している。

イ みみより広場事業

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防や認知症予防に関する講座を開催している。また、健康や権利擁護などの日常生活に必要な情報提供を行うとともに、高齢者相互の交流及び活動の場として実施している。

主な介護予防事業の状況

（単位 回、人）

区分		年度		R2年度*	R3年度*	R4年度*
介護予防事業施策	介護予防普及啓発事業	西宮いきいき体操普及啓発	開催回数	8	9	21
			延参加者数	94	98	227
		みみより広場事業	開催回数	27	32	83
			延参加者数	149	231	818
	地域介護予防活動支援事業	西宮いきいき体操	開催回数	5,819	5,090	12,122
			延参加者数	71,926	64,510	161,516

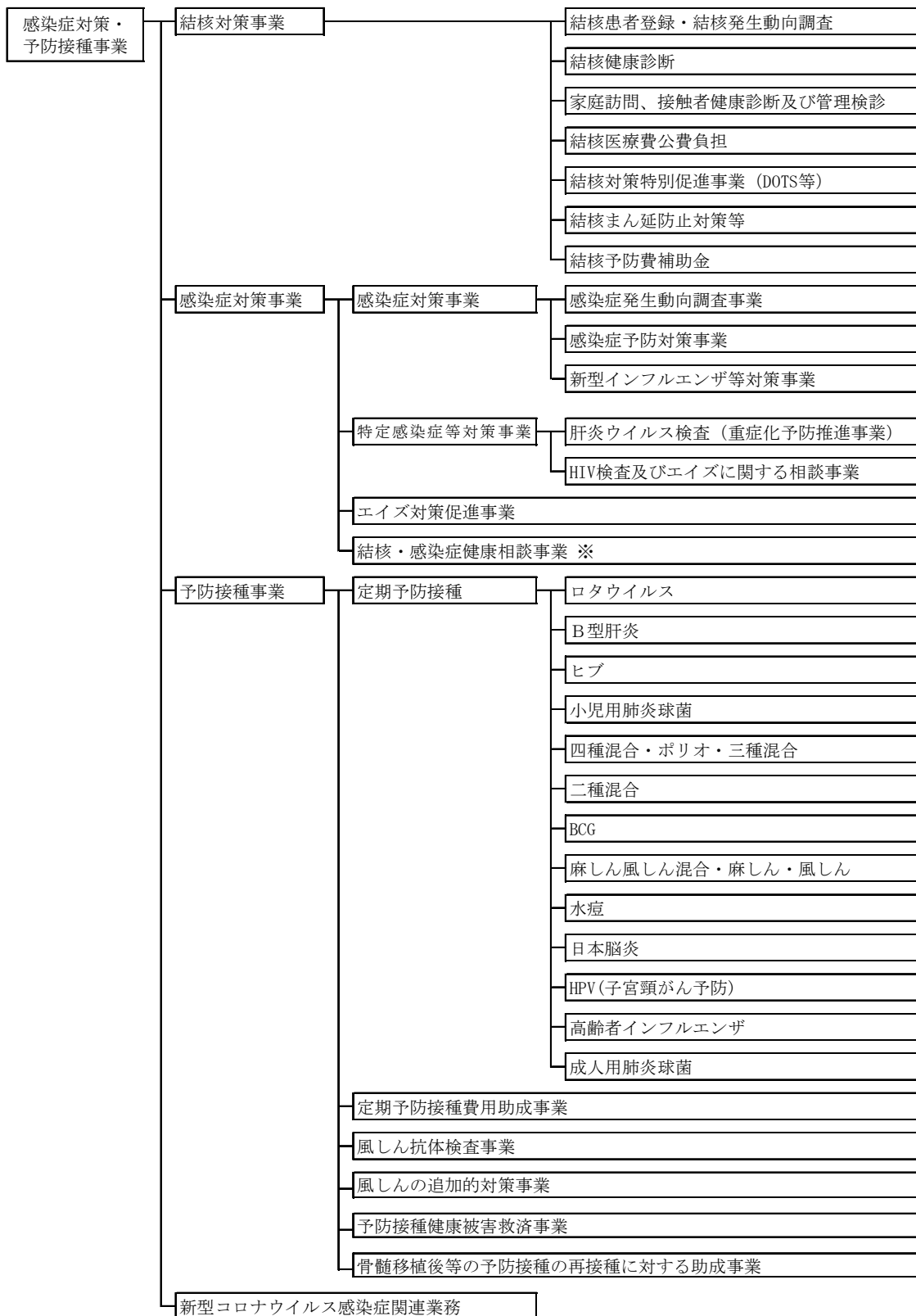
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止

memo



## 6 感染症対策・予防接種事業

令和5年度感染症対策・予防接種事業の体系図



※ 令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症対応のため中止

(1) 結核対策事業 (保健予防課 26-3675)

現在の結核事情は、高齢者患者や集団感染の増加、多剤耐性菌の出現、地域的格差など多様化してきている。西宮市は、新登録患者数及びり患率、登録者数及び登録率は減少傾向にあり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等関係法令に基づき効果的な結核感染予防対策の推進に努めている。

ア 結核患者の登録及び発生の動向

結核患者を診断した医師の届出に基づき患者の居住地を管轄する保健所長は、結核登録票を備え、結核患者及び治療終了者に関する事項を把握している。

保健所、都道府県及び国は、結核患者の発生状況、対策の実施状況などに関する情報を収集・解析し、対策の向上に資することとしている。

				R2年度	R3年度	R4年度
推計人口 (各年10月1日現在)				485,705	484,737	484,488
新登録患者数	患者総数			48	45	37
	肺結核活動性	感染性	喀痰塗抹陽性	22	18	17
			その他の菌陽性	17	13	5
		菌陰性・その他		5	1	4
	肺外結核活動性			4	13	11
り患率 (%)			9.9	9.3	7.6	
転入				1	1	5
登録除外者	除外総数			96	61	57
	死亡	結核死		3	8	6
		その他		13	15	11
	観察不要			49	31	36
	転出			5	5	2
その他			3	0	1	
撤回				2	2	2
年末現在登録者	登録者数			97	85	76
	肺結核活動性	感染性	登録時 喀痰塗抹陽性	13	6	8
			登録時 その他の菌陽性	11	11	3
		登録時菌陰性その他		4	2	0
	肺外結核活動性			3	6	6
	不活動性			66	60	56
	不明			0	0	3
登録率 (%)			20.0	17.5	15.7	

※ 潜在性結核感染症及び非定型抗酸菌症は除く。  
 年内に非定型抗酸菌症が確定した者は除く。  
 り患率及び登録率は、人口10万対の数値である。

令和4年登録患者（転入含む）治療結果

（令和5年5月末現在）

治療成績区分	件数	割合(%)
治癒	14	25.0
完了	15	26.8
治療中	5	8.9
脱落	3	5.4
結核死亡	6	10.7
結核外死亡	9	16.1
転症	2	3.6
転出	2	3.5
合計	56	100.0

### イ 実施主体別結核健康診断実施状況

（令和4年度）

実施主体	事業者	施設長	学校長	市町	計
対象人数	22,928	2,116	13,884	117,850	156,778
受診人数	21,682	2,068	13,199	7,258	44,207
間接撮影	3,094	723	1,493	0	5,310
直接撮影	18,588	1,264	11,708	7,258	38,818
精密検査	96	1,345	11	37	1,489
結核患者被発見者数	0	0	0	0	0
受診率(%)	94.6	97.7	95.1	6.2	28.2

市民の結核検診（65歳以上）は、各種健康診査に併設して実施する肺がん・結核検診、西宮市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者を対象とした人間ドックとして行っている。

### ウ 家庭訪問、接触者の健康診断及び管理検診

#### （ア）家庭訪問指導（患者管理）

感染症法第53条の14に基づき、結核の予防や医療に関して、保健師等が結核登録者を訪問し、必要な保健指導を行っている。訪問指導に際しては、結核患者の規則的かつ適正な治療の確保、感染経路や他の者への感染の可能性の検討、患者家族等への指導などを実施している。

保健師等結核患者訪問・面接・電話等件数

	R2年度	R3年度	R4年度
訪問件数	161	89	100
面接件数	28	13	8
電話等件数	792	487	561

(イ) 接触者の健康診断

保健所内で接触者健康診断検討会を毎月2回開催し、感染症法第17条に基づき、結核患者の発生に伴い感染するおそれがある家族、集団感染するおそれがある会社、施設等の接触者を対象に健康診断を実施している。

接触者健康診断実施状況と結果

(令和4年度)

区分	実施人員 (延)	実施検査別件数(延)				結果		
		ツ反	直接 撮影	IGRA 検査	喀痰 検査	結核 患者	潜在性 結核感 染症	結核発病 のおそれ があると 診断され た者
医療機関実施分	376	1	205	171	0	1	4	5
合計	376	1	205	171	0	1	4	5

(ウ) 管理検診

感染症法第53条の13に基づき、治療終了者の再発早期発見・治療放置者の指導を目的として結核登録者を対象に健康診断を実施している。

結核患者管理検診実施状況

(令和4年度)

実施機関	検査項目	実施人員	実施した検査の内訳件数	
			胸部撮影	喀痰検査
保健所実施		0	0	0
医療機関実施 (委託検査)		8	8	0
その他受診 <sup>*</sup>		99	99	0
合計		107	107	0

<sup>\*</sup>その他受診とは、職場健診、自己健診等により受診済みの対象者をいう。

エ 結核医療費公費負担

結核の医療については、感染症法第37条の2(結核患者の医療)及び第37条(入院患者の医療)に基づき、結核患者の医療費の一部を公費負担する。結核患者の医療の適否については保健所に設置する西宮市感染症の診査に関する協議会の意見に基づき結核医療費の公費負担を決定している。また、結核患者に対する就業制限の通知、入院勧告及び入院期間の延長について西宮市感染症の診査に関する協議会で検討し、決定している。

感染症法第37条の2による医療費の公費負担件数

(令和4年度)

区分	被用者保険		国民健康保険			後期 高齢者 医療	生活 保護法	その他	計
	本人	家族	一般	退職者 本人	退職者 家族				
申請	9	2	15	0	0	33	5	0	64
合格	9	2	14	0	0	33	5	0	63
承認	9	2	14	0	0	33	5	0	63

令和4年度支払延件数・・・430件

感染症法第37条による医療費の公費負担件数 (令和4年度)

区分	被用者保険		国民健康保険			高齢者 医療	生活 保護法	その他	計
	本人	家族	一般	退職者 本人	退職者 家族				
令和4年4月1日時点	1	0	0	0	0	6	0	0	7
令和4年度中承認数	1	0	1	0	0	15	2	0	19
令和4年度中解除数	1	0	1	0	0	17	2	0	21
令和5年3月末	1	0	0	0	0	4	0	0	5

令和4年度支払延件数・・・88件

### オ 結核対策特別促進事業

結核予防対策事業のより効果的な実施を図るため、結核病床を有する病院と連携し適正な療養生活や退院後の生活指導強化をめざすDOTSカンファレンス、確実な治療終了を支援する地域DOTS、コホート検討会を実施している。

(ア) 結核患者の治療成績の評価等を行うため、西宮市内の医療機関及び保健所関係職員でコホート検討会を年3回開催している。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため開催を中止したが、令和4年度は保健所職員のみで5回実施した。

(イ) 患者の確実な治療終了に向けて服薬を支援する地域DOTSを実施している。

地域DOTS実施状況 (令和4年度) (単位：人)

実人数	性別		年代						
	男	女	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
69	32	37	3	1	5	8	8	17	27

(単位：件)

DOTS回数	実施方法				
	訪問	来所	連絡確認	郵送	メール
336	53	4	125	145	9

(ウ) 結核病床をもつ病院でのDOTSカンファレンスに計1回参加している。

### カ 結核まん延防止対策等

市民・関係機関等に対して予防啓発活動を行っている。

令和4年度実施状況

開催月	内 容
9月	・結核予防週間に併せて医療機関・高齢者施設等へ結核普及パンフレットを配布 ・市政ニュースでの普及啓発を実施
3月	・世界結核デーに併せて、市政ニュース・さくらFM・広報掲示板での普及啓発を実施

キ 結核予防費補助金

感染症法第53条の2第1項に基づき、学校及び施設の長が行う結核の定期の健康診断に対して補助を行っている。

	R2年度	R3年度	R4年度
補助金交付団体数	29	30	30

(2) 感染症対策事業 (保健予防課 26-3675・保健総務課 35-3301)

感染症法に基づき、医師からの患者発生届を受理したときは感染症の発生の状況、動向、原因について迅速に把握するため積極的疫学調査及び消毒指導など必要な措置を実施し、感染予防・まん延防止に努めている。また今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、令和5年度より感染症の予防・まん延防止を目的とした予防計画の策定を行っている。

ア 感染症発生動向調査事業

市内の感染症の発生情報を正確に把握し、その情報を速やかに公表することにより、感染症の発生及びまん延の防止等を目的として実施している。

感染症法に基づき、診断した全ての医療機関が届出する全数報告疾病と指定医療機関が届出する定点報告疾病に分かれている。なお、国及び県が集約、分析した感染症情報を医療機関等関係者に還元している。

(ア) 一、二類、指定感染症発生状況

全数報告対象疾病のうち、届出のあったもの(結核除く)

(単位：件)

	R2年度	R3年度	R4年度
一類感染症	0	0	0
二類感染症	0	0	0
指定感染症			

※令和2年1月28日付(政令第11号)にて新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定されたが、令和3年2月3日付(令和3年法律第5号)にて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更され、令和5年5月8日付で「5類感染症(定点把握)」に変更となった。

※令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症については、後述の(4)「新型コロナウイルス感染症関連業務」を参照。



(イ) 三類・四類感染症発生状況

全数報告対象疾病のうち、届出のあったもの

(単位：件)

		R2年度	R3年度	R4年度
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	8	10	9
	細菌性赤痢	0	0	0
	パラチフス	0	0	0
四類感染症	A型肝炎	0	0	2
	レジオネラ症	8	2	5
	E型肝炎	1	0	1
	日本紅斑熱	0	0	1
	ライム病	0	1	0

(ウ) 五類感染症発生状況

全数報告対象疾病のうち、届出のあったもの

(単位：件)

		R2年度	R3年度	R4年度
五類感染症	アメーバ赤痢	4	2	5
	ウイルス性肝炎	0	1	4
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	10	3	4
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	2	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	0	0
	後天性免疫不全症候群	3	2	1
	ジアルジア症	0	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	4	0	4
	水痘（入院例）	1	1	0
	播種性クリプトコックス症	0	1	1
	梅毒	19	25	39
	百日咳※	2	0	2
	風しん	0	0	0
	麻しん	0	0	0
	急性脳症	0	0	0

※百日咳については平成30年1月より小児科定点（全国の約3,000か所の医療機関）報告から、成人を含む全数報告へ変更された。

イ 感染症予防対策事業

(ア) 一般市民・関係機関に対して啓発を行っている。

新型コロナウイルス感染症関連以外

(令和4年度) 北口図書館のブックフェアで性感染症パネル掲示、パンフレット配架  
ホームページ「梅毒について」を新設

新型コロナウイルス感染症関連

(令和4年度) 北口図書館のブックフェアでパネル掲示

(イ) 社会福祉施設等における集団感染事例において二次感染防止対策を助言している。

新型コロナウイルス感染症関連以外

(令和4年度) 5施設 5回

新型コロナウイルス関連

(令和4年度) 社会福祉施設等の施設調査 624件

社会福祉施設等への実地調査 6件

(ウ) 関係機関・施設に対して情報提供を実施している。

新型コロナウイルス感染症関連

(令和4年度)

市内保育所、児童館、子育て総合センターへ感染対策ポスター掲示

医療機関へ陽性者向け療養方法周知チラシ配布 12,000部

#### ウ 新型インフルエンザ等対策事業

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が施行された。この特別措置法の規定に基づいて策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を受け、平成26年3月「西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定した。また、平成27年3月には3編からなるマニュアルのうち「西宮市新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療対応編】」を改定した。【対策本部運用編】【市民生活対応編】については防災危機管理局にて改定し、令和2年8月には【市民生活対応編】を暫定版として再改定した。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関との連携及び防護具の備蓄等の整備を行っている。

#### エ 肝炎ウイルス検査（重症化予防推進事業）

過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない40歳未満の市民で、検査が必要とされる希望者に対し、指定医療機関で受けられる無料の受診券を発行している。

実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
受診者数		8	7	12
B型肝炎	陰性	8	7	12
	陽性	0	0	0
C型肝炎	感染なし	8	7	12
	感染あり	0	0	0

感染なし：C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて低いと判断された

感染あり：C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高いと判断された

オ HIV検査及びエイズに関する相談事業

市民のエイズに関する相談に電話・面接で対応するとともに、無料でHIV抗体検査を実施しているが、令和4年度も令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対応のため、通常検査は中止し、即日検査のみ実施した。

		R2年度	R3年度	R4年度
相談件数	電話	8	11	5
	来所	25	16	31
	合計	33	27	36
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	24	16	31
	確認検査	0	1	0
HIV抗体陽性件数		0	1	0

※(2) 感染症対策事業 キ. 結核・感染症健康相談以外の分の件数も含む。

カ エイズ対策促進事業 (保健予防課 26-3675)

エイズのまん延を防止するため、HIV抗体検査やカウンセリング、正確な知識の普及啓発活動を実施している。

令和4年度も令和3年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対応のため事業を縮小した。

令和4年度実施状況

行事名	内 容	備 考
予防街頭キャンペーン	【AIDS啓発用ポケットティッシュ等の配布】 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症対応のため中止	
エイズ予防講演会	講演会の依頼なし	
その他啓発事業	西宮市医師会、西宮市歯科医師会、公私立学校関係等にエイズ予防啓発ポスター・リーフレット等を配布 さくらFM、北口図書館ブックフェア	6月エイズ予防月間 12月世界エイズデーに併せて啓発

キ 結核・感染症健康相談 (保健予防課 26-3675)

結核及び感染症に関する正しい知識の普及啓発により、感染・発病の予防を図ることを目的として、結核及び感染症について不安のある人を対象に健康相談を実施している。併せてIGRA検査(平成20年11月から)や胸部X線検査による結核管理検診・接触者健診等を実施している。

令和4年度も令和3年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対応のため、保健所での結核・感染症健康相談を中止し、結核接触者健診は委託医療機関での検査実施となった。

相談件数

		R2年度	R3年度	R4年度
結核	管理	—	—	—
	接触者	—	—	—
	その他	—	—	—
感染症	HCV	—	—	—
	HBV	—	—	—
	HIV※	24	16	31
	梅毒	—	—	—
	淋菌	—	—	—
原爆被爆者				
実施回数		8	4	8
延人数		24	16	31

※即日検査での相談件数を含む。

相談に伴う検査数

			R2年度	R3年度	R4年度
結核	胸部X線	※1	—	—	—
		※2	—	—	—
	QFT		—	—	—
感染症	HCV抗体		—	—	—
	HBs抗原		—	—	—
	HIV抗体※3		24	16	31
	梅毒		—	—	—
	淋菌		—	—	—
原爆被爆者	CRP検査				
	貧血				
	尿				
	血圧				
延検査数			24	16	31

※1 感染症法に基づく接触者健診・管理検診（無料）

※2 有料

※3 即日検査での検査数を含む

### （3）予防接種（保健予防課 35-3308）

予防接種法（昭和23年法律第68号）及び関係法令に基づき、り患すると重篤化する疾病の発生及びまん延の予防を目的として、定期予防接種を実施している（対象人数は標準的な接種年齢にあたる人口等）。

#### <定期予防接種>

ロタウイルス、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）、ポリオ、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、BCG、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、HPV（子宮頸がん予防）、高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌

→西宮市医師会と兵庫医科大学に委託し、各医療機関で個別接種（高齢者インフルエンザの一部は、介護老人福祉施設及び、介護老人保健施設に委託）

ア ロタウイルス（令和2年10月1日～、令和2年8月1日以降に生まれた者に限る）

（ア）ロタリックス

出生6週0日後から出生24週0日後までの間に27日以上の間隔をあけて2回接種（標準的には、初回接種を生後2月に至った日から出生14週6日後までの期間に接種）

（イ）ロタテック

出生6週0日後から出生32週0日後までの間に27日以上の間隔をあけて3回接種（標準的には、初回接種を生後2月に至った日から出生14週6日後までの期間に接種）

		R2年度	R3年度	R4年度
対象人数		3,499	3,492	3,321
1回目	ロタリックス	1,059	2,235	2,147
	ロタテック	580	1,214	1,119
2回目	ロタリックス	875	2,208	2,174
	ロタテック	483	1,213	1,127
3回目	ロタテック	393	1,211	1,123
接種率(%)		46.8	97.9	99.3
合計		3,390	8,081	7,690

※ロタリックス2回目、ロタテック3回目の接種者数をもとに接種率を算出

イ B型肝炎予防接種（平成28年10月1日～）

生後1歳に至るまでの間（標準的な接種期間は生後2月から生後9月に至るまでの間）に27日以上の間隔をあけて2回接種し、第1回目の接種から139日（20週）以上の間隔をあけて1回接種

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	3,499	3,492	3,321
1回目	3,633	3,481	3,288
2回目	3,721	3,449	3,340
3回目	3,877	3,372	3,403
接種率(%)	110.8	96.6	102.5
合計	11,231	10,302	10,031

ウ ヒブ予防接種（平成25年4月1日～）

初回接種…生後2月から生後60月に至るまでの間（標準的な接種期間は生後2月から生後7月に至るまでの間）に27日以上（標準的には56日まで）の間隔をあけて3回接種

追加接種…初回接種3回目終了後7月以上（標準的には13月まで）の間隔をあけて1回接種

※接種開始月齢により接種回数が異なる。

①生後2月から生後7月に至るまでの間に開始

⇒初回接種3回・追加接種1回

②生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間に開始

⇒初回接種2回・追加接種1回

③生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間に開始

⇒1回接種

		R2年度	R3年度	R4年度
初回	対象人数	3,499	3,492	3,321
	1回目	3,633	3,493	3,306
	2回目	3,739	3,459	3,355
	3回目	3,812	3,467	3,351
	接種率(%)	108.9	99.3	100.9
追加	対象人数	3,642	3,812	3,467
	接種人数	3,956	3,485	3,427
	接種率(%)	108.6	91.4	98.8
合計		15,140	13,904	13,439

エ 小児用肺炎球菌予防接種（平成25年4月1日～）

初回接種…生後2月から生後60月に至るまでの間（標準的な接種期間は生後2月から生後7月に至るまでの間）に（標準的には12月までに）27日以上（標準的には56日まで）の間隔をあけて3回接種

追加接種…初回接種3回目終了後60日以上の間隔をあけた後で、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には、生後12月から生後15月に至るまでの間に接種

※ 接種開始月齢により接種回数が異なる。

- ①生後2月から生後7月に至るまでの間に開始  
⇒初回接種3回・追加接種1回
- ②生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間に開始  
⇒初回接種2回・追加接種1回
- ③生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間に開始  
⇒2回接種
- ④生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間に開始  
⇒1回接種

		R2年度	R3年度	R4年度
初回	対象人数	3,499	3,492	3,321
	1回目	3,630	3,498	3,306
	2回目	3,723	3,464	3,353
	3回目	3,776	3,468	3,355
	接種率(%)	107.9	99.3	101.0
追加	対象人数	3,687	3,776	3,468
	接種人数	3,843	3,470	3,416
	接種率(%)	104.2	91.9	98.5
合計		14,972	13,900	13,430

オ 四種混合予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）

※導入時期…平成24年11月1日～

1 期初回…生後3月から生後90月に至るまでの間（標準的な接種期間は生後3月に達したときから生後12月に達するまで）に、20日以上（標準的には56日まで）の間隔をあけて3回接種

1 期追加…1 期初回接種3回終了後、6月以上の間隔をあけて1回接種。接種可能年齢は生後90月に至るまで（標準的な接種期間は1 期初回接種（3回）終了後12月に達した時から18月に達するまで）

		R2年度	R3年度	R4年度
初回	対象人数	3,499	3,492	3,321
	1回目	3,696	3,471	3,351
	2回目	3,803	3,474	3,374
	3回目	3,911	3,448	3,347
	接種率(%)	111.8	98.7	100.8
追加	対象人数	3,690	3,911	3,348
	接種人数	3,950	3,626	3,359
	接種率(%)	107.0	92.7	100.3
合計		15,360	14,019	13,431

カ ポリオ予防接種

※不活化ワクチン導入時期…平成24年9月1日～

1 期初回…生後3月から生後90月に至るまでの間（標準的な接種期間は生後3月に達したときから生後12月に達するまで）に、20日以上（標準的には56日まで）の間隔をあけて3回接種

1 期追加…1 期初回接種3回終了後、6月以上の間隔をあけて1回接種。接種可能年齢は生後90月に至るまで（標準的な接種期間は1 期初回接種（3回）終了後12月に達した時から18月に達するまで）

		R2年度	R3年度	R4年度
初回	対象人数	3,499	3,492	3,321
	1回目	0	0	0
	2回目	0	0	0
	3回目	0	0	0
	接種率(%)	0.0	0.0	0.0
追加	対象人数	3	0	0
	接種人数	5	1	3
	接種率(%)	166.7	0.0	0.0
合計		5	1	3

キ 三種混合予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風）

1 期初回…生後3月から生後90月に至るまでの間（標準的な接種期間は生後3月に達したときから生後12月に達するまで）に、20日以上（標準的には56日まで）の間隔をあけて3回接種

1 期追加…1 期初回接種3回終了後、6月以上の間隔をあけて1回接種。接種可能年齢は生後90月に至るまで（標準的な接種期間は1 期初回接種（3回）終了後12月に達した時から18月に達するまで）

		R2年度	R3年度	R4年度
初回	対象人数	3,499	3,492	3,321
	1回目	0	0	0
	2回目	0	0	0
	3回目	1	0	0
	接種率(%)	0.0	0.0	0.0
追加	対象数	0	1	0
	接種数	2	0	0
	接種率(%)	0.0	0.0	0.0
合計		3	0	0

ク 二種混合予防接種（ジフテリア、破傷風）

2期…11歳以上13歳未満（標準的な接種期間は11歳に達した時から12歳に達するまで）を対象に1回接種

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	4,604	4,612	4,595
接種人数	4,136	3,527	3,653
接種率(%)	89.8	76.5	79.5

ケ BCG 予防接種

生後1歳に至るまでの間に1回接種（標準的な接種期間は生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間）

※平成20年度から個別接種で実施

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	3,499	3,492	3,321
接種人数	3,885	3,431	3,337
接種率(%)	111.0	98.3	100.5

コ 麻しん風しん混合・麻しん・風しん予防接種

1期…生後12月から生後24月に至るまでの間に1回接種

2期…5歳以上7歳未満で小学就学前年度の4月1日から翌年3月31日までの間に1回接種

		R2年度	R3年度	R4年度
1期	対象人数	3,726	3,499	3,492
	麻しん風しん	3,814	3,462	3,429
	麻しん	0	0	0
	風しん	0	0	0
	接種者計	3,814	3,462	3,429
	接種率(%)	102.4	99.0	98.2
2期	対象人数	4,392	4,343	4,318
	麻しん風しん	4,214	4,083	4,048
	麻しん	0	0	0
	風しん	0	0	0
	接種者計	4,214	4,083	4,048
	接種率(%)	95.9	94.0	93.7
合計(1期・2期)		8,028	7,545	7,477



サ 水痘予防接種（平成26年10月1日～）

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者を対象に2回接種

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	3,726	3,499	3,492
1回目	3,839	3,475	3,406
2回目	3,856	3,459	3,160
接種率(%)	103.5	98.9	90.5
合計	7,695	6,934	6,566

シ 日本脳炎予防接種

1 期初回…対象年齢生後6月から生後90月に至るまでの間（標準的な接種期間は3歳から4歳に達するまでの期間）で6日以上（標準的には28日まで）の間隔をあけて2回接種

1 期追加…1 期初回終了後、6月以上標準的にはおおむね1年の間隔をあけて（標準的な接種期間は4歳に達した時から5歳に達するまでの期間）1回接種可能年齢は生後90月に至るまで

2 期…対象年齢9歳以上13歳未満（標準的な接種期間は9歳に達した時から10歳に達するまでの期間）に1回接種

<平成17年からの積極的勧奨差し控えによる特例>

(1) 予防接種実施規則附則第4条の対象者

（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者）

平成22年3月31日までに1期接種が終了していない者は、生後6月から生後90月又は9歳以上13歳未満の間に、1期の不足回数分を接種可能

(2) 予防接種実施規則附則第5条の対象者（「特例対象者」）

（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者）

20歳未満の間で1期及び2期の規定回数分を接種可能。ただし2期については9歳以上が対象

		R2年度	R3年度	R4年度	
1 期	初回	対象人数	3,938	3,842	3,807
		1回目	5,284	3,360	4,116
		2回目	5,369	3,519	3,917
		接種率(%)	136.3	91.6	102.9
1 期	追加	対象人数	4,923	5,369	3,519
		接種人数	5,365	2,008	5,197
		接種率(%)	109.0	37.4	147.7
2 期		対象人数	4,567	4,440	4,501
		接種人数	5,719	2,182	5,860
		接種率(%)	125.2	49.1	130.2
合計(1期・2期)		21,737	11,069	19,090	

ス HPV（子宮頸がん予防）予防接種（平成25年4月1日～）

12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性。標準的には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女性が3回接種

※積極的勧奨見合わせ…平成25年6月14日～令和3年11月25日

令和3年11月26日付け健発第1126第1号厚生労働省健康局長通知の発出をもって廃止され、個別勧奨など積極的な勧奨が再開されることとなった。

令和4年度から3年間において、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対しては公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった女性を対象に、公費負担（無料）での接種（キャッチアップ接種）を実施している。令和4年度は平成9年度生まれから平成17年度生まれの女性が対象。

(ア) サーバリックス

1月以上の間隔において2回の接種後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2年半以上の間隔をあけて1回接種（標準的には1月の間隔をあけて2回接種後、初回1回目から6月の間隔をあけて1回接種）

(イ) ガーダシル

1月以上の間隔において2回の接種後、2回目の接種から3月以上の間隔をあけて1回接種（標準的には2月の間隔をあけて2回接種後、初回1回目から6月の間隔をあけて1回接種）

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	2,341	2,404	2,263
1回目	432	1,051	2,395
2回目	310	1,012	2,255
3回目	178	747	1,828
接種率(%)	7.6	31.1	80.8
合計	920	2,810	6,478

セ 高齢者インフルエンザ予防接種

接種時点で65歳以上の者及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により身体障害者手帳1級を有する者を対象に1回接種。接種費用は1,500円（ただし、生活保護世帯に属する者又は中国残留邦人等支援給付受給者は、全額公費負担）。令和2年10月1日から令和3年1月31日まで実施。

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	121,412	122,226	122,845
接種人数	68,903	60,087	62,615
接種率(%)	56.8	49.2	51.0

ソ 成人用肺炎球菌予防接種（平成26年10月1日～）

接種時点で65歳となる者及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により身体障害者手帳1級を有する者を対象に1回接種。接種費用は4,000円（ただし、生活保護世帯に属する者又は中国残留邦人等支援給付受給者は、全額公費負担）。

※平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間、経過措置対象者として各年度において65、70、75、80、85、90、95、100歳（平成26年度のみ100歳以上）となる者を対象に1回接種。さらに、平成31年4月1日から令和6年3月31日まで、同経過措置を延長。

	R2年度	R3年度	R4年度
対象人数	17,445	17,961	18,425
接種人数	4,296	3,147	2,932
接種率（%）	24.6	17.5	15.9

<予防接種等費用助成>

タ 定期予防接種費用助成事業（平成26年度から実施）

接種時に西宮市に住民登録を有し、里帰り出産等のやむを得ない事情により兵庫県外（国内に限る）の医療機関で定期予防接種を受ける際、事前に依頼書を発行している者を対象に、西宮市予防接種実施要領の別表に定める額を上限として、その費用の全て又は一部を助成。また、平成28年10月15日から、県内の施設（医療機関）に入所又は入院中で、兵庫県定期予防接種広域実施制度により定期予防接種を受けることが困難な者も対象に含めて同様に助成。

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	1,519	1,211	1,014

チ 風しん抗体検査事業（平成26年度から実施）

次の①②③のいずれかに該当する者に対して、委託医療機関で抗体検査を実施。検査費用は全額公費負担。ただし、過去に風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体（HI法による抗体価32倍以上相当）があると判明している者は除く。

- ① 妊娠を希望又は予定している女性
- ② 妊娠を希望する女性の配偶者等同居者
- ③ 風しん抗体価が低い妊婦（HI法による抗体価1：16以下又はEIA法による抗体価8.0未満）の配偶者等同居者

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	505	421	378

ツ 風しんの追加的対策事業（令和元年度から令和6年度まで延長して実施）

国が風しんの追加的対策と位置付けている抗体保有率の低い世代の男性を対象にした抗体検査・予防接種を全国の受託医療機関にて実施している。

（令和4年度）検査数2,552人 予防接種者数539人

**テ 予防接種健康被害救済事業**

予防接種法に基づく予防接種を受けた結果、健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国に認定されたときに、給付を行っている。

(令和4年度) 給付件数 5人

**ト 骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業**

造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血管細胞移植、さい帯血移植）を行った場合、定期予防接種を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなることから、再度予防接種を実施し免疫を再獲得するための再接種に対する助成事業を実施している。

(令和4年度) 助成件数 2件

## (4) 新型コロナウイルス感染症関連業務 (保健予防課 26-3675・

地域保健課 35-3310・新型コロナワクチン接種課 35-5064)

令和2年3月1日、本市において県内初の新型コロナウイルス感染症の患者が1名発生した後、令和元年度の患者は計14名、令和2年度の患者は計2,117名となった。

令和3年3月から続いた、いわゆる第4波では、それまでとは違う規模の感染拡大が起き、4月25日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が出され、6月20日まで続いた。それまで患者は入院・宿泊療養が原則だったが、患者急増に伴い、病床等の空きがなく、自宅待機・自宅療養を余儀なくされた。そのため、待機期間・療養期間中に訪問看護師による健康観察を実施し、体調が悪化した際には迅速に医師・訪問看護師による往診を行える体制をつくり、また、食料や日用品の調達が難しい患者に対する自宅療養支援セットの提供を開始した。

7月から9月まで続いた第5波では、感染力の強い変異株(デルタ株)が主流となったため感染がさらに拡大したが、特に若年層の患者が急増した。この間、8月20日に再び「緊急事態宣言」が出され、9月30日まで続いた。保健所においては、第4波収束後、次の波に備えて新たなシステムを導入し、患者管理をデジタル化していたため、業務を効率化することができた。また、自宅待機・自宅療養の患者も急増したが、それまで一人一人電話で行っていた体調確認について、患者自身で「健康観察アプリ」にその日の体調を入力してもらうよう運用を変更した。

10月以降は年末にかけて新規陽性患者の発生が少ない状態が続いていたが、新たな変異株(オミクロン株)が海外からの帰国者より確認されたため、国からの要請に基づき、同じ飛行機内の乗客のうち定められた者に対して定期的な検査を実施した。

新たな変異株はその後、市中に蔓延し、令和4年1月から3月までの第6波は第5波までをはるかに上回る感染拡大が起こった。1日あたりの新規陽性患者が約800人に及び、保健所の患者対応業務全てが滞った。これまでも個別の患者について積極的疫学調査は重点化していたが、さらに重点化を進め、重症化リスクのない軽症・無症状者に対してはSMS(ショートメッセージサービス)を活用して連絡することとした。施設調査も高齢者・障害者施設のみに重点化した。重症化リスクが高い高齢者等であっても病床の逼迫により入院ができず、施設内に留め置きとなる患者が多数出たため、医師や訪問看護師による往診を施設へも多く依頼する状況となった。この間、「緊急事態宣言」は出されなかったものの、令和4年1月27日から3月21日まで「まん延防止等重点措置」を実施すべきとされ、兵庫県全体で感染拡大防止に取り組んだ。

令和4年4月15日から夜間緊急対応業務として、夜間体調急変時に入院先が見つからない患者に対する往診手配の外部委託を開始したが、7月に到来した、第6波を上回る急激な患者増加が見られた第7波では、コロナの症状としては軽症であるが脱水を併発し、全身状態の悪化から救急搬送や診察が必要な患者が多数発生したため、特に透析患者や小児、妊婦などの受診・入院調整が難航し、往診を実施する機会も多かった。

また9月26日からは発生届の対象が重症化リスクが高い者(65歳以上、重症化リスク疾患がありコロナ治療薬または酸素投与の必要性がある者、入院の必要性がある者、妊婦)に限定化されたため、対象外の患者や自主検査等で陽性になった者の相談窓口として療養サポートセンターを設置し、自宅療養支援に注力した。

10月以降には病院でのクラスターが多発し、第8波が到来した。第8波では、基礎疾患を有する高齢者を中心に、過去の波と比較して最も多く死亡者が発生した(97人)。

感染状況が落ち着いた1月には、国から、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行する方針が示された。

(令和3年度)	
新型コロナウイルス感染者数	32,884名
(令和4年度)	
新型コロナウイルス感染者数	106,528名

**ア 妊産婦への新型コロナウイルス感染症対策事業** (地域保健課 35-3310)

(ア) 不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症PCR検査事業

令和2年12月から新型コロナウイルス感染症の流行により不安を抱え、PCR検査を希望した原則妊娠34週以降の妊婦に対してPCR検査を実施し、2万円を上限に検査費用を助成している。

助成件数

	R2年度	R3年度	R4年度
件数	16	21	25

(イ) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

令和2年12月から新型コロナウイルスの影響により、不安を抱える妊産婦について、本人の希望を踏まえ、助産師、保健師等による訪問や電話相談等で継続的に寄り添い型の支援を実施している。

実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
対象者数	4	16	72
延べ件数	8	22	86

**イ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業**

(新型コロナワクチン接種課 35-5064)

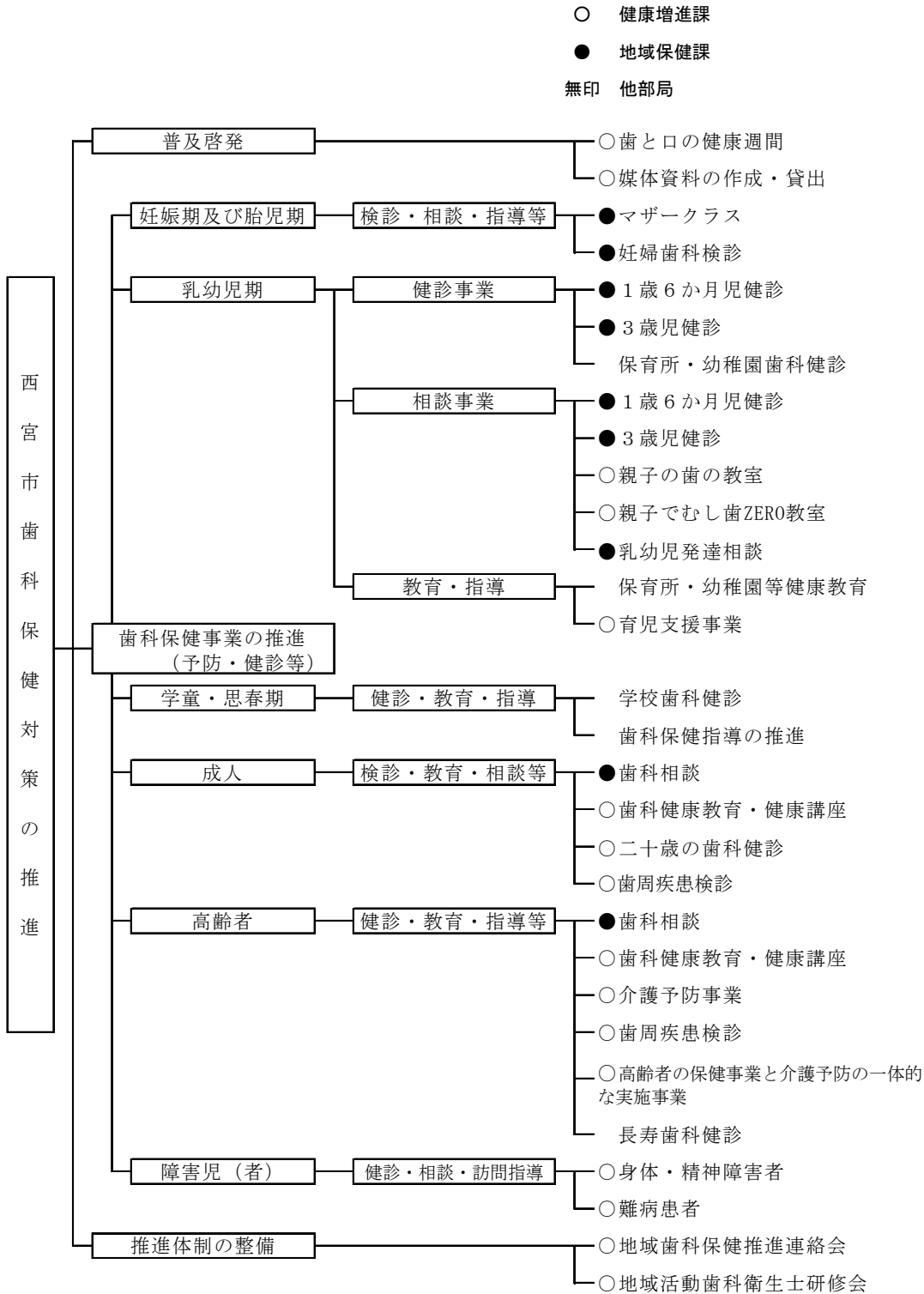
新型コロナウイルスの感染が拡大する中、令和2年12月に予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、国主導の下、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとなった。本事業では、国、県、医療機関などの関係機関との各種調整や接種体制の確保、専用コールセンターの設置、市民へのワクチン接種を円滑かつ適切に行っている。

予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和6年3月31日までとされており、本市では令和3年2月中旬から一部の医療機関で医療従事者への初回接種を開始し、その後高齢者や基礎疾患を有する者など優先順位の高いものから順次接種を進めてきた。令和5年4月1日現在、生後6か月以上の者に対し、ワクチン接種を実施している。

7 歯科保健 (健康増進課 26-3667)

市民が生涯を通じて、自分の歯で楽しい食生活を送ることができるように口腔衛生の知識の向上とその習慣化を図るとともに、歯科疾患の早期発見・予防に資するため、歯の「健康教育」や「健康相談」を推進している。

令和5年度西宮市における歯科保健事業体系図



(1) 親子の歯の教室・親子でむし歯 ZERO 教室

生涯を通じた歯の健康づくりの上で重要な時期である乳幼児とその親を対象に歯科疾患の早期発見・予防に関する保健指導を行う。また、1歳6か月児歯科健診においてフォローの必要となった児とその親に対して早期にう蝕予防の教育・指導を行っている。希望者へのフッ化物塗布（一人につき1回限り）も実施している。平成30年度より塩瀬・山口地区においても同様の事業を実施している。

親子の歯の教室

	R2年度※	R3年度※	R4年度※
回数	7	—	—
組数	24	—	—
人数	50	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は回数を減らして実施、令和3・4年度は中止

親子でむし歯ZERO教室（塩瀬・山口地区）

	R2年度※	R3年度※	R4年度
回数	—	—	4
組数	—	—	24
人数	—	—	50

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2・3年度は中止

(2) 歯科健康教育・健康相談

市民を対象に、歯の衛生や口腔の健康づくりに関する意識を高めるために、保健所歯科衛生士及び地域活動歯科衛生士により実施している。各種イベント等においてはリーフレットの配布を行うことにより、歯科保健に関する知識の普及啓発を行っている。

また、市内で歯科保健指導を行う歯科衛生士や保育士、学校関係者等に対し、歯科保健教育媒体の貸出を実施している。

	R2年度※		R3年度※		R4年度※	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
歯科健康教育	—	—	18	368	18	439
歯科健康相談	9	189	—	—	—	—
電話相談	随時	30	随時	30	随時	29
媒体貸出	2	93	1	110	4	501

※ 令和2年度の歯科健康教育は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

※ 令和3・4年度の歯科健康相談は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止

(3) 地域歯科保健推進連絡会議

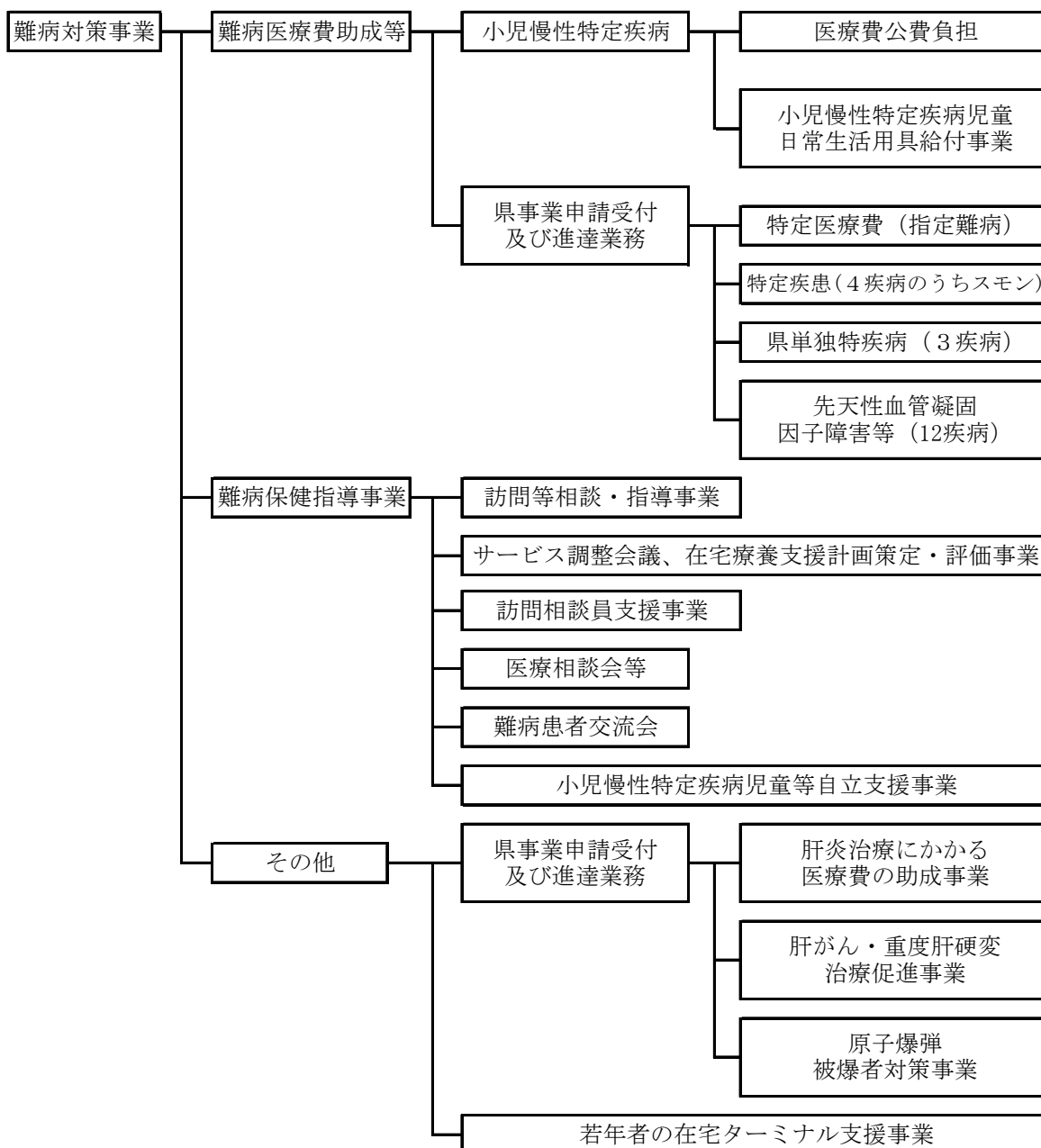
地域の歯科保健事業を総合的に推進するため、各機関で構成する連絡会を開催し、歯科保健の調整を行う。年1回開催。

構成団体…西宮市歯科医師会、兵庫県歯科衛生士会、西宮市教育委員会、西宮市健康福祉局等



8 難病対策事業 (保健予防課 26-3669)

令和5年度難病対策事業の体系図



国の難病対策は、医療費の公費負担及び地域保健法に基づく難病患者等に対する保健事業を中心に実施してきた。医療の進歩や社会・経済状況が変化の中で難病患者及びその家族のニーズが多様化したことから、国はこれに対応するため平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）を制定し、翌平成27年1月から医療費助成対象疾病を拡大する等の新制度を開始した。

市においても、個々のニーズに合わせた支援策の一環として各保健福祉センターにおいて申請書類の窓口を設け、面接や訪問による療養相談等の対人保健サービスを提供する等、難病対策の推進に取り組んでいる。

(1) 医療費等の助成

ア 小児慢性特定疾病

(ア) 小児慢性特定疾病医療費

平成 27 年 1 月 1 日に改正児童福祉法が施行され、現行の小児慢性特定疾病医療費助成制度が開始された。対象疾病は 16 疾患群 788 疾病（令和 5 年 4 月 1 日現在）。

健康保険等の医療保険対象である医療費の自己負担分の一部又は全額について公費負担する。

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	501
--------------------	-----

(イ) 小児慢性特定疾病審査会

小児慢性特定疾病医療費支給認定にあたり、疾病の状態が国の基準に該当しているか審査を行う。

(ウ) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅療養中の小児慢性特定疾病児童に対して、生活の便宜を図るために、日常生活用具の給付を行っている。

	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	3	4	10
利用品目	電気式たん吸引器、ネブライザー、特殊寝台等	電気式たん吸引器、ネブライザー、特殊寝台等	電気式たん吸引器、ネブライザー等

イ 兵庫県が実施する医療費助成の申請受理及び進達事務

(ア) 特定医療費（指定難病）医療費

平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行から、現行の指定難病の医療費助成制度が実施されている。令和 5 年 4 月 1 日現在、指定されている対象疾病は 338 疾病。健康保険等の医療保険対象である医療費等において自己負担分の一部について公費負担されている。

(イ) 特定疾患治療研究事業（4 疾病：スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病）  
入院費・通院費とも全額公費負担されている。

(ウ) 県単独特定疾患（3 疾病：突発性難病、ネフローゼ症候群、悪性腎硬化症）  
入院医療費のみ対象で、外来のみの場合は対象外。一部又は全額が公費負担されている。（所得制限あり）

(エ) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（12 疾病）

対象疾病の医療費にかかる健康保険の自己負担額が全額公費負担（原則 20 歳以上）されている。

特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 (令和5年3月31日現在)

疾病名		人	疾病名		人
1	球脊髄性筋萎縮症	8	72	サルコイドーシス	51
2	筋萎縮性側索硬化症	30	73	特発性間質性肺炎	67
3	脊髄性筋萎縮症	4	74	肺動脈性肺高血圧症	18
4	原発性側索硬化症	1	75	慢性血栓性肺高血圧症	19
5	進行性核上性麻痺	41	76	リンパ脈管筋腫症	2
6	パーキンソン病	632	77	網膜色素変性症	72
7	大脳皮質基底核変性症	22	78	バッド・キアリ症候群	2
8	ハンチントン病	5	79	特発性門脈圧亢進症	1
9	シャルコー・マリー・トゥース病	4	80	原発性胆汁性胆管炎	50
10	重症筋無力症	98	81	原発性硬化性胆管炎	8
11	先天性筋無力症候群	1	82	自己免疫性肝炎	25
12	多発性硬化症/視神経脊髄炎	103	83	クローン病	209
13	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	13	84	潰瘍性大腸炎	602
14	多系統萎縮症	51	85	好酸球性消化管疾患	9
15	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	93	86	慢性特発性偽性腸閉塞症	2
16	ライソゾーム病	3	87	CFC症候群	2
17	副腎白質ジストロフィー	3	88	若年性特発性関節炎	1
18	ミトコンドリア病	6	89	先天性ミオパチー	2
19	もやもや病	53	90	筋ジストロフィー	27
20	プリオン病	1	91	脊髄空洞症	3
21	HTLV-1関連脊髄症	3	92	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1
22	全身性アミロイドーシス	18	93	前頭側頭葉変性症	6
23	遠位型ミオパチー	2	94	先天性無痛無汗症	1
24	神経線維腫症	13	95	レノックス・ガストー症候群	2
25	天疱瘡	9	96	ウエスト症候群	1
26	表皮水疱症	5	97	環状20番染色体症候群	1
27	膿疱性乾癬(汎発型)	8	98	ラスマッセン脳炎	1
28	スティープンスジョンソン症候群	1	99	結節性硬化症	6
29	中毒性表皮壊死症	1	100	色素性乾皮症	2
30	高安静脈炎	13	101	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	26
31	巨細胞性動脈炎	7	102	特発性後天性全身性無汗症	4
32	結節性多発動脈炎	4	103	マルファン症候群	3
33	顕微鏡的多発血管炎	44	104	エーラス・ダンロス症候群	2
34	多発血管炎性肉芽腫症	16	105	ウィルソン病	6
35	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	31	106	多脾症候群	1
36	悪性関節リウマチ	11	107	ブラダー・ウイリ症候群	2
37	バージャー病	6	108	完全大血管転位症	2
38	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	109	単心室症	4
39	全身性エリテマトーデス	238	110	三尖弁閉鎖症	3
40	皮膚筋炎/多発性筋炎	107	111	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1
41	全身性強皮症	86	112	ファロー四徴症	4
42	混合性結合組織病	31	113	アルポート症候群	1
43	シェーグレン症候群	55	114	急速進行性糸球体腎炎	3
44	成人スチル病	16	115	抗糸球体基底膜腎症	2
45	再発性多発軟骨炎	2	116	一次性ネフローゼ症候群	26
46	ベーチェット病	58	117	紫斑病性腎炎	3
47	特発性拡張型心筋症	70	118	先天性腎性尿崩症	1
48	肥大型心筋症	16	119	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3
49	拘束型心筋症	1	120	オスラー病	4
50	再生不良性貧血	38	121	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1
51	自己免疫性溶血性貧血	3	122	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	3
52	発作性夜間ヘモグロビン尿症	4	123	フェニルケトン尿症	3
53	特発性血小板減少性紫斑病	47	124	尿素サイクル異常症	1
54	血栓性血小板減少性紫斑病	2	125	ボルフィリン症	1
55	原発性免疫不全症候群	4	126	原発性高カイトロミクロン血症	1
56	IgA腎症	45	127	脳腫黄色腫症	1
57	多発性嚢胞腎	57	128	家族性地中海熱	2
58	黄色靱帯骨化症	20	129	強直性脊椎炎	22
59	後縦靱帯骨化症	97	130	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症	1
60	広範脊柱管狭窄症	23	131	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2
61	特発性大腿骨頭壊死症	63	132	クローンカイト・カナダ症候群	1
62	下垂体性ADH分泌異常症	18	133	非特異性多発性小腸潰瘍症	2
63	下垂体性TSH分泌亢進症	1	134	胆道閉鎖症	1
64	下垂体性PRL分泌亢進症	10	135	アラジール症候群	1
65	クッシング病	1	136	IgG4関連疾患	21
66	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	14	137	黄斑ジストロフィー	1
67	下垂体前葉機能低下症	85	138	好酸球性副鼻腔炎	163
68	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	139	先天異常症候群	1
69	甲状腺ホルモン不応症	1	140	シトリン欠損症	1
70	先天性副腎皮質酵素欠損症	3	141	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因による)	3
71	アジソン病	1	142	特発性多中心性キャッスルマン病	13
		合計			4,125

※ 全338疾病のうち196疾病については所持者なし

(令和5年3月31日現在)

特定疾患治療研究事業受給者証交付件数（スモン）	4
県単独特定疾患医療受給者証交付件数	0
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証交付件数	45

(2) 難病保健指導事業

ア 訪問等相談・指導事業

療養生活の支援が必要な難病患者等に対して、来所時や家庭訪問により日常生活及び療養生活上の悩み等について、相談、指導、助言等を行い、療養生活の支援を行っている。

※令和2～4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部縮小

		R2年度	R3年度	R4年度
所内相談	実人数	194	91	117
	延人数	239	121	136
訪問指導	実人数	30	23	66
	延人数	83	35	115
合計	実人数	224	114	183
	延人数	322	156	251
電話相談件数		2,325	3,048	2,864

イ サービス調整会議、在宅療養支援計画策定・評価事業

サービス調整会議は、患者及び家族に対し、ニーズの分析や患者及び家族のQOL向上のための支援方法を医師、訪問看護師等の支援者と検討している。

在宅療養支援計画策定・評価事業は、支援困難事例等の支援計画策定と評価に取り組んでいる。

※令和2～4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部縮小

令和4年度実施状況

区分	開催回数	参加者数	内容
サービス調整会議	19	134	医師や訪問看護師等の支援者と、退院時の支援や在宅療養の支援、災害対応マニュアルについて検討した。
在宅療養支援計画策定・評価事業	1	5	医師、訪問看護師等の支援者と事例検討を行い、支援についての評価や今後の支援計画を策定した。

過年度実施状況

		R2年度	R3年度
サービス調整会議等	開催回数	19	2
	参加者数	170	16
在宅療養支援計画策定・評価事業	開催回数	2	1
	参加者数	14	6

ウ 訪問相談員支援事業（支援者向け講習会）

在宅療養を行う難病患者の支援のため、難病患者に関わる関係者を対象に、難病に関する制度や疾患理解を深めるための講習会を行い、関係者間の連携の推進を図っている。

令和4年度実施状況

区分	開催回数	参加者数	内容
難病対策講習会※	-	-	
健康教育	5	120	難病保健事業の紹介
出前講座	2	115	パーキンソン病の療養支援、がん患者の支援事業について

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

過年度実施状況

		R2年度	R3年度※
難病対策講習会	開催回数	4	-
	参加者数	71	-
健康教育	開催回数	8	-
	参加者数	147	-
出前講座	開催回数	4	-
	参加者数	159	-

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

エ 医療相談会等（委託事業）

西宮市難病団体連絡協議会に医療相談会及び講演会を委託し開催している。また、難病患者からの電話相談を受け付けている。

		R2年度※	R3年度※	R4年度
医療相談会	開催回数	-	2	2
	参加者数	-	215	252
講演会	開催回数	-	-	1
	参加者数	-	-	52
電話相談	件数	175	150	206

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

オ 難病患者交流会

進行性の神経難病の患者・家族に対し専門医等による講話と参加者同士の交流会を開催している。また、令和4年度より、難病患者同士の交流の場として「難病カフェ」を開催している（西宮市難病団体連絡協議会に委託）。

(ア) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）交流会

	R2年度※	R3年度※	R4年度
開催回数	－	－	2
参加延人数	－	－	7

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(イ) 難病カフェ（委託事業）

	R4年度
開催回数	2
参加延人数	33

カ 小児慢性特定疾病児童自立支援事業（委託事業）

小児慢性特定疾病児童の健全育成及び自立の促進を図るため小児慢性特定疾病児童自立支援事業を実施している。

令和4年度実施状況

内容	開催回数	参加者数/件数
交流会	1	0
電話(オンライン含む)	－	29
メール相談	－	13
訪問・面接	－	15
関係機関への調整	－	24

(3) その他の兵庫県が実施する医療費助成の申請受理及び進達事務

ア 兵庫県肝炎治療特別推進事業（肝炎治療にかかる医療費の助成）

B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる月々の医療費の自己負担分の一部を公費負担する。

(令和5年3月31日現在)

B型肝炎治療受給者証所持者数	421
C型肝炎治療受給者証所持者数	4

イ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の方の、入院医療費の自己負担額を1万円に軽減する制度。令和3年4月1日より通院医療費についても同様に助成。(医療機関において対象医療が高額療養費限度額に達した月が当該月を含む直近12月で2月以上である場合であって、県が定める指定医療機関において入院関係医療を受けた月が対象。)

(令和5年3月31日現在)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加証所持者数	5
--------------------------	---

**ウ 若年者のターミナル支援事業**

令和4年度より若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して日常生活が送れるために、在宅生活における訪問介護や福祉用具の貸与についての費用の一部を助成している。(県費補助事業)

[令和4年度] 給付実績なし

**エ 原子爆弾被爆者対策事業**

原子爆弾被爆者に対して、手帳及び手当等に関する各種申請を受付けている(手帳の交付・手当の支給は県が実施)。

(令和5年4月1日現在)

区分	人数	
被爆者健康手帳交付者数	249	
健康診断受診者証交付者数	第1種	3
	第2種	9

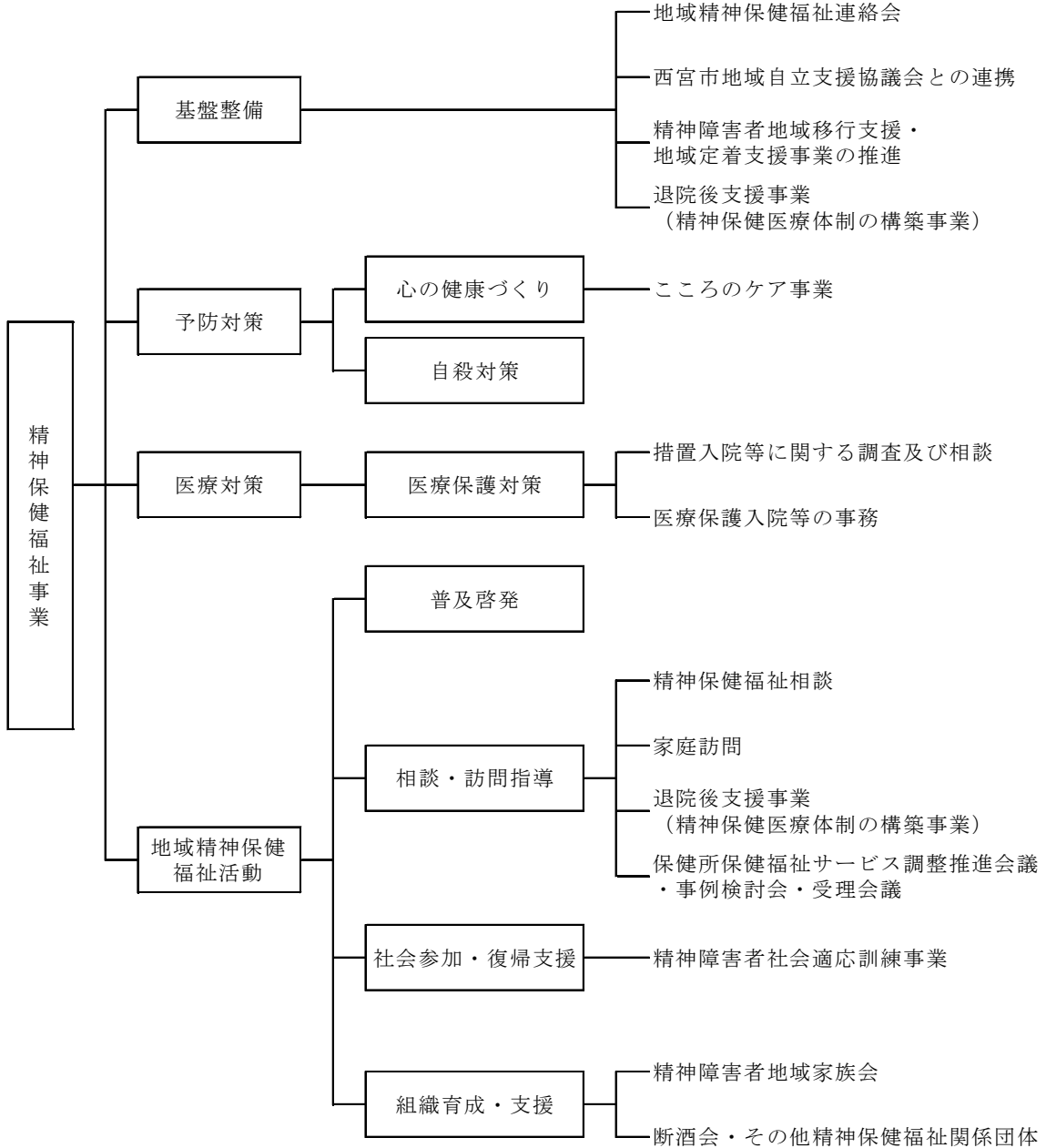
memo





9 精神保健福祉事業 (健康増進課 26-3160)

令和5年度西宮市保健所精神保健福祉業務体系



精神保健施策は入院医療中心から「地域におけるケア体制へ」という流れを踏まえ、平成11年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）等の一部改正により、適正な医療、障害回復の程度に応じた社会復帰の一層の推進、市町村における福祉サービス事業の整備が求められ、平成25年の改正（平成26年4月から施行）により、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神科病院の管理者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（退院後生活環境相談員）の設置、退院促進のための体制整備などが義務付けられた。

精神障害者福祉については、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、サービスを利用するための仕組みが一元化、施設・事業が再編され、障害のある人々の自立を支える体制となった。

平成25年4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）となり、障害福祉サービスの充実等により障害のある人々の日常生活と社会生活を総合的に支援する施策がすすめられている。

西宮市においては、精神障害者が住み慣れた地域で社会復帰や社会参加ができるよう「西宮市障害福祉推進計画」に基づき、障害福祉施策の推進と充実、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めている。

また、市民の「心の健康」の保持増進や、自殺対策を推進するとともに、平成22年度から各保健福祉センターにおいて、手帳、自立支援医療の申請書等の受付や、地区担当保健師による相談や訪問指導等を実施し、地域で支援する体制となっている。

平成26年度の組織改編により、自立支援医療（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳の申請及び障害福祉サービス等にかかる相談・訪問調査・調整等は、福祉部門の所管となった。

平成28年度から西宮市地域移行支援事業を委託実施（令和2年度までは福祉部門が委託）している。

平成29年度から、措置入院者や医療中断の可能性の高い者など、継続支援を必要とする精神障害者及びその家族が地域生活を安定して過ごせるように、退院後支援事業（精神保健医療体制の構築事業）を実施している。

令和3年度より西宮市地域移行支援事業は福祉部門より事業移管され、保健所が中心となって実施している。

令和2年1月以降全国に新型コロナウイルス感染症が拡大したことで多くの市民が不安やストレスを感じ、これらの影響が長期化することで、心身の変調にも影響を与えることが危惧された。そのため、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア電話相談を実施した。また、新型コロナウイルス感染症は、経済活動や社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼし、近年減少傾向であった西宮市の自殺者数は、令和2年増加に転じた。それを受け新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア電話相談を令和2年度で終了し、令和3年度からは自殺を未然に防ぐことを目的に、みやっここころのサポートダイヤルを開始している。

(1) 基盤整備

ア 地域精神保健福祉連絡会

地域における精神保健福祉業務を適正かつ円滑に遂行するため、関係機関との連携を強化するとともに、精神障害者の適正医療の確保、社会参加の推進及び地域住民のこころの健康増進を図るため、地域精神保健福祉連絡会を開催している。なお、平成30年度より精神障害者地域支援協議会代表者会議を兼ねている。

実施状況

	R2年度	R3年度※	R4年度
開催回数	1	-	1
参加機関数	14	-	14
人数	書面開催	-	23
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮市保健所における相談支援事業の取組について</li> <li>・西宮市における長期入院の解消や地域移行の取組みについて</li> <li>・西宮市保健所における精神障害者の退院後支援について</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉法の改正について</li> <li>・西宮市保健所における相談支援事業の取組みについて</li> <li>・西宮市保健所における退院後支援事業の取組みについて</li> <li>・西宮市における長期入院者の地域移行の取組みについて</li> </ul>
参加機関	警察署 医療機関 福祉事務所 行政機関	-	警察署 医師会 医療機関 福祉事務所 家族会 行政機関

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

イ 西宮市地域自立支援協議会との連携

西宮市地域自立支援協議会は、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者で構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指すものである。

現在、「本人中心支援部会」「こども部会」「しごと部会」「地域生活移行連絡会」「あんしん相談窓口連絡会」「ほくぶ会」「検討委員会」の各部会等で協議がなされ、精神障害に関しても地域移行支援等について関係機関と共に協議している。

ウ 精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業の推進

兵庫県は、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行を進めるため、精神障害者地域移行支援事業を指定相談支援事業所に委託していた（平成26年度をもって終了）。

市では平成26年度から、精神障害者地域移行支援・地域定着支援システムの構築をめざし、入院患者の実態調査を実施し、精神科病院、相談支援事業所及び福祉部門と共にシステムを構築し、地域移行支援推進会議を開催した。また、平成27年度から患者への聞き取り調査を実施しているが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染

拡大防止のため病院への訪問をほとんど実施できなかった。

平成28年度から、西宮市地域移行支援事業を委託実施（福祉部門が委託）していたが、令和3年度より福祉部門より事業移管され保健所が中心となって実施している。

精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業関係会議

	R2	R3	R4
回数	21	28	26
地域移行支援事業協議会等参画 病院等との調整・推進体制等検討 地域移行支援推進会議（企画・調整・参画）			

聞き取り調査

	R2年度	R3年度	R4年度
訪問件数	0	0	0

## エ 退院後支援事業（精神保健医療体制の構築事業）

平成29年度から、措置入院者や医療中断の可能性の高い者など、継続支援を必要とする精神障害者及びその家族が地域生活を安定して過ごせるように、退院後支援事業（精神保健医療体制の構築事業）を実施している。

### （ア）臨床心理士や精神保健福祉士による支援

実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
実人数	27	27	25
訪問	368	405	316
面接	23	40	28
電話	283	427	339
医療機関等訪問	295	326	183
関係機関等との調整（面接・電話）	—	1,207	844
個別ケース検討会議等	79	79	71

### （イ）精神保健研修

精神保健に携わる保健師等が継続支援のスキルを向上させるための研修を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催を中止した。

実施状況

（令和4年度）

実施回数	計6回
参加人数	延人数136
参加職種	保健師、ケースワーカー、介護職、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士等
内容	精神保健福祉法を中心とした基礎知識、23条対応の実際、 強迫性障害について 事例検討
講師	医師、保健師

(ウ) 精神障害者地域支援協議会代表者会議

地域における精神障害者の支援体制の構築を目的として平成30年度から実施している（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議会である地域精神保健福祉連絡会と兼ねている）。

(2) 予防対策

ア 心の健康づくり

(ア) こころのケア事業

阪神・淡路大震災復興事業として、兵庫県が各被災地域に「こころのケアセンター」を設置し、平成11年度まで精神科医・心理相談員等による相談や応急仮設住宅・復興住宅等への巡回訪問等を行っていた。

平成12年度に西宮市は保健所政令市となり、精神保健福祉施策の重要性に鑑み、当該事業を承継し、こころのケア相談等を「西宮心の健康協会」に事業委託した。なお、平成16年4月から市の直営事業として実施している。

従来からの電話相談・来所相談に加え、ひきこもりの当事者・家族の支援として、平成16年度から講演会を開催し、平成17年度以降は、家族交流会を定期的に行っている。また、同年から令和2年度まで、4か月児健康診査におけるストレスチェック事業も実施した。平成24年4月に西宮市役所江上庁舎1階へ、平成28年3月には保健所内に、執務室を移転した。

平成28年度からは、事業名を「こころのケア事業」と変更した。

① こころのケア相談事業

ストレス、不眠など心の悩みやひきこもりについて、臨床心理士等が電話や面接で相談に応じている。

	R2年度	R3年度	R4年度
電話相談	1,442 (126)	1,343 (70)	1,563 (136)
来所相談	185 (177)	213 (204)	203 (193)
合計	1,627 (303)	1,556 (274)	1,766 (329)

※ ( ) は、ひきこもり相談の再掲

② こころのケア講座

新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画において、「こころの健康づくり」分野として、「不眠を感じている人の減少」を目標としていることから、睡眠やストレスに関する講座を開催している。

実施状況

	R2年度※ <sup>1</sup>	R3年度※ <sup>1</sup>	R4年度※ <sup>2</sup>
回数	—	—	2
参加者数	—	—	34

※<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

※<sup>2</sup> ZOOMで実施

③ ひきこもり青年の家族交流会

ひきこもる家族への対応に悩む人相互の交流や情報交換を目的に開催している。

なお、通常は月1回実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年度は3回、令和3年度は中止、令和4年度は9回の実施となった。

実施状況

	R2年度	R3年度※	R4年度
回数	3	—	9
参加者数	21	—	49

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

④ ひきこもり講演会

ひきこもりについて悩む家族や市民等を対象に、ひきこもりについての基礎知識・家族の関わり方を学ぶことを目的に、講演会を開催している。

実施状況

	R2年度※ <sup>1</sup>	R3年度※ <sup>1</sup>	R4年度※ <sup>2</sup>
回数	—	—	1
参加者数	—	—	28

※<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

※<sup>2</sup> ZOOMで実施

⑤ 新型コロナウイルス感染症に対応したこころのケア電話相談

新型コロナウイルス感染症の影響によるこころの変化や悩み、生きづらさについて、臨床心理士が電話で相談に応じた。当電話相談は令和2年度のみ実施した。

実施状況

	R2年度
回数	73
相談数	189

⑥ 自殺防止対策における電話相談事業（みやっここころのサポートダイヤル）

誰にも話せないしんどさや生きづらさ等のこころの悩みについて、臨床心理士が電話で相談に応じている。

実施状況

	R3年度	R4年度
回数	143	147
相談数	118	304

## イ 自殺対策

全国の自殺者は平成10年に3万人を超え、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行された。平成24年には、15年ぶりに自殺者が年3万人を下回り、その後減少傾向にある。

西宮市でも、全国と同様に平成10年に自殺者が増加し、その後横ばい状態であったが、平成24年以降は減少傾向にあり、令和3年は61人となった。

平成25年3月策定された「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画」では「自殺者数の減少」を目標とし、自殺対策におけるゲートキーパーの養成や、相談窓口の周知、研修会の開催等を取り組み方策としていた。

平成28年4月、自殺対策基本法の改正により、市町村自殺対策計画の策定が義務化された（第13条第2項）。それに伴い、平成30年3月策定された「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画 中間見直し」において自殺対策計画を包含する形で位置づけた。

自殺対策のネットワークの構築として、平成21年度に「西宮市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、平成24年度から、庁内に限らず西宮市保健所管内全体で連携を図り密接に自殺対策に取り組んでいくために、「西宮市自殺対策管内連絡会議」を設置している。令和4年度からは、令和5年度に策定予定の西宮市自殺対策計画（仮称）に向けて、庁外関係機関を中心とした「西宮市自殺対策ネットワーク会議」と庁内関係機関で構成する「西宮市自殺対策庁内連絡会議」に分けて、協議を進めていく。

平成22年度から「自殺対策強化基金市町補助事業」（平成27年度から「自殺対策強化市町補助事業」）として、西宮市では「気づく・つながる・支えるいのち」をキャッチフレーズに、相談事業・人材養成・普及啓発等を行っている。

相談事業では、平成25年度から、自殺対策事業の総合相談として、ハローワーク、司法書士会、社会保険労務士会、自殺対策に携わるNPO法人と協働で「暮らしとこころのなんでも相談会」を実施している。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和元年度は中止し、令和2年度以降は代替事業として司法書士会と協働で、電話による相談会を実施した。

人材養成では、平成22年度から職員向けに、平成23年度からは民生・児童委員等の支援者向けにゲートキーパー養成研修を実施し、平成24年度からは市民にも拡充している。

普及啓発では、平成22、23年度は講演会を実施し、平成23年度から図書館展示フェア、自殺対策リーフレットやポスター等の配布を継続している。また平成24年度から、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、自殺対策のホームページとリンクして普及啓発を行っている。平成28年度は新しく若者への普及啓発を進めるために、高校生用のオリジナルパンフレットを作成し、市内の高校3校に配布した。また、作成にあたり教育委員会とのワーキングを行った。

自殺対策管内連絡会議・ネットワーク会議・庁内連絡会議

		R2年度	R3年度	R4年度
管内 連絡会議	回数	1	1	—
	出席者数	42	書面開催 (出席機関 数は44)	—
ネットワーク 会議	回数	—	—	1
	出席者	—	—	19
庁内 連絡会議	回数	—	—	2
	出席者	—	—	延べ68

暮らしとこころのなんでも相談会

	R2年度※	R3年度※	R4年度※
実施回数	1	2	2
相談者数	6	3	2
相談件数	6	5	2

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため  
令和2年度以降は、代替事業として電話による相談を実施した。  
表中の数値は電話相談の実績。

人材養成事業（ゲートキーパー養成研修等）

		R2年度	R3年度	R4年度
市職員対象	回数	1	1	1
	出席者数	14	18	15
市民対象※ <sup>1</sup>	回数	3	3	8
	出席者数	53	45	135
出前健康講座等※ <sup>2</sup>	回数	1	2	0
	出席者数	43	48	0

※<sup>1</sup> 民生委員、児童委員、民生協力委員、ボランティア、市民、職域職員など  
※<sup>2</sup> テーマが自殺対策、こころの健康、メンタルヘルス、ストレス対処、睡眠等

啓発等実施状況

種別	R2年度	R3年度	R4年度
「こころの体温計」利用数	33,200	30,265	19,239
自殺対策事業ホームページアクセス数	7,811	8,682	10,718
図書館展示フェア	1回	1回	1回
唾液アミラーゼストレスチェック	—※	—※	—※
自殺対策リーフレット配布	1,010部	950部	1,010部
自殺対策ポスター配布	586枚	596枚	603枚
若者向けパンフレット	1,900部	1,065部	1,754部

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止



(3) 医療対策

ア 医療保護対策

(ア) 措置入院等に関する調査および相談

市民や警察官等からの「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との申請（精神保健福祉法第22条）や通報（精神保健福祉法第23条）は、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に提出又は通報することと規定されている。

市では、保健所が通報等を受理後、精神保健福祉法27条の調査を実施し、その調査結果を兵庫県に報告している。兵庫県の精神保健診察の要否の結果によって、必要時、精神保健診察に保健所職員が同席し、状況把握や保護者の指導、相談等を行っている。

通報・申請状況 (単位：件)

通報・申請	R2年度	R3年度	R4年度
精神保健福祉法第22条申請	0	0	0
精神保健福祉法第23条申請	44	78	101

(イ) 医療保護入院等の事務

管内病院からの精神保健福祉法第33条による医療保護入院者の入院届出等を、保健所において受理している。

医療保護入院に際して、精神障害者に家族等がない時又は家族等の全員がその意思を表示することができない時は、精神病院管理者から市長保護同意依頼書を受理し、事実を調査確認したうえ、市長が同意者となり入院に同意する（精神保健福祉法第33条の3）。

医療保護入院・応急入院届出状況 (単位：件)

種別		R2年度	R3年度	R4年度
医療保護入院	入院届	479	384	411
	退院届	457	427	401
	定期病状報告	241	231	207
応急入院届		3	4	0
合計		1,180	1,046	1,019

医療保護入院に際して市長が行う入院同意（市長同意書）交付状況（単位：件）

	R2年度	R3年度	R4年度
市長同意書交付数	14	10	9

(4) 地域精神保健福祉活動

ア 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及啓発により、住民の「心の健康」の保持増進を図るとともに、精神障害に対する偏見を解消し、障害者を地域で支える環境づくりを推進している。また、アルコール対策としては、育児セミナーや市民健康フェア等でのアルコールに関する正しい知識の普及啓発等を行っていたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止。

普及啓発活動状況(令和4年度)

講座名	実施回数	参加延人数	内 容
精神保健福祉に関する講演会	4	232	精神障害者の地域生活の現状と課題、よくある精神疾患について
こころのケア講座(再掲)※	3	62	睡眠、セルフケア、ひきこもり講演会
アルコールに関する学習会	1	21	アルコール関連問題や依存症の基礎知識、当事者・家族の体験談、アルコール問題を抱える人の支援
お酒の飲み方チェック・良識チェック	3	598	「育児セミナー」等におけるお酒の飲み方チェック・良識チェック及び相談、パネル展示
地域における健康教育	1	16	精神保健について
合計	12	929	

※ 地域精神保健福祉活動として計上しているが、予防対策(こころのケア事業)としても実施。

過年度実施状況

	R2年度	R3年度
実施回数	4	5
参加延人数	96	93

イ 相談・訪問指導

(ア) 精神保健福祉相談

保健所・保健福祉センターにおいて精神疾患、認知症、アルコール問題等について精神科医師や保健師等による相談を実施している。

精神科医師による相談

		R2年度	R3年度	R4年度
実施回数		29	39	38
相談実人数		53	64	69
相談延人数		56	65	74
相談内容	老人精神保健	10	6	9
	社会復帰	2	0	3
	アルコール	5	10	7
	薬物	0	0	0
	ギャンブル	0	0	1
	ゲーム	0	0	0
	思春期	0	0	1
	心の健康づくり	1	6	5
	うつ	1	2	5
	摂食障害	1	0	0
	てんかん	0	0	0
	ひきこもり	2	1	1
	発達障害	3	8	5
	自殺関連	1	1	0
	犯罪被害	0	0	0
災害	0	0	0	
その他	30	31	37	

保健師等による来所相談

		R2年度	R3年度	R4年度
相談実人数		85	86	118
相談延人数		275	358	373
相談内容	老人精神保健	34	39	28
	社会復帰	34	77	72
	アルコール	7	15	17
	薬物	2	3	1
	ギャンブル	0	1	2
	ゲーム	0	0	0
	思春期	0	1	1
	心の健康づくり	17	29	43
	うつ	10	13	11
	摂食障害	0	0	0
	てんかん	1	3	2
	ひきこもり	8	17	5
	発達障害	13	18	23
	自殺関連	6	7	12
	犯罪被害	0	0	0
災害	1	0	0	
その他	142	135	156	

保健師等による電話相談

		R2年度	R3年度	R4年度
相談延人数		5,966	5,435	6,572
相談内容	老人精神保健	921	612	1,150
	社会復帰	453	832	412
	アルコール	187	157	235
	薬物	25	27	10
	ギャンブル	12	5	30
	ゲーム	2	1	3
	思春期	28	15	50
	心の健康づくり	389	479	607
	うつ	221	128	218
	摂食障害	2	7	13
	てんかん	7	7	19
	ひきこもり	66	108	190
	発達障害	134	113	125
	自殺関連	211	87	180
	犯罪被害	1	0	1
	災害	0	0	0
その他	3,307	2,857	3,329	

(イ) 訪問指導

保健師等が家庭や病院等を訪問し、本人及び家族に対して在宅療養指導や社会復帰のための支援を行っている。

訪問指導実施状況

		R2年度	R3年度	R4年度
実人数		256	267	303
延人数		699	857	1,096
相談内容	老人精神保健	64	211	142
	社会復帰	91	108	126
	アルコール	35	27	84
	薬物	10	6	1
	ギャンブル	0	0	0
	ゲーム	0	0	0
	思春期	0	2	15
	心の健康づくり	44	98	146
	摂食障害	0	3	0
	てんかん	3	3	4
	その他	452	399	578
ひきこもり事例（再掲）		18	30	45
自殺関連事例（再掲）		34	42	45

(ウ) 退院後支援事業（精神保健医療体制の構築事業）（再掲）

平成29年度から、措置入院者や医療中断の可能性の高い者など、継続支援を必要とする精神障害者及びその家族が地域生活を安定して過ごせるように、臨床心理士や精神保健福祉士が支援を行っている。

実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
実人数	27	27	25
訪問	368	405	316
面接	23	40	28
電話	283	427	339

(エ) 保健所保健福祉サービス調整推進会議・事例検討会・受理会議

処遇困難なケースや緊急性を持つケースに関し、保健所・保健福祉センターで保健所保健福祉サービス調整推進会議・事例検討会や受理会議を開催し、資質の向上、関係者の連携強化を図っている。

実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
保健福祉サービス調整会議	0	0	0
事例検討会	1	1	1
受理会議	38	39	40

ウ 社会参加・復帰支援

精神障害者社会適応訓練事業（通院患者リハビリテーション事業）

病状の安定している精神障害者が、一定期間協力事業所に通い、現実の職場体験を通じて対人能力、仕事に対する持久力を養い社会的自立を図る事業（県事業）。保健所においては、協力事業所の登録や対象者からの申し込みを受け、訓練開始・継続の調査及び訓練生の相談指導を行っている。

実施状況

	R2年度	R3年度	R4年度
協力事業所	8か所	8か所	8か所
訓練生※	0名 (0)	0名 (0)	0名 (0)
調査、訪問指導件数	0	0	0

※（ ）は市内在住者の内数

エ 組織育成・支援

(ア) 精神障害者地域家族会

精神障害者が安定した療養生活や社会復帰ができるよう、また、家族自身が安定し、対処能力を回復向上できるように、西宮家族会活動への支援及び初期家族のための保健所家族教室（学習会・交流会）を行っている。

また、精神障害者相談員（兵庫県から「精神障害者相談員」の委嘱を受けている当事者や家族）等を対象とした相談員研修会を実施している。

実施状況

		R2年度	R3年度※	R4年度
学習会	開催回数	0	—	5
	参加人数	0	—	42
交流会	開催回数	4	—	4
	参加人数	19	—	25
相談員研修会	開催回数	1	—	2
	参加人数	12	—	22
合計	開催回数	5	—	11
	参加人数	31	—	89

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(イ) 「こころ」について理解を始める講座（旧 ボランティア養成講座）

地域社会において障害のある市民とない市民との日常的な交流や、ボランティア活動の推進を図るため、平成13年度から西宮市社会福祉協議会と共催で養成講座を開催している。

平成26年度から『「こころ」について理解を始める講座』と改称し、知識・理解の普及啓発に重きを置いて実施している。

実施状況

（令和4年度）

実施回数	計4回
参加人数	実人数 137人 延人数 232人
講師	①社会福祉協議会職員、②看護師、当事者・家族、 ③就労継続支援B型事業所職員・利用者、④有識者
内容	①発達障害について、②統合失調症・気分障害について、当事者・家族からのメッセージ、③高次脳機能障害について、④権利擁護等に関する講話

過年度実施状況

	R2年度※	R3年度※
開催回数	—	—
参加延人数	—	—

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

## 10 健康被害予防事業（地域保健課 35-3310）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づく健康被害予防事業として、ぜん息健康相談を平成元年度から、ぜん息児童キャンプを平成4年度から、さらにぜん息予防健康診査事業を平成9年度から開始した。ぜん息児童キャンプは助成事業内容の見直しにより平成26年度で終了した。また、乳幼児健康診査に併設実施していた「ぜん息予防健康診査事業」についても見直し、平成29年度より健康診査としては終了となり、乳幼児健康診査により把握されたリスク児に対する指導を行う事業として実施している。

ぜん息健康相談には小児対象の「ぜん息アレルギー相談」「アレルギー栄養相談」「子どものアレルギー講座」「アレルギー幼児食講座」と成人対象の「ぜん息呼吸器相談」「COPD講演会」がある。

### （1）ぜん息アレルギー相談

対象は小児。内容は医師と管理栄養士の相談、環境衛生課のダニ相談（平成2年度から）。従事者は医師、管理栄養士、保健師、環境衛生課職員。平成25年度から中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾保健福祉センターで実施している。令和2年度から2か月に1回実施している（予約状況によっては実施なし）。

	R2年度※	R3年度※	R4年度
回数	2	2	3
参加人数	2	6	6
乳児	1	4	2
幼児	1	2	3
学童以上	0	0	1

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は2回、令和3年度は1回中止

### （2）アレルギー栄養相談

対象は乳幼児。内容は管理栄養士の個別相談。平成25年度から乳幼児健康相談・乳幼児発達相談に併設して中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センターで実施している。

	R2年度	R3年度	R4年度
回数	18	36	34
参加人数	10	24	92

### （3）子どものアレルギー講座

2歳未満の乳幼児及び4か月児健康診査受診者でアレルギー疾患のリスクがある児を対象に、子どものアレルギー疾患に関する理解を深め、健康回復、発症予防に役立てることを目的に実施している。内容は医師、環境衛生課職員による講義や質疑応答。

	R2年度※ <sup>1</sup>	R3年度※ <sup>2</sup>	R4年度※ <sup>2</sup>
回数	1	2	2
参加人数	16	57	38

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回中止

※2 オンライン形式で開催

(4) アレルギー幼児食講座

概ね1歳0か月から2歳0か月児を対象としたアレルギーに関する食事の講話と試食(保護者のみ)等を中央保健福祉センター・北口保健福祉センターで年2回開催している(平成20年度から)。

	R2年度*	R3年度	R4年度
回数	1	2	2
参加人数	2	11	9

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回中止

(5) ぜん息呼吸器相談

対象は成人。内容は医師の相談、環境衛生課のダニ相談(平成13年度から)。従事者は医師、保健師、環境衛生課職員。平成25年度からは中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾保健福祉センターで実施している(予約状況によっては実施なし)。

	R2年度*	R3年度*	R4年度
回数	8	5	2
参加人数	30	9	2
16～19歳	0	0	0
20～39歳	2	4	0
40～59歳	3	0	1
60歳以上	25	5	1

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は4回、令和3年度は2回中止

(6) COPD 講演会

成人を対象に平成18年度より気管支ぜん息や慢性閉塞性肺疾患に対する理解を深め、発症予防及び健康回復に役立てることを目的に実施している。医師及び理学療法士による講話、平成28年度から肺年齢測定を行っている。中央保健福祉センターで年1回開催している。

	R2年度*	R3年度*	R4年度
回数	-	-	1
参加人数	-	-	11

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止



(7) 乳幼児健康診査により把握されたリスク児への指導事業

平成 28 年度まで「小児気管支ぜん息予防健康診査事業」として 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査受診児を対象にアレルギーに関する問診、医師診察、保健師・管理栄養士による相談を実施していた（平成 26 年度までは 4 か月児健康診査受診児も対象）。

平成 29 年度より 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査受診児を対象にアレルギーに関する保健師による問診及び指導、栄養士による指導を行う事業に変更し実施している。相談・指導の結果、必要な小児に対しぜん息アレルギー相談等を紹介している。

	R2年度	R3年度	R4年度
対象数（1 歳 6 か月児健診受診数）	3,689	3,719	3,339
相談人数	1,328	1,227	1,107
対象数（3 歳児健診受診数）	3,954	3,787	3,479
相談人数	1,542	1,439	1,499

memo



## 11 アスベスト対策事業

### (1) 石綿（アスベスト）健康管理支援事業（健康増進課 35-3127）

平成19年度より石綿（アスベスト）による健康被害を早期に発見し、石綿（アスベスト）関連所見にかかる健康管理を支援することを目的として実施している。

肺がん・結核検診等において、石綿（アスベスト）に不安のある人に対し、石綿に関する問診を実施し、健診カードを配布し、継続的な検査の受診を促している。

また、石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれのある者について、健康管理手帳を交付するとともに、その検査に要する費用を助成している。

	R2年度	R3年度	R4年度
石綿問診実施者数	83	81	79
健康管理手帳新規交付数	5	1	2
検査費用助成数（延）	13	14	20

### (2) 石綿読影の精度に係る調査事業（健康増進課 35-3127）

令和2年度より参加している環境省の委託事業で、自治体の石綿読影の精度向上、及び石綿ばく露が推定される方に対する健康管理の在り方について検討するための知見を収集することを目的に実施。

対象となった参加対象者は、肺がん・結核検診で撮影した胸部X線検査画像を用いて、石綿関連疾患（石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚・肺がん・中皮腫等）について改めて読影を行う。

[令和4年度実績] 調査参加者 15人

### (3) 健康被害救済制度の申請・請求受付業務（保健総務課 26-3681）

平成18年3月に施行された、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、認定の申請および救済給付の請求に係る受付窓口を設置している。

種別	R2年度	R3年度	R4年度
申請書等受付 ※1	3	3	2
弔慰金等請求受付 ※2	0	0	0
合計	3	3	2

※1 石綿による指定疾病（中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）であることの認定申請、またはそれに係る給付関係の書類受付である。

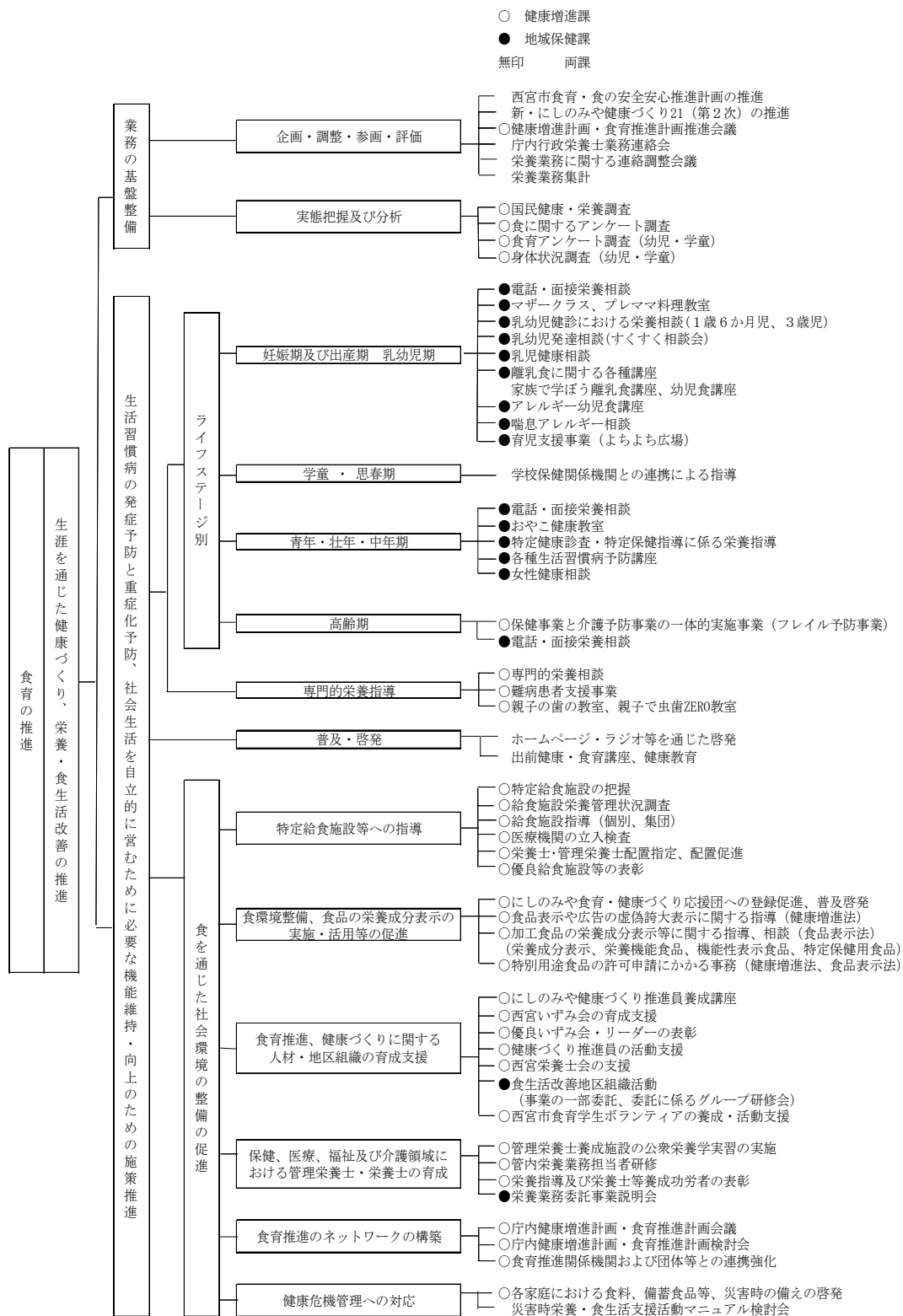
※2 指定疾病にかかり、この疾病に起因して死亡した者の遺族への給付関係の書類受付である。

memo



## 12 栄養改善事業

令和5年度西宮市における栄養改善事業体系図



健康づくりの推進において、食生活は生活習慣病との関連が深く、大変重要である。

そのため、適正な栄養素（食物）の摂取や食習慣の見直し等食生活の改善が必要であり、それを支援する環境の整備が求められている。

そこで、市民の健康増進意識を高め、疾病予防、QOLの向上を目的とし、栄養改善事業を行っている。

#### （１）食育の推進（健康増進課 26-3667）

「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の推進

近年、食生活が豊かになった一方で、食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩せ志向、食の安全上の問題の発生、伝統的な食生活の減少などさまざまな問題も生じている。このような状況の下、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定された。

本市においても、平成22年3月に西宮市食育推進計画として「宮っ子すこやかプロジェクト～今日の食べもの明日の健康～」を策定し、食育を推進してきた。

計画終了に伴い、平成25年3月に「西宮市食育・食の安全安心推進計画」を策定し、「食育」と「食の安全安心」を一体的に推進していく。

計画期間は平成25年度から令和4年度までの10年間とし、平成29年度に中間評価を行い、中間見直し版を策定した。今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、計画期間を1年延長し、令和5（2023）年度までの11年間とした。

【基本理念】 市民一人ひとりが食を通じて正しい知識と行動力を身につけ、健康で豊かな人間性を育む

- 【基本目標】
- ①食を楽しもう
  - ②食に感謝し食を大切にしよう
  - ③食と健康に関心をもち、実際に行動しよう
  - ④食の安全を確保しよう
  - ⑤食の安全安心について正しい知識をもとう

#### 【取り組みの8つの柱】

- 1) 西宮らしい食育
- 2) 地域みんなで取り組む食育
- 3) 家庭における食育
- 4) 保育所（園）、幼稚園および学校における食育
- 5) 生産者と消費者との交流
- 6) 食文化の継承
- 7) 生産から販売に至る各段階における食の安全
- 8) 食の安全安心に関する理解

#### ア 西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議

健康増進法・食育基本法に基づき、本市において総合的かつ効果的に健康づくりの推進及び食育の推進を図ることを目的に設置した。学識経験者や関係団体の代表者、市民の代表者と西宮市健康増進計画及び西宮市食育・食の安全安心推進計画の策定や進捗状況の点検・評価を行い、健康の増進及び食育の推進に関する基本的事項について検討

している。

### イ 企業・大学・団体等との食育の協働事業

行政だけでなく関係機関等と一体的に食育を推進するため、企業・大学・関係団体等と連携・協働し、講座等を実施している。

令和5年度実績

	人数	内容
(武庫川女子大学との協働事業) さつまいも料理・親子食育教室	25組50人	学童期とその保護者を対象に、芋掘り体験と芋を使った調理実習を実施。保護者（希望者のみ）は体組成や骨密度等の測定も実施。

### ウ 西宮市食育学生ボランティア

市内の管理栄養士・栄養士・調理師養成課程を有する大学及び専門学校の学生を対象に地域における食育推進活動に協力できる学生ボランティアを養成している。

令和3年度より公衆栄養学実習または食育学生ボランティア養成講座の受講者を学生ボランティアとして登録している。

食育学生ボランティア登録者数（単位：人）

	R4年度	累計
ボランティア数	31	103

### エ 食育に関する普及・啓発

「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の推進のため、各種講座やイベントで参加者へ食育に関するリーフレット等の配布や、ホームページも活用し広く市民へ普及・啓発を実施している。

啓発状況

	R2年度	R3年度	R4年度
各種リーフレット配布数	5,945	9,458	8,238
各種ホームページアクセス数	13,104	8,756	9,585

### (2) 国民健康・栄養調査（健康増進課 26-3667）

厚生労働省が毎年実施している調査で、国民の健康増進、栄養改善の諸施策を推進する上での基本資料となっている（健康増進法第10条）。

調査対象	津門呉羽町 21世帯62名
調査実施世帯	11世帯24名

(3) 栄養指導 (健康増進課 26-3667・地域保健課 35-3310)

乳幼児から高齢者に対する一般的栄養指導、難病等疾患を持つ人に対する専門的栄養指導を実施している(健康増進法第17条、第18条、第19条)。

ア 個別指導

区分	R2年度		R3年度		R4年度		内容等
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
母子関係事業	327	1,374	370	1,593	434	2,194	乳幼児健診、講座等での栄養相談
成人・老人関係事業	43	423	41	300	51	387	女性のための検診併設健康相談等
特定保健指導	629	629	836	836	640	640	電話・面接等
一般的栄養相談	随時	684	随時	648	随時	826	電話相談、面接相談等
専門的栄養相談	随時	63	随時	28	随時	75	電話相談、面接相談等

イ 集団指導

区分	R2年度※		R3年度※		R4年度		内容等
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
母子関係事業	59	610	33	486	62	818	マザークラス、離乳食講座等での栄養指導
成人・老人関係事業	1	24	1	20	3	80	生活習慣病予防関係講座等での栄養指導
地域における健康教育	—	—	—	—	3	56	出前健康講座等

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、地域における健康教育は中止

(4) 給食施設指導(健康増進法第22条、第24条) (健康増進課 26-3667)

ア 給食施設数

特定給食施設：特定多数人に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

その他の給食施設：特定多数人に対して、継続的に1回20食以上100食未満又は1日250食未満の食事を供給する施設

令和5年4月1日現在)

区分	特定給食施設		その他の給食施設		合計
	栄養士のいる施設	栄養士のない施設	栄養士のいる施設	栄養士のない施設	
学校	51	21	2	1	75
病院・診療所	20	0	5	1	26
介護老人保健施設	7	0	1	0	8
介護医療院	0	0	2	0	2
老人福祉施設	13	0	13	14	40
児童福祉施設	24	21	51	28	124
社会福祉施設	2	0	10	9	21
事業所	5	12	1	20	38
寄宿舍	2	0	2	20	24
一般給食センター	0	0	0	1	1
その他	3	0	11	16	30
合計	127	54	98	110	389



イ 給食施設への指導状況

給食施設管理状況調査結果をもとに、計画的に個別巡回指導を行うとともに、必要に応じて研修会や講演会等の集団指導を行っている。

(ア) 個別指導

区分	指導施設数			内容等
	R2年度※	R3年度※	R4年度※	
個別巡回指導	—	—	—	計画的な施設巡回による実地指導
給食管理に関する個別相談	60	49	17	電話相談、来所相談

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、個別巡回指導は中止

(イ) 集団指導

区分	R2年度※		R3年度※		R4年度※		内容等
	回数	施設数	回数	施設数	回数	施設数	
給食施設研修会	—	—	—	—	1	22	給食担当者対象の栄養・衛生管理等の資質向上研修
給食施設管理状況調査	1	279	2	546	1	306	調査結果概要の報告
病院栄養士会研修会	—	—	—	—	—	—	西宮地区病院栄養士会での研修会

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、各研修会は中止

(5) 特別用途食品表示許可・食品表示基準に関する相談及び該当食品の収去

(健康増進課 26-3667)

食品表示基準制度の普及啓発を図るため、相談窓口を設置し、消費者及び食品製造業者に対して指導している（食品表示法、健康増進法第43条、第65条）。

区分	件数			内容等
	R2年度	R3年度	R4年度	
栄養成分表示にかかる相談	77	33	12	特別用途食品・保健機能食品（特定保健用食品・栄養機能食品）・健康食品等の表示の相談及び監視指導

(6) 食生活改善地区組織育成 (健康増進課 26-3667)

西宮いずみ会

食生活改善の推進を通じて市民の健康づくりに取り組むため、会員の資質の向上を図り、会の自主的な活動を支援している。

[会の現況]

グループ数：6グループ リーダー数：67人 会員数：86人

[会の活動内容]

兵庫県いずみ会活動、西宮市食生活改善地区組織活動、役員会・三役会、研修会、グループ活動等

ア 活動支援状況 (健康増進課 26-3667)

令和4年度実績

区分	回数	延人数	内容
会議	26	236	役員会、三役会、表彰選考会等
事業関係	15	59	フレイル予防教室、こどもの食育教室 等
研修会	5	50	定例研修会
巡回指導	3	25	各グループ例会への巡回指導等
その他	12	116	西宮いずみ会第48回定期総会等

イ 西宮市食生活改善地区組織活動事業 (地域保健課 35-3310)

食生活は、生活習慣病をはじめとするさまざまな疾病と密接な関係がある。「食」という最も日常的な部分を見直し、食生活改善推進員(西宮いずみ会会員)による地区組織活動を通じて、市民の健康づくりを進めている。現在、西宮いずみ会は、各種の健康講座や料理教室、地域における食育講座において、調理の技術及び料理の工夫、望ましい食生活等の普及に努めている。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種講座や教室が開催中止となったため、料理が苦手な人でも簡単に作れるレシピを掲載した「西宮いずみ会の食だより」を発行し、広く市民に普及している。

令和4年度実績

	回数	人数	内容
おやこ健康教室	1	8	小学生の調理実習補助
生活習慣病予防講演会での啓発資料の配布	1	—	啓発パンフレットの配布、BMIスケールの使用方法説明
文化祭における啓発	5	514	減塩、バランス食について展示、レシピの配布、講話等
フレイル予防普及活動	9	136	フレイル予防の食事に関する資料の配布、講話等

(7) 表彰関係 (健康増進課 26-3667)

栄養改善に関する各種表彰の推薦事務を行っている。

[令和4年度実績]

西宮市保健所長・いずみ会会長表彰	優良いずみ会リーダー	1名
兵庫県いずみ会会長表彰	優良いずみ会リーダー	1名
兵庫県栄養士会会長表彰	栄養士養成成功労者	1名
	栄養指導業務功労者	1名
兵庫県知事表彰	栄養士養成成功労者	1名

### 13 地域保健活動

#### (1) 家庭訪問指導の状況

(地域保健課 35-3310・保健予防課 26-3675・健康増進課 26-3667)

令和4年度実績 (延べ件数)

種別	地域保健課		保健予防課		健康増進課		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
感染症	0	0.0	32	26.2	0	0.0	32	0.7
結核	0	0.0	89	73.0	0	0.0	89	2.0
精神保健福祉	1,403	32.4	0	0.0	9	12.7	1,412	31.3
生活習慣病	1	0.0	0	0.0	62	87.3	63	1.4
心身障害児・者	6	0.1	0	0.0	0	0.0	6	0.1
難病	33	0.1	0	0.0	0	0.0	33	0.7
長期療養児	30	0.7	0	0.0	0	0.0	30	0.7
その他の疾病	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
妊婦	59	1.4	0	0.0	0	0.0	59	1.3
産婦	1,192	27.6	0	0.0	0	0.0	1,192	26.4
低出生体重児	151	2.6	0	0.0	0	0.0	151	3.3
新生児	135	3.1	0	0.0	0	0.0	135	3.0
乳児	974	22.6	0	0.0	0	0.0	974	21.6
幼児	275	7.9	0	0.0	0	0.0	275	6.1
その他の母子	55	1.3	0	0.0	0	0.0	55	1.2
その他	10	0.2	1	0.8	0	0.0	11	0.2
合計	4,324	100.0	122	100.0	71	100.0	4,517	100.0

#### (2) 実習生指導 (健康増進課 26-3667・保健総務課 26-3681)

(単位：人)

種別	R2年度	R3年度	R4年度
看護学生	—	—	—
看護大学生	24	45	37
医学生	—※	—※	100
薬学生	—※	60	29
栄養学生	34	34	34
歯科衛生士学生	—※	18	13
心理学生	—	13	16
合計	58	170	229

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため中止

#### (3) 医師臨床研修(地域保健研修) (保健総務課 26-3681)

平成26年度より、地域保健・医療分野における保健所の役割について理解することを目的として、市内の病院から研修医を受け入れ、地域保健研修を実施している。

(単位：人)

	R2年度※	R3年度※	R4年度
研修医	—	—	3

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため中止

(4) 看護功労者表彰 (保健総務課 35-3301)

市内の医療機関で永年の間、看護・保健指導業務に従事し、功労のあった者を表彰対象とし、その功績をたたえとともに、関係者の意識の高揚を図り、業務の充実に寄与することを目的として、平成4年度より実施。「救急の日」記念行事の日に他行事と同時にやってきたが、令和元年度からは表彰式を単独で市役所内会議室において実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により式典を実施せず、表彰状・記念品を送付した。

[令和4年度の実績] 表彰人数 30人

(5) 看護学生奨学事業 (保健総務課 35-3301)

看護師、准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者に対し奨学金を貸付け、もって西宮市内において看護に従事する優れた人材を育成する。西宮市内に所在する民間の医療機関又は福祉施設において、3年(4年制大学の場合は4年、休職期間は算入しない)看護師又は准看護師の業務に従事したとき、協愛奨学基金運営委員会において奨学金返還が免除される。奨学金の原資は、協愛奨学基金である。

貸付対象は西宮市医師会看護専門学校と武庫川女子大学看護学部の学生である。令和2年度より、貸付月額を36,000円から50,000円に増額した。

[令和4年度の実績] 貸付人数 6人

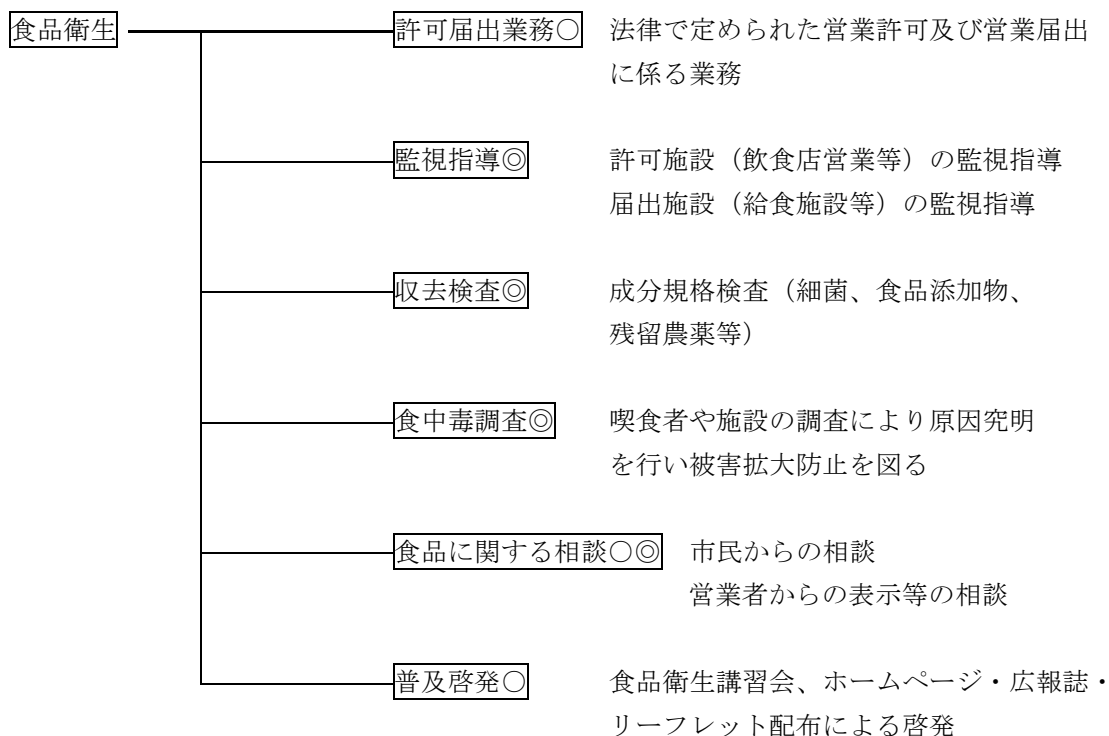
令和4年度協愛奨学基金運営状況 (単位：円)

R3年度末現在高	R4年度中の増減		R4年度末現在高
	増加額	減少額	
136,827,269	4,439,758	3,600,000	137,667,027

## 14 生活衛生

(1) 食品衛生 (食品衛生課 ○26-3668、◎26-3776)

### 令和5年度食品衛生事業の体系図



食品衛生法に基づき飲食店、食品製造業施設等の営業許可や届出の事務とともに監視指導を行っている。

監視指導にあたっては、食品衛生監視指導計画に基づき、食品製造業施設、給食施設、ふぐ処理施設等を対象に施設の衛生管理や食品の表示等について監視指導を行っている。

さらに食育・食の安全安心推進計画に基づき、食の安全安心に関する積極的な情報提供や、講演会や出前講座などを活用した学習の場・機会づくりを進め、食の安全安心の確保に努めている。

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視指導状況 ※

業種	項目	営業施設数			営業許可施設数			監視指導延施設数	処分件数				
		各年度末現在			継続	新規	廃業		営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他
		R2	R3	R4									
飲食店営業	一般食堂・レストラン	1,309	1,129	891	—	—	88	168	0	2	0	0	0
	仕出し・弁当屋	115	96	73	—	—	10	12	0	0	0	0	0
	旅館	18	14	12	—	—	0	8	0	0	0	0	0
	その他	2,896	2,554	2,018	—	—	269	699	0	0	0	0	0
	小計	4,338	3,793	2,994	—	—	367	887	0	2	0	0	0
	菓子製造業(パンを含む)	697	615	514	—	—	59	238	0	0	0	0	0
	乳処理業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	特別牛乳さく取処理業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	6	5	5	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	集乳業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業	308	90	72	—	—	7	54	0	0	0	0	0
	魚介類せり売り営業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	魚肉ねり製品製造業	2	2	2	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	食品の冷凍又は冷蔵業	72	50	46	—	—	3	14	0	0	0	0	0
	かん詰びん詰食品製造業	5	3	2	—	—	1	0	0	0	0	0	0
	喫茶店営業	447	314	168	—	—	31	12	0	0	0	0	0
	あん製造業	5	4	4	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類製造業	94	79	58	—	—	9	38	0	0	0	0	0
	乳類販売業	531	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	食肉処理業	14	14	12	—	—	0	3	0	0	0	0	0
	食肉販売業	357	121	102	—	—	5	36	0	0	0	0	0
	食肉製品製造業	7	7	5	—	—	0	6	0	0	0	0	0
	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	食用油脂製造業	1	1	1	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	1	1	1	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	醤油製造業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	ソース類製造業	5	5	4	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	酒類製造業	12	11	8	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	豆腐製造業	6	6	3	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	納豆製造業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	めん類製造業	19	18	14	—	—	2	1	0	0	0	0	0
	そうざい製造業	83	71	58	—	—	4	19	0	0	0	0	0
	添加物製造業	4	3	3	—	—	0	1	0	0	0	0	0
	食品の放射線照射業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	5	4	3	—	—	0	2	0	0	0	0	0
	氷雪製造業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	6	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	合計	7,025	5,217	4,079	—	—	488	1,317	0	2	0	0	0

※令和3年6月1日に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)が施行され、旧法(ア)と改正法(イ)に基づく営業許可施設が存在する。

イ 改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視指導状況 ※

業種 項目	営業施設数 各年度末現在			営業許可施設数			監視指導延施設数	処分件数				
	R2	R3	R4	継続	新規	廃業		営業禁止	営業停止	改善命令	廃業命令	その他
飲食店営業	—	570	1,440	0	909	39	1,073	0	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	—	4	7	0	4	1	4	0	0	0	0	0
食肉販売業	—	15	40	0	25	0	33	0	0	0	0	0
魚介類販売業	—	10	26	0	16	0	23	0	0	0	0	0
魚介類競り売り営業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	—	53	129	0	80	4	98	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	—	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0
乳製品製造業	—	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	—	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	—	0	2	0	2	0	3	0	0	0	0	0
水産製品製造業	—	2	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0
冰雪製造業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	—	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	—	0	3	0	3	0	4	0	0	0	0	0
豆腐製造業	—	0	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0
納豆製造業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	—	1	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0
そうざい製造業	—	7	24	0	17	0	25	0	0	0	0	0
複合型そうざい製造業	—	1	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	—	3	6	0	3	0	6	0	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	—	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
密封包装食品製造業	—	1	4	0	3	0	3	0	0	0	0	0
食品の小分け業	—	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0
添加物製造業	—	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	—	675	1,703	0	1,072	44	1,289	0	0	0	0	0

※令和3年6月1日に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）が施行され、旧法（ア）と改正法（イ）に基づく営業許可施設が存在する。

ウ 改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設の監視指導状況

業種	項目	営業施設数			監視指導延施設数	処分件数				
		各年度末現在				営業禁止	営業停止	改善命令	廃業命令	その他
		R2	R3	R4						
旧許可業種	魚介類販売業 (包装魚介類)	—	181	177	32	0	0	0	0	0
	食肉販売業 (包装食肉)	—	204	200	40	0	0	0	0	0
	乳類販売業	—	469	448	71	0	0	0	0	0
	冰雪販売業	—	5	5	1	0	0	0	0	0
販売業	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	—	55	178	0	0	0	0	0	0
	弁当販売業	—	5	11	3	0	0	0	0	0
	野菜果物販売業	—	28	43	8	0	0	0	0	0
	米穀類販売業	—	9	10	0	0	0	0	0	0
	通信販売・訪問販売 による販売業	—	8	7	0	0	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	—	26	33	9	0	0	0	0	0
	百貨店、総合スーパー	—	50	58	11	0	0	0	0	0
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	—	100	118	7	0	0	0	0	0
その他の食料 ・飲料販売業	—	303	392	32	0	0	0	0	0	
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定 により規格が定められた 添加物の製造を除く。)	—	1	1	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の 製造・加工業	—	2	2	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	—	18	34	4	0	0	0	0	0
	農産保存食料品 製造・加工業	—	0	3	0	0	0	0	0	0
	調味料製造・加工業	—	8	12	3	0	0	0	0	0
	糖類製造・加工業	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	—	7	7	1	0	0	0	0	0
	製茶業	—	0	1	1	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	—	3	3	1	0	0	0	0	0
	卵選別包装業	—	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食料品 製造・加工業	—	18	41	7	0	0	0	0	0	
上記以外のもの	行商	—	2	9	0	0	0	0	0	0
	集団給食施設	—	164	189	76	0	0	0	0	0
	器具、容器包装の 製造・加工業 (合成樹脂が使用された 器具又は容器包装の 製造、加工に限る。)	—	2	2	0	0	0	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲 食の提供のうち、営業とみな されないもの	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	—	18	21	0	0	0	0	0	0
合計	—	1,686	2,005	307	0	0	0	0	0	



エ 食品等の検査件数

種類	項目	検査項目数	検体数	検査項目数					不適 不良理由	処分 件数	処分 以外	
				検査内容		成分規格		左記以外				
				細菌	理化学	適	不適	良				不良
魚介類		6	6	6	0	6	0	0	0	—	—	—
冷凍食品		0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)		9	5	2	7	9	0	0	0	—	—	—
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		37	12	22	15	37	0	0	0	—	—	—
乳及び乳製品		1	1	0	1	1	0	0	0	—	—	—
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		4,232	26	0	4,232	4,232	0	0	0	—	—	—
菓子類		2	2	0	2	2	0	0	0	—	—	—
清涼飲料水		9	5	0	9	9	0	0	0	—	—	—
酒精飲料		3	1	0	3	3	0	0	0	—	—	—
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
かん詰・びん詰食品		4	2	0	4	4	0	0	0	—	—	—
その他の食品		6	2	6	0	6	0	0	0	—	—	—
合計		4,309	62	36	4,273	4,309	0	0	0	—	—	—

オ 食中毒発生状況

令和4年度は3件の食中毒事件が発生し、患者数は43名であった。  
事件概要は次のとおりである。

令和5年2月、インターネットで購入した弁当の喫食者が発熱、下痢、嘔吐等の食中毒症状を呈した。調査の結果、弁当は市内飲食店が調理していたことが判明した。喫食者のうち1グループ17名が類似した症状を呈しており、有症者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、共通する食事は当該飲食店が調理した弁当以外にないことから、当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。

令和5年2月、市内飲食店の利用者が下痢、腹痛、嘔吐、発熱等の食中毒症状を呈した。利用者のうち7グループ21名が類似した症状を呈しており、有症者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、共通する食事は当該飲食店が提供した食事以外にないことから、当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。

令和5年3月、市内飲食店の利用者1グループ5名が下痢、腹痛、発熱等の食中毒症状を呈した。有症者の便からカンピロバクターが検出されたこと、共通する食事は当該飲食店が提供した食事以外にないことから、当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。

食中毒発生件数と患者数

区分	R2年度	R3年度	R4年度
件数	0	1	3
患者数	0	14	43

カ 食品に関する相談状況

区分		受付件数		処理状況 (R4年度)						
		R3年度	R4年度	啓発	聴取	立入り	照会	検査	処分	その他
不良食品	不衛生な取扱い	17	24	19	21	12	1	0	0	0
	腐敗・変敗	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	異味・異臭	10	6	5	6	1	0	0	0	0
	カビの発生	4	1	1	1	0	0	0	0	0
	異物混入	18	16	7	11	3	3	0	0	2
規格基準		6	8	3	4	0	0	0	0	3
有害器具包装		3	0	0	0	0	0	0	0	0
表示		31	21	18	11	1	1	0	0	1
施設・設備		3	2	2	0	0	0	0	0	0
営業許可・営業届出		387	428	363	337	2	2	0	0	4
有症苦情		31	41	26	38	8	4	0	0	0
報告		29	19	11	17	1	0	0	0	5
相談		384	46	35	16	0	2	0	0	4
その他		26	23	11	15	1	0	0	0	0
合計		953	635	501	477	29	13	0	0	19

主な相談事例

<事例1>

市内在住者から市内で購入した味付けもずくの中から釣り糸のような異物が出てきたと申出があり、製造所が市外であったため、製造所を管轄する自治体へ調査依頼を行った。調査の結果、異物はもずくを養殖する際に使用する養殖網である可能性が高く、製造時の異物選別工程で除去できなかったことが混入の原因と考えられたことから、製造所管轄の自治体から製造所に対して、再発防止策等の指導が行われた。

<事例2>

市内在住者から市内で購入した海鮮巻きに異物が混入していたと申出があった。当該施設を調査した結果、異物はマグロの骨片であると考えられた。調理時にネタ切り担当と巻き担当が各々、目視と指触で骨片等異物の有無を確認しているが、本件についてはいずれの確認工程においても見落とししたことが原因と考えられた。当該施設に対し、再発防止策等の指導を行った。

キ 食品衛生普及啓発

市民や事業者を対象に、ホームページ「宮っこ食の安全安心ひろば」、さくらFM、広報誌、リーフレット配布により、食中毒予防や食品衛生に関する最新情報等の普及啓発を行っている。

(ア) 食品衛生講習会

食品の衛生的取扱いや食中毒予防などの講習会を実施するとともに、食の安全に関するリスクコミュニケーション推進のために、例年は体験型講習を行っているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。希望者には食品衛生に関するDVDの貸し出しや資料の提供を行った。

対象者	実施方法	実施回数		参加人数		使用した媒体	【参考】(R4年度) DVD貸し出し件数
		R3年度	R4年度	R3年度	R4年度		
一般、その他	講義	—	—	—	—	—	1
事業者	講義	—	—	—	—	—	1

(イ) 食の安全安心講演会

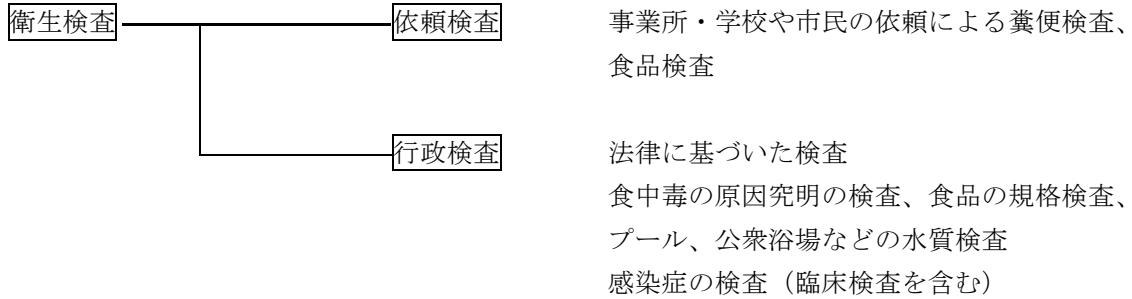
例年、食の安全・安心をテーマにし、市民及び市内食品関係事業者が食品や食品衛生に関する正しい知識を習得し、食品の安全性について理解を深めることを目的とした講演会を開いているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

ク その他

臨時出店届は32件あり、その届出に基づき、食品の衛生的取扱いや食中毒予防などについて指導を行った。

(2) 衛生検査 (食品衛生課 26-3680)

令和5年度衛生検査事業の体系図



ア 依頼検査

事業所・学校や市民の依頼による糞便検査、食品検査を行っている。

イ 行政検査

食中毒の原因究明や感染症の拡大を防止するために検査を行っている。また、市内に流通している不良食品の排除や遊泳用プール・公衆浴場などの水質状況などを監視指導するために検査を行っている。

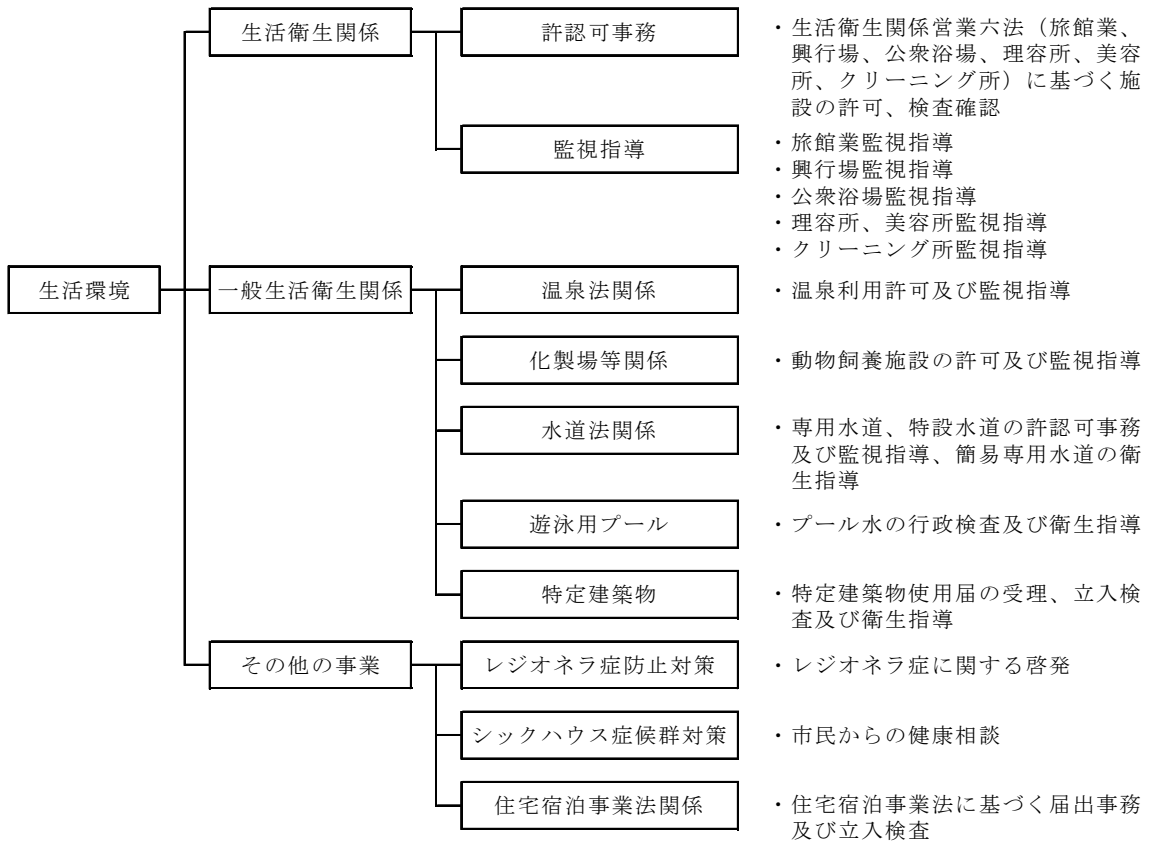
検査件数

(令和4年度)

行政検査	検体数	項目内訳		項目数 (合計)
		理化学	微生物	
食中毒	82	0	1,030	1,030
食品規格・基準等	47	176	36	212
水質（プール、公衆浴場）	117	190	205	395
細菌検査（糞便）	32	—	32	32
臨床検査（HIV等）	31	—	31	31
新型コロナウイルス	27	—	27	27
合計	336	366	1,361	1,727
依頼検査	検体数	項目内訳		項目数 (合計)
		理化学	微生物	
糞便検査	1,230	—	3,064	3,064
食品検査	8	0	16	16
合計	1,238	0	3,080	3,080

(3) 生活環境 (生活環境課 26-3692)

令和5年度生活環境事業の体系図



生活衛生関係営業六法（旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）に基づく施設の許可、検査確認、監視指導を行っている。

施設数等一覧

(令和4年度)

業種	施設数	許可件数	廃業件数	監視件数
旅館業	35	0	0	28
興行場	12	0	0	5
公衆浴場	一般	6	0	1
	その他	32	3	2
理容所	228	9	8	27
美容所	926	79	45	132
クリーニング所	一般	66	0	3
	取次	197	6	10
合計	1,502	97	69	252

ア 旅館業監視指導

旅館・ホテル等の宿泊施設の立入検査を行い、施設、設備、器具、寝具等が衛生的に管理されているか監視指導を行っている。

循環式浴槽を設置している施設については、浴槽水の水質検査を実施し、水質基準に適合しているか調査するとともに、レジオネラ症防止対策の情報提供を行っている。

**イ 興行場監視指導**

興行場（演劇、音楽、スポーツ、演芸などの施設）の立入検査を行い、施設、設備等が衛生的に管理されているか監視指導を行っている。

**ウ 公衆浴場監視指導**

公衆浴場の立入検査を行い、施設、設備、水質等が衛生的に管理されているか監視指導を行うとともに、浴槽水の水質検査を実施し、水質基準に適合しているか調査している。

循環式浴槽を設置している施設については、レジオネラ症防止対策の情報提供を行っている。

浴槽水水質検査結果（行政検査） （令和4年度）

種別	検査施設数	初回検査結果		再検査結果	
		適合	不適合	適合	不適合
一般公衆浴場	5施設21浴槽	17	4	4	0
その他の公衆浴場	16施設47浴槽	40	7	7	0
合計		57	11	11	0

不適合施設については衛生指導を行い、再検査を実施し適合を確認している。

**エ 理容所・美容所監視指導**

理容所・美容所の立入検査を行い、施設、設備、器具等が衛生的に管理され、器具類が適正な方法で消毒されているか監視指導を行っている。

**オ クリーニング所監視指導**

クリーニング所（取次店を含む）の立入検査を行い、施設、設備、器具、有機溶剤等が衛生的に管理され、洗濯物が適正に取り扱われているか監視指導を行っている。

コインオペレーションクリーニング営業施設についても立入検査を行い、衛生状況等の確認を行っている。

**カ 温泉利用許可及び監視指導**

温泉の飲用、浴用の利用許可及び監視指導を行っている。

また、温泉飲用許可施設及び浴用許可施設については、利用状況の報告徴収を行っている。

種別	R4年度中新規		R4年度末現在	
	許可施設数	許可件数	許可施設数	許可件数
飲用	0	0	2	2
浴用	2	2	12	17

キ 化製場等の許可及び監視指導

準用施設及び動物飼養施設について、排水・汚物処理・臭気対策等についての監視指導を行っている。

施設数等一覧 (令和4年度)

区分		新規許可件数	施設数	監視件数
準用施設		0	1	1
動物飼養施設	馬	0	5	1
	豚	0	5	1
	犬	3	30	16
合計		3	41	19

ク 専用水道・特設水道・簡易専用水道の監視指導

専用水道、特設水道の施設については、監視指導及びクリプトスポリジウム対策の周知徹底を行っている。

また、簡易専用水道については検査機関からの報告等に基づいて立入検査、衛生指導等を行っている。

施設数等一覧 (令和4年度)

種別	施設数	監視件数
専用水道	22	25
特設水道	1	1
簡易専用水道	1,394	13

ケ 遊泳用プールの監視指導

水の容量が概ね 100m<sup>3</sup> 以上の遊泳用プールについては、設置届の提出を義務づけている。夏場には、プールの維持管理基準等が遵守されているかの立入検査及び水質検査を実施し、検査結果に基づき営業者に水質管理状況の周知及び衛生管理の指導を行っている。また、レジオネラ症防止対策の知識普及、自主検査の実施の指導を行っている。

プール水水質検査結果 (行政検査) (令和4年度)

検査施設数	検査施設原水別内訳		検査プール数	検査結果		再検査結果	
	水道水	井戸水		適合	不適合	適合	不適合
10	8	2	17	15	2	2	0

不適合施設については、衛生指導を行い、再検査を実施し、適合を確認している。

コ 特定建築物の監視指導

特定建築物使用届の受理及び施設の維持管理について報告徴収・立入検査を行っている。立入検査の際には、建築物環境衛生管理基準が遵守されているかの確認・指導を行っている。

特定用途	施設数	新規届出	立入等件数
興行場	3	0	2
店舗・百貨店	42	1	28
事務所	24	1	5
学校	30	1	11
旅館	5	0	2
その他の特定建築物	9	0	3
合計	113	3	51

サ その他の事業

(ア) レジオネラ症防止対策

市のホームページ等においてレジオネラ症に関する啓発を行い、レジオネラ症の発生防止に努めている。

(イ) シックハウス症候群対策

市民からのシックハウス症候群に関する相談に応じている。令和4年度は2件の相談があり、防止対策として室内等の換気の重要性を説明した。

相談者自宅内でのホルムアルデヒドの測定は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

(ウ) 住宅宿泊事業法に基づく事務

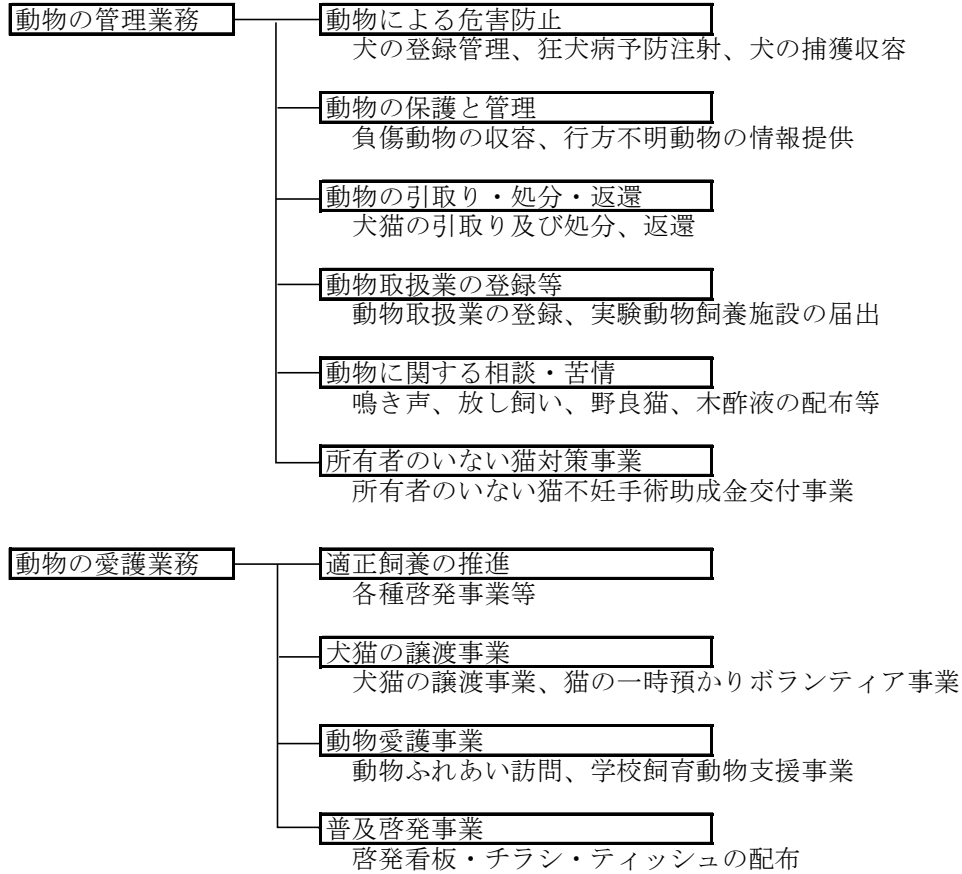
住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の相談・届出事務等を行っている。

令和4年度は16件の相談依頼があり、民泊の届出手続き等について説明した。



(4) 動物愛護 (生活環境課 81-1220)

令和5年度動物愛護事業の体系図



西宮市動物管理センターでは「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「動物の愛護及び管理に関する条例」などに基づき、公衆衛生の向上並びに人と動物が調和し共生する社会づくりに寄与するための事業を実施している。

動物による危害防止等のため犬の登録管理・狂犬病予防注射・犬の捕獲収容、また犬猫の引取りや相談・苦情を受け付けているほか、所有者のいない猫不妊手術助成金交付事業を実施している。

また動物の適正な取扱いのため、動物取扱業の登録などを行っているほか、動物愛護思想の高揚を図るため犬猫の譲渡事業や動物ふれあい訪問等を実施している。

ア 動物の管理業務

(ア) 犬の登録数

(単位：頭)

R3年度末登録数	24,484
新規登録数	1,489
転入	451
転出	374
死亡	1,585
R4年度末登録数	24,465

(イ) 狂犬病予防注射実施数

(令和4年度)

種別	予防注射実施頭数	期間(日)	会場
個別注射	14,807	—	—
集合注射	724	8	28
合計	15,531	—	—

(ウ) 動物収容等の状況

(令和4年度 単位：頭、匹)

種類	収容	引取り		負傷動物	警察からの引取り依頼	合計	
		所有者不明	所有者放棄				
犬	成犬	0	2	1	0	1	4
	子犬	0	0	0	0	0	0
	小計	0	2	1	0	1	4
猫	成猫	—	1	15	5	0	21
	子猫	—	104	0	3	0	107
	小計	—	105	15	8	0	128
その他の動物	—	—	—	0	0	0	0
合計	0	107	16	8	1	132	

(エ) 行方不明動物の情報提供

行方不明動物の照会があった場合は、必要に応じて所有者や警察等に速やかに情報提供を行い、その保護発見に努めている。令和4年度において寄せられた受付数167件に対して71件について所有者が判明した。

(オ) 動物返還・譲渡・処分等の状況

(令和4年度 単位：頭、匹)

種類	返還	譲渡	処分	継続飼養 (譲渡予定)	
犬	成犬	1	2	0	1
	子犬	0	0	0	0
	小計	1	2	0	1
猫	成猫	1	24	5	10
	子猫	0	82	9	0
	小計	1	106	14	10
その他の動物	0	0	0	0	0
合計	2	108	14	11	

(カ) 第1種動物取扱業の登録等

令和5年3月末現在の第1種動物取扱業の登録数は228件となっている。また、実験動物飼養施設の届出数は4件となっている。

(キ) 動物に関する相談・苦情

(令和4年度 単位：件)

種類	捕獲 收容	飼い方相談					負傷動物 の保護等	野良猫 について	その 他	合計
		鳴き声	放し飼い	衛生	虐待	咬傷等				
犬	0	18	6	10	10	2	0	—	2	48
猫	—	0	2	1	2	0	14	21	6	46
その他の動物	—	1	0	1	0	0	0	—	6	8
合計	0	19	8	12	12	2	14	21	14	102

(ク) 所有者のいない猫不妊手術助成金交付事業

所有者のいない猫に不妊手術を行う際に、その費用の一部を助成することにより、繁殖を抑制し、所有者のいない猫の数を減らすとともに、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的に、平成20年7月1日より事業を開始した。手術対象の雌猫1匹につき11,000円、雄猫1匹につき6,000円を上限に助成している。(令和4年4月1日より雌猫の助成額を11,000円、雄猫の助成額を6,000円に増額した。)

所有者のいない猫不妊手術助成金交付事業(令和4年度)

所有者のいない猫対策活動員数	不妊手術実施匹数
200	566

イ 動物の愛護業務

(ア) 譲渡事業

令和4年度は69組から譲受申込みがあり108頭・匹(犬2頭、猫106匹)を譲渡した。

(イ) 猫の一時預かりボランティア事業

收容された離乳前の子猫や馴化が必要な猫をボランティアに預け、授乳や馴化をしてもらうことで、譲渡の促進を行っている。

[令和4年度実績] 猫71匹

(ウ) 動物ふれあい事業

【令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止】

動物ふれあい事業

(令和4年度)

実施日	場所	参加人数	参加頭数
—	—	—	—

(エ) 普及啓発事業

動物を愛護する精神、適正飼育の遵守等を市政ニュース、さくら FM、啓発看板、及び啓発用チラシ等で啓発している。

- ・市政ニュースによる広報

掲載日	内容
令和4年4月10日	動物絵本読み聞かせ会の案内
	所有者のいない猫対策について、動物愛護基金への寄附について
令和4年7月10日	人と動物が仲良く暮らすためにについて
令和4年8月10日	兵庫県動物愛護フェア開催の案内
令和4年8月25日	長寿動物表彰の案内
令和4年9月10日	動物愛護週間について
令和5年2月10日	飼い犬登録内容変更時の届出案内
令和5年3月25日	狂犬病予防集合注射の案内

- ・動物愛護週間活動

西宮市開業獣医師会と共催で長寿動物の表彰状の授与を実施した。

動物愛護週間における街頭啓発活動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

- ・さくら FM による啓発

- ① 令和4年9月20日から9月23日までの4日間、ペットの飼い方等についての15分番組を放送した。
- ② ほけんしょ情報広場（年2回）による動物愛護と適正飼育の啓発を行った。
- ③ 「聞いてなるほど！西宮市政」にて動物管理センターの業務紹介を行った。

- ・啓発看板等の配布

犬猫の啓発看板の配布（462枚）、木酢液の配布（300本）を行った。  
また啓発チラシ、啓発ティッシュの配布を行った。

- ・その他啓発活動等

ケーブルテレビ（市広報番組1回）、ツイッター及びフェイスブック（2回）による動物の譲渡事業等の案内を行った。  
動物慰霊祭等その他啓発活動については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

(オ) 動物愛護基金

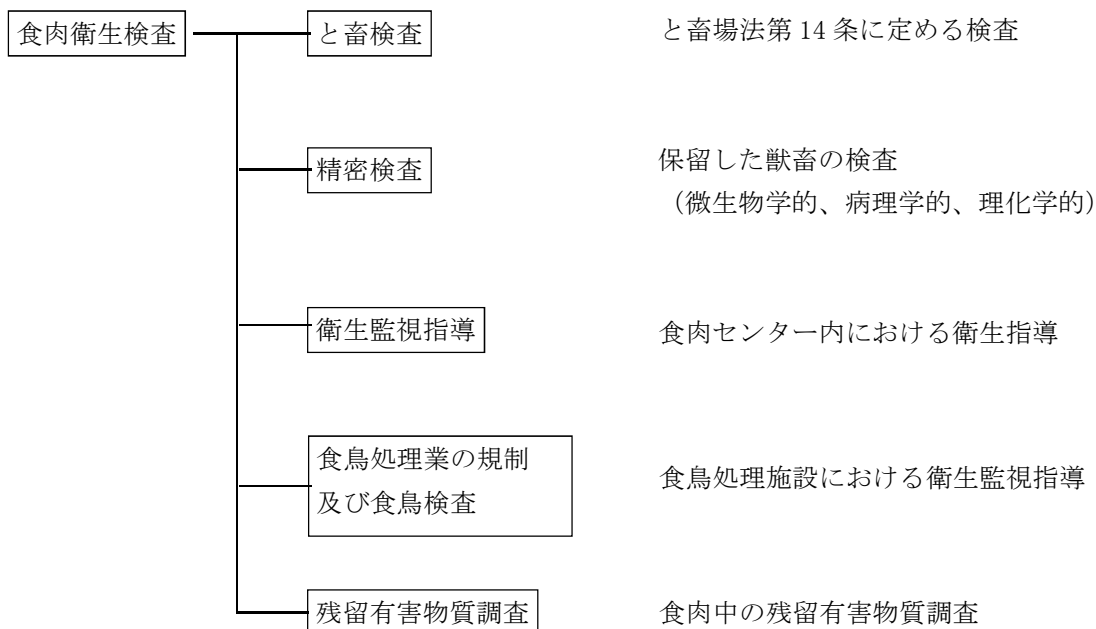
動物の愛護に関する施策をさらに推進し、「人と動物が共生できる街づくり」の実現に向け、令和3年4月からふるさと納税を活用した寄附金の受付を開始するとともに、寄附金を継続的に安定した財源とするため、動物愛護基金を設置している。

令和4年度動物愛護基金運営状況 (単位：円)

R3年度末現在高	R4年度中の増減		R4年度末現在高
	積立金	取り崩し金	
7,994,969	10,059,550	900,199	17,154,320

(5) 食肉衛生検査 (食肉衛生検査所 26-0175)

令和5年度食肉・食鳥肉衛生検査事業の体系図



ア と畜検査

安全で衛生的な食肉を提供するために、と畜場法に基づいて、食肉センターに搬入された獣畜を獣医師である「と畜検査員」が以下の検査を行い、食用に適するか否かを判定している。

月別と畜検査頭数 (令和4年度)

区分	牛	豚	合計
4月	570	2,956	3,526
5月	518	2,991	3,509
6月	515	3,113	3,628
7月	620	2,744	3,364
8月	437	2,880	3,317
9月	571	2,621	3,192
10月	460	2,471	2,931
11月	747	2,605	3,352
12月	572	2,851	3,423
1月	531	2,443	2,974
2月	498	2,460	2,958
3月	592	2,703	3,295
合計	6,631	32,838	39,469

(ア) 生体検査

とさつ前に望診、触診等の検査により疾病の有無を診断し、伝染病の疑いのある時はとさつ禁止の措置を行っている。

(イ) 解体時、解体後の検査

とさつ後、解体作業の中で、枝肉、諸臓器を1頭毎に検査し、疾病及び異常を認められた時は一部又は全部廃棄の措置を行っている。

(ウ) 精密検査

上記検査で検査判定が困難なものは、判定を保留し、微生物学的、理化学的、病理学的検査を行い、最終判定を行っている。

疾病別全部廃棄頭数 (令和4年度)

区分	牛	豚
豚丹毒	—	18
黄疸	1	0
敗血症	0	5
合計	1	23

疾病別一部廃棄延べ頭数 (令和4年度)

区分	牛	豚
その他細菌病	0	22,872
ジストマ病	3	0
寄生虫病(その他)	0	916
水腫	0	50
腫瘍	0	1
変性又は萎縮	486	45
炎症又は炎症性産物による汚染	1,428	10,182
その他	2,014	4,554
合計	3,931	38,620

牛の精密検査実施状況 (令和4年度)

区分	精密検査実施頭数	精密検査に基づく措置実施頭数			
		とさつ解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	合格
一般畜	4	0	0	0	4
病畜	2	0	1	0	1
切迫畜	0	0	0	0	0
合計	6	0	1	0	5

豚の精密検査実施状況 (令和4年度)

区分	精密検査実施頭数	精密検査に基づく措置実施頭数			
		とさつ解体禁止	全部廃棄	一部廃棄	合格
一般畜	32	0	23	0	9
病畜	0	0	0	0	0
切迫畜	0	0	0	0	0
合計	32	0	23	0	9

イ 食鳥処理業の規制及び食鳥検査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）に基づき、認定小規模食鳥処理施設の監視指導及び許認可事務を行っている。

認定小規模食鳥処理施設の確認状況（令和4年度）

施設数 ※		5
施設監視指導件数		10
処理した食鳥の種類 及び処理羽数	ブロイラー	10,020
	成鶏	27
	あひる	0
	その他	0
	合計	10,047
基準に適合した羽数		10,046
基準に適合しなかった羽数 （食鳥検査法第19条に基づく措置）		1

※施設数は令和5年3月末現在

ウ 衛生監視指導等

食肉の衛生的な取扱い及び食肉センターの衛生管理を行うために、細菌汚染調査、施設の監視及びと畜業者等の指導を実施している。処理された枝肉について残留有害物質等の有無を検査している。

（ア）細菌汚染及び清浄度検査

食肉センターで処理された枝肉や設備器具について、細菌汚染及び清浄度検査を実施した。大腸菌数については、食肉センターから依頼を受け検査を実施した。なお、清浄度検査はATP拭取り検査を行った。

細菌汚染及び清浄度検査（令和4年度）

検査項目	検査延件数		
	牛枝肉	豚枝肉	設備等
一般生菌数	60	60	—
腸内細菌科菌群数	60	60	—
大腸菌数	36	48	—
ATP拭取り	—	—	124
合計	156	168	124

(イ) 残留有害物質調査

厚生労働省通知に基づき、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を食肉センターに搬入された牛、豚を対象に実施した。なお、高速液体クロマトグラフィー（高速液クロ）による検査については、外部検査機関へ依頼した。

残留有害物質調査

(令和4年度)

検査動物	検査頭数	検査検体	簡易法※ 検査件数	高速液クロ 検査項目数	総検査 件数
牛	10	筋肉	1	7	80
		腎臓	1		10
豚	10	筋肉	1	7	80
		腎臓	1		10
合計	20	合計			180

※Disc法により実施

調査した全ての検体において、有害物質は検出されなかった。



## III章 統計編



1 保健衛生関係主要統計調査 (保健総務課 26-3681、26-3682、26-3775)

実施統計名	種類	実施 周期	調査対象	目的
人口動態 調査	基幹統計 厚生労働省	毎年	出生・死亡・死産・ 婚姻・離婚票に掲 げられた事項	国内の人口動態事象を把握し、人口 及び厚生労働行政施策の基礎資料を 得る
国民生活基 礎調査	基幹統計 厚生労働省	毎年	令和2年国勢調査 時の地区をもとに 無作為抽出された 地区	保健、医療、福祉、年金、所得等国 民生活の基礎的事項を調査し、厚生 労働行政の企画及び立案に必要な基 礎資料を得るとともに、各種調査の 調査客体を抽出するための親標本を 設定する
社会保障・ 人口問題基 本調査（生 活と支え合 いに関する 調査／全国 家庭動向調 査）	一般統計 国立社会保 障・人口問 題研究所	毎年 ※	国民生活基礎調査 で設定された調査 地区内より無作為 抽出された地区	社会保障制度の課題とその長期的な あり方、個人の社会参加のあり方を 検討するための基礎資料を得る／家 族の構造や機能の変化、それに伴う 子育てや介護の実態とその変化の原 因を明らかにするための基礎資料を 得る
地域保健・ 健康増進事 業報告	一般統計 厚生労働省	毎年	保健所における事 業活動の内容を所 定の報告票にて調 査・報告	地域特性に応じた保健施策の展開等 を実施主体である保健所及び市町村 ごとに把握し、国及び地方公共団体 の地域保健施策の効率的・効果的な 推進のための基礎資料を得る
衛生行政報 告例	一般統計 厚生労働省	毎年	西宮市における衛 生関係業務の実績 を所定の報告票に て調査・報告	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道 府県及び中核市における行政の実態 を数量的に把握して、国及び地方公 共団体の衛生行政運営のための基礎 資料を得る
病院報告 （患者票）	一般統計 厚生労働省	毎年	病院・療養病床を 有する診療所 26 施設	病院、療養病床を有する診療所にお ける患者の利用状況を把握し、医療 行政の基礎資料を得る
医療施設動 態調査	基幹統計 厚生労働省	毎年	開設・廃止・変更の ある医療施設	医療施設の分布・整備の実態を明ら かにするとともに、その診療機能を 把握し、行政の基礎資料を得る

※ 5つの調査（生活と支え合いに関する調査、全国家庭動向調査、世帯動態調査、出生動向基本調査、人口移動調査）があり、毎年実施調査が変更される。令和4年度は、令和3年度に実施予定であった調査が新型コロナウイルス感染症の流行により中止となったため、2つの調査が実施された。

Ⅲ章 統計編

実施統計名	種類	実施周期	調査対象	目的
特定保険医療材料価格調査 (調査客体精密化調査)	一般統計 厚生労働省	毎年	医療機器販売業者の事務所のうち、医療機関等に対して特定保険医療材料を直接販売している事務所	特定保険医療材料価格調査の調査客体を適確に把握するため、必要な資料を得る
医療施設静態調査	基幹統計 厚生労働省	3年に1回 令和4年度は非調査年 次回は令和5年度に実施予定	10月1日午前零時現在において開設している全ての病院・診療所	医療施設の分布、整備の詳細な実態を明らかにするとともに、その診療機能を把握し、行政の基礎資料を得る
患者調査	基幹統計 厚生労働省	3年に1回 令和3年度は非調査年 次回は令和5年度に実施予定	無作為抽出された病院・診療所を利用した患者 調査日：10月中旬の3日間のうち、病院・診療所ごとに定める1日（退院患者については9月1日から30日までの1か月間）	病院及び診療所を利用する患者についてその傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る
受療行動調査	一般統計 厚生労働省	3年に1回 令和4年度は非調査年 次回は令和5年度に実施予定	無作為抽出された病院を利用した患者 調査日：10月中旬の3日間のうち、病院ごとに定める1日（患者調査と同一の日）	全国の医療施設を利用する患者について受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般統計 厚生労働省	2年に1回 令和4年度は調査年 次回は令和6年度に実施予定	国内に住所を有する医師・歯科医師・薬剤師	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る

2 人口動態 (保健総務課 26-3682)

(1) 統計凡例

- ・ 低出生体重児出生数：出生時体重 2,500g 未満の出生児数
- ・ 乳児死亡数：1歳未満の死亡児数
- ・ 新生児死亡数：生後4週(28日)未満の死亡児数
- ・ 早期新生児死亡数：生後1週(7日)未満の死亡数
- ・ 周産期死亡数：妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数
- ・ 周産期死亡率：周産期死亡数 / [出生数+妊娠満22週以後の死産数] × 1,000
- ・ 出生率・死亡率・婚姻率・離婚率 = 件数 / 人口 × 1,000  
 西宮市人口：各年9月30日現在住民基本台帳人口(外国人住民を除く)  
 全国及び兵庫県人口：各年10月1日現在日本人人口
- ・ 死産率(自然死産率・人工死産率)  
 = 死産(自然・人工)数 / 出産(出生+死産)数 × 1,000
- ・ 乳児・新生児・早期新生児死亡率  
 = 乳児・新生児・早期新生児死亡数 / 出生数 × 1,000
- ・ 合計特殊出生率  
 = {母の年齢別出生数 / 年齢別女性人口} 15歳から49歳までの合計

(2) 出生・死亡等の状況

令和4年の出生率は、全国・兵庫県に比べ高く、死亡率は低い。

項目/年	R2年	R3年	R4年(概数)		
				兵庫県	全国
出生数	3,677	3,448	3,332	33,565	770,747
低出生体重児	326	300	294	-	-
死亡数	4,190	4,532	4,705	66,539	1,568,961
乳児死亡	2	8	1	41	1,356
男	1	5	1	19	735
女	1	3	0	22	621
新生児死亡	0	3	0	16	609
男	0	2	0	-	-
女	0	1	0	-	-
死産数	49	60	55	624	15,178
自然死産	23	32	29	334	7,390
人工死産	26	28	26	290	7,788
周産期死亡数	7	13	7	96	2,527
妊娠満22週以降の死産	7	11	7	81	2,061
早期新生児死亡	0	2	0	15	466
出生率	7.7	7.2	7.0	6.3	6.3
(%) 低出生体重児出生率	8.9	8.7	8.8	-	-
死亡率	8.8	9.5	9.9	12.6	12.9
(%) 乳児死亡率	0.5	2.3	0.3	1.2	1.8
(%) 新生児死亡率	0.0	0.9	0.0	0.5	0.8
死産率 (%)	13.2	17.1	16.2	18.3	19.3
周産期死亡率 (%)	1.9	3.8	2.1	2.9	3.3

(3) 母の年齢階級別出生数

(令和3年)

区分	男	女	合計
19歳以下	6	5	11
20～24歳	65	63	128
25～29歳	436	371	807
30～34歳	692	660	1,352
35～39歳	470	428	898
40～44歳	120	123	243
45歳以上	5	4	9
不詳	0	0	0
合計	1,794	1,654	3,448

(4) 母の出産順位別出生数

(令和3年)

区分	男	女	合計
第1子	879	839	1,718
第2子	660	590	1,250
第3子	208	185	393
第4子	38	34	72
第5子	6	5	11
第6子以上	3	1	4
合計	1,794	1,654	3,448

(5) 合計特殊出生率(外国人住民を含まない人口で算出)

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子供数に相当する。

区分	R1年	R2年	R3年
西宮市	1.37	1.39	1.32
兵庫県	1.41	1.39	1.36
全国	1.36	1.33	1.30

(6) 体重別出生数

低出生体重児(出生体重2,500g未満)については、女児の方が高い傾向にある。また、巨大児(出生体重4,000g以上)も含め、体重が重くなるほど男児の方が高い傾向が現われている。体重別では、男児が3,000g～3,499g、女児が2,500g～2,999gの出生児数が各年とも最も多い。

体重別出生数

区分		R1年	R2年	R3年
総数	総数	3,708	3,677	3,448
	男	1,873	1,819	1,794
	女	1,835	1,858	1,654
1,999 g 以下	男	36	25	29
	女	34	38	26
2,000 g ～2,499 g	男	115	117	97
	女	146	146	148
2,500 g ～2,999 g	男	697	608	586
	女	750	767	679
3,000 g ～3,499 g	男	803	807	825
	女	733	741	647
3,500 g ～3,999 g	男	209	251	238
	女	160	160	142
4,000 g 以上	男	12	10	18
	女	12	5	11
不詳	男	1	1	1
	女	0	1	1

(7) 主要死因別死亡数と死亡率

前年と比べて、心疾患、老衰、大動脈瘤及び解離、不慮の事故、慢性閉塞性肺疾患の死亡数は増加しているが、悪性新生物、脳血管疾患、肺炎、腎不全、自殺の死亡数は減少している。

ア 西宮市における主要死因の比率

(単位：%)

死因	R2年	R3年	R4年(概数)		
				兵庫県	全国
悪性新生物	30.4	28.2	25.8	25.2	24.6
心疾患	14.0	14.6	14.6	15.0	14.8
脳血管疾患	7.5	6.8	6.1	6.3	6.8
肺炎	5.4	5.4	4.7	4.2	4.7

注：比率＝死因別死亡数÷全死亡数×100

イ 西宮市における主な死因の死亡数と死亡率

死因	R2年		R3年		R4年(概数)						
								兵庫県		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死因順位	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
悪性新生物	1,274	266.9	1,276	267.9	1,215	255.5	1	16,783	317.4	385,787	316.1
心疾患	587	123.0	660	138.6	685	144.0	2	10,008	189.3	232,879	190.8
老衰	371	77.7	468	98.3	522	109.8	3	7,297	138.0	179,524	147.1
脳血管疾患	314	65.8	309	64.9	285	59.9	4	4,204	79.5	107,473	88.1
肺炎	226	47.4	244	51.2	221	46.5	5	2,792	52.8	74,002	60.6
不慮の事故	101	21.2	101	21.2	117	24.6	6	1,911	36.1	43,357	35.5
腎不全	79	16.6	88	18.5	84	17.7	7	1,347	25.5	30,740	25.2
大動脈瘤及び解離	47	9.8	53	11.1	77	16.2	8	818	15.5	19,982	16.4
自殺	72	15.1	59	12.4	58	12.2	9	908	17.2	21,238	17.4
慢性閉塞性肺疾患	51	10.7	56	11.8	58	12.2	9	815	15.4	16,674	13.7

注：この表の死亡率は、粗死亡率であり、人口10万人に対しての死亡数である。

(8) 悪性新生物（主要部位）による死亡数と死亡率

前年と比べて悪性新生物全体の死亡数は減少しているが、胃がん、膵がん、白血病の死亡数は増加している。

悪性新生物（主要部位）による死亡数と死亡率

区分		R2年		R3年		R4年（概数）				
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	兵庫県		
悪性新生物	計	1,274	266.9	1,276	267.9	1,215	255.5	16,783	317.4	
	男	702	311.4	751	334.3	698	311.3	9,631	383.7	
	女	572	227.2	525	208.6	517	205.7	7,152	257.5	
食道	計	32	6.7	50	10.5	28	5.9	368	7.0	
	男	25	11.1	40	17.8	21	9.4	254	10.1	
	女	7	2.8	10	4.0	7	2.8	114	4.1	
胃	計	134	28.1	121	25.4	128	26.9	1,847	34.9	
	男	83	36.8	73	32.5	83	37.0	1,163	46.3	
	女	51	20.3	48	19.1	45	17.9	684	24.6	
大腸	結腸	計	111	23.3	134	28.1	115	24.2	1,519	28.7
		男	42	18.6	68	30.3	55	24.5	705	28.1
		女	69	27.4	66	26.2	60	23.9	814	29.3
	直腸S状結腸移行部及び直腸	計	61	12.8	40	8.4	43	9.0	694	13.1
		男	37	16.4	24	10.7	29	12.9	423	16.9
		女	24	9.5	16	6.4	14	5.6	271	9.8
計	172	36.0	174	36.5	158	33.2	2,213	41.9		
肝及び肝内胆管	計	73	15.3	90	18.9	72	15.1	1,077	20.4	
	男	48	21.3	64	28.5	47	21.0	716	28.5	
	女	25	9.9	26	10.3	25	9.9	361	13.0	
膵	計	159	33.3	124	26.0	155	32.6	1,747	33.0	
	男	83	36.8	64	28.5	72	32.1	847	33.7	
	女	76	30.2	60	23.8	83	33.0	900	32.4	
気管・気管支及び肺	計	234	49.0	242	50.8	239	50.3	3,400	64.3	
	男	150	66.5	164	73.0	171	76.3	2,420	96.4	
	女	84	33.4	78	31.0	68	27.1	980	35.3	
乳房	計	59	12.4	52	10.9	44	9.3	684	12.9	
	男	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	
	女	59	23.4	52	20.7	44	17.5	682	24.6	
子宮	女	25	9.9	24	5.0	16	3.4	303	5.7	
卵巣	女	17	6.8	22	9.8	20	8.9	219	8.7	
前立腺	男	42	18.6	50	19.9	34	13.5	527	19.0	
白血病	計	34	7.1	24	5.0	37	7.8	424	8.0	
	男	21	9.3	13	5.8	20	8.9	260	10.4	
	女	13	5.2	11	4.4	17	6.8	164	5.9	

注：この表の死亡率は、粗死亡率であり、人口10万人に対しての死亡数である。



(9) 自殺による死亡数

(単位：人)

区分	R2年	R3年	R4年 (概数)
総数	72	59	58
男	43	32	39
女	29	27	19

(10) 妊娠周期別死産数

(令和3年)

区分	12週～ 15週	16週～ 19週	20週～ 23週	24週～ 27週	28週～ 31週	32週～ 35週	36週～ 39週	40週 以上	不詳	計
自然死産	6	12	3	4	3	2	2	0	0	32
人工死産	8	11	9	0	0	0	0	0	0	28
合計	14	23	12	4	3	2	2	0	0	60

(11) 母の年齢階級別死産数

(令和3年)

区分	自然死産	人工死産	合計
19歳以下	0	3	3
20～24歳	1	6	7
25～29歳	6	6	12
30～34歳	9	4	13
35～39歳	13	4	17
40～44歳	3	4	7
45歳以上	0	1	1
不詳	0	0	0
合計	32	28	60

(12) 婚姻

(単位：件,%)

区分	R2年	R3年	R4年 (概数)	
婚姻件数	1,971	1,923	1,992	
婚姻率	西宮市	4.1	4.0	4.2
	兵庫県	4.1	3.9	3.9
	全国	4.3	4.1	4.1

(13) 離婚

(単位：件,%)

区分	R2年	R3年	R4年 (概数)	
離婚件数	658	624	622	
離婚率	西宮市	1.38	1.31	1.31
	兵庫県	1.56	1.54	1.49
	全国	1.57	1.50	1.47

memo



## IV章 調査・研究活動編



## 1 調査・研究活動

年月日	学会名等	内容	発表者氏名
令和4年 7月 29日	第61回公衆衛生学会 近畿地方会	西宮市における禁煙治療費助成事業の報告	健康増進課 吉本 果
令和4年 11月 26日	令和4年度兵庫県公衆衛生協会中央研究会	西宮市4か月児健康診査 集団健診から個別健診への取組みと課題	地域保健課 河原 玲奈
令和5年 3月 3日	兵庫県食肉衛生検査技術研修会	西宮市食肉センターにおける外部検証に基づく作業前点検の取組みについて	食肉衛生検査所 長崎 雄太

memo





## 保健事業の概要（令和5年度版）

### ～生涯にわたる健康づくり～

令和5年（2023年）8月発行

発行：西宮市健康福祉局保健所

〒662 - 0911

西宮市池田町8番11号

電話 0798 - 26 - 3666

FAX 0798 - 33 - 1174

